

厚生労働省

令和元年度障害者総合福祉推進事業

**補装具費支給制度における
多職種・多機関連携に関する調査研究
別冊（実態調査の詳細結果）**

令和2年3月

MS&ADインターリスク総研 株式会社

目次

1. アンケート調査結果の詳細	1
(1) 市区町村	1
① 現状について.....	1
② 補装具費支給決定における連携状況と課題について.....	5
③ 装用訓練について.....	18
④ 補装具引渡し後のフォローアップについて.....	19
⑤ その他.....	35
(2) 身体障害者更生相談所	40
① 現状について.....	40
② 補装具費支給判定における連携状況と課題について.....	42
③ 装用訓練について.....	56
④ 補装具引渡し後のフォローアップについて.....	58
⑤ その他.....	72
(3) 指定自立支援医療機関	78
① 現状について.....	78
② 補装具費支給意見書（医師の意見書）の作成における連携状況と課題について.....	83
③ 装用訓練について.....	88
④ 補装具引渡し後のフォローアップについて.....	90
⑤ その他.....	102
(4) 補装具業者	106
① 現状について.....	106
② 補装具製作における連携状況と課題について.....	112
③ 装用訓練について.....	120
④ 補装具引渡し後のフォローアップについて.....	122
⑤ その他.....	134
(5) 職能団体	138
① 現状について.....	138
② 補装具費支給制度における連携状況について.....	144
③ 装用訓練について.....	146
④ 補装具引渡し後のフォローアップについて.....	147
⑤ その他.....	154
2. ヒアリング調査結果の詳細	158
(1) 市区町村	158
(2) 身体障害者更生相談所	161
(3) 指定自立支援医療機関	165
(4) 補装具業者	167

市区町村

1. アンケート調査結果の詳細

(1) 市区町村

① 現状について

Q1：借受け支給申請受付件数（平成30年度実績）をご記入ください。（半角数字のみ）

※0件の場合は、0をご記入ください。

	全体	0件	1件	2件	3件	4件	5件以上	最小値	最大値
義肢の完成用部品	706	704	-	1	-	-	1	0	5
装具の完成用部品	706	701	1	-	-	-	4	0	27
座位保持装置の完成用部品	706	704	-	-	-	-	2	0	8
重度障害者用意思伝達装置(本体)	706	705	1	-	-	-	-	0	1
歩行器	706	704	-	2	-	-	-	0	2
座位保持椅子	706	706	-	-	-	-	-	0	0

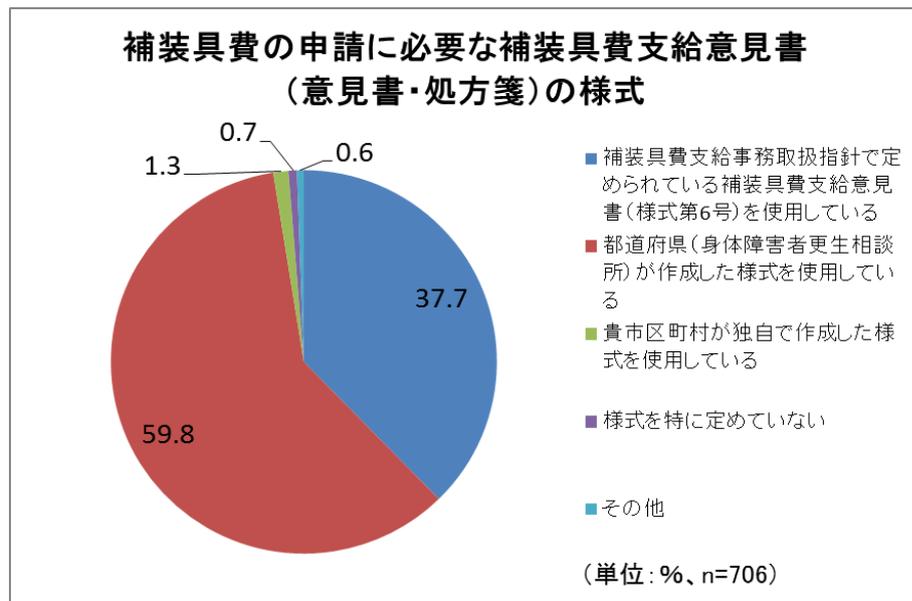
Q2：借受け支給決定件数（平成30年度実績）をご記入ください。（半角数字のみ）

※0件の場合は、0をご記入ください。

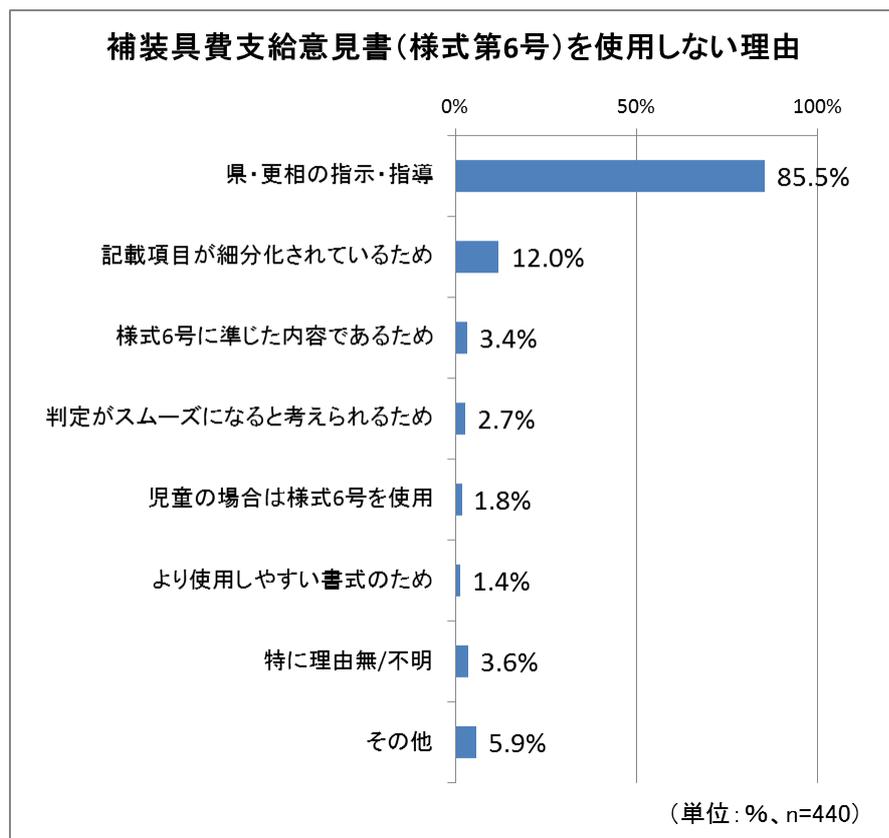
	全体	0件	1件	2件	3件	4件	5件以上	最小値	最大値
義肢の完成用部品	706	705	-	1	-	-	-	0	2
装具の完成用部品	706	704	-	-	-	-	2	0	10
座位保持装置の完成用部品	706	705	-	-	-	-	1	0	6
重度障害者用意思伝達装置(本体)	706	706	-	-	-	-	-	0	0
歩行器	706	705	-	1	-	-	-	0	2
座位保持椅子	706	705	-	1	-	-	-	0	2

市区町村

Q3：補装具費の申請に必要な補装具費支給意見書（意見書・処方箋）の様式をどのように定めていますか。当てはまるものを一つお選びください。



Q4：補装具費支給意見書（様式第6号）を使用しない理由をお教えてください。（自由記述）

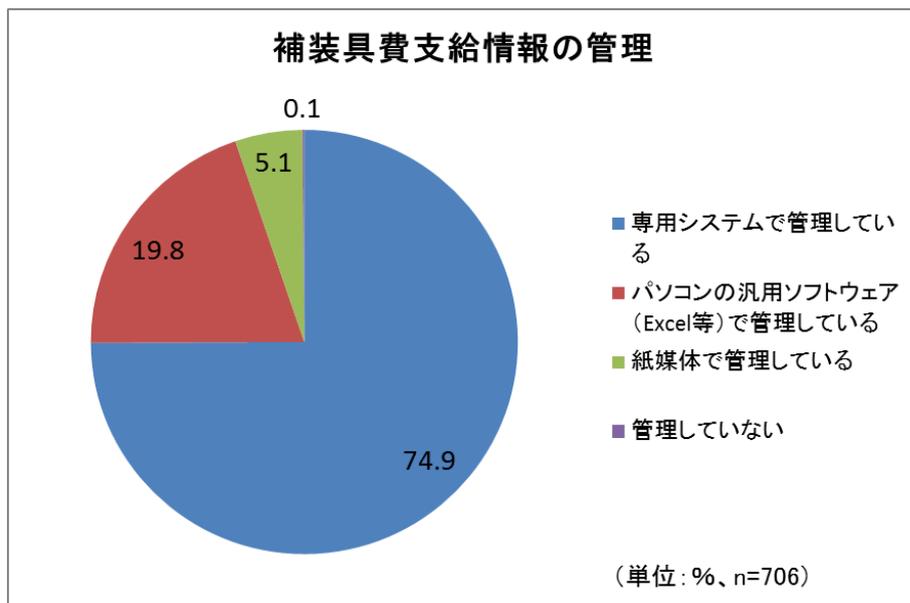


Q5：貴市区町村で独自に作成している意見書・処方箋の書式をお送りください。

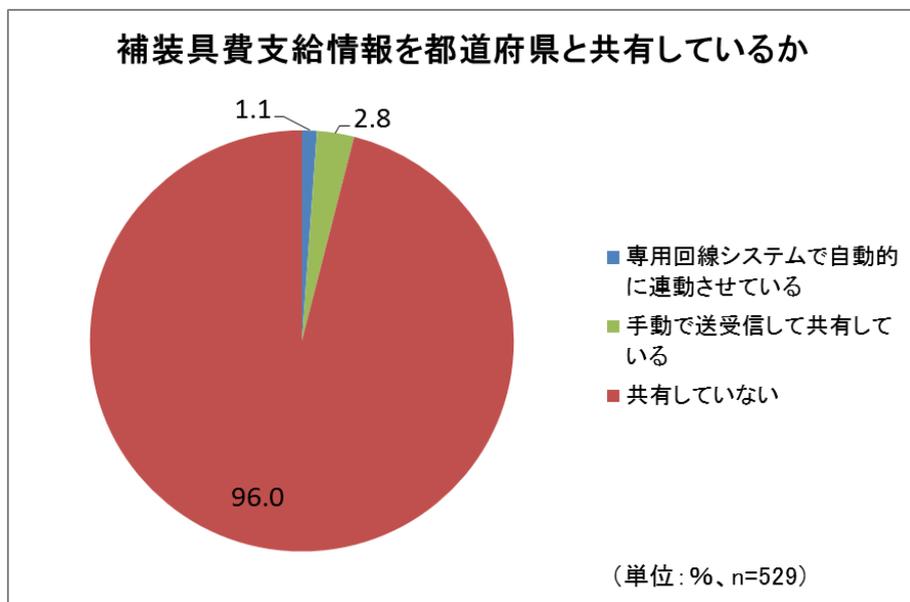
・メールに添付または FAX にて送付、もしくは記載ホームページの URL を記載いただいた。

市区町村

Q6：補装具費支給情報の管理について、当てはまるものを一つお選びください。

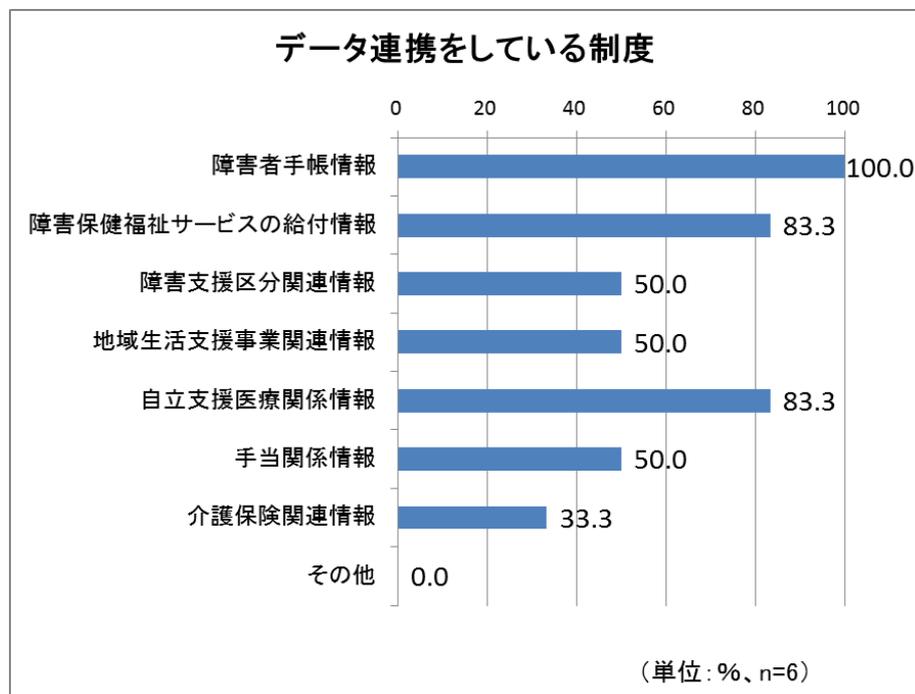


Q7：前問で「専用システムで管理している」と答えた方にお伺いします。補装具費支給情報を都道府県と共有していますか。当てはまるものを一つお選びください。



市区町村

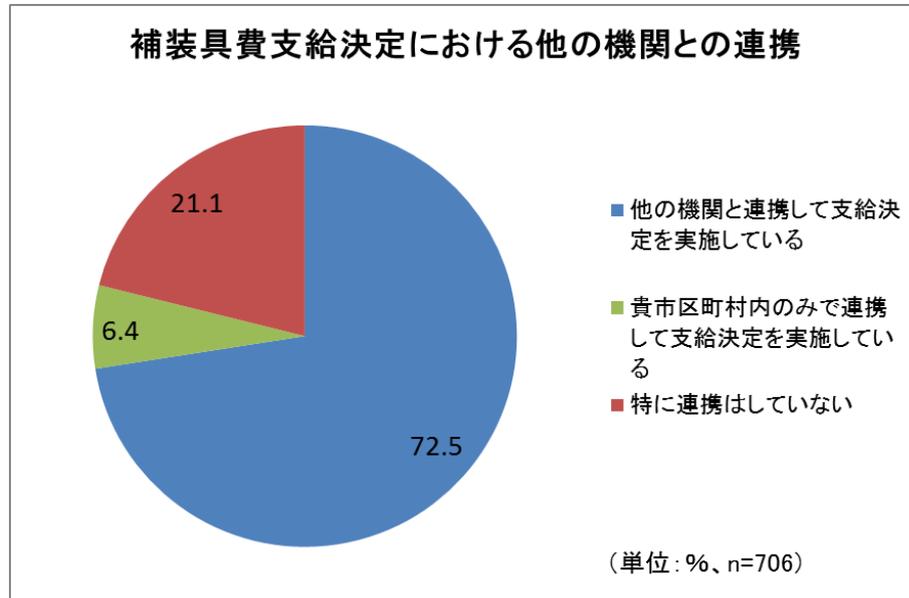
Q8：前問で「専用回線システムで自動的に連動させている」と答えた方にお伺いします。他の制度とのデータ連携をしていますか。データ連携をしている制度として、当てはまるものを全てお選びください。(複数回答可)



市区町村

② 補装具費支給決定における連携状況と課題について

Q9：補装具費支給決定において、他の機関と連携していますか。当てはまるものを一つお選びください。※他の機関とは、貴市区町村以外のすべてを含みます。



市区町村

Q10：補装具費支給決定にあたり、他の機関と連携をしている補装具及びその連携先を全てお選びください。

①市区町村	全 体	市 区 町 村	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	指 定 自 立 支 援 医 療 機 関	そ の 他 医 療 機 関	補 装 具 業 者	相 談 支 援 事 業 所	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	そ の 他 機 関
義肢	512 1000	65 12.7	456 89.1	136 26.6	118 23.0	298 58.2	49 9.6	46 9.0	16 3.1	6 1.2
装具	512 1000	66 12.9	450 87.9	140 27.3	117 22.9	293 57.2	48 9.4	50 9.8	16 3.1	7 1.4
座位保持装置	512 1000	69 13.5	462 90.2	150 29.3	125 24.4	301 58.8	51 10.0	57 11.1	16 3.1	9 1.8
車椅子	512 1000	69 13.5	462 90.2	149 29.1	130 25.4	302 59.0	55 10.7	62 12.1	16 3.1	12 2.3
電動車椅子	512 1000	68 13.3	465 90.8	150 29.3	123 24.0	308 60.2	55 10.7	60 11.7	16 3.1	14 2.7
歩行器	512 1000	76 14.8	251 49.0	130 25.4	104 20.3	258 50.4	42 8.2	42 8.2	14 2.7	9 1.8
歩行補助つえ(一本つえ除く)	512 1000	74 14.5	171 33.4	79 15.4	66 12.9	227 44.3	36 7.0	35 6.8	12 2.3	1 0.2
盲人安全つえ	512 1000	75 14.6	161 31.4	66 12.9	57 11.1	226 44.1	36 7.0	35 6.8	13 2.5	1 0.2
義眼	512 1000	72 14.1	213 41.6	123 24.0	93 18.2	231 45.1	34 6.6	33 6.4	13 2.5	1 0.2
眼鏡	512 1000	73 14.3	217 42.4	127 24.8	103 20.1	243 47.5	38 7.4	36 7.0	14 2.7	1 0.2
補聴器	512 1000	68 13.3	449 87.7	148 28.9	123 24.0	290 56.6	42 8.2	37 7.2	15 2.9	10 2.0
重度障害者用意思伝達装置	512 1000	69 13.5	461 90.0	155 30.3	140 27.3	302 59.0	50 9.8	47 9.2	18 3.5	12 2.3
座位保持椅子	512 1000	69 13.5	312 60.9	139 27.1	113 22.1	264 51.6	42 8.2	43 8.4	14 2.7	9 1.8
起立保持具	512 1000	67 13.1	263 51.4	139 27.1	104 20.3	249 48.6	40 7.8	40 7.8	13 2.5	8 1.6
頭部保持具	512 1000	68 13.3	219 42.8	119 23.2	87 17.0	225 43.9	38 7.4	36 7.0	12 2.3	6 1.2
排便補助具	512 1000	70 13.7	197 38.5	111 21.7	81 15.8	215 42.0	35 6.8	32 6.3	9 1.8	4 0.8

※市区町村が50%以上の連携があると回答した補装具種目と連携機関を黄色に着色した

(参照) 他機関の同じ情報掲載ページ

②身体障害者更生相談所→P43

③指定自立支援医療機関→P84

④補装具業者→P113

市区町村

【その他の機関】 ※数字は件数

義肢

高齢者施設	1
保健所	1
学校関係	1
訪問看護ステーション	1
介護サービス事業所	1
地域包括支援センター	1

装具

居宅介護支援事業所	1
高齢者施設等	1
保健所	1
学校関係	1
通所リハ（介護保険）	1
介護サービス事業所	1
地域包括支援センター	1

座位保持装置

学校・教育機関	5
高齢者施設等	1
保健所	1
介護サービス事業所	1
地域包括支援センター	1

車椅子

学校・教育機関	5
介護事業所（訪問・保険・サービス）	3
居宅介護支援事業所	1
高齢者施設	1
保健所	1
地域包括支援センター	1

電動車椅子

学校・教育機関	6
介護事業所（訪問・保険・サービス・居宅支援）	4
居宅介護支援事業所	1
高齢者施設	1
保健所	1
地域包括支援センター	1

歩行器

学校・教育機関	5
高齢者施設等	1
保健所	1
介護サービス事業所	1
地域包括支援センター	1

歩行補助つえ

高齢者施設等	1
--------	---

盲人安全つえ

高齢者施設等	1
--------	---

義眼

高齢者施設等	1
--------	---

眼鏡

高齢者施設等	1
--------	---

補聴器

教育機関	4
居宅介護支援事業所	1
高齢者施設等	1
保健所	1
介護サービス事業所	1
地域包括支援センター	1
幼稚園	1

重度障害者用意思伝達装置

保健所	7
高齢者施設等	1
介護保険施設	1
学校	1
居宅介護支援事業所	1
介護サービス事業所、地域包括支援センター等	1

座位保持椅子

教育機関	5
園、保育施設等	2
高齢者施設等	1
保健所	1

起立保持具

教育機関	4
園、保育施設等	2
高齢者施設等	1
保健所	1

頭部保持具

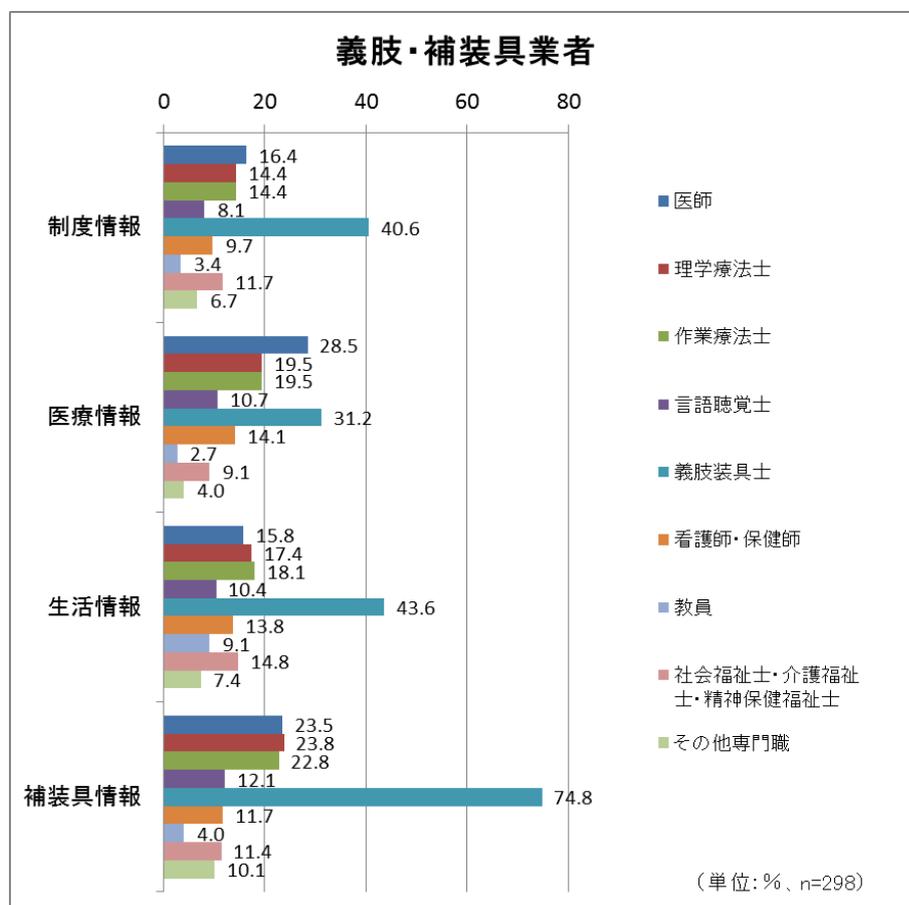
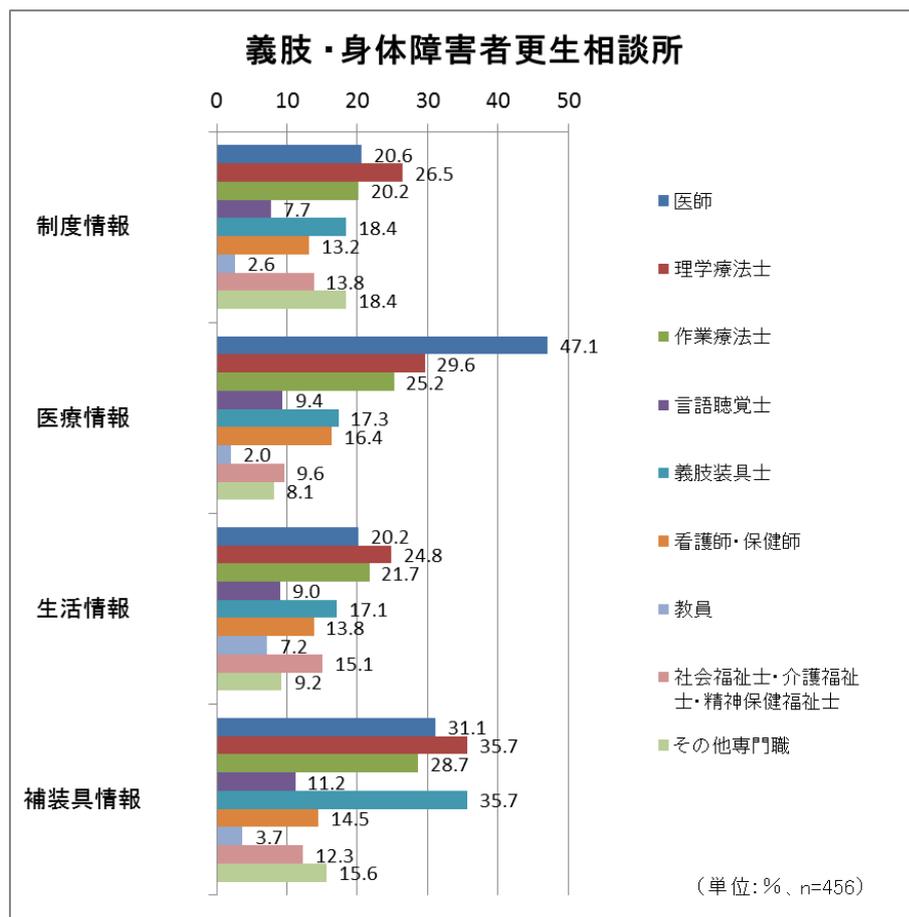
教育機関	2
園、保育施設等	2
高齢者施設等	1
保健所	1

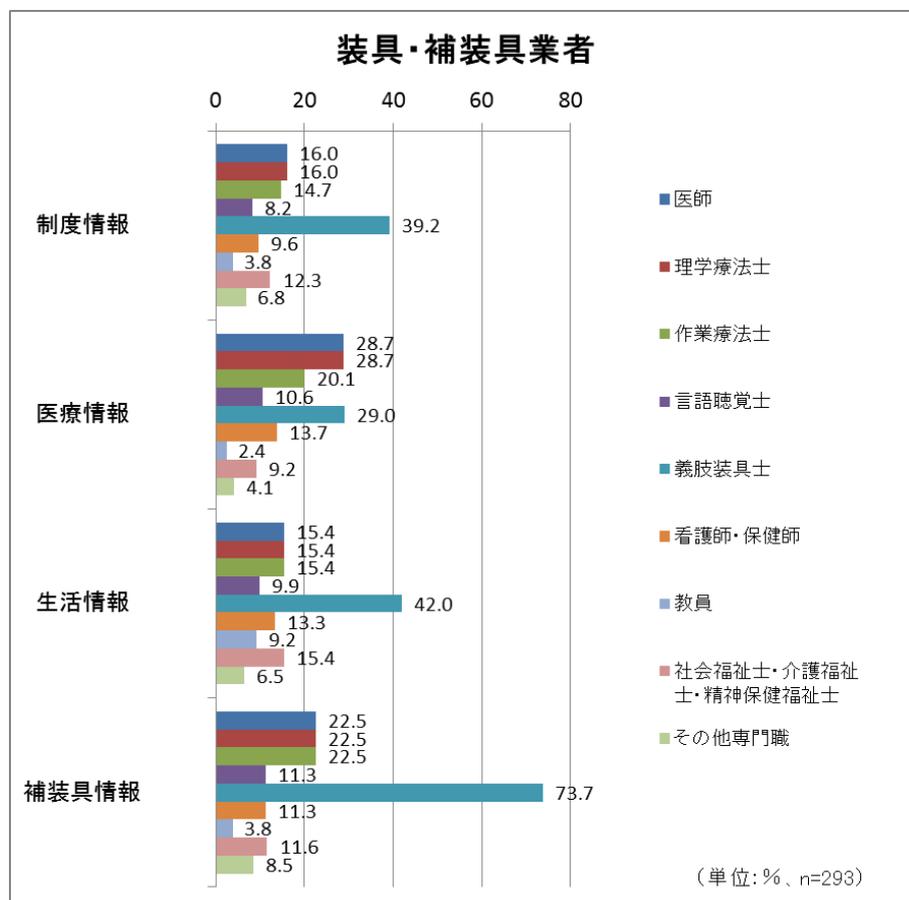
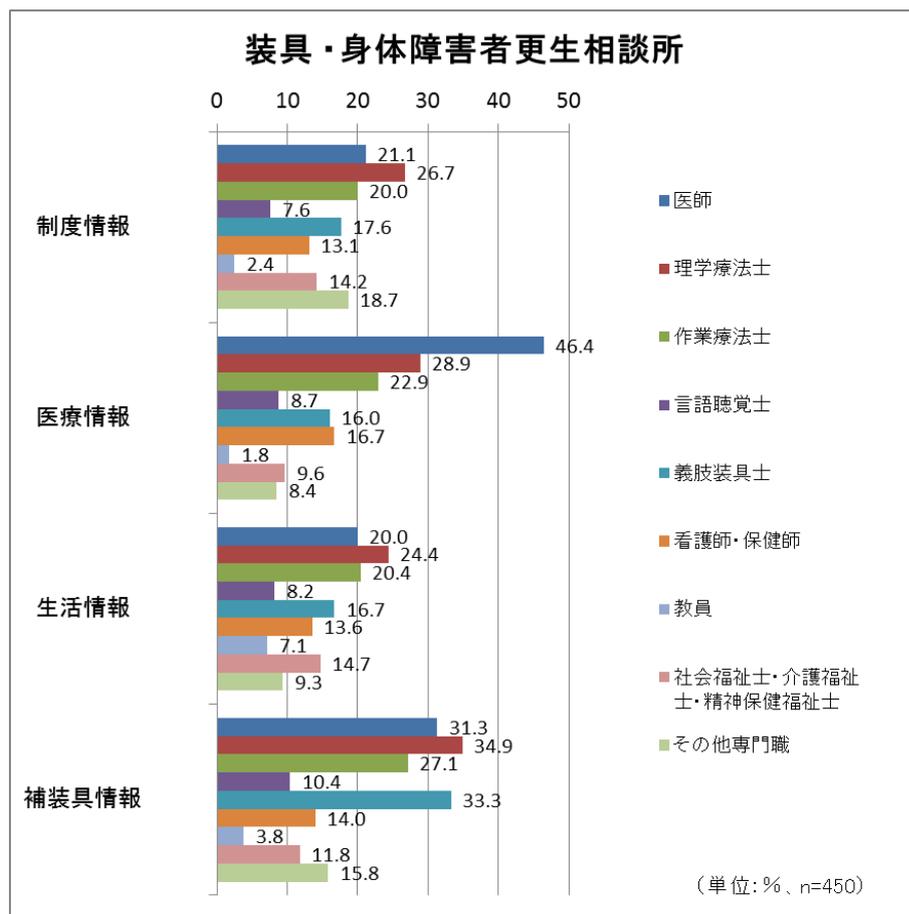
排便補助具

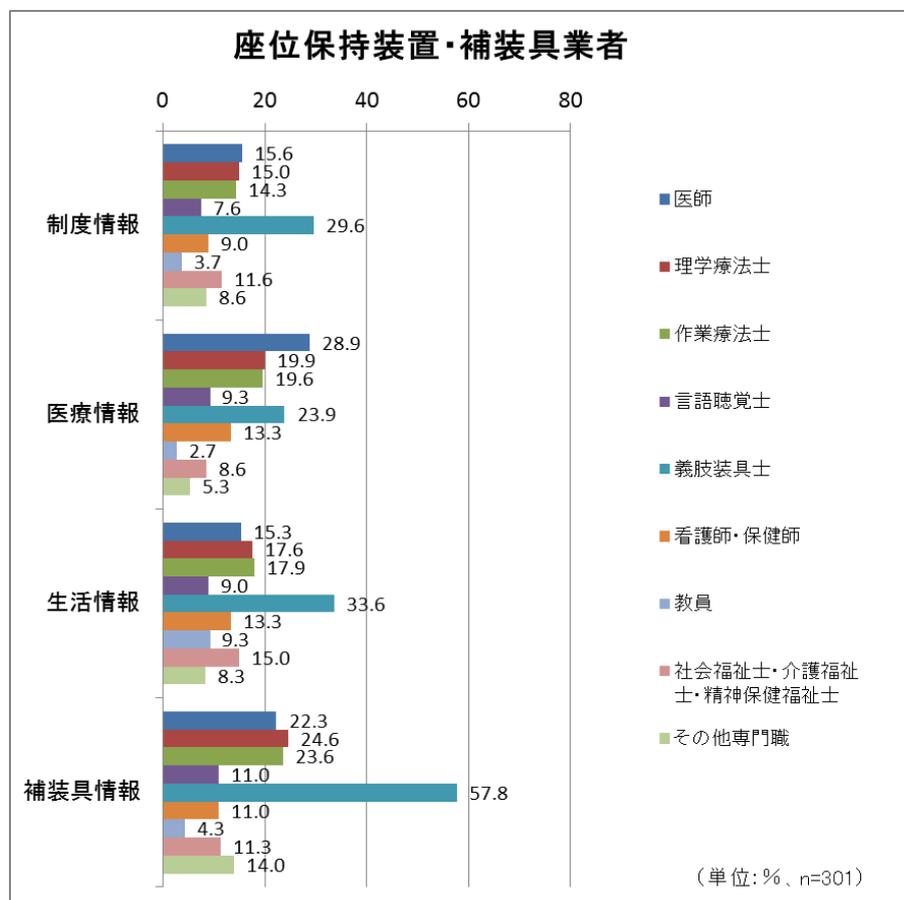
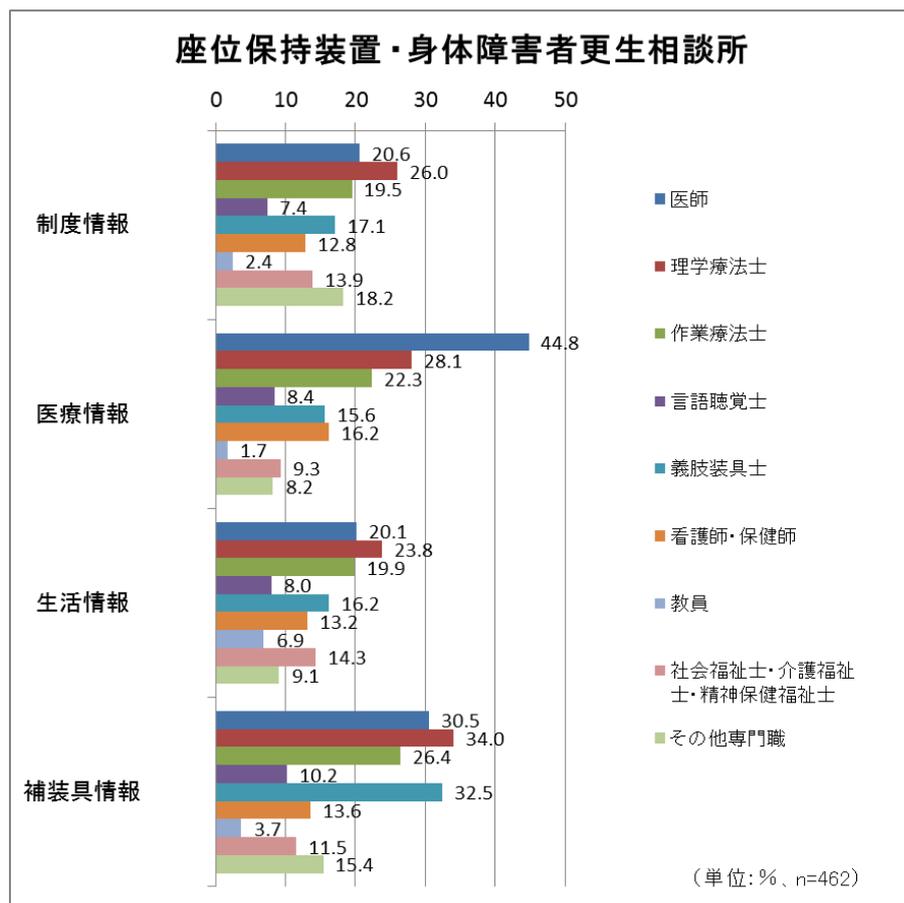
教育機関	1
園、保育施設等	1
高齢者施設等	1
保健所	1

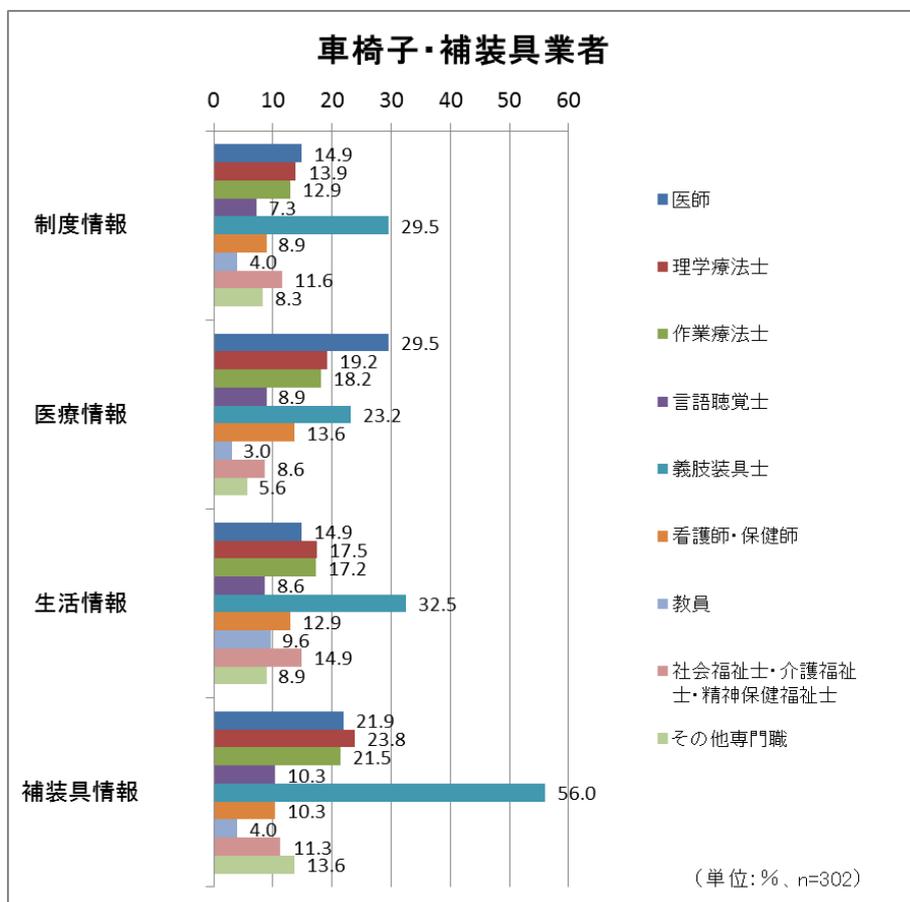
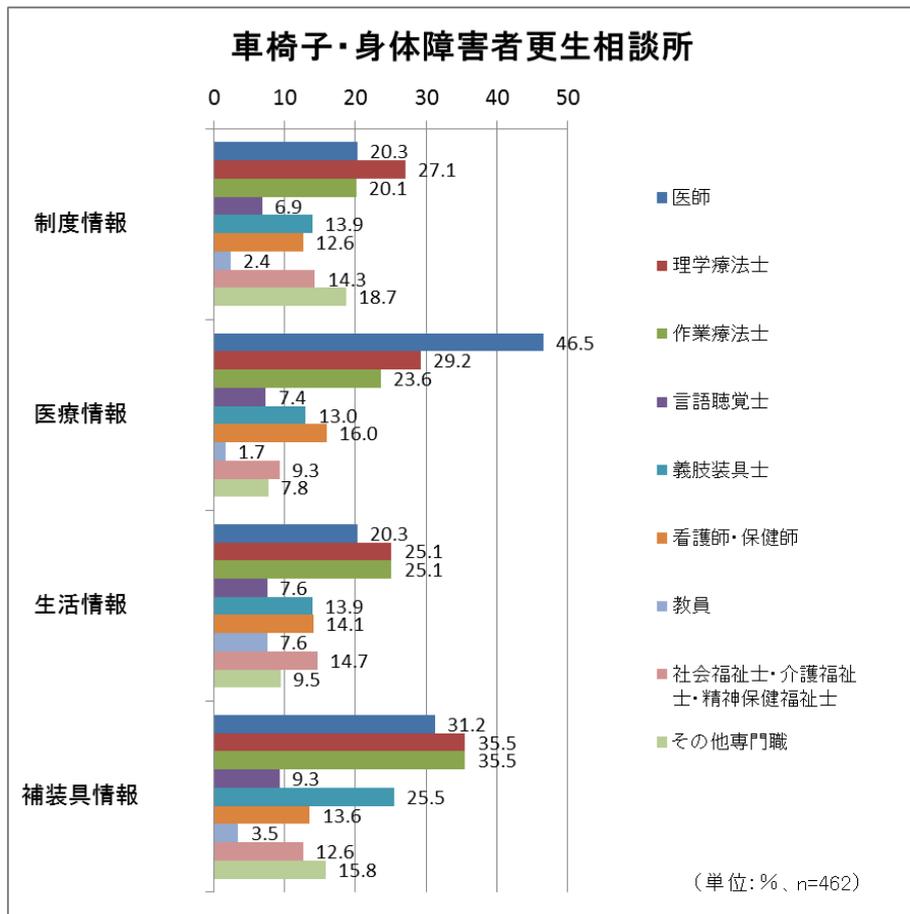
市区町村

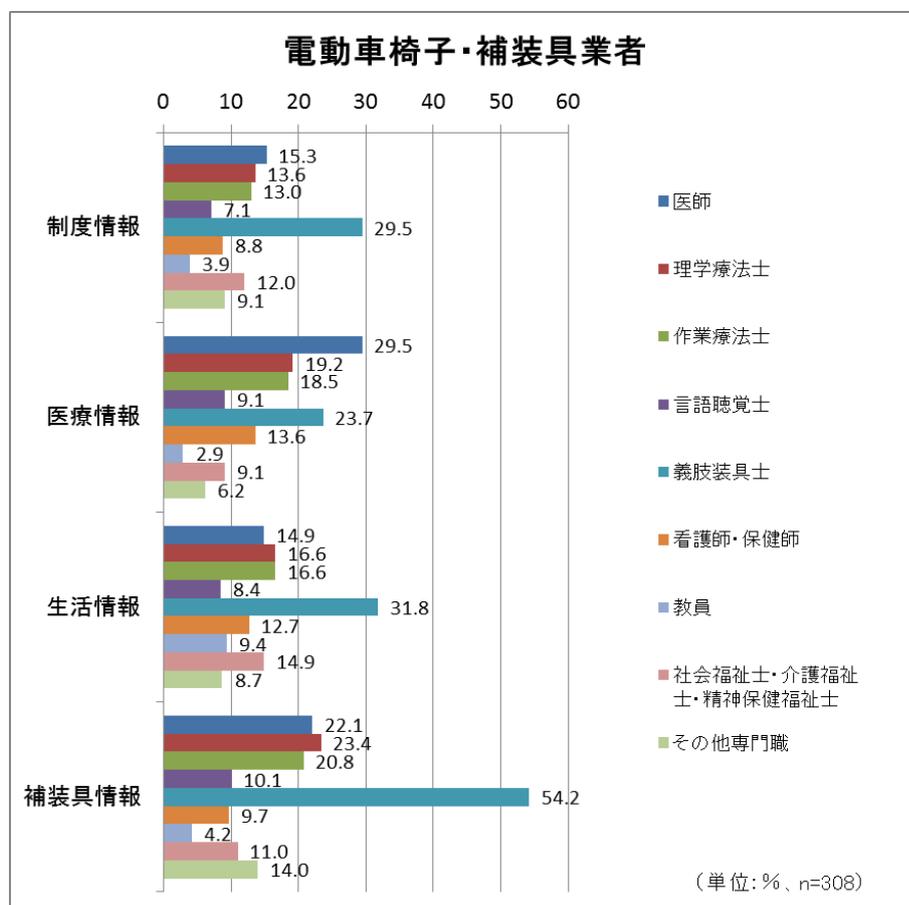
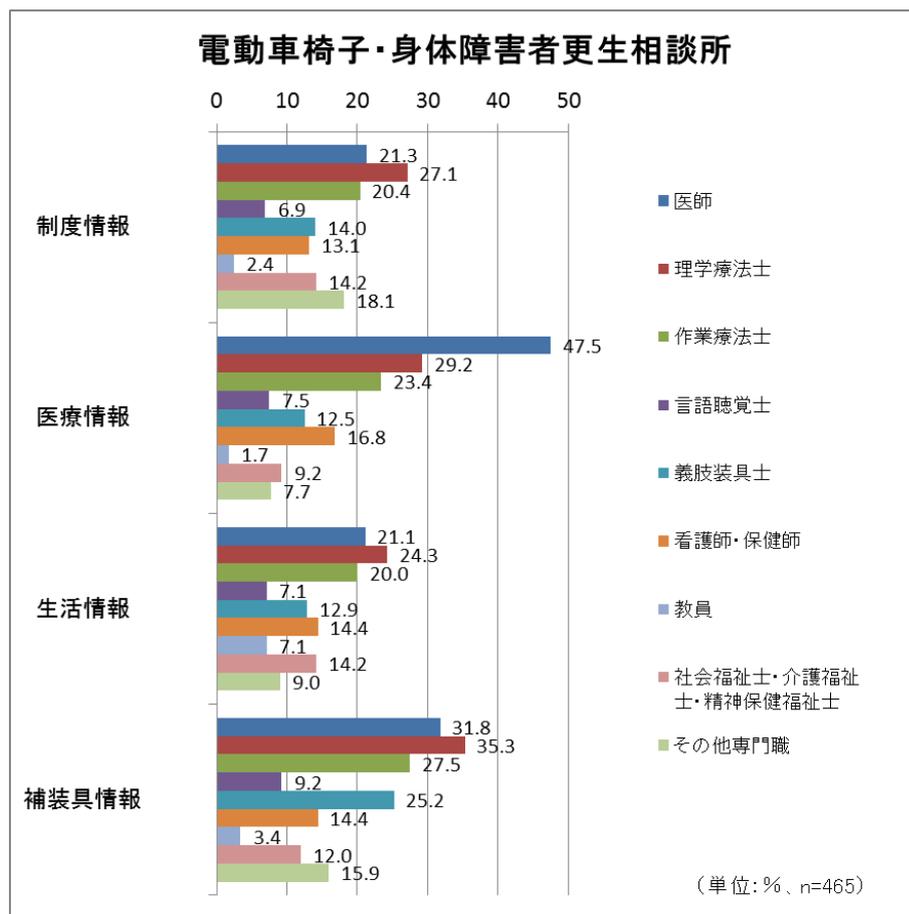
Q10 で、市区町村が 50%以上連携している（黄色着色）と回答した補装具種目について、連携先の機関、専門職と 4 つの情報（制度・医療・生活・補装具）の連携状況をグラフ化した。

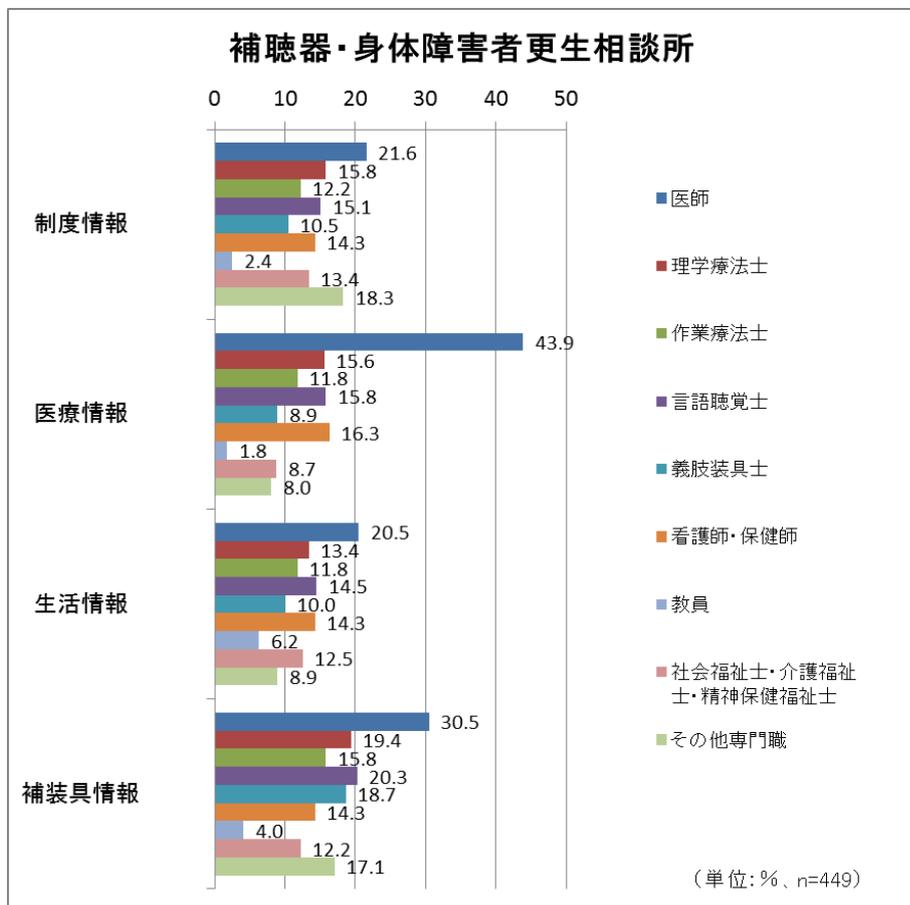
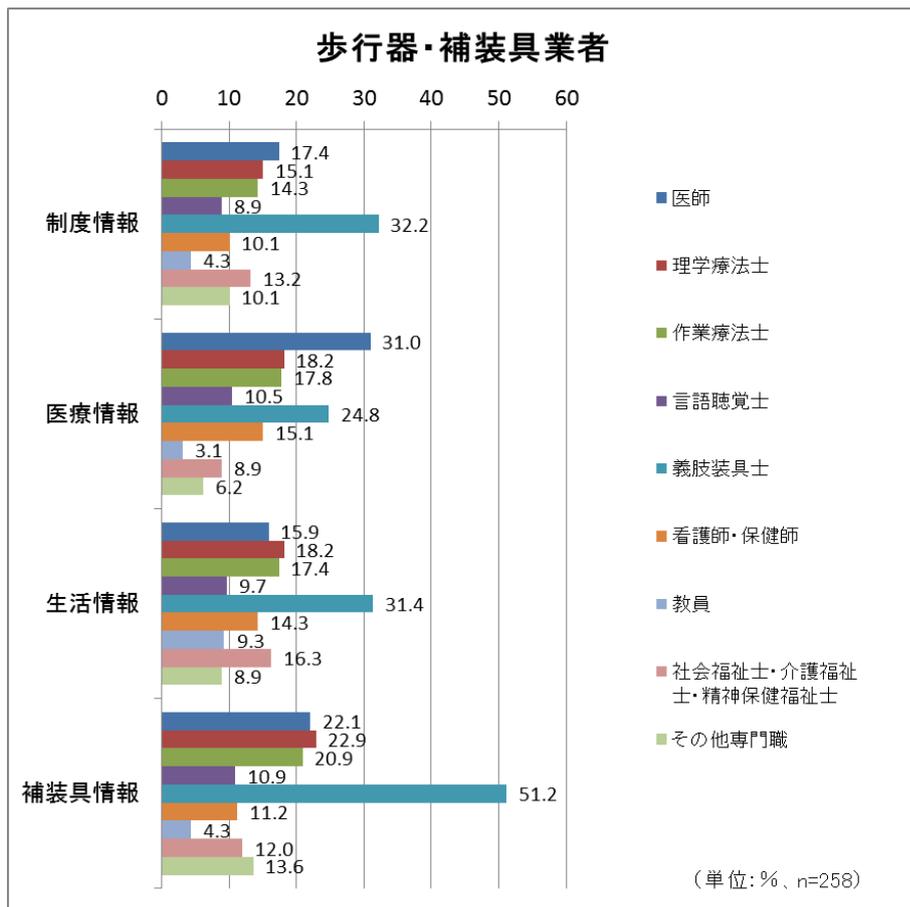


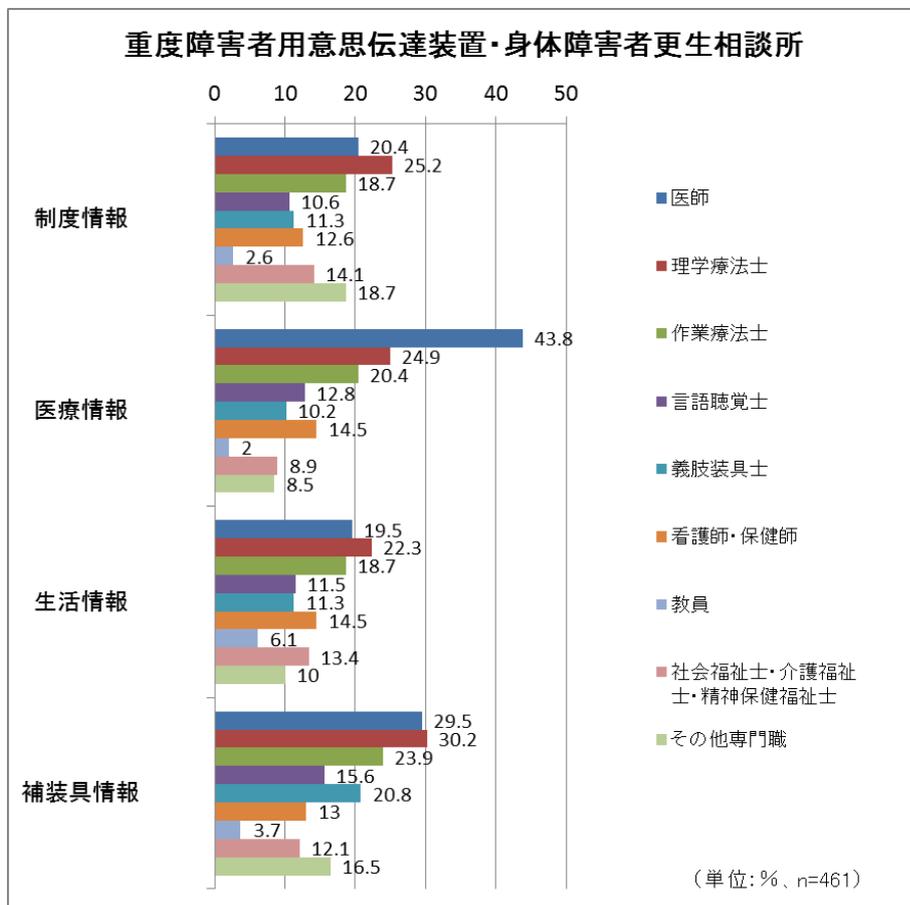
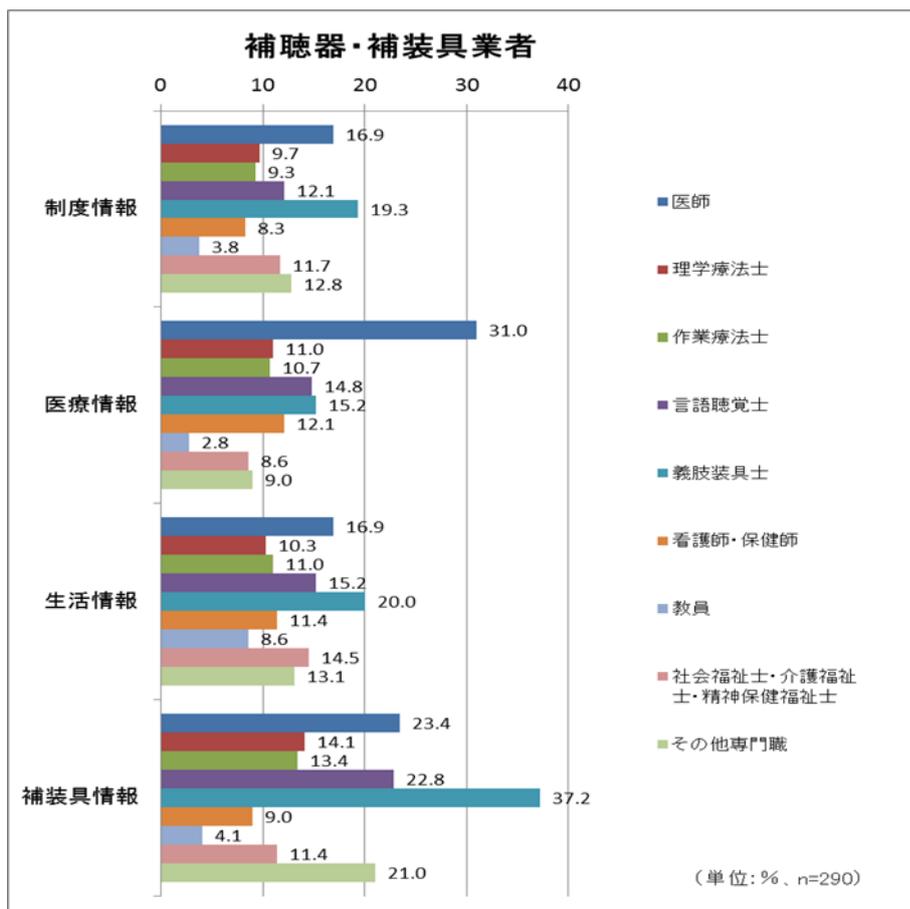


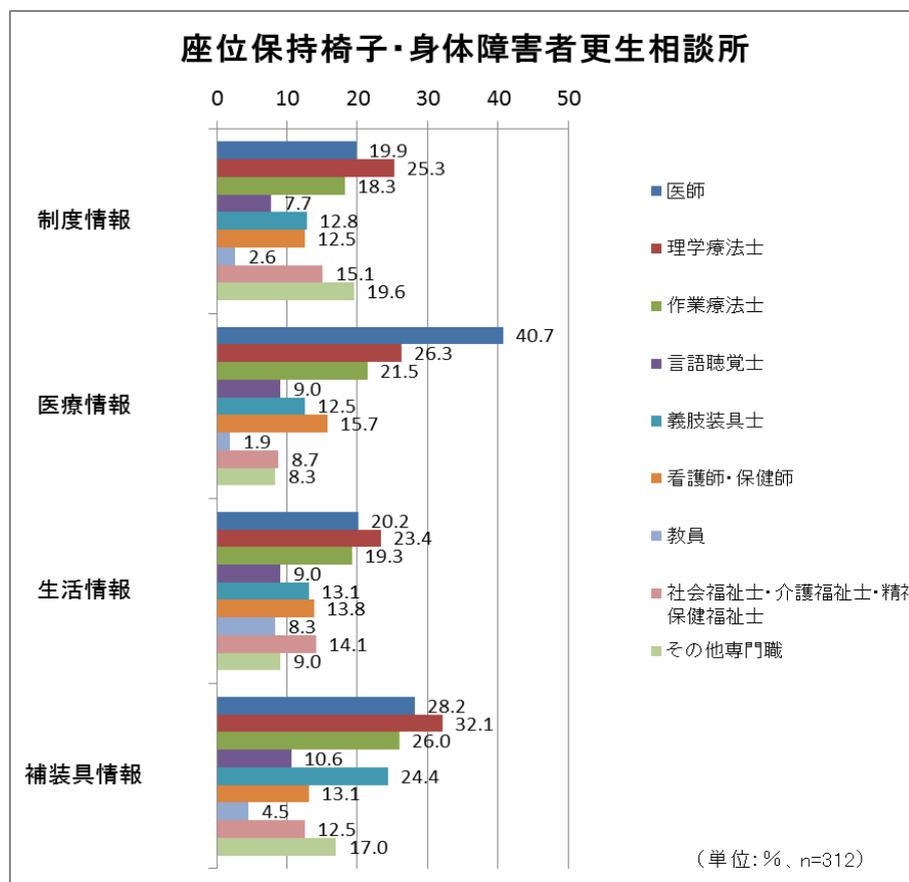
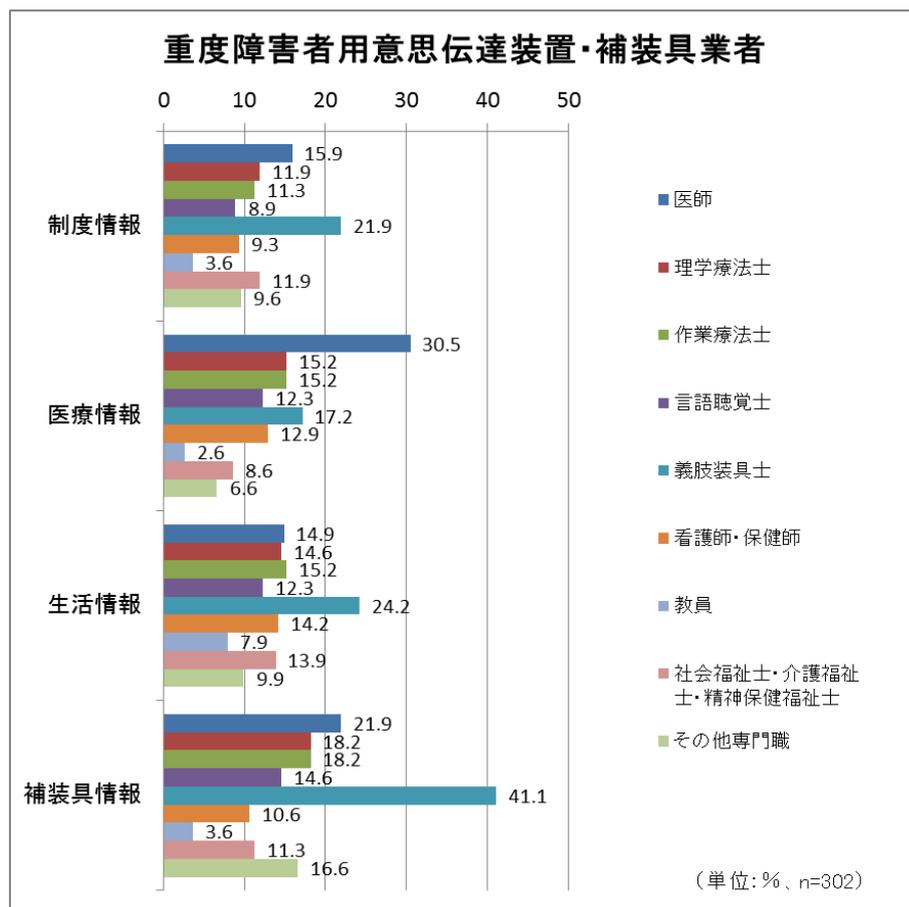


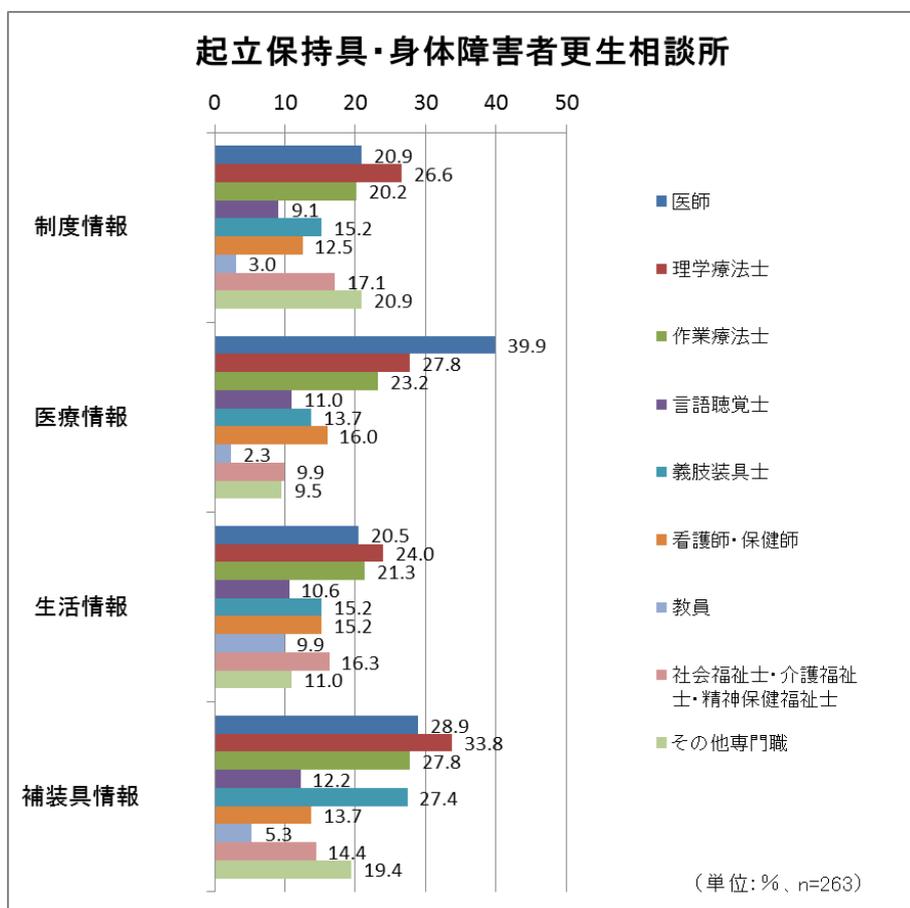
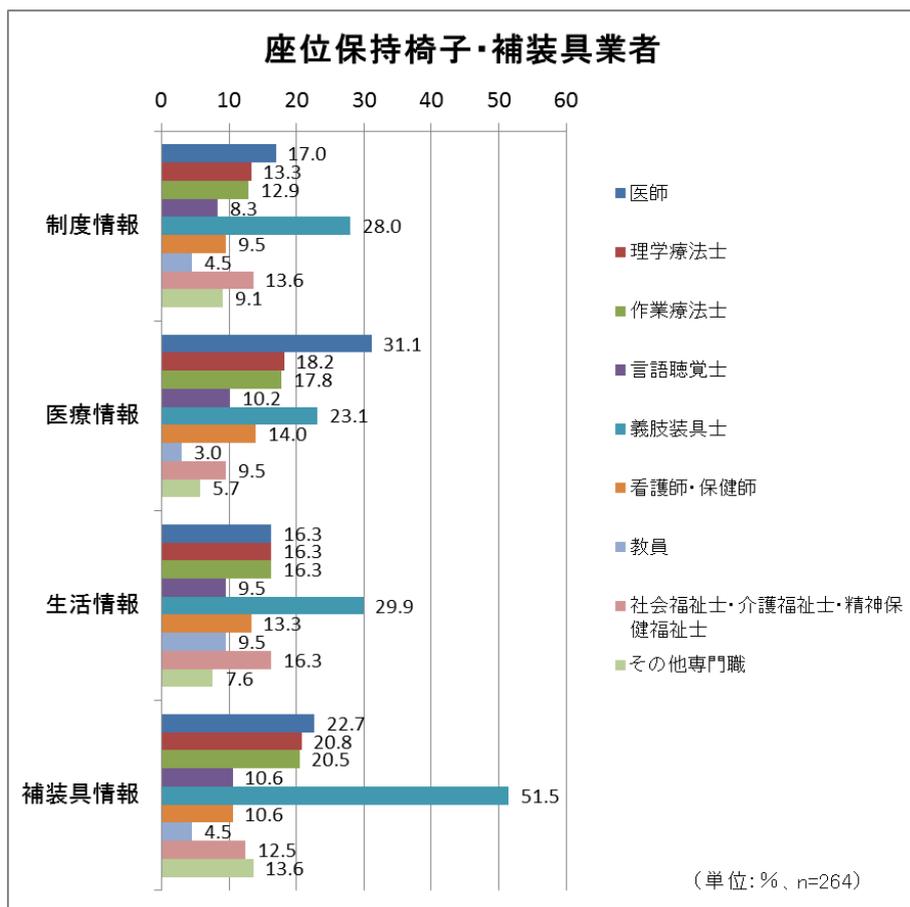








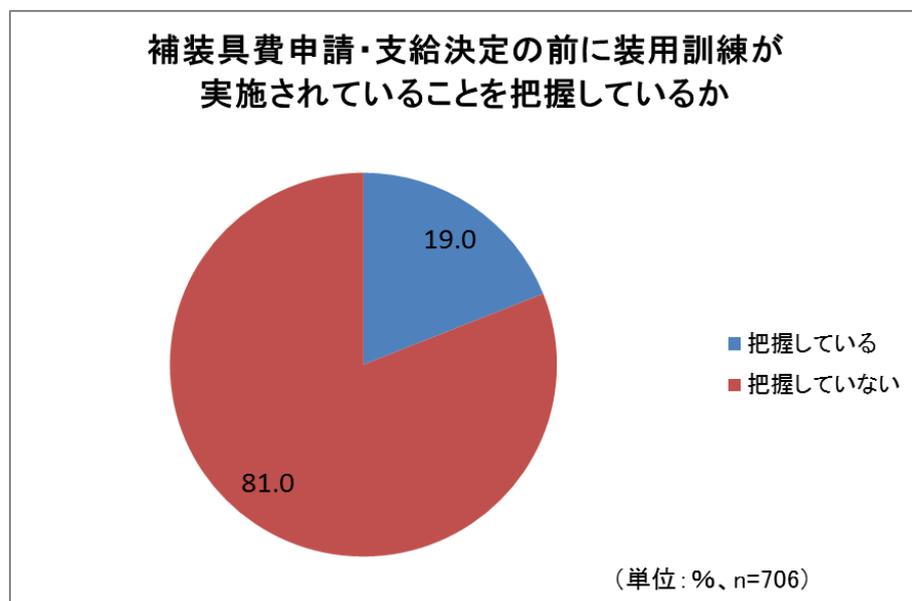




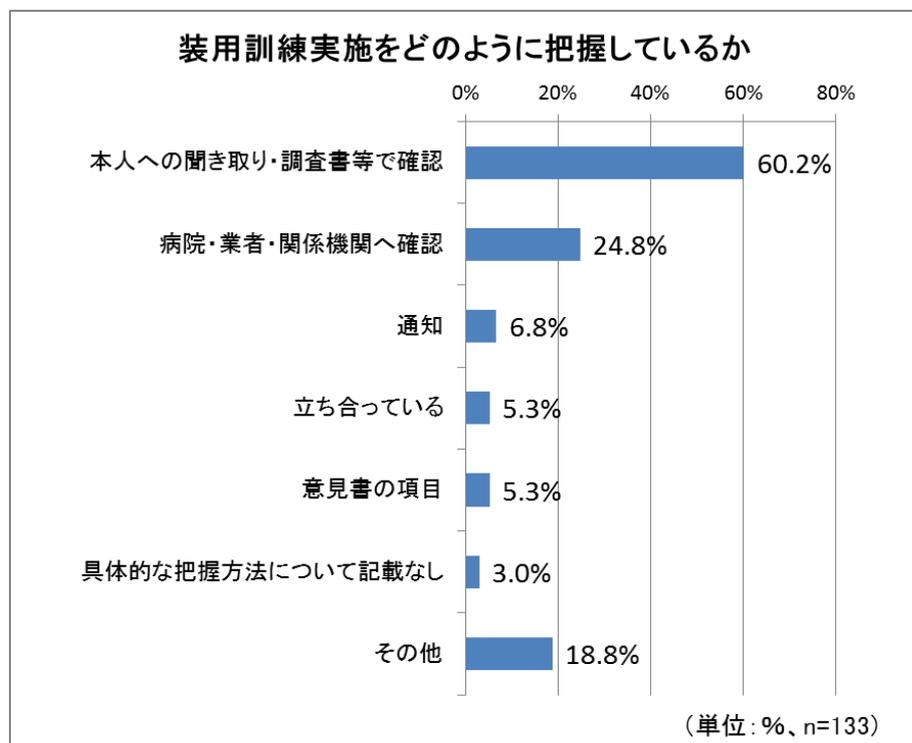
市区町村

③ 装用訓練について

Q11：貴市区町村では、補装具費申請・支給決定の前に装用訓練が実施されていることを把握されていますか。当てはまるものをお選びください。



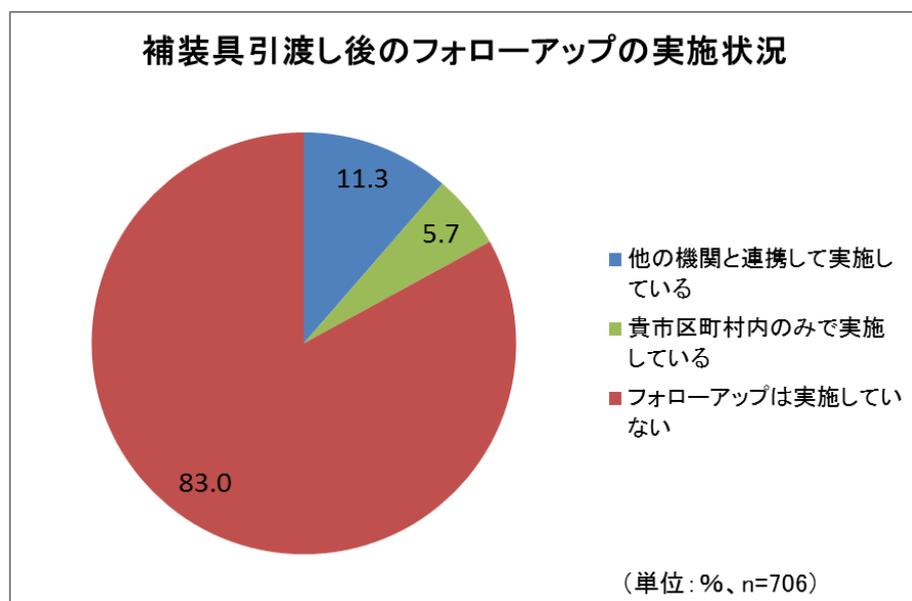
Q12.前問で、補装具費申請・支給決定の前に装用訓練が実施されていることを把握していると答えた方にお伺いします。どのように把握されているか、下記にご記入ください。(自由記述)



市区町村

④ 補装具引渡し後のフォローアップについて

Q13：補装具引渡し後のフォローアップの実施状況について、当てはまるものを一つお選びください。



市区町村

Q14:補装具引渡し後、他の機関と連携のうえ、フォローアップを実施しているまたは過去に実施したことがある補装具及びその連携先を全てお選びください。

①市区町村 (フォローアップ)	全 体	市 区 町 村	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	指 定 自 立 支 援 医 療 機 関	そ の 他 医 療 機 関	補 装 具 業 者	相 談 支 援 事 業 所	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	そ の 他 機 関
義肢	80 100.0	8 10.0	46 57.5	10 12.5	7 8.8	47 58.8	6 7.5	4 5.0	-	-
装具	80 100.0	8 10.0	44 55.0	10 12.5	8 10.0	48 60.0	6 7.5	5 6.3	-	1 1.3
座位保持装置	80 100.0	7 8.8	40 50.0	9 11.3	8 10.0	44 55.0	6 7.5	7 8.8	-	1 1.3
車椅子	80 100.0	8 10.0	45 56.3	9 11.3	8 10.0	48 60.0	6 7.5	9 11.3	-	1 1.3
電動車椅子	80 100.0	8 10.0	43 53.8	9 11.3	8 10.0	44 55.0	6 7.5	8 10.0	-	1 1.3
歩行器	80 100.0	7 8.8	16 20.0	7 8.8	2 2.5	33 41.3	4 5.0	5 6.3	-	1 1.3
歩行補助つえ(一本つえ除く)	80 100.0	7 8.8	13 16.3	6 7.5	2 2.5	29 36.3	4 5.0	2 2.5	-	-
盲人安全つえ	80 100.0	6 7.5	8 10.0	2 2.5	-	25 31.3	4 5.0	2 2.5	-	-
義眼	80 100.0	7 8.8	12 15.0	6 7.5	2 2.5	28 35.0	4 5.0	2 2.5	-	-
眼鏡	80 100.0	7 8.8	13 16.3	7 8.8	2 2.5	31 38.8	3 3.8	2 2.5	-	-
補聴器	80 100.0	6 7.5	30 37.5	8 10.0	5 6.3	39 48.8	4 5.0	3 3.8	-	-
重度障害者用意思伝達装置	80 100.0	6 7.5	38 47.5	9 11.3	10 12.5	39 48.8	6 7.5	4 5.0	1 1.3	3 3.8
座位保持椅子	80 100.0	6 7.5	19 23.8	7 8.8	3 3.8	33 41.3	4 5.0	4 5.0	-	1 1.3
起立保持具	80 100.0	6 7.5	17 21.3	8 10.0	4 5.0	31 38.8	5 6.3	5 6.3	-	1 1.3
頭部保持具	80 100.0	6 7.5	12 15.0	5 6.3	1 1.3	27 33.8	4 5.0	4 5.0	-	1 1.3
排便補助具	80 100.0	5 6.3	10 12.5	4 5.0	-	21 26.3	4 5.0	3 3.8	-	1 1.3

※フォローアップにおいて、市区町村が50%以上の連携があると回答した補装具種目と連携機関を黄色に着色した。

(参照) 他機関の同じ情報掲載ページ

②身体障害者更生相談所→P59

③指定自立支援医療機関→P91

④補装具業者→P123

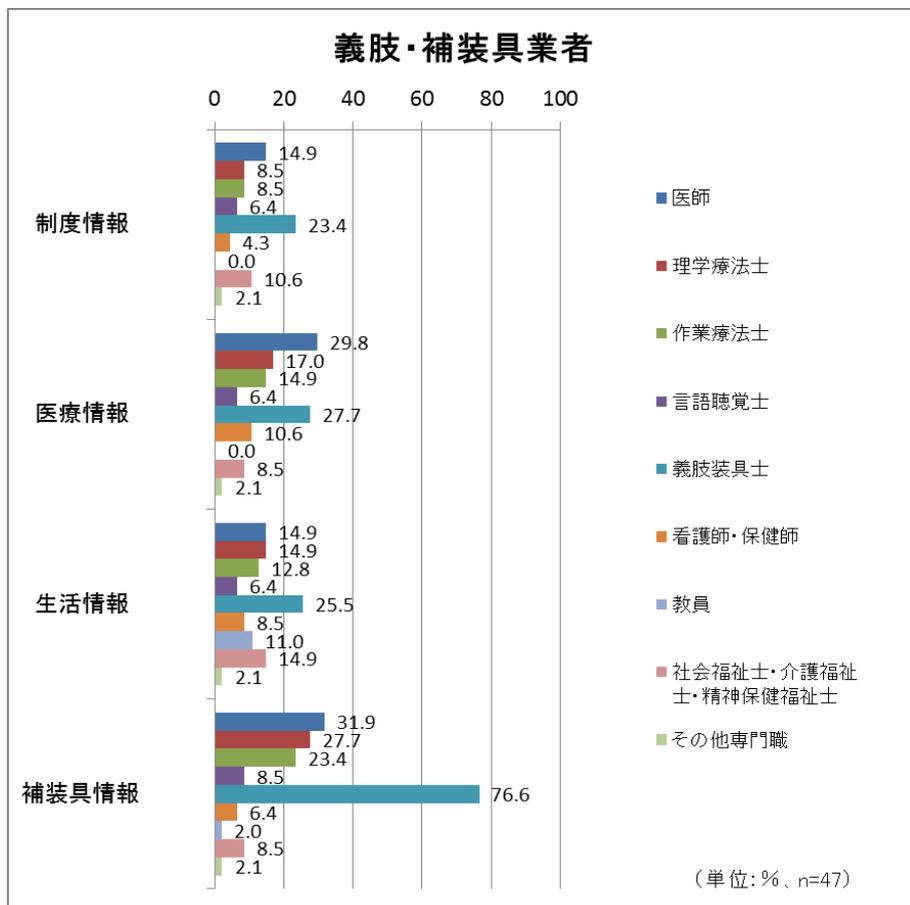
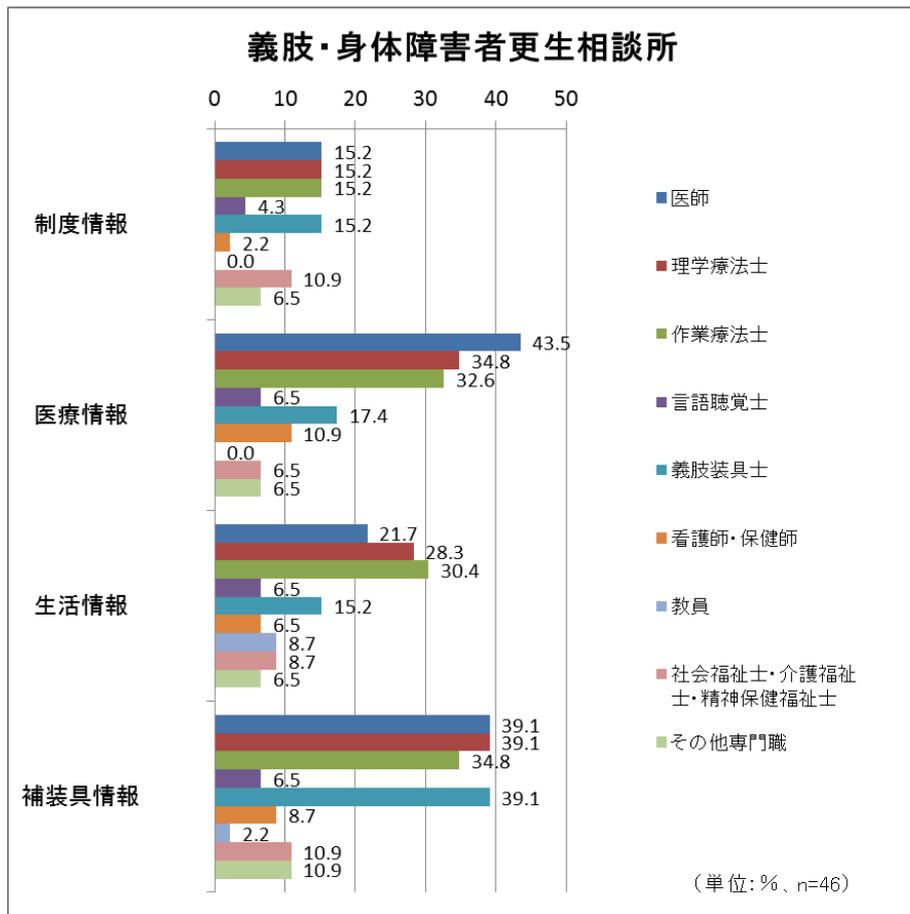
市区町村

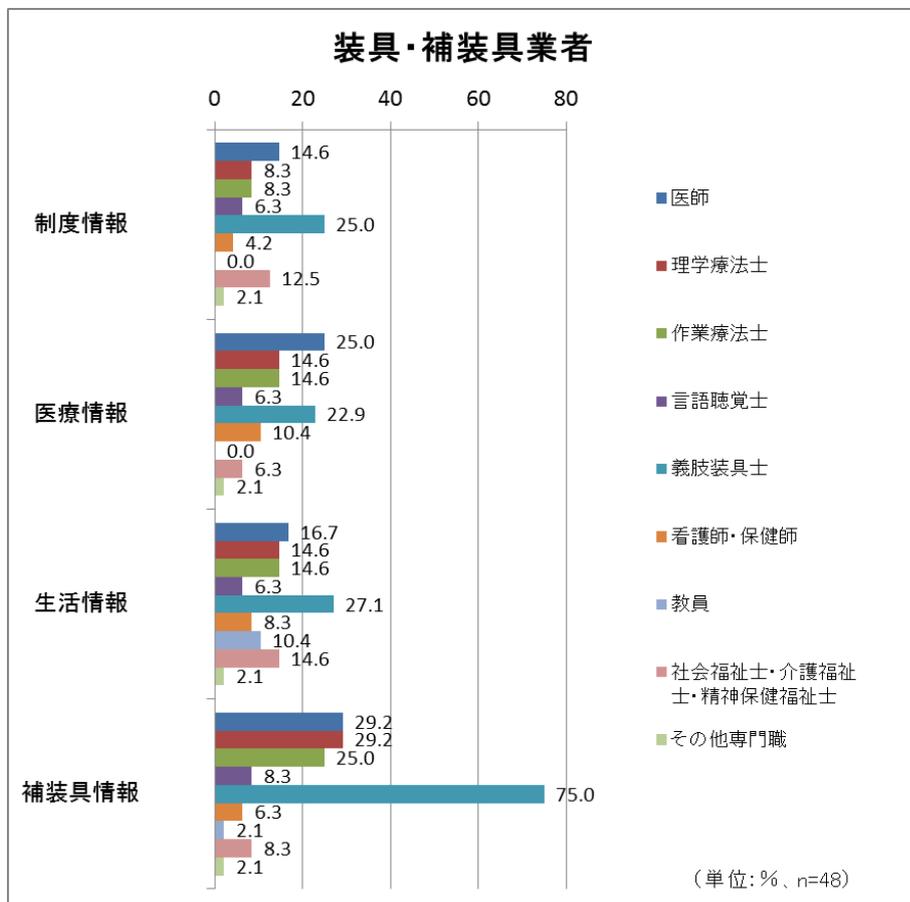
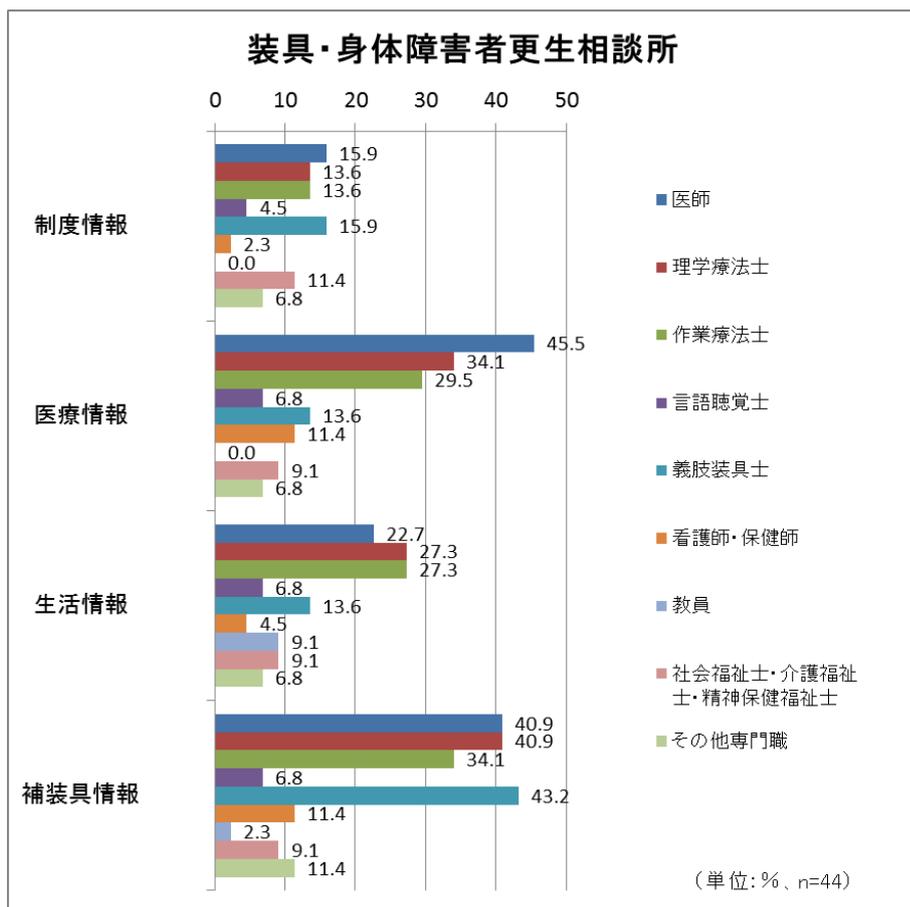
【その他の機関】

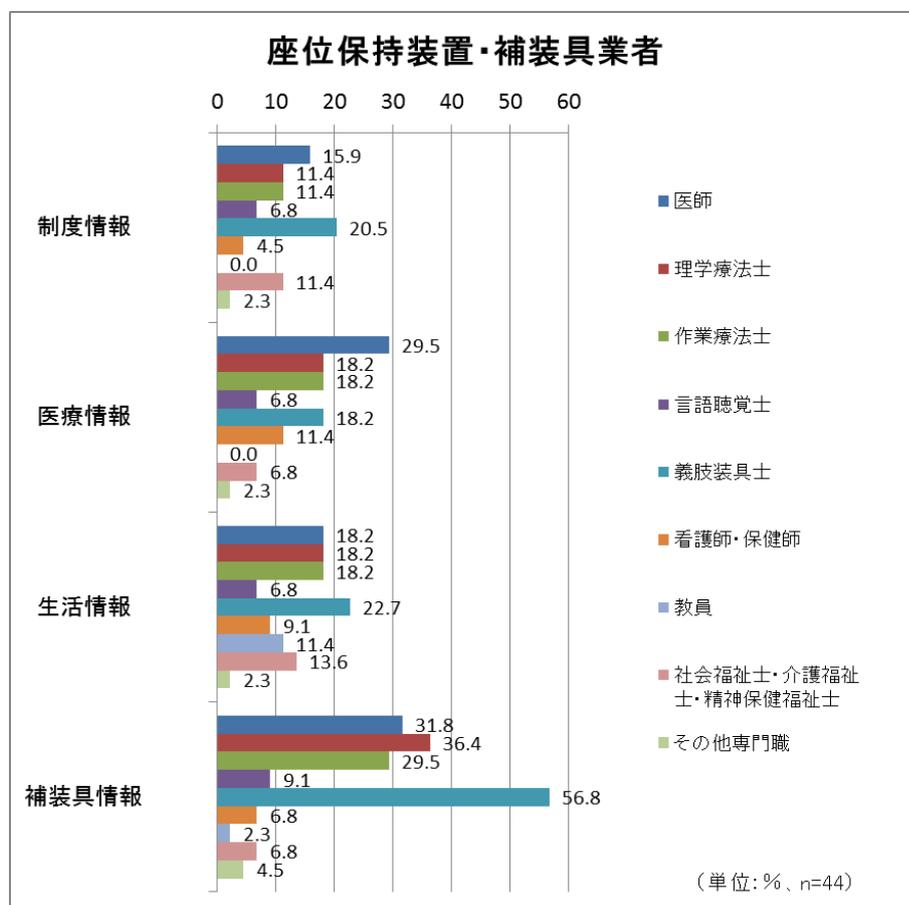
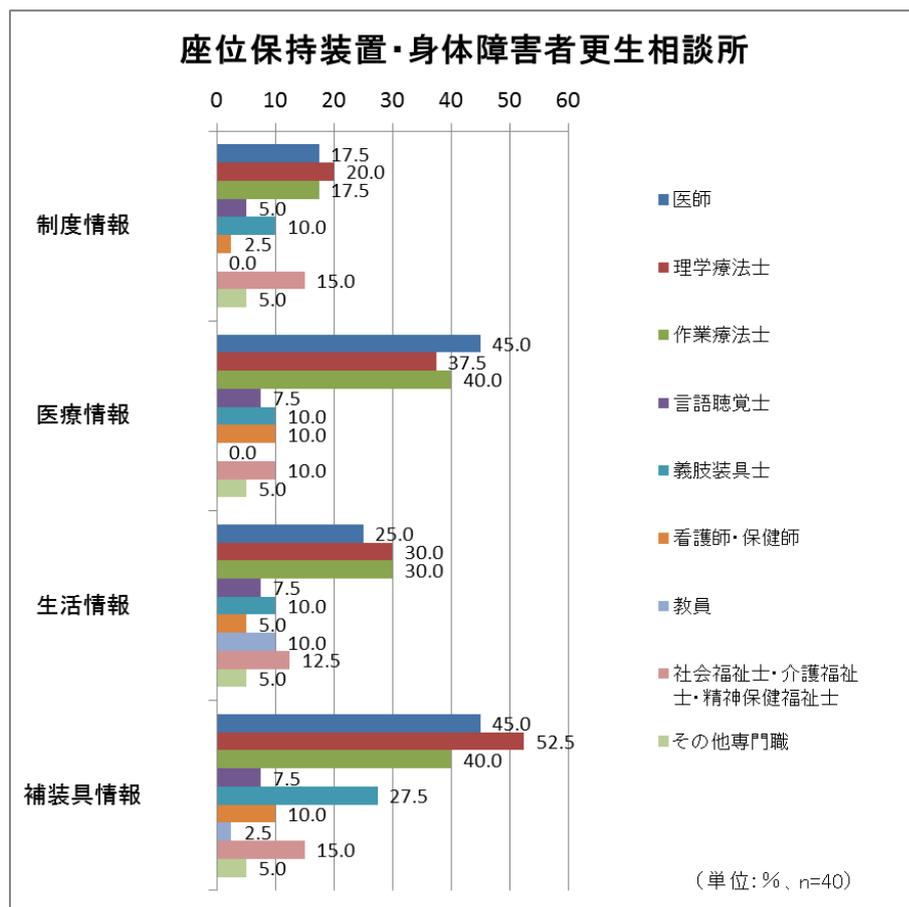
補装具種目	機関	件数
装具	学校	1
座位保持装置	学校	1
車椅子	学校	1
電動車椅子	学校	1
歩行器	学校	1
重度障害者用意思伝達装置	介護保険サービス事業所事業所	1
	保健所	1
	福祉用具プラザ	1
座位保持椅子	学校	1
起立保持具	学校	1
頭部保持具	学校	1
排便補助具	学校	1

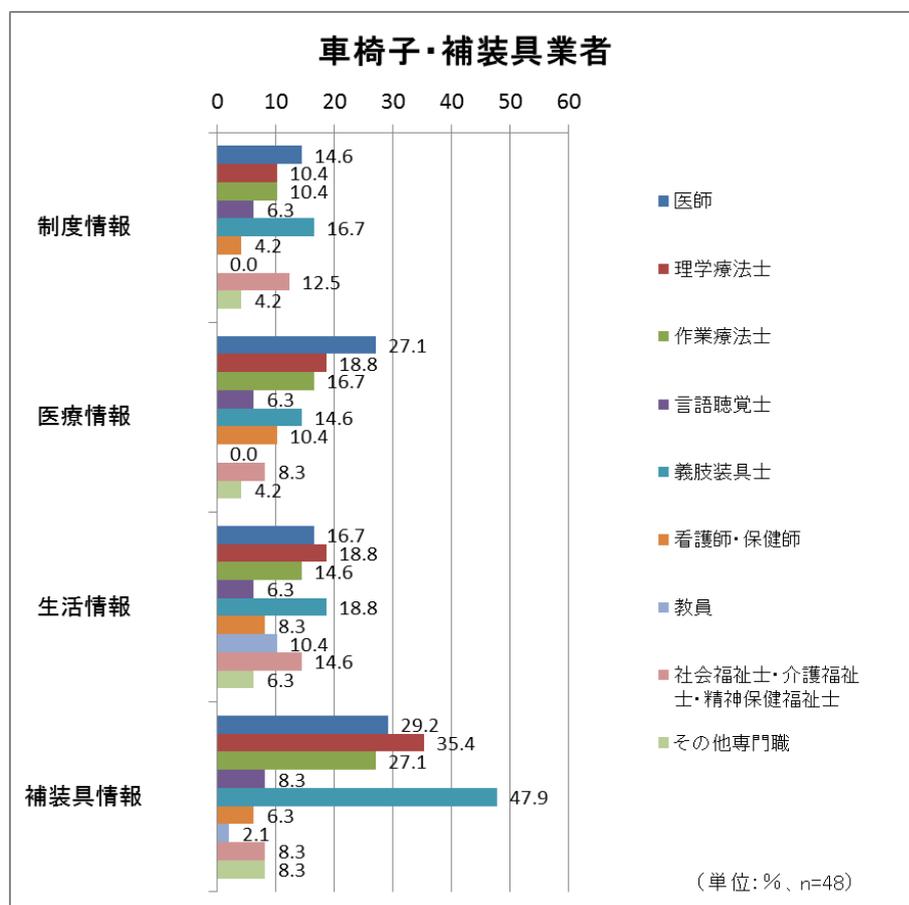
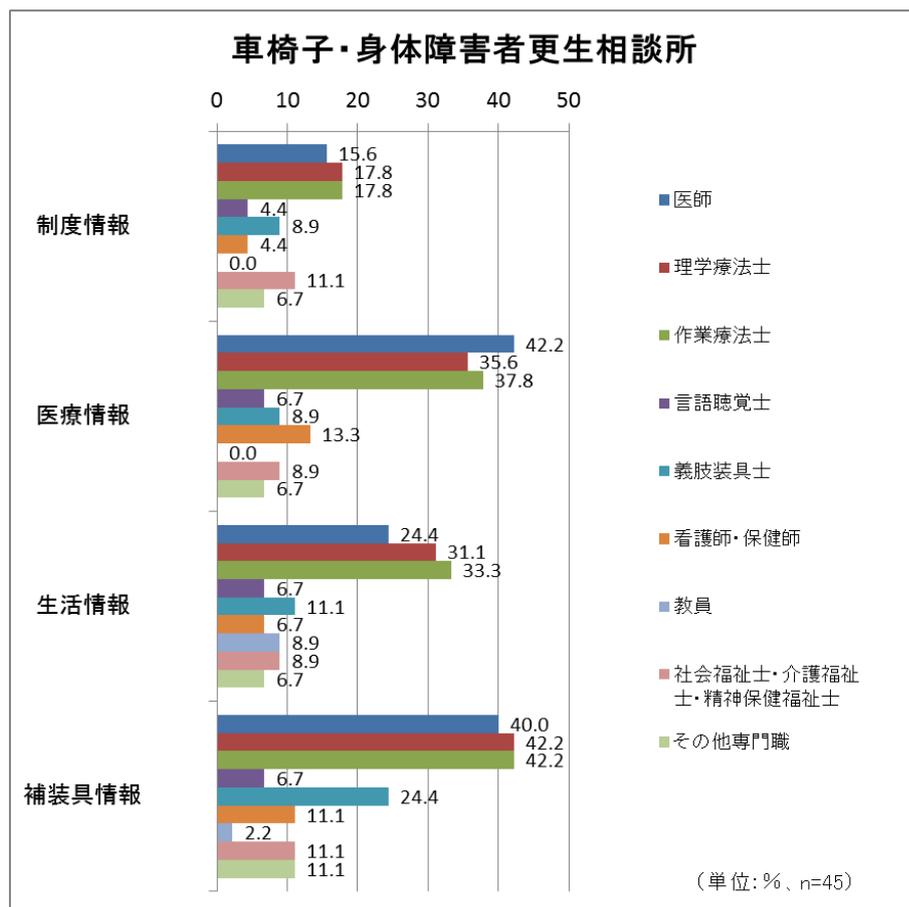
市区町村

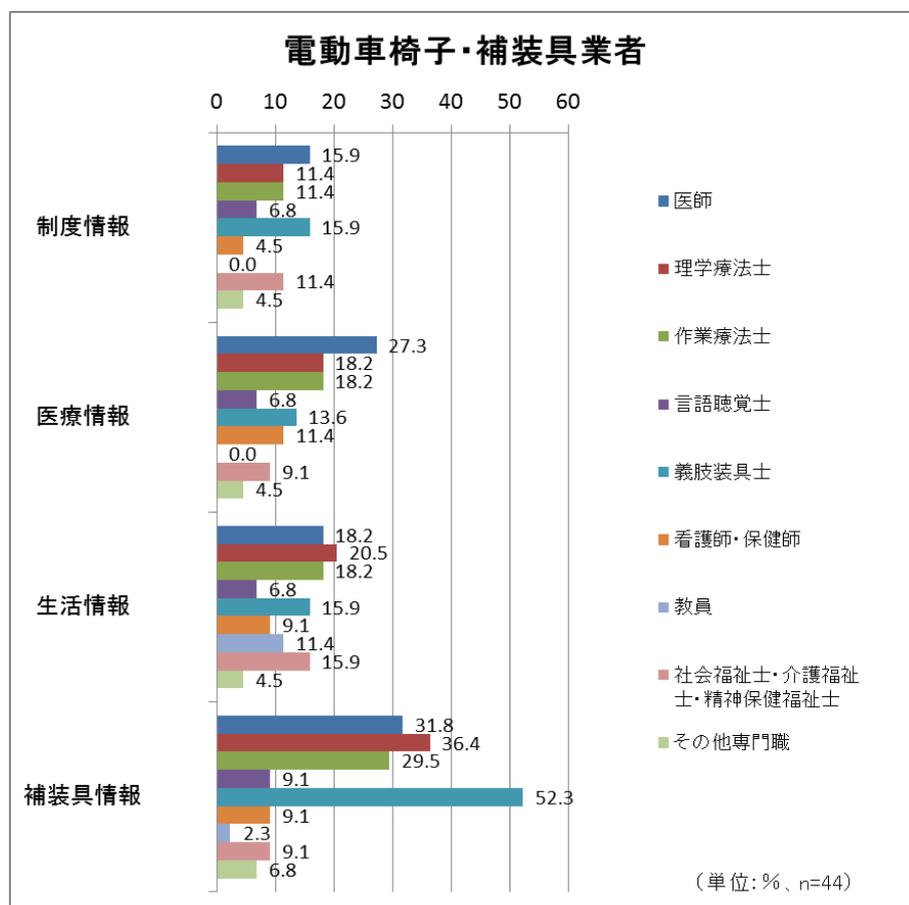
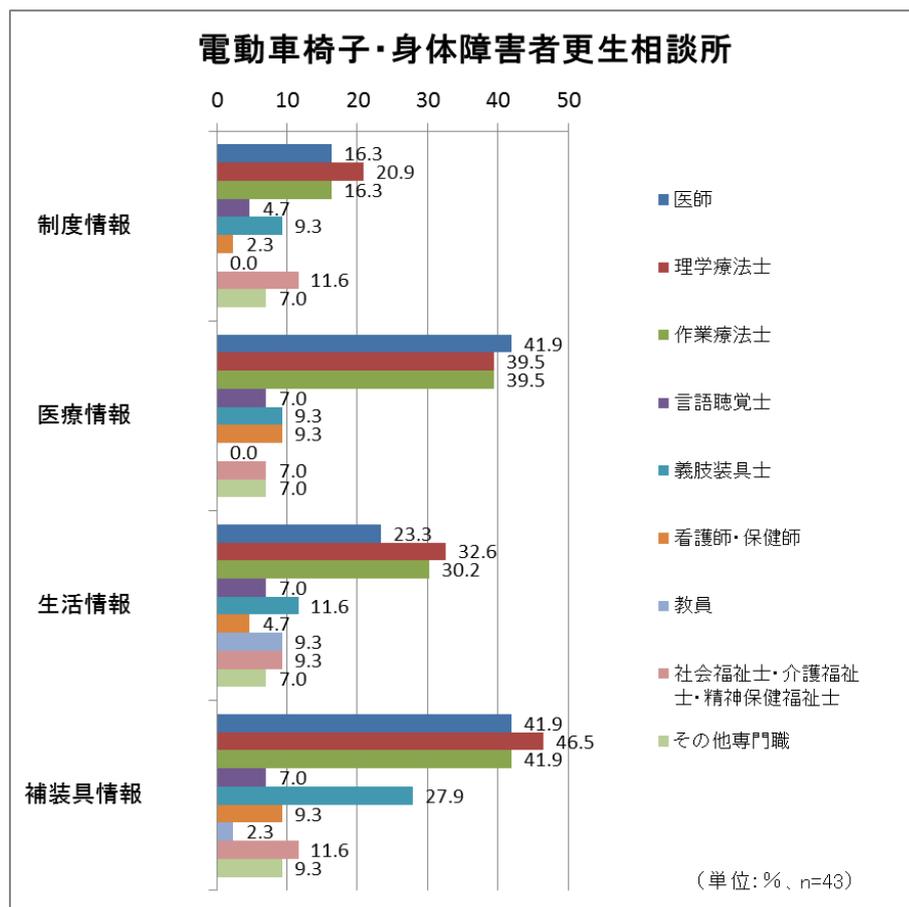
Q14で、フォローアップにおいて、市区町村が50%以上連携している（黄色着色）と回答した補装具種目について、連携先の機関、専門職と4つの情報（制度・医療・生活・補装具）の連携状況をグラフ化した。





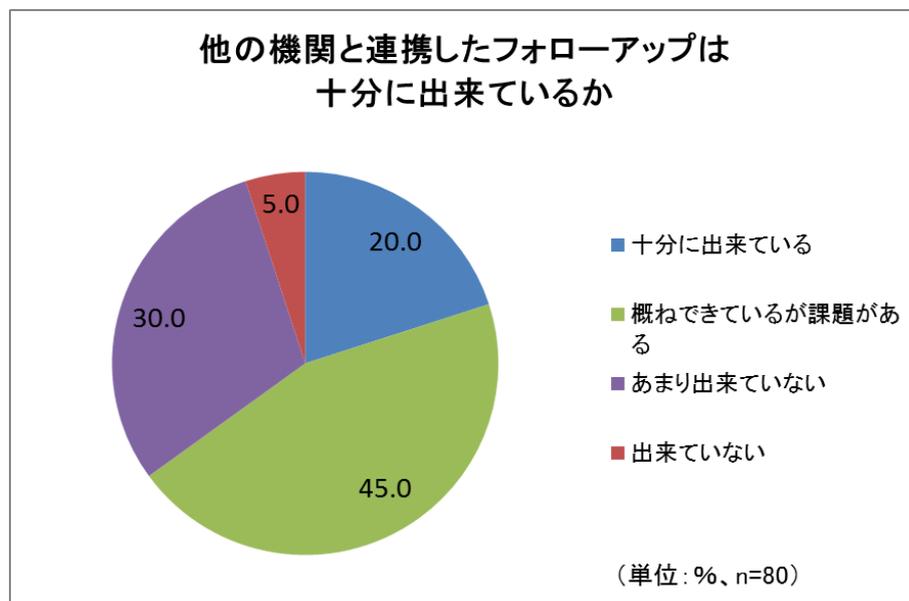




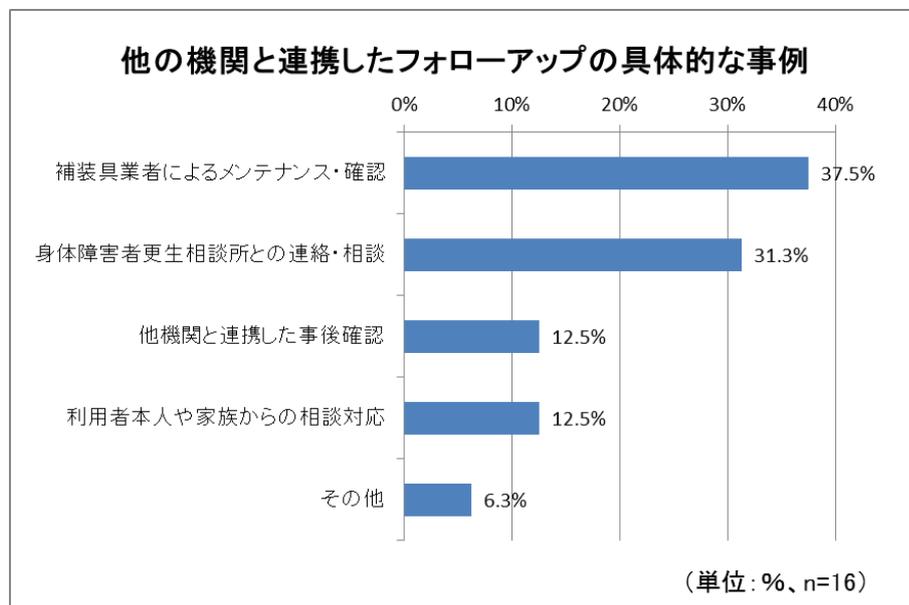


市区町村

Q15：現在、他の機関と連携したフォローアップは十分に出来ていますか。当てはまるものをお選びください。

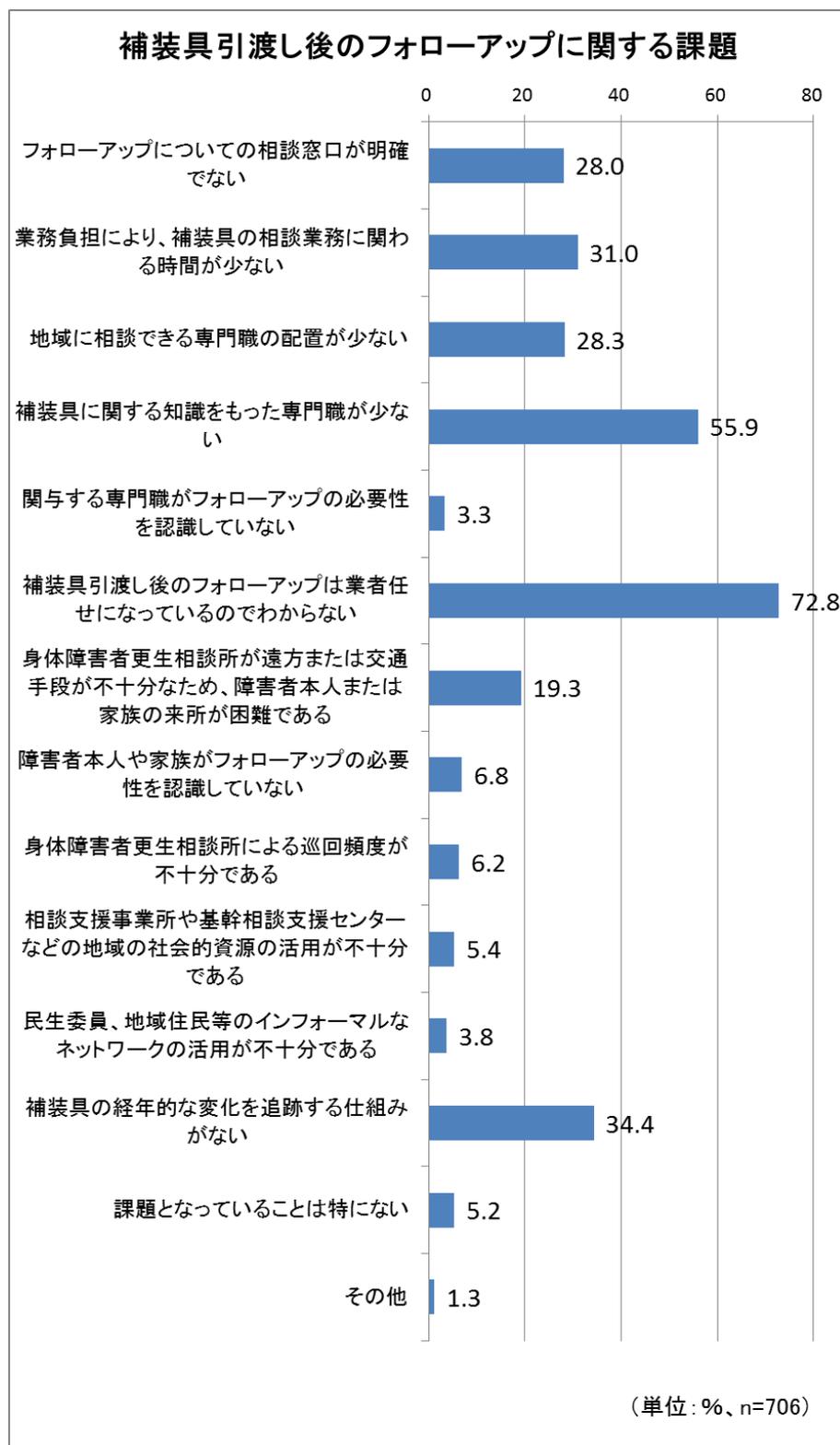


Q16：前問で、現在、他の機関と連携したフォローアップが「1. 十分出来ている」とご回答された方にお伺いします。他の機関と連携したフォローアップの具体的な事例について、ご記入ください。(自由記述)



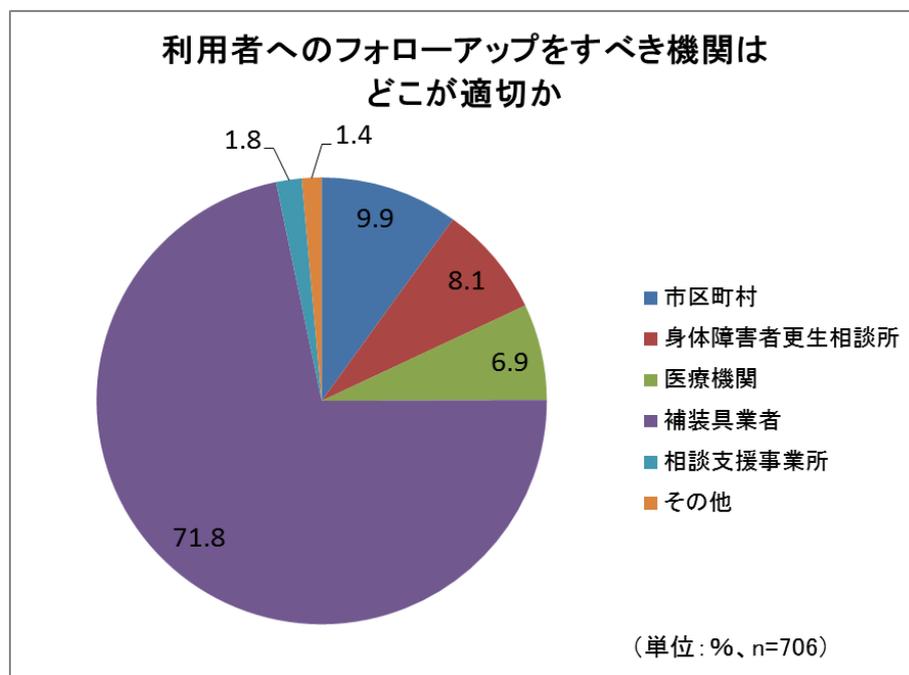
- ・ 身体障害者更生相談所による定期的な使用状況の確認、相談受付の案内等がある。
- ・ 年1回、身体障害者巡回審査、厚生相談事業で相談受付、補装具の修理交付等を実施している。
- ・ 補装具業者による定期的なメンテナンスの案内及び実施。肢体不自由の方を対象に、身体障害者更生相談所、医師、補装具業者、市町村による巡回相談の実施。
- ・ 修理、調整などは定期的に本人が申請してきた時にできる範囲内で装具の業者を通じて対応。

Q17：補装具引渡し後のフォローアップに関して、課題となっていることを全てお選びください。
 (複数選択可)

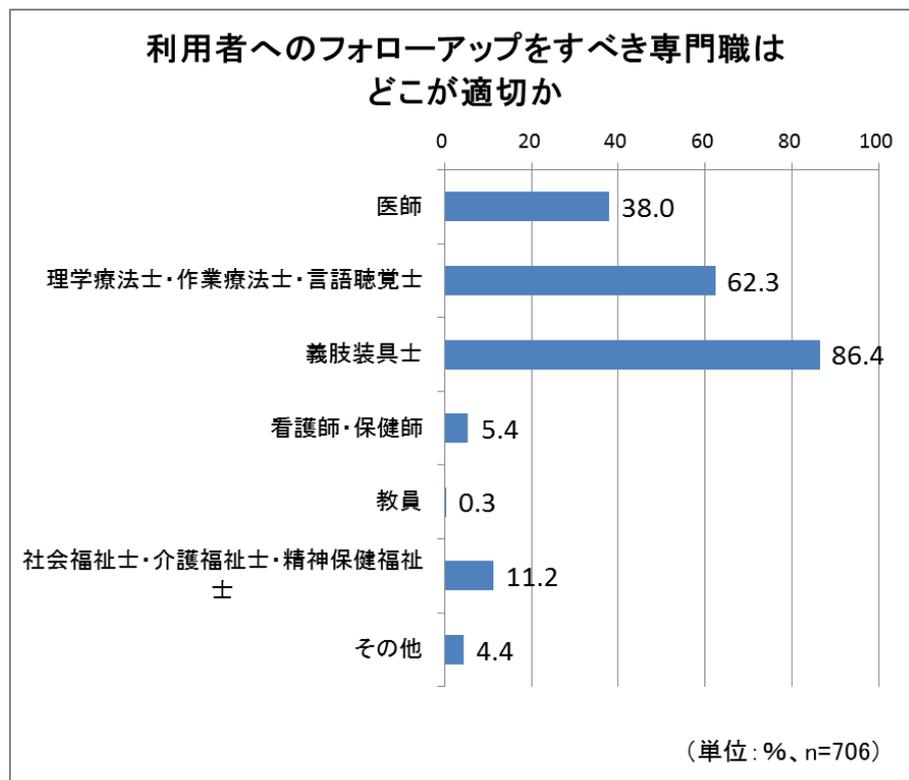


市区町村

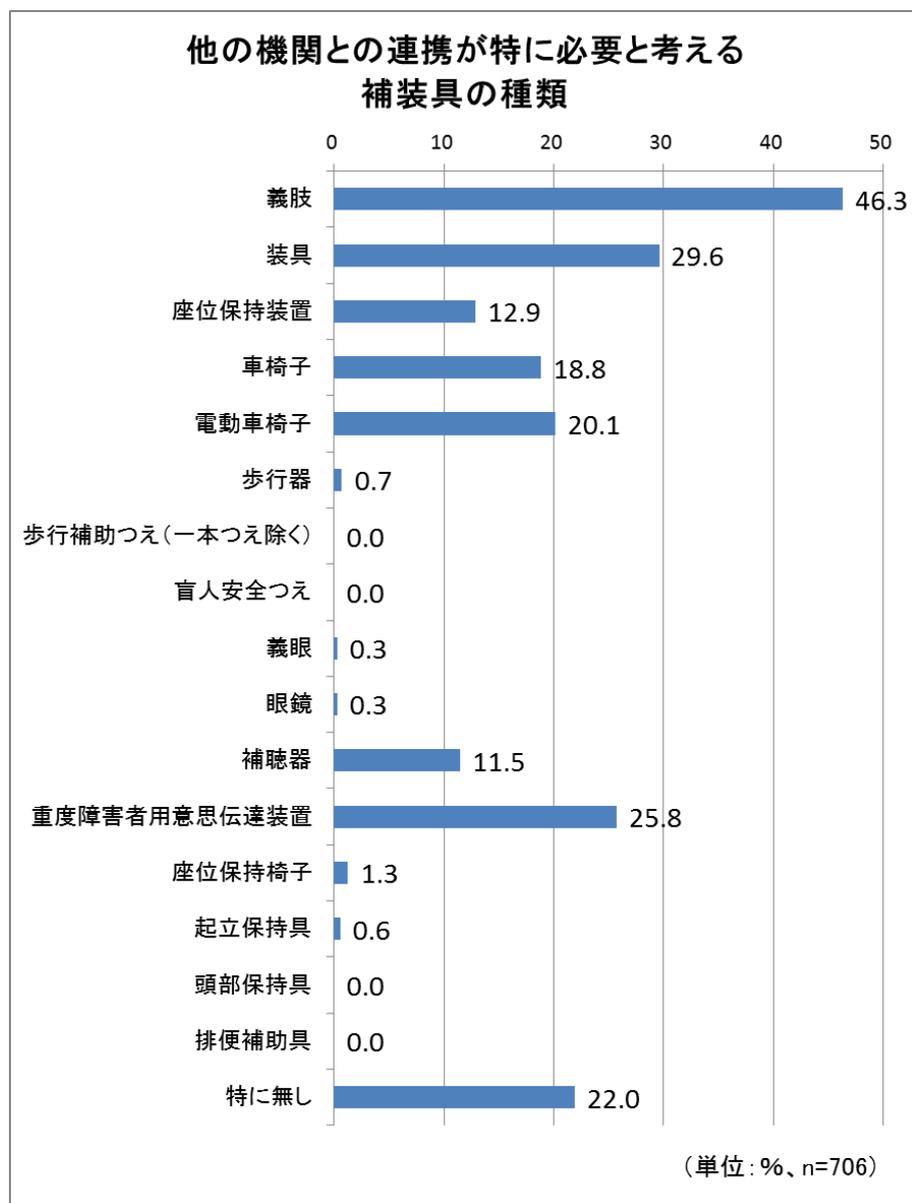
Q18：引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの機関が中心となって実施することが適切と考えますか（＝利用者へのフォローアップをすべき機関はどこが適切と考えますか）。当てはまるものを一つお選びください。



Q19：引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの専門職が中心となって実施することが適切と考えますか（＝利用者へのフォローアップをすべき専門職はどこが適切と考えますか）。当てはまるものを最大3つまで選んでください。※最低1つ以上お選びください

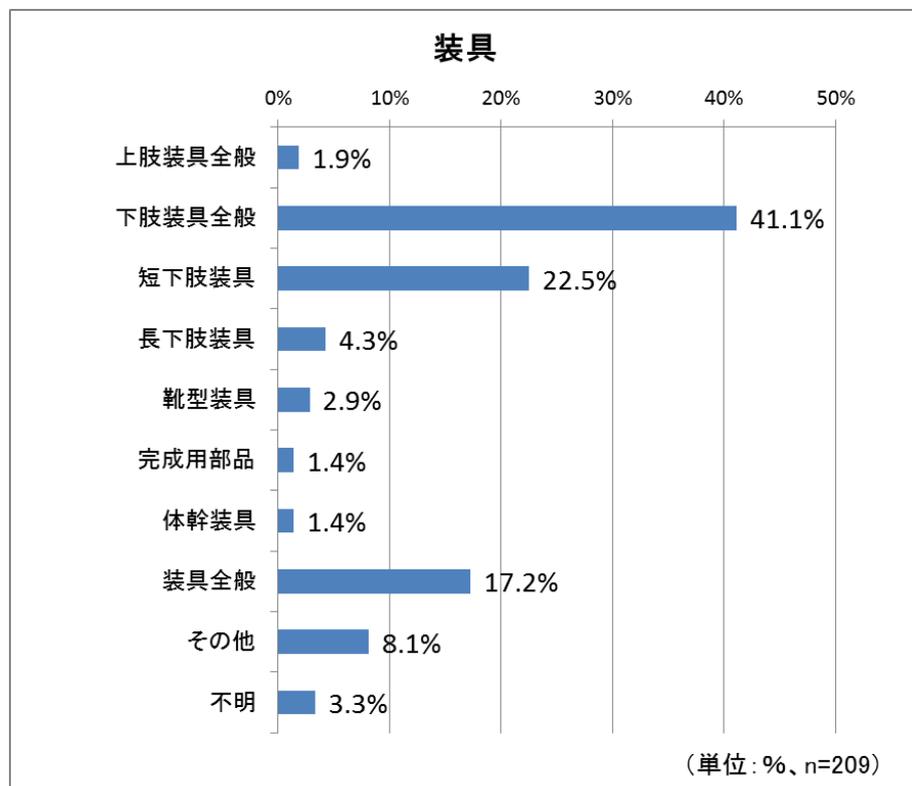
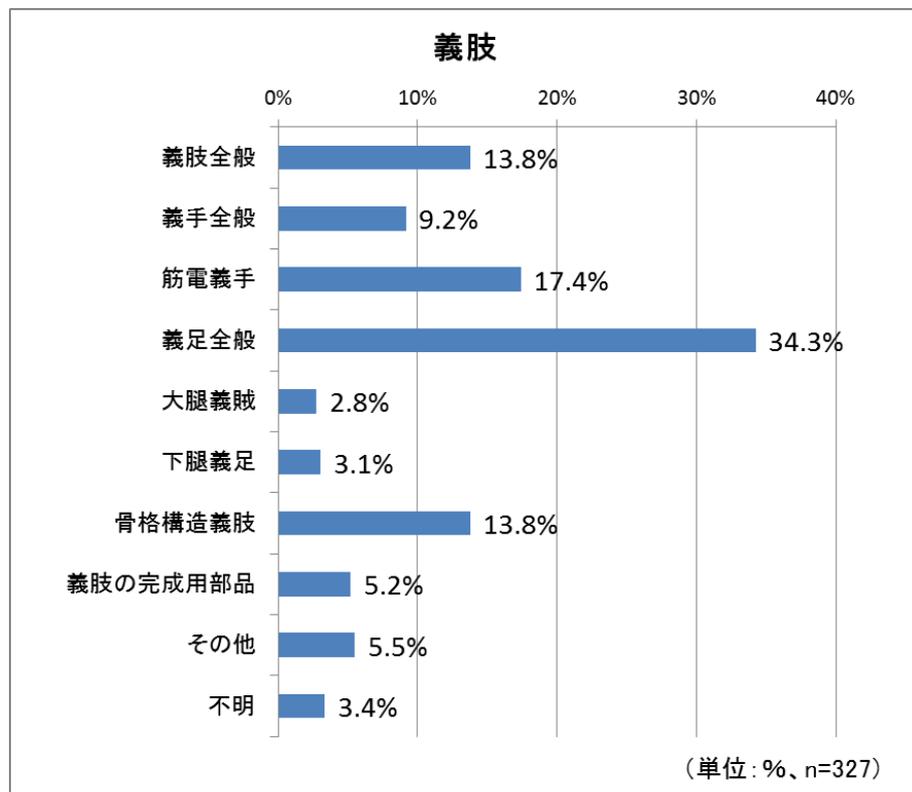


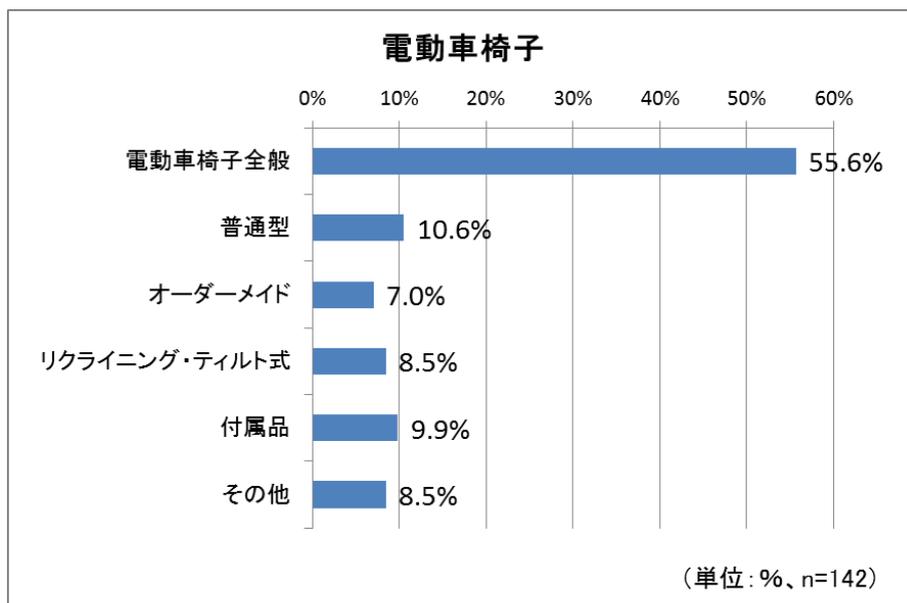
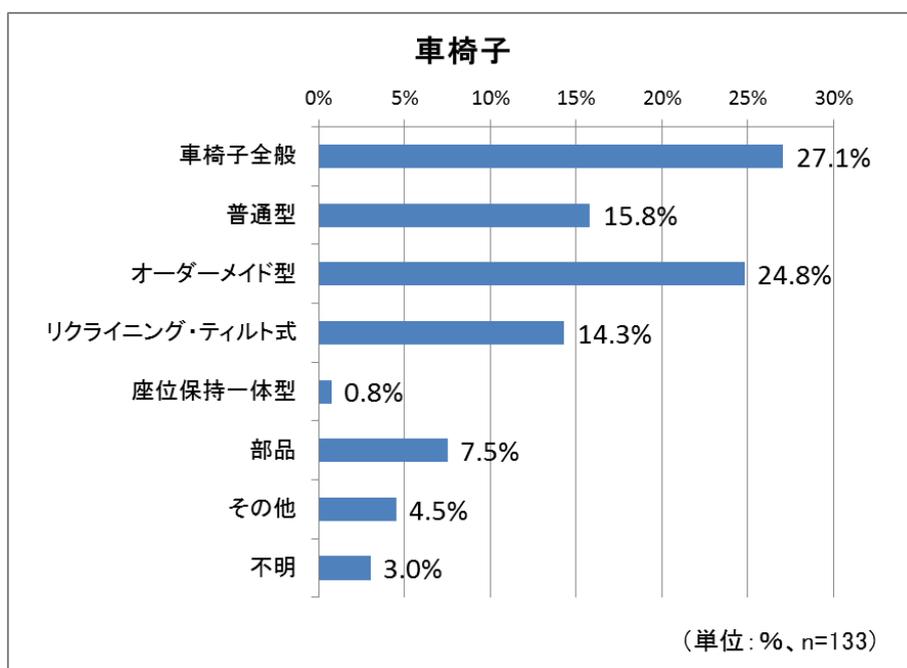
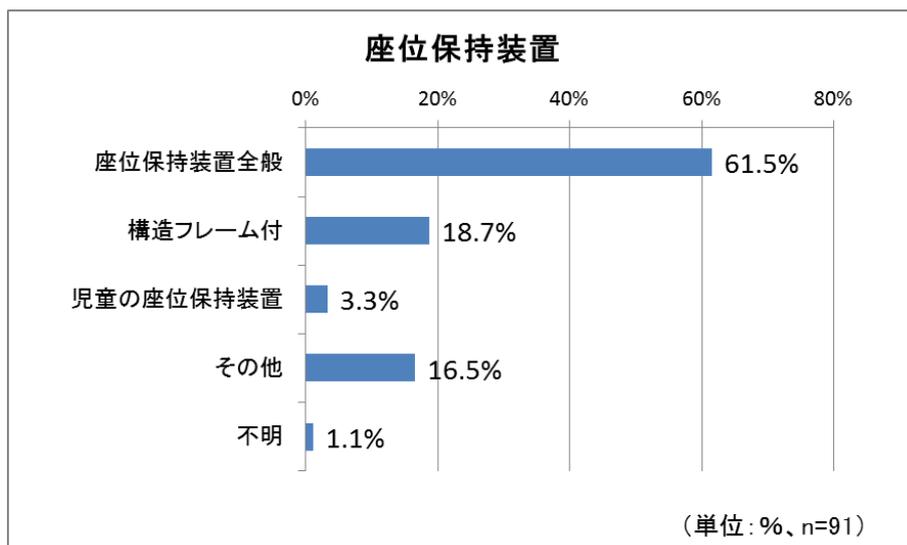
Q20：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の種類を最大3つまでお選びください。※最低1つ以上お選びください

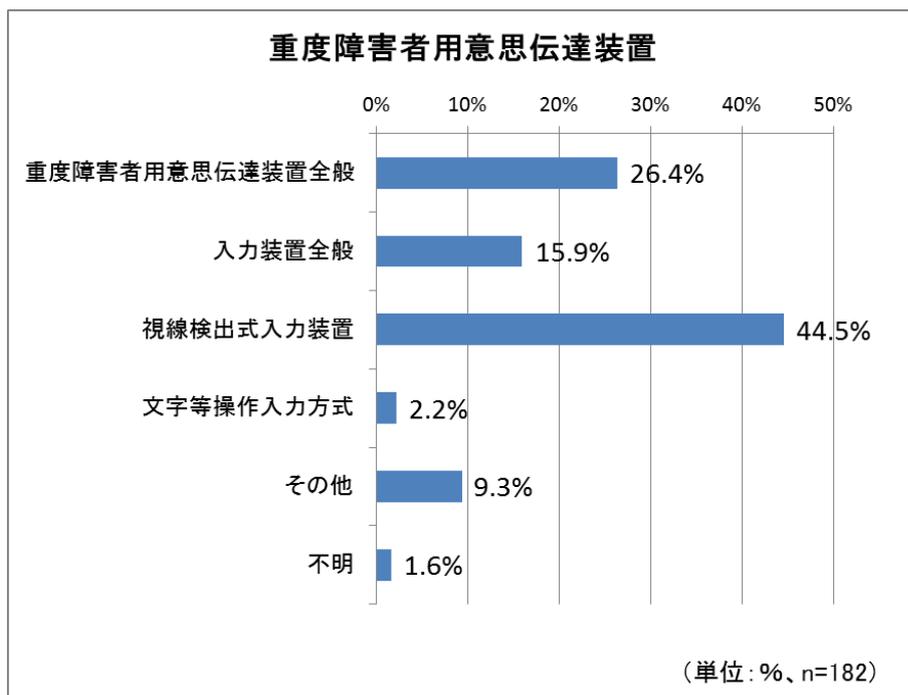
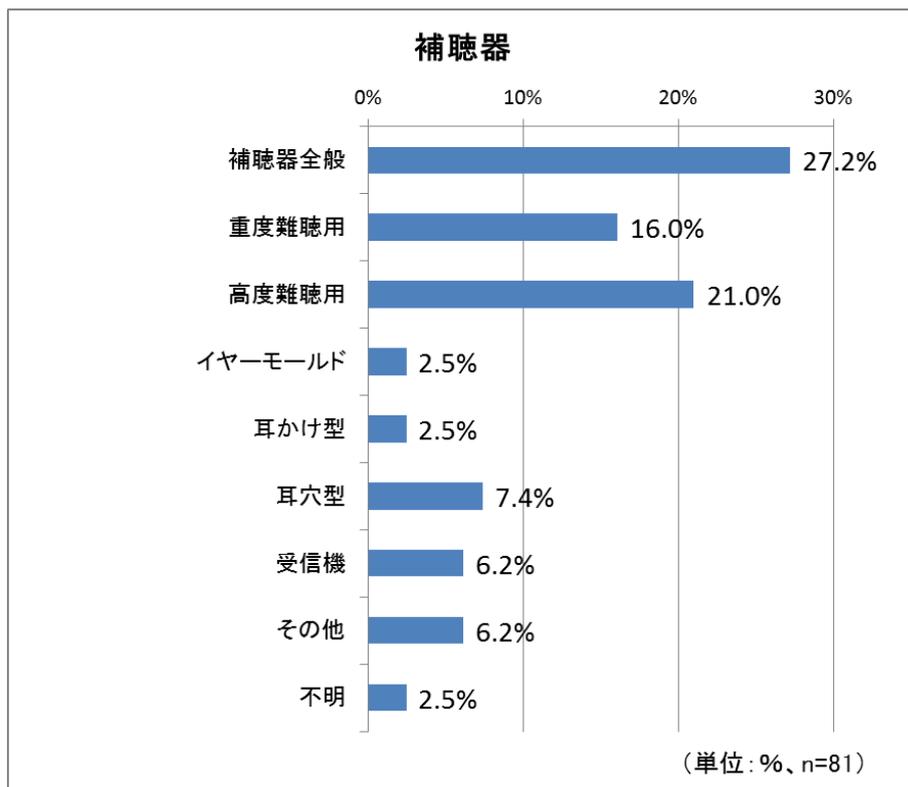


市区町村

Q20-1：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の内、補装具の具体的な名称をそれぞれ記載ください。（自由記述）



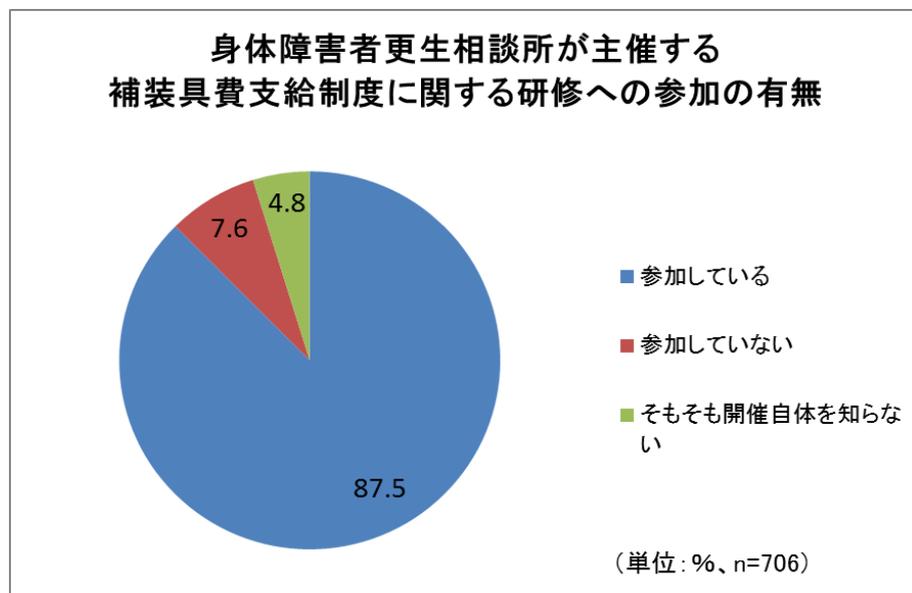




市区町村

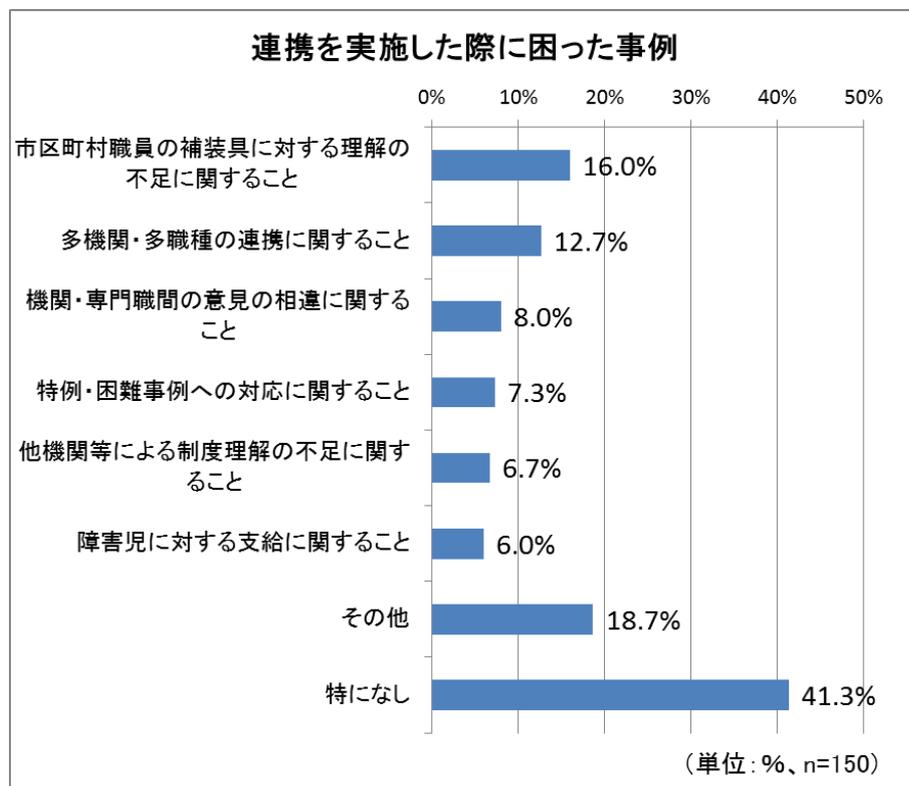
⑤ その他

Q21：身体障害者更生相談所が主催する補装具費支給制度に関する研修への参加の有無について、当てはまるものを一つお選びください。



市区町村

Q22：補装具費支給決定にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、困った事例等ありましたら、ご記入ください。（自由記述）



(具体例)

- ・ 意見書を書いてくれる医師が見つからず決定が遅れた。
- ・ 介護保険対象者で、体型的にレンタルの対応が難しいケースの相談があり、補装具対応とするのか現在検討中な事例がある。
- ・ 制度について理解されていないことや理解が得られないこと。支給決定前に製作開始され補装具が完成してしまっていること。
- ・ 担当する職員は補装具の専門ではないため構造・仕組みなど不明な点が多く、理解が困難。
- ・ 他制度との境界が曖昧な特例補装具の取扱いがあり困った。

Q23：補装具費支給決定にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、適切な支給につながった好事例ありましたら、ご記入ください。（自由記述）

<多機関連携に関するもの>

- ・ 判断に困った場合、必ず身体障害者更生相談所に相談し、適切な支給を決定している
- ・ 障害児の特例補装具としてデジタル補聴システムを支給した際に、病院から障害児の詳細なデータを提供して頂き、そのデータを元に身体障害者更生相談所に相談した結果、適切な補装具が支給できた。
- ・ 骨格構造義肢(高額なもの)の申請があったが、身体障害者更生相談所と連携したところ、社会調査等に同席してもらい、本人の体調、環境にあった補装具の支給を決定することができた。
- ・ 基準外の部品を使った修理の見積もりをも落ち、申請に来られた方のケース。判断が難しかったため身体障害者更生相談所に見積もりを送り意見を求めたところ、許容範囲内ということで支給決定に至った。
- ・ 義眼の支給決定にあたり、判断が難しいと思われたので他の市町村と連携をとり、適切な支給につながった事例がある。
- ・ 相談支援事業所や訪問看護ステーションとの連携で必要な方に対して支給決定できた。

<多職種連携に関するもの>

- ・ 3歳児に対する筋電義手の支給。理学療法士や装具業者、身体障害者更生相談所、役場職員が密に連絡を取り、申請者に対して適正な支給に至った。
- ・ 小学校低学年の電動車椅子の支給例。本人、家族、学校、業者、担当医、自治体で協議を重ね支給を検討し、様々な機関においてメリット、デメリットなどを理解し、支給に至った。
- ・ 自宅火災で補装具を消失された方の情報を、ケースワーカーよりいち早く情報提供頂、急遽、直近の補装具巡回相談で判定できた
- ・ 身体障害者更生相談所の担当者、教員、医者、補装具業者、他市町村の担当者の情報共有等連携することで、特例補装具の支給につなげることができた。
- ・ 社会福祉士が生活状況を把握し、作業療法士が体の可動域を把握していたため、本人に合った重度障害者用意思伝達装置のスイッチを選択することができた。
- ・ 重度障害者用意思伝達装置の入力装置の申請において、基本的にほかのスイッチが利用可能であれば、視線検出式入力装置は認められていないが、作業療法士・医師との連携によりほかの入力装置では疲労度がかなり高く、長時間使用することができないことを理由に、視線検出式入力装置の支給を決定した。
- ・ 車椅子支給決定にあたり、都センター（東京都心身障害者福祉センター）職員、病院の理学療法士、地区担当職員、補装具業者とで立会い確認を行った。高額な製品や部品が利用者の使用目的や必要性に妥当か否かの判断ができた。
- ・ 医師から年齢的に義足は無理と言われていたが、本人の歩きたい気持ちが強く義肢装具製作者、理学療法士に相談し作製に至り、義足が適合したことでQOLやADLが向上した。

<研修会・巡回相談に関するもの>

- ・ 重度障害者用意思伝達装置の決定をする際、ケース会議に参加したり、医療関係者より医療

や生活の状態を教えていただいたりすることで、適切に決定することができた。

- ・ 知的障害を持つ聴覚障害者が補聴器を申請した際、身体障害者更生相談所に相談、言語聴覚士が巡回相談にて直接検査を行い、補聴器の交付に至った。周囲の人の声が聞こえるようになり、保護者とのコミュニケーションが向上、作業所での効率もあがった。

<情報の共有に関するもの>

- ・ 義足及び短下肢装具の2個交付（常用・入浴用）医療機関職員（医療・生活）、補装具業者（生活・補装具）、利用者が入居する施設職員（生活）、身体障害者更生相談所（制度）との連携により、常用と入浴用の使い分けが必要な利用者の情報を共有し、適切な2個交付につながった。

市区町村

Q24：補装具費支給制度における独自の取り組みやツールがありましたら、ご記入ください。

（自由記述）

<独自の取り組み>

- ・ 新宿区立障害者福祉センターの作業療法士や理学療法士との連携。
- ・ エクセルで、補装具に関する申請受付の一覧表を作成し、時系列でどのような相談があったか確認できるようにしている
- ・ 更生指導台帳で支給状況等を管理。

<独自のツール>

- ・ 内部用の窓口対応マニュアル作成など

身体障害者更生相談所

(2) 身体障害者更生相談所

① 現状について

Q1：借受けに関する相談・助言件数（平成30年度実績）をご記入ください。（半角数字のみ）

※相談・助言とは、市町区村等から相談等があったものの、正式な判定に至らなかったものです。

※0件の場合は、0とご記入ください。

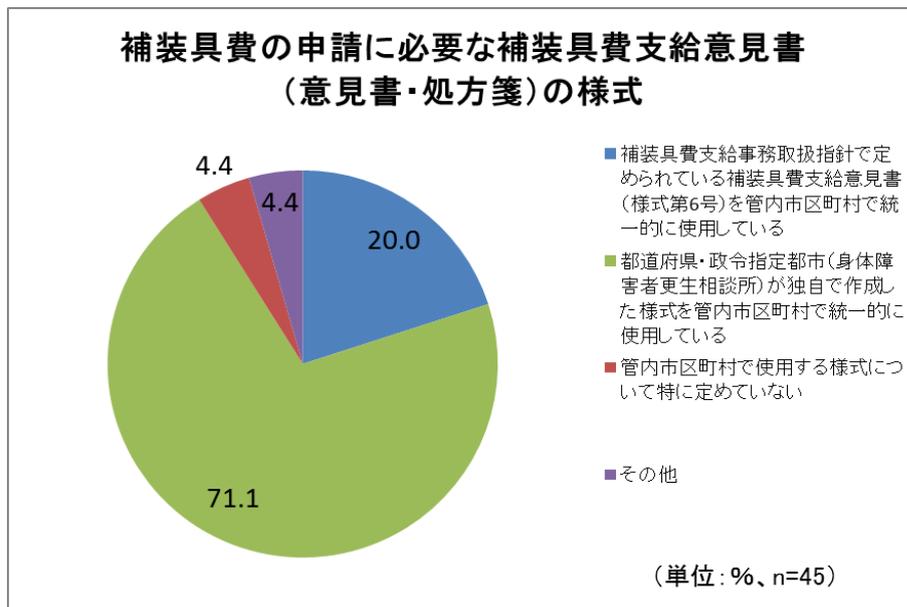
	全体	0件	1件	2件	3件	4件	5件以上	最小値	最大値
義肢の完成用部品	45	45	-	-	-	-	-	0	0
装具の完成用部品	45	42	2	1	-	-	-	0	2
座位保持装置の完成用部品	45	45	-	-	-	-	-	0	0
重度障害者用意思伝達装置(本体)	45	41	2	-	1	1	-	0	4
歩行器	45	41	1	2	-	-	1	0	5
座位保持椅子	45	45	-	-	-	-	-	0	0

Q2：借受けに関する判定件数（平成30年度実績）をご記入ください。（半角数字のみ）

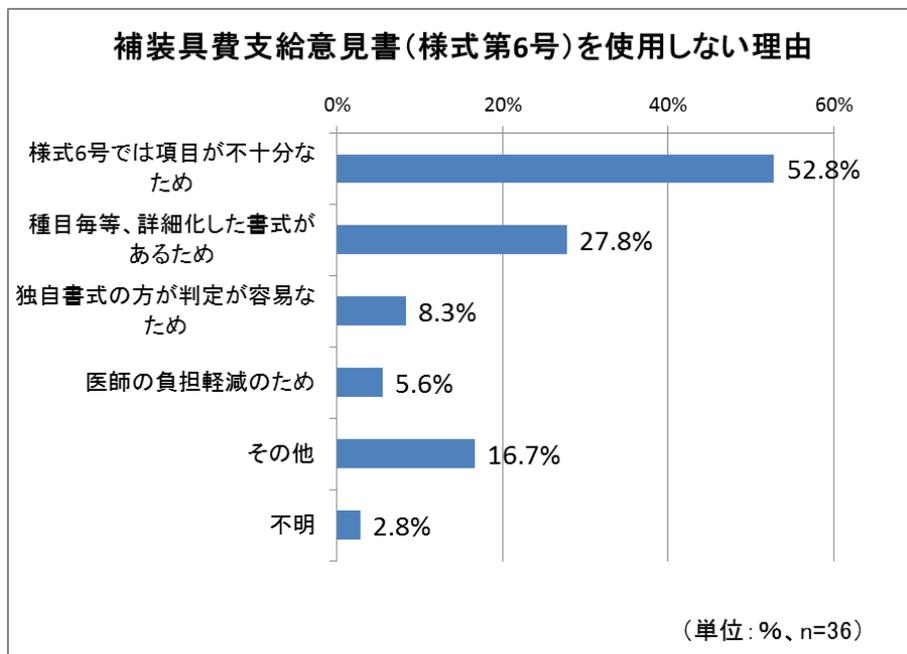
※0件の場合は、0とご記入ください。

	全体	0件	1件	2件	3件	4件	5件以上	最小値	最大値
義肢の完成用部品	45	45	-	-	-	-	-	0	0
装具の完成用部品	45	44	1	-	-	-	-	0	1
座位保持装置の完成用部品	45	45	-	-	-	-	-	0	0
重度障害者用意思伝達装置(本体)	45	45	-	-	-	-	-	0	0
歩行器	45	45	-	-	-	-	-	0	0
座位保持椅子	45	45	-	-	-	-	-	0	0

Q3：補装具費の申請に必要な補装具費支給意見書（意見書・処方箋）の様式をどのように取り扱っていますか。当てはまるものを一つお選びください。



Q4：補装具費支給意見書（様式第6号）を使用しない理由をお教えてください。（自由記述）

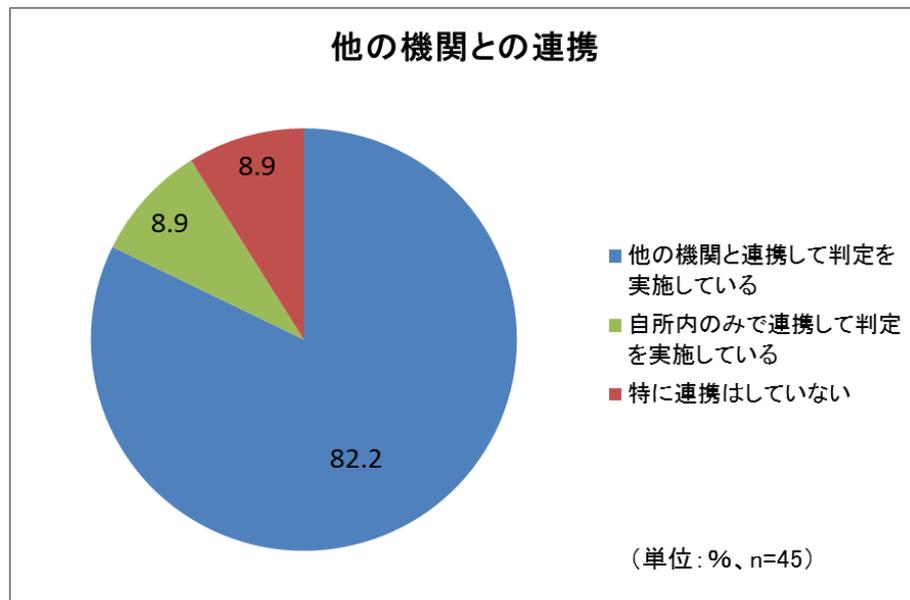


Q5：貴所で独自に作成・使用している意見書・処方箋の書式をお送りください。

・メールに添付または FAX にて送付、もしくは記載ホームページの URL を記載いただいた。

② 補装具費支給判定における連携状況と課題について

Q6：補装具費支給判定において、他の機関と連携していますか。当てはまるものを一つお選びください。※他の機関とは、貴所以外のすべてを含みます。



身体障害者更生相談所

Q7：補装具費支給判定にあたり、他の機関と連携をしている補装具及びその連携先を全てお選びください。

②身体障害者更生相談所	全 体	市 区 町 村	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	指 定 自 立 支 援 医 療 機 関	そ の 他 医 療 機 関	補 装 具 業 者	相 談 支 援 事 業 所	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	そ の 他 機 関
義肢	37 100.0	32 86.5	13 35.1	11 29.7	16 43.2	33 89.2	1 2.7	3 8.1	-	-
装具	37 100.0	32 86.5	13 35.1	11 29.7	16 43.2	33 89.2	1 2.7	3 8.1	-	-
座位保持装置	37 100.0	32 86.5	14 37.8	13 35.1	17 45.9	31 83.8	3 8.1	5 13.5	-	1 2.7
車椅子	37 100.0	31 83.8	12 32.4	12 32.4	15 40.5	31 83.8	4 10.8	8 21.6	-	2 5.4
電動車椅子	37 100.0	32 86.5	16 43.2	11 29.7	16 43.2	32 86.5	4 10.8	8 21.6	1 2.7	1 2.7
歩行器	37 100.0	22 59.5	7 18.9	8 21.6	12 32.4	19 51.4	2 5.4	5 13.5	-	2 5.4
歩行補助つえ(一本つえ除く)	37 100.0	12 32.4	-	1 2.7	3 8.1	6 16.2	1 2.7	2 5.4	-	-
盲人安全つえ	37 100.0	11 29.7	-	1 2.7	2 5.4	4 10.8	-	1 2.7	-	-
義眼	37 100.0	12 32.4	-	1 2.7	3 8.1	4 10.8	-	-	-	-
眼鏡	37 100.0	17 45.9	2 5.4	3 8.1	5 13.5	8 21.6	-	-	-	-
補聴器	37 100.0	30 81.1	10 27.0	11 29.7	13 35.1	26 70.3	-	1 2.7	-	5 13.5
重度障害者用意思伝達装置	37 100.0	32 86.5	12 32.4	10 27.0	19 51.4	32 86.5	6 16.2	7 18.9	2 5.4	2 5.4
座位保持椅子	37 100.0	19 51.4	6 16.2	6 16.2	7 18.9	17 45.9	-	2 5.4	-	1 2.7
起立保持具	37 100.0	20 54.1	5 13.5	8 21.6	7 18.9	16 43.2	-	2 5.4	-	1 2.7
頭部保持具	37 100.0	9 24.3	1 2.7	1 2.7	2 5.4	5 13.5	-	1 2.7	-	-
排便補助具	37 100.0	8 21.6	-	1 2.7	2 5.4	4 10.8	-	-	-	-

※身体障害者更生相談所が50%以上の連携があると回答した補装具種目と連携機関を黄色に着色した

(参照) 他機関の同じ情報掲載ページ

①市区町村→P6

③指定自立支援医療機関→P84

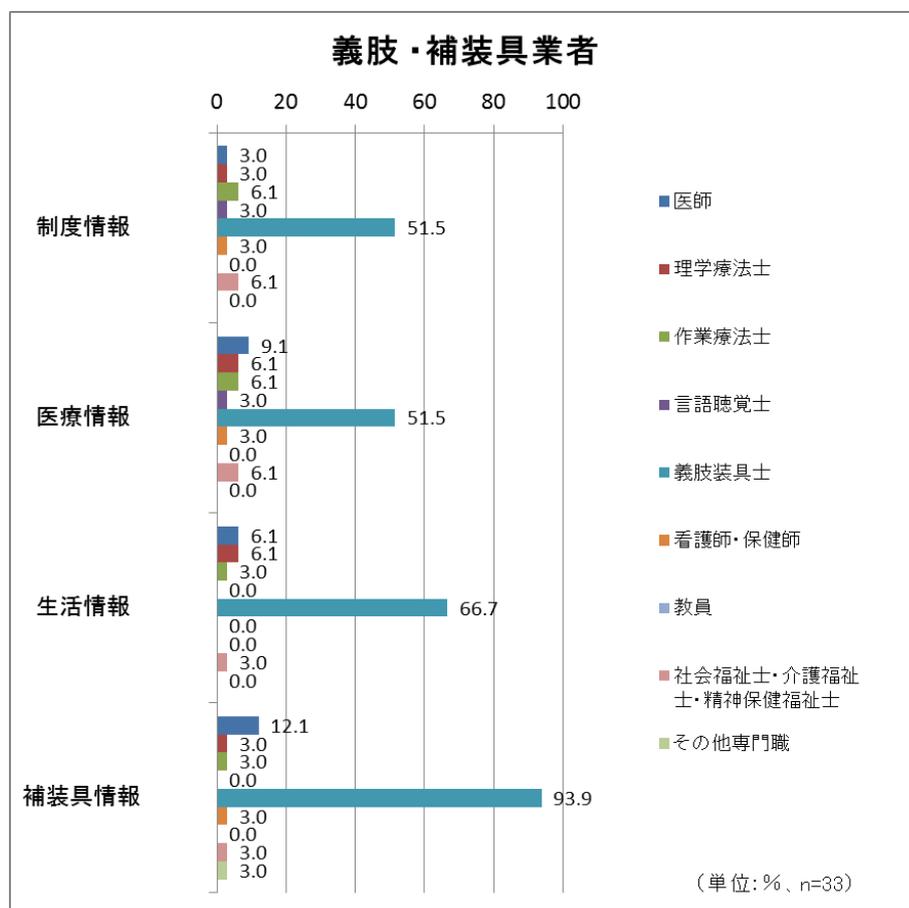
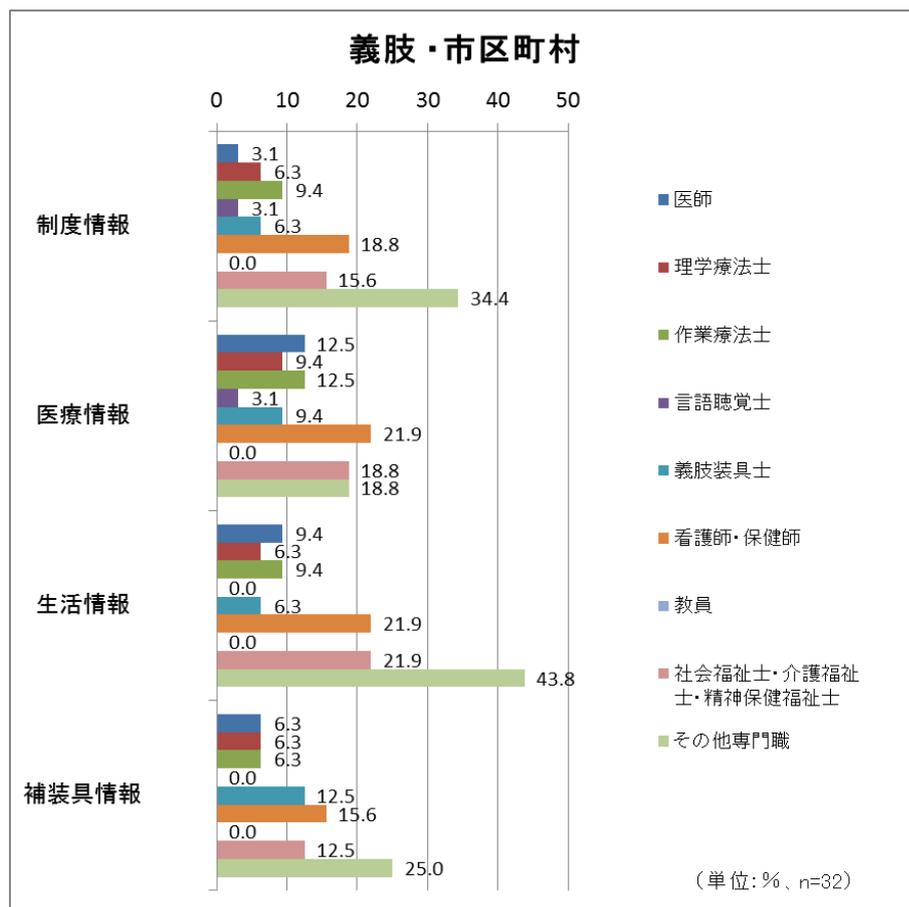
④補装具業者→P113

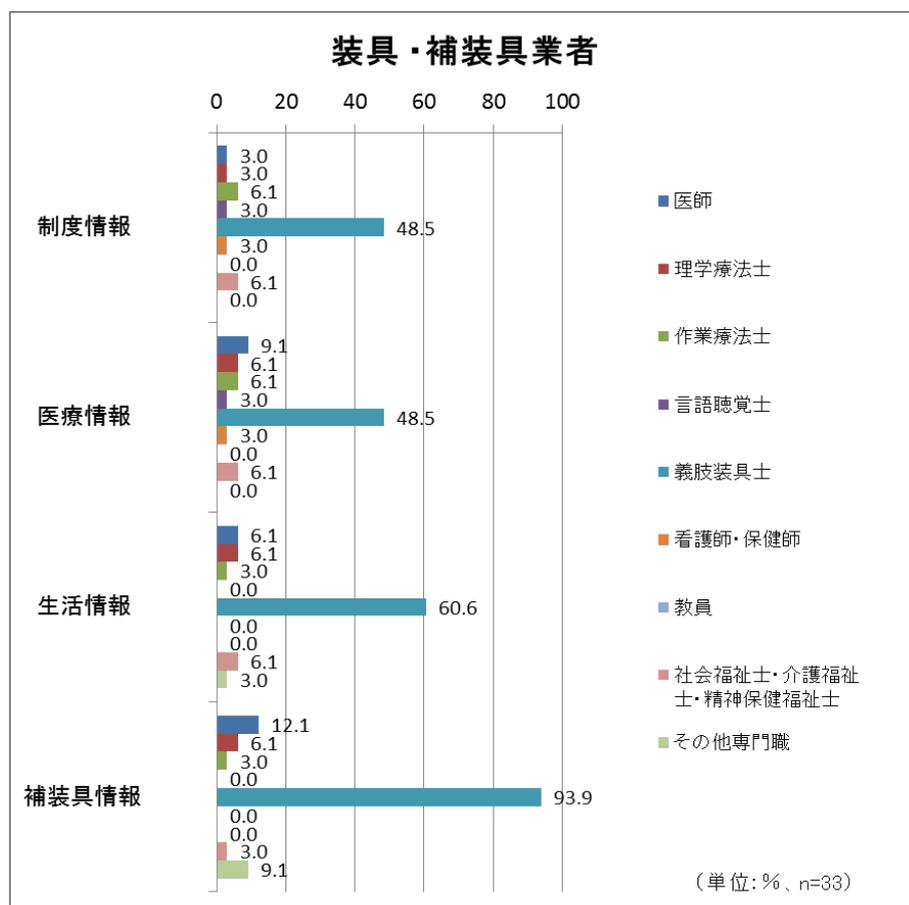
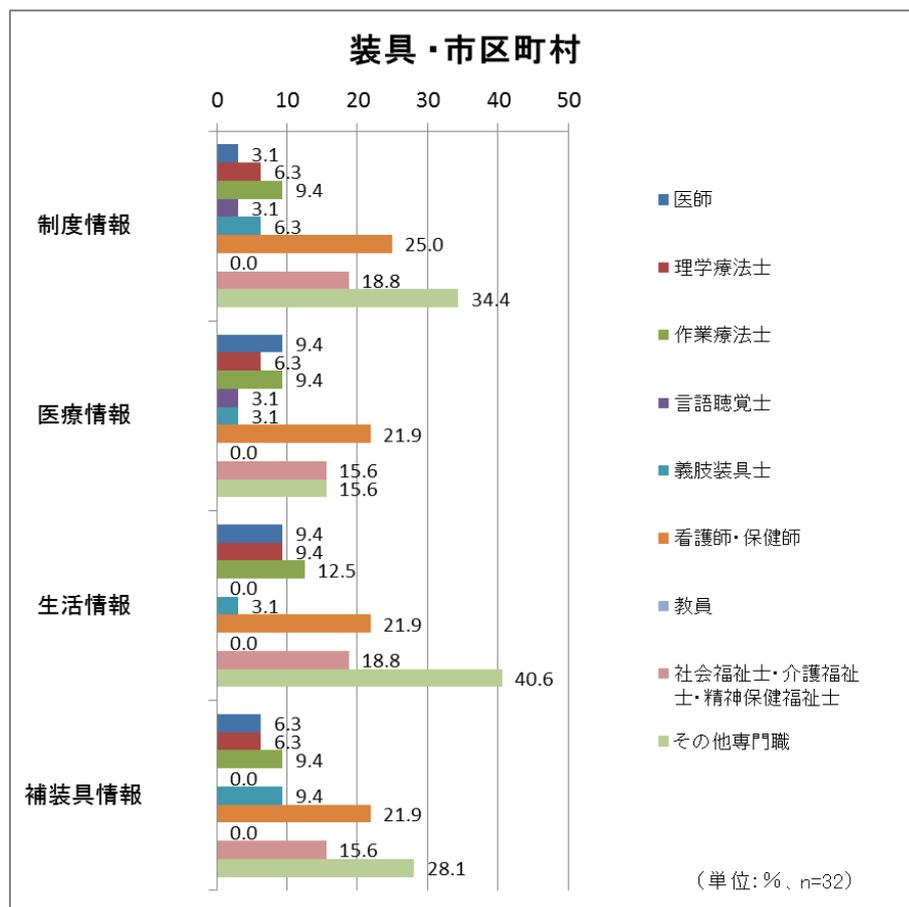
身体障害者更生相談所

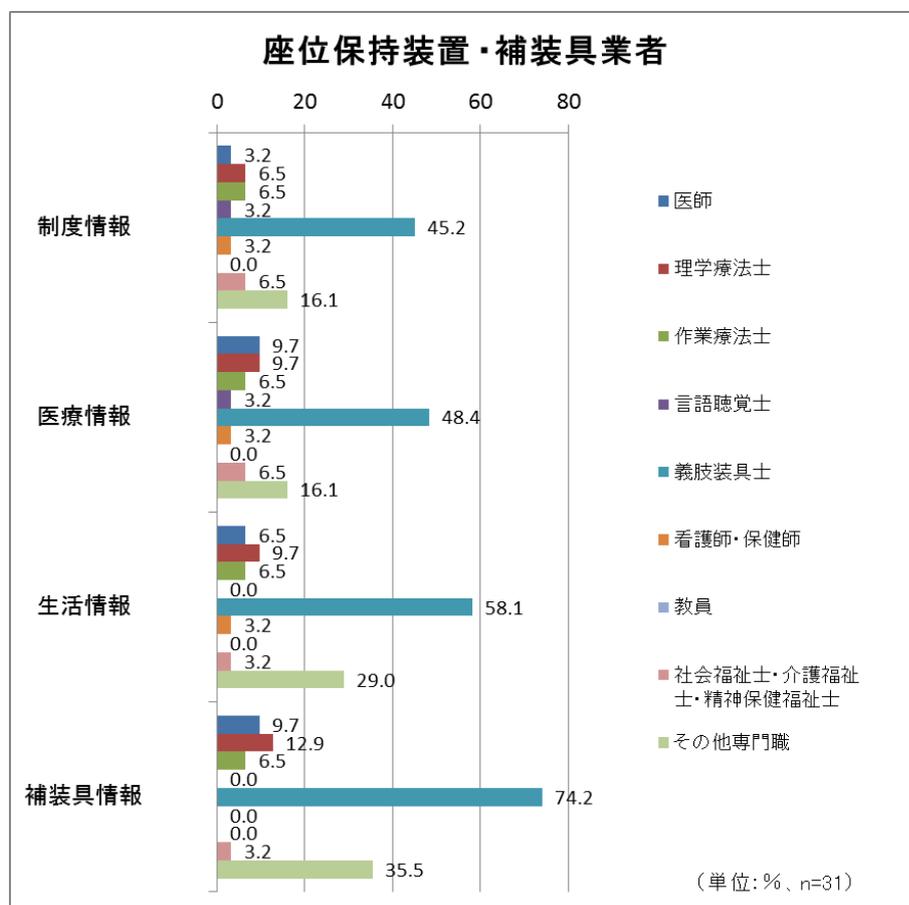
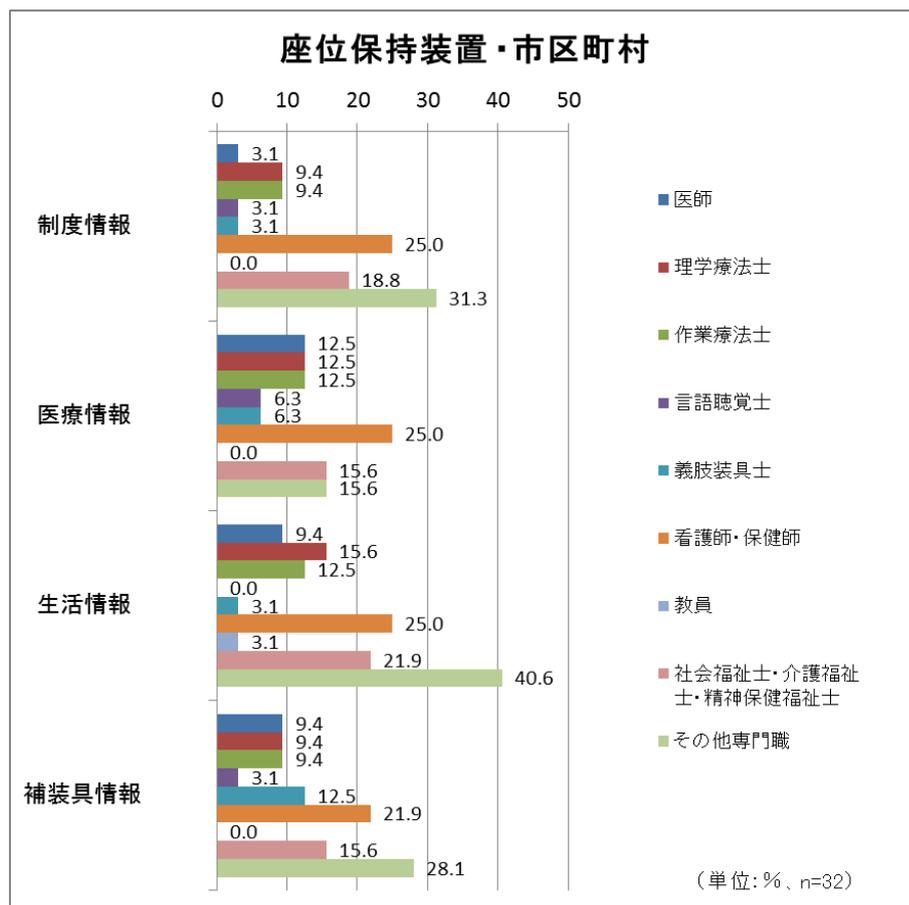
【その他の機関】

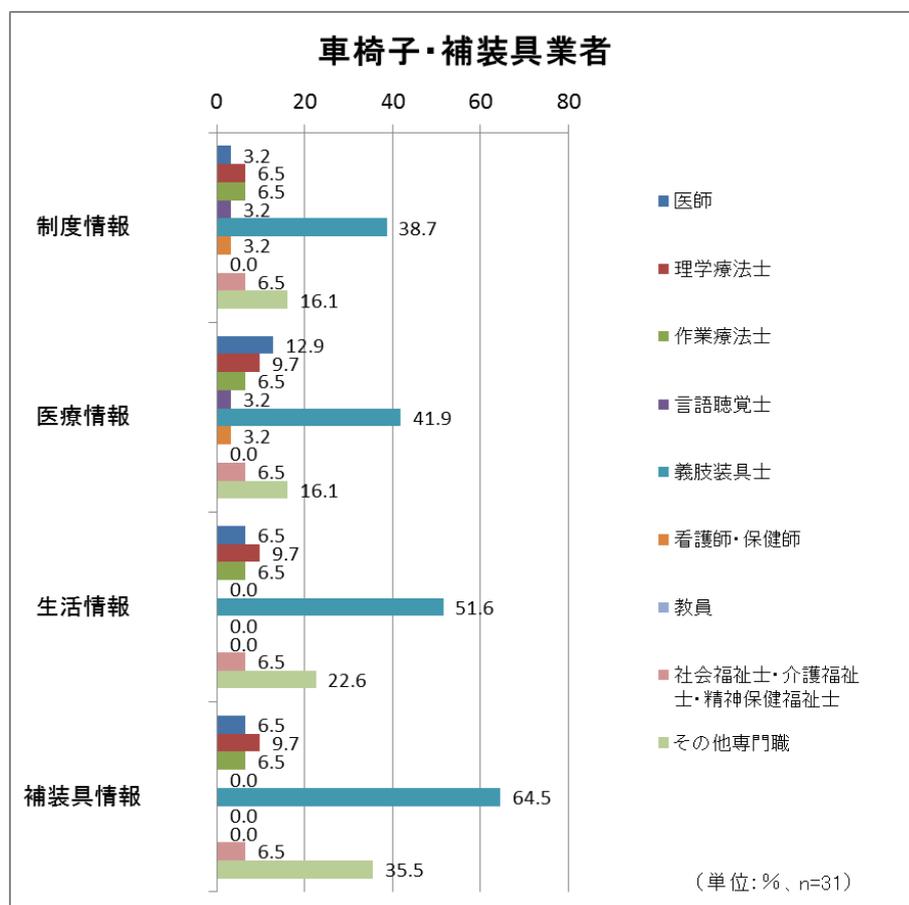
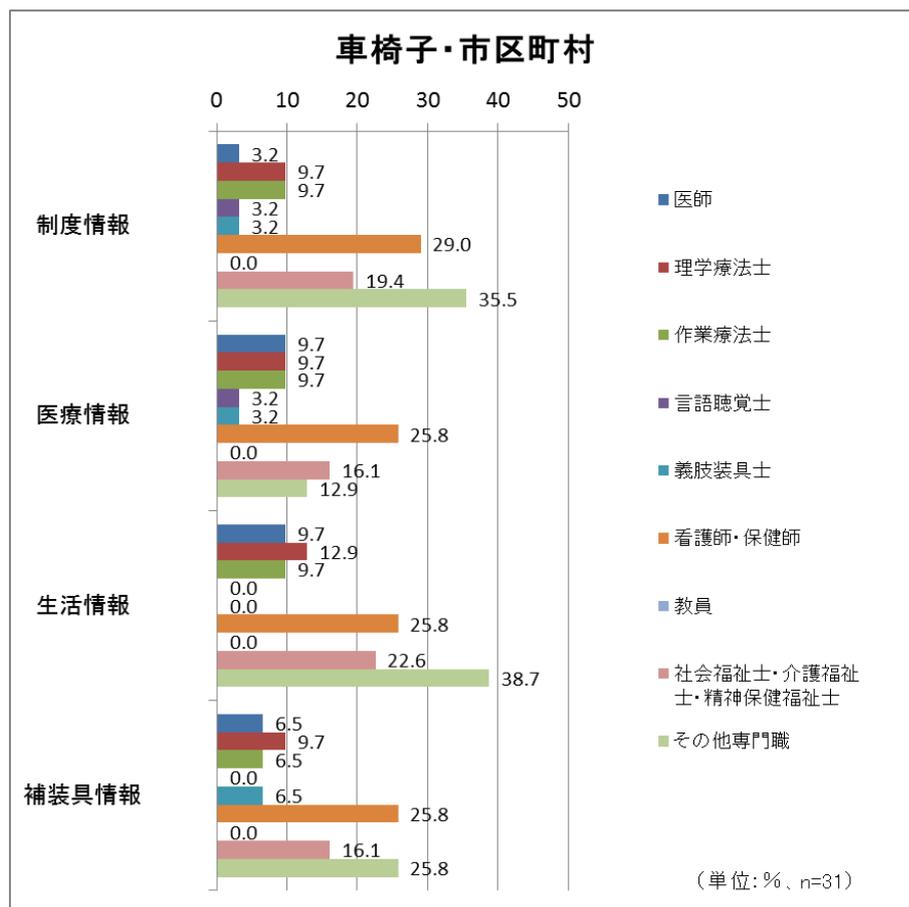
補装具種目	機関	件数
座位保持装置	学校	1
車椅子	学校	1
	保育・幼稚園	1
電動車椅子	学校	1
歩行器	学校	1
	保育・幼稚園	1
補聴器	学校	3
	保育・幼稚園	1
	聴覚・言語障害センター	1
重度障害者用意思伝達装置	県作業療法士会	1
	地域リハビリ支援センター	1
座位保持椅子	学校	1
起立保持具	学校	1

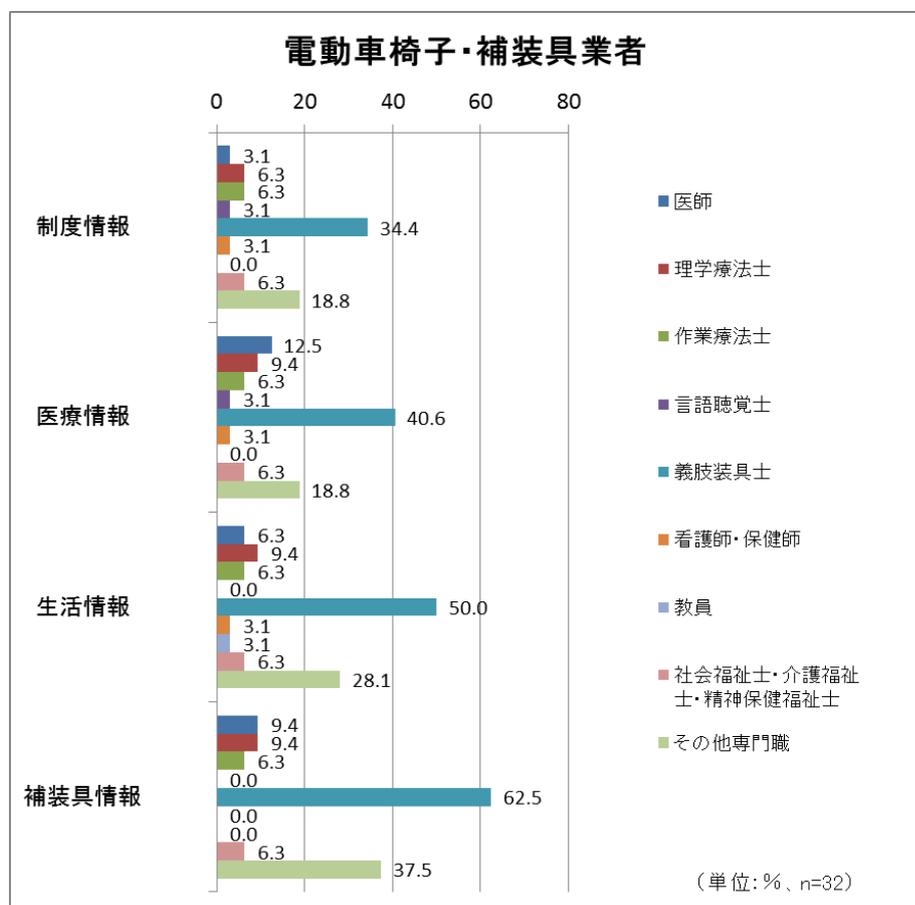
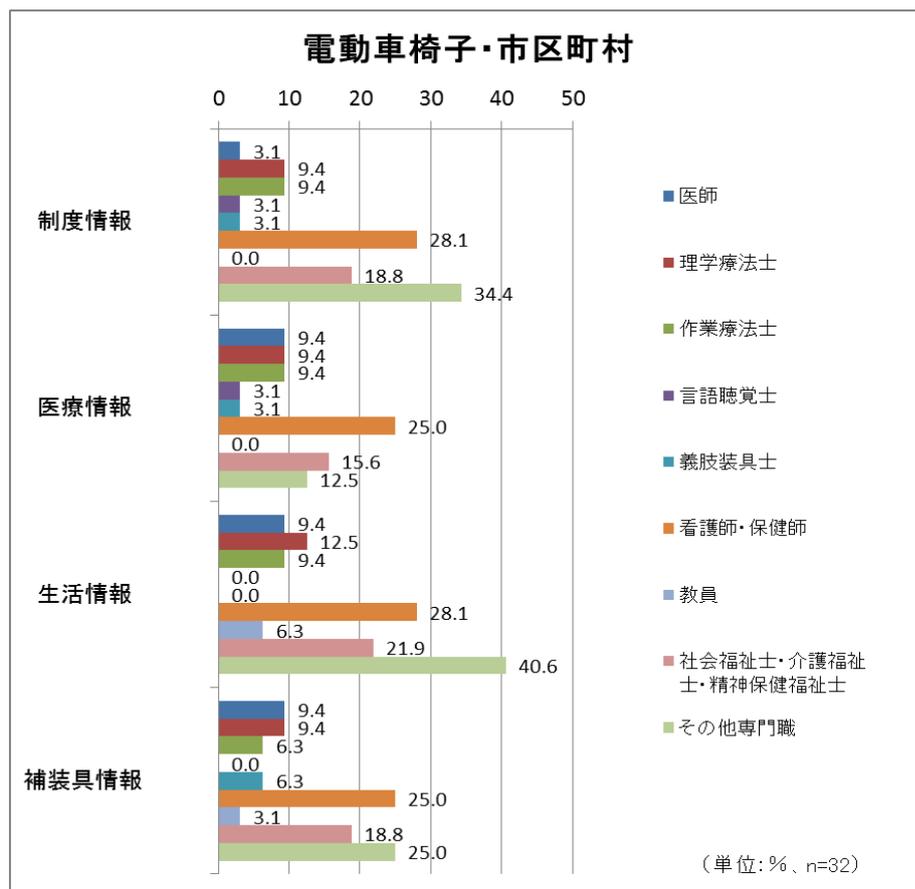
Q7で、身体障害者更生相談所が50%以上連携している（黄色着色）と回答した補装具種目について、連携先の機関、専門職と4つの情報（制度・医療・生活・補装具）の連携状況をグラフ化した。



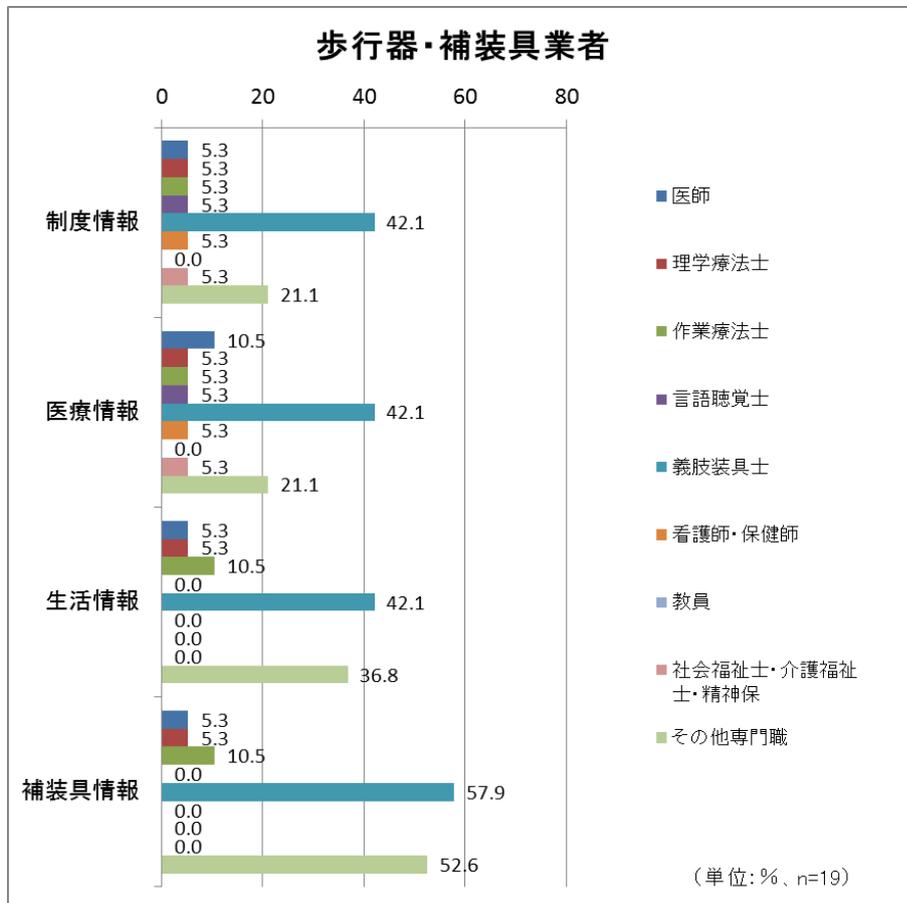
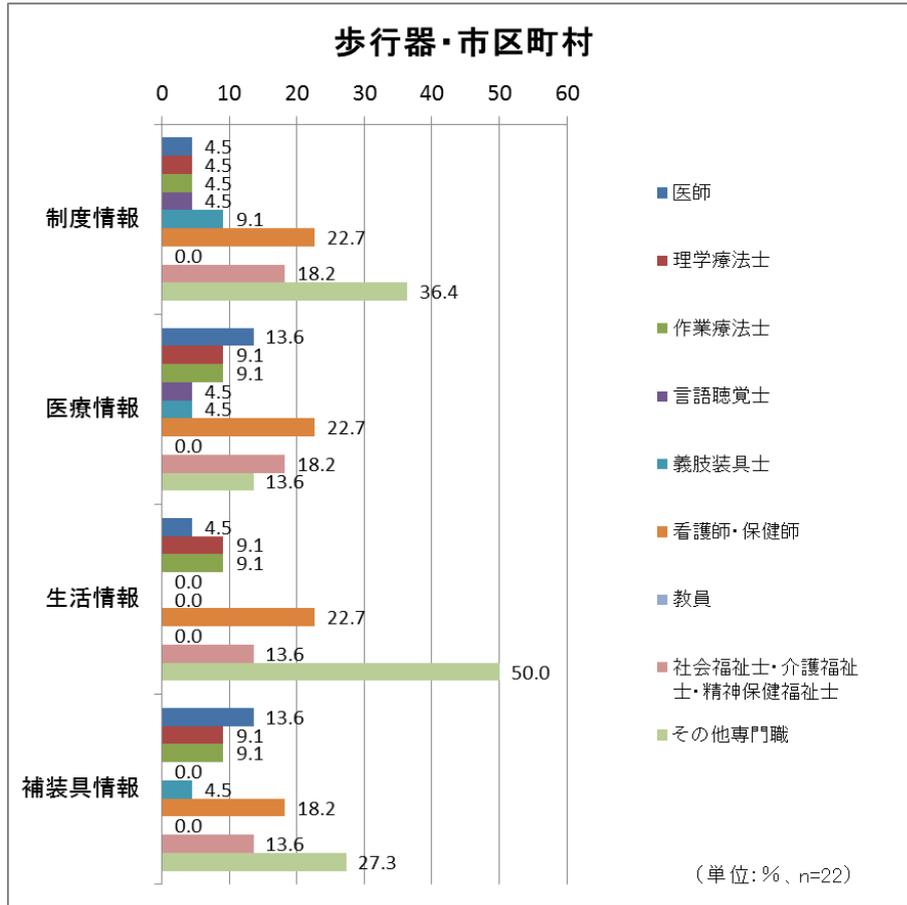


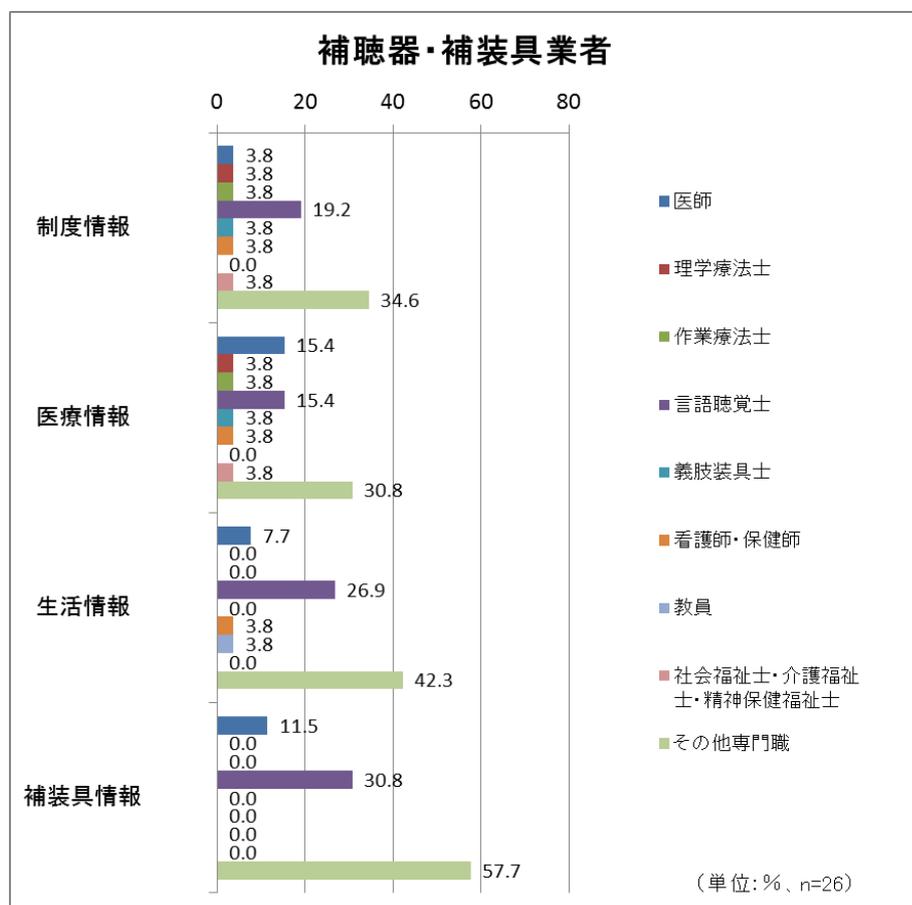
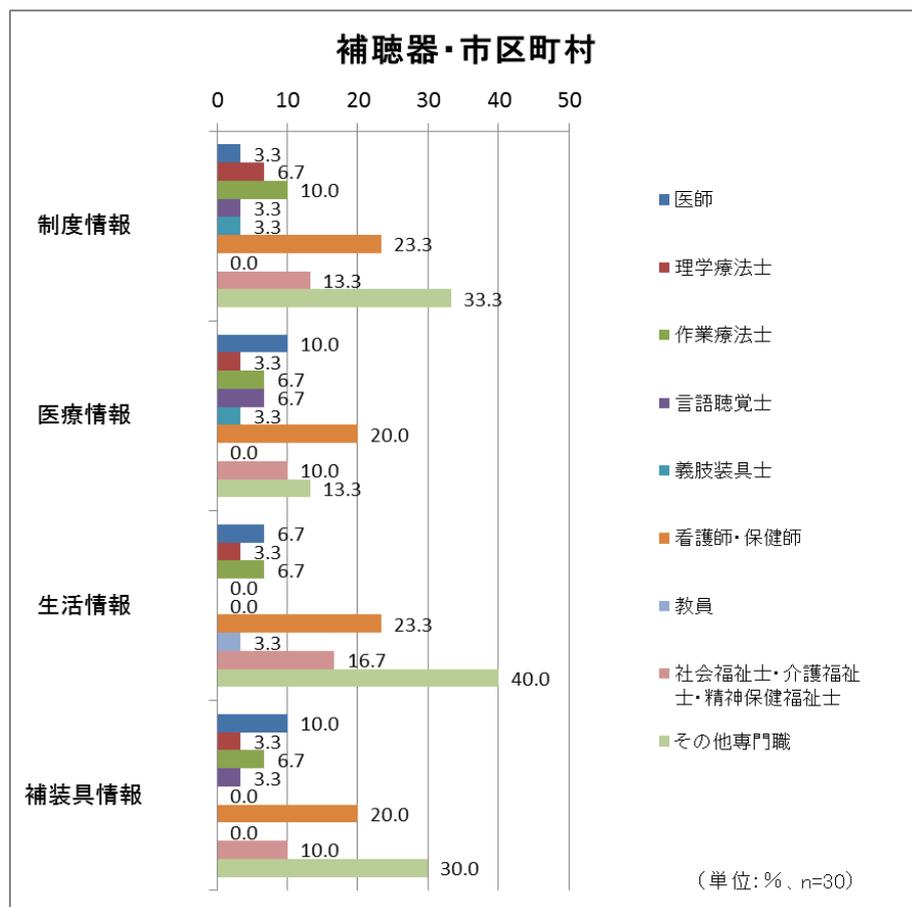


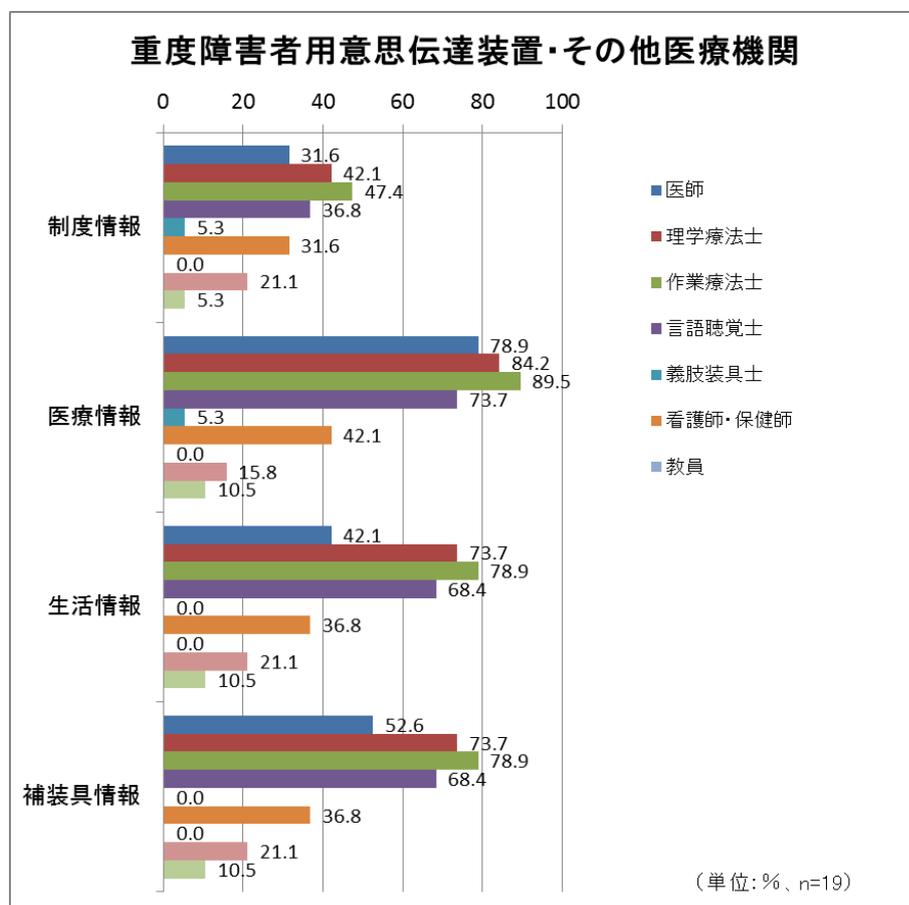
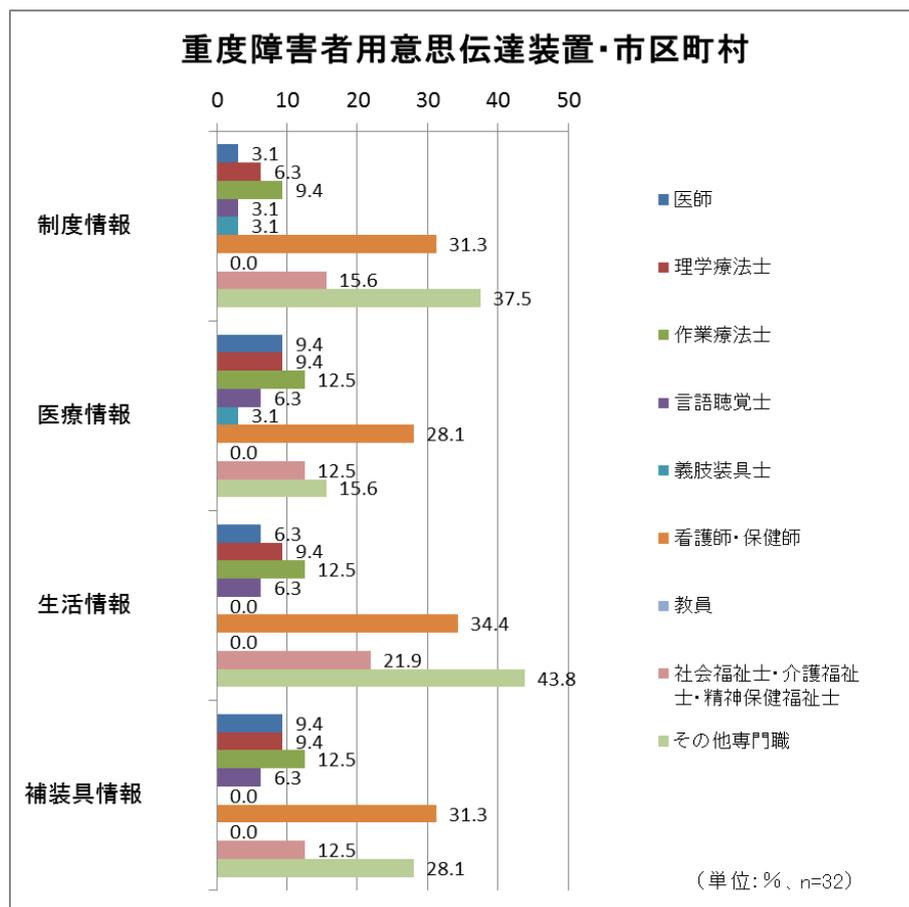


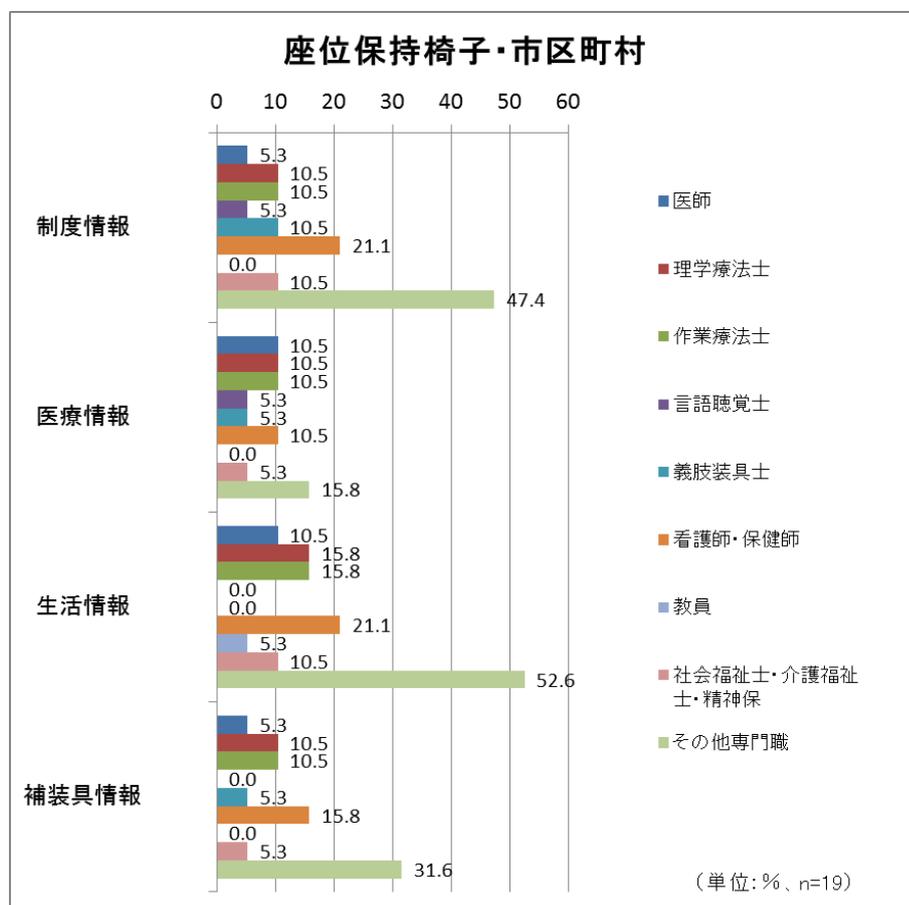
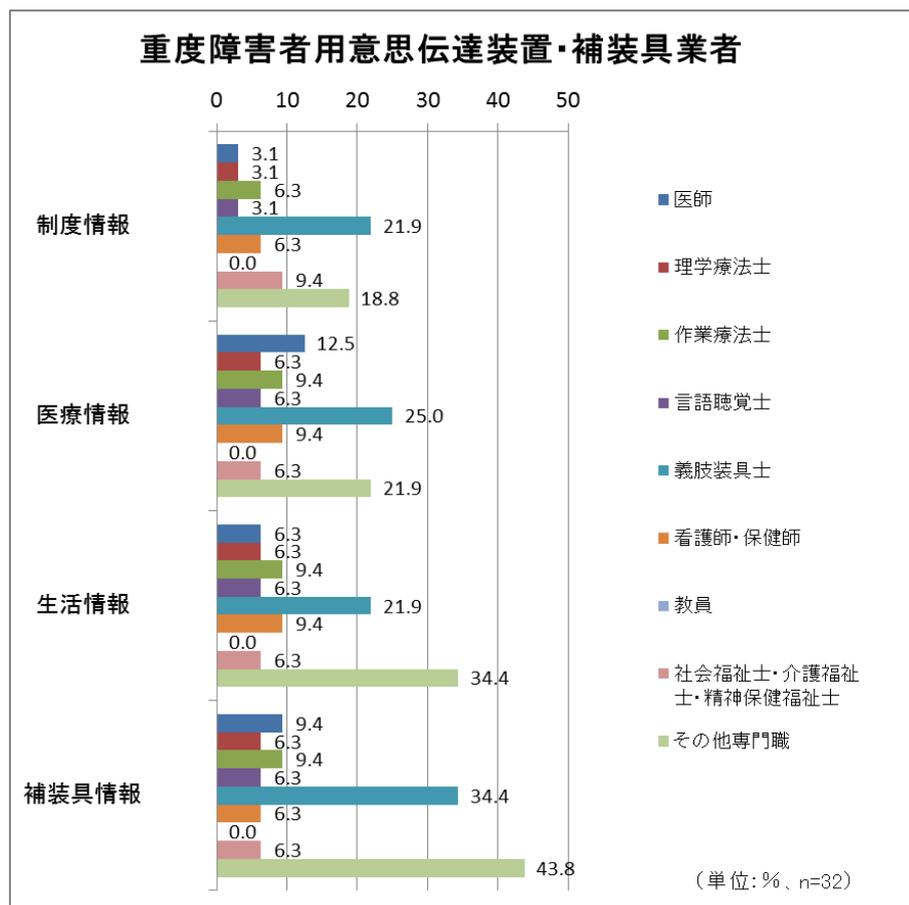


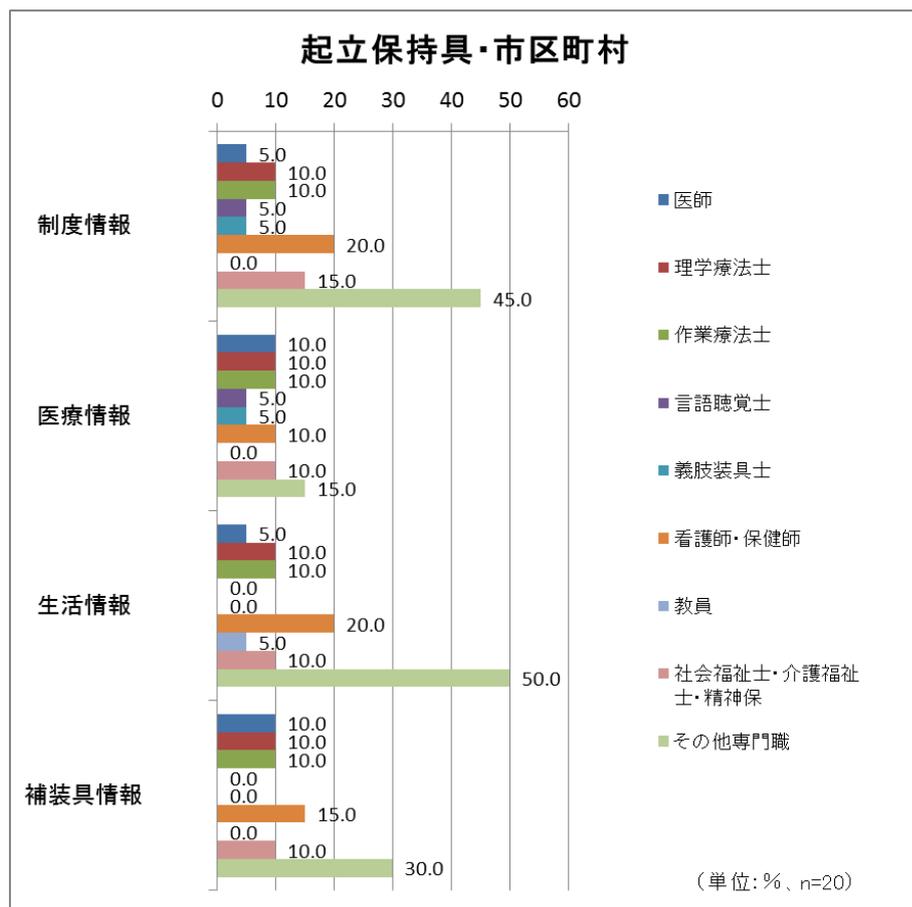
身体障害者更生相談所





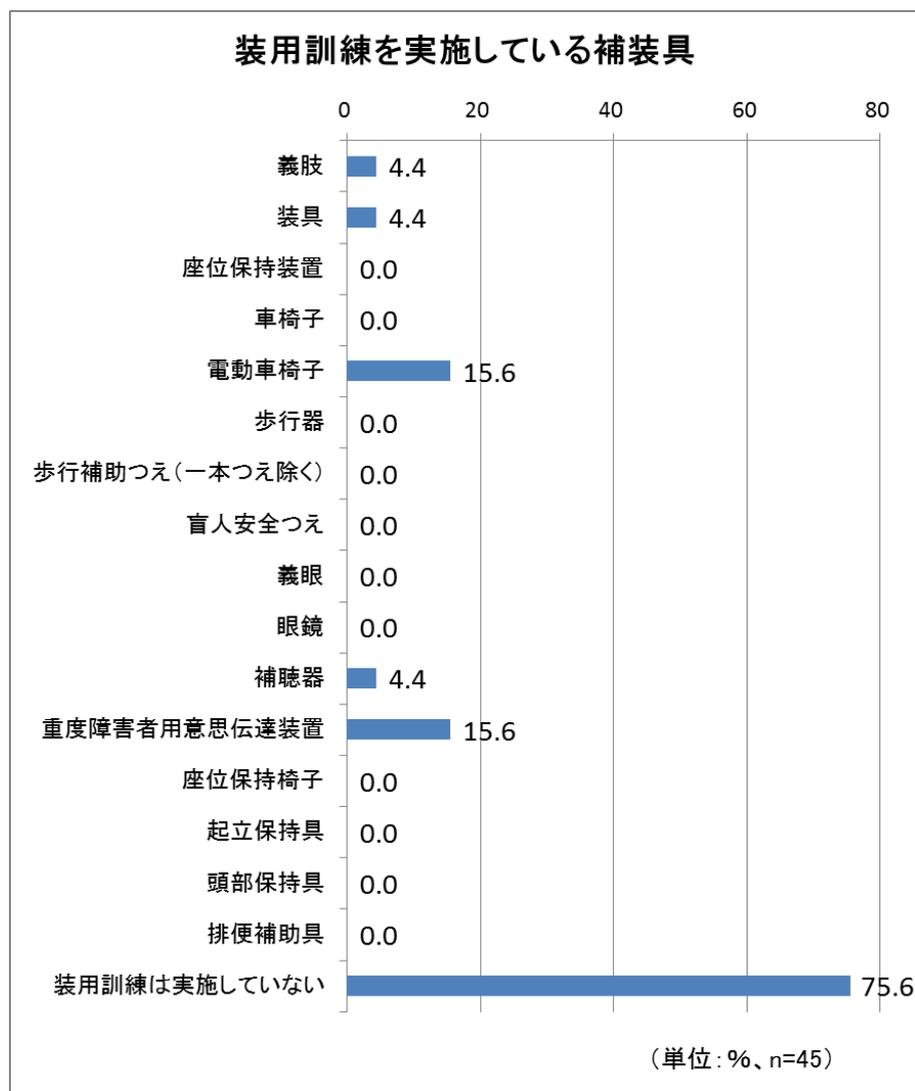




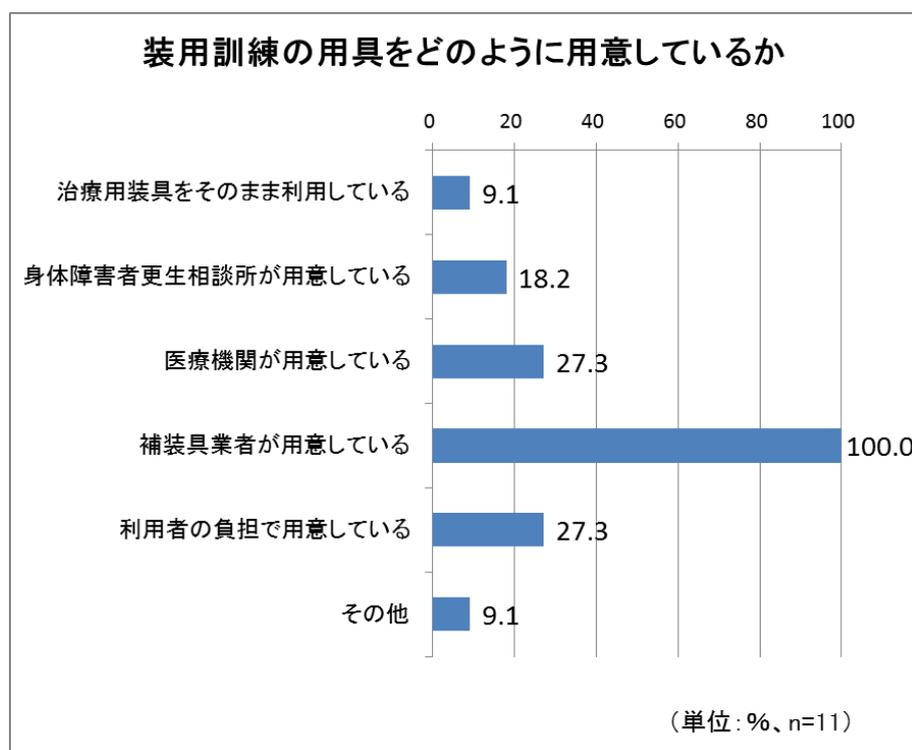


③ 装用訓練について

Q8：貴所で装用訓練を実施している補装具を全てお選びください。（複数選択可）



Q8-2: 装用訓練の用具は、どのように用意していますか？当てはまるものを全てお選びください。
(複数選択可)

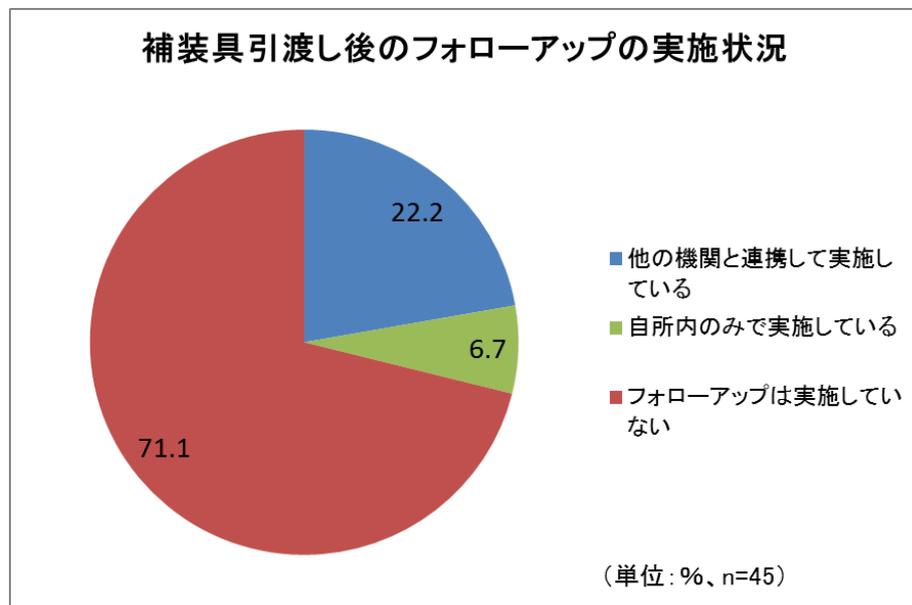


Q8-3: 装用訓練を実施することで、補装具費支給申請の際に役立つことや効果的なことをご記入ください。(自由記述)

- ・ 実用的な使用、継続的な使用が可能か否か判断できる。
- ・ 本人含め、使用・操作可能であるか確認できる。
- ・ 支給決定する前に練習することで、適切な補装具の機種を選択ができる。
また、重度障害者用意思伝達装置については、適切なスイッチを選択できる。
- ・ 適切な補装具の選択、支給につながる。短期的な補装具の作りかえ等の予防ができる。
- ・ 日常生活上にて長期間にわたり、安全に継続利用が可能かどうかを判断できる。

④ 補装具引渡し後のフォローアップについて

Q9：補装具引渡し後のフォローアップの実施状況について、当てはまるものを一つお選びください。



身体障害者更生相談所

Q10：補装具引渡し後、他の機関と連携のうえ、フォローアップを実施しているまたは過去に実施したことがある補装具及びその連携先を全てお選びください。

②身体障害者更生相談所 (フォローアップ)	全 体	市 区 町 村	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	指 定 自 立 支 援 医 療 機 関	そ の 他 医 療 機 関	補 装 具 業 者	相 談 支 援 事 業 所	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	そ の 他 機 関
義肢	10 100.0	5 50.0	-	-	2 20.0	9 90.0	1 10.0	1 10.0	-	-
装具	10 100.0	5 50.0	-	-	2 20.0	9 90.0	1 10.0	1 10.0	-	-
座位保持装置	10 100.0	2 20.0	-	1 10.0	3 30.0	6 60.0	1 10.0	1 10.0	-	-
車椅子	10 100.0	3 30.0	-	1 10.0	3 30.0	7 70.0	1 10.0	1 10.0	-	-
電動車椅子	10 100.0	3 30.0	-	-	2 20.0	7 70.0	1 10.0	1 10.0	-	-
歩行器	10 100.0	-	-	-	-	1 10.0	-	-	-	-
歩行補助つえ(一本つえ除く)	10 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盲人安全つえ	10 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
義眼	10 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
眼鏡	10 100.0	1 10.0	-	-	1 10.0	1 10.0	-	-	-	-
補聴器	10 100.0	4 40.0	-	-	-	2 20.0	-	-	-	-
重度障害者用意思伝達装置	10 100.0	3 30.0	-	-	1 10.0	5 50.0	1 10.0	1 10.0	-	2 20.0
座位保持椅子	10 100.0	-	-	-	-	1 10.0	-	-	-	-
起立保持具	10 100.0	1 10.0	-	1 10.0	1 10.0	2 20.0	-	-	-	-
頭部保持具	10 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排便補助具	10 100.0	-	-	-	-	1 10.0	-	-	-	-

※フォローアップにおいて、身体障害者更生相談所が50%以上の連携があると回答した補装具種目と連携機関を黄色に着色した

(参照) 他の機関の同じ情報掲載ページ

①市区町村→P20

③指定自立支援医療機関→P91

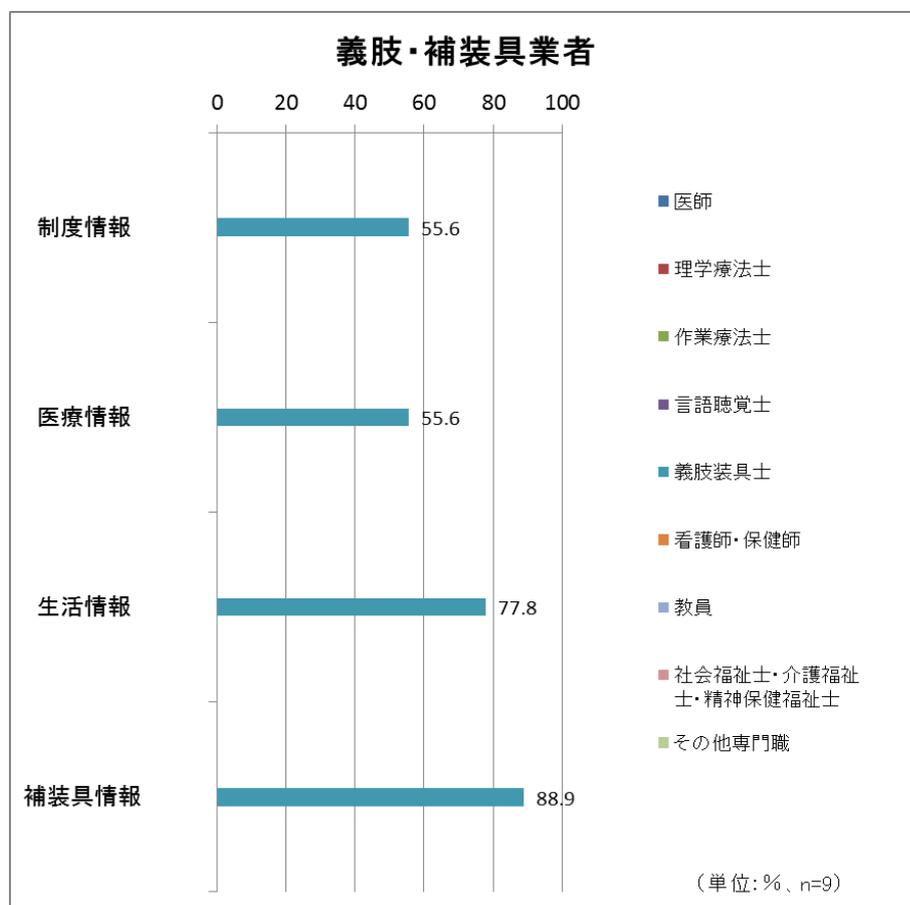
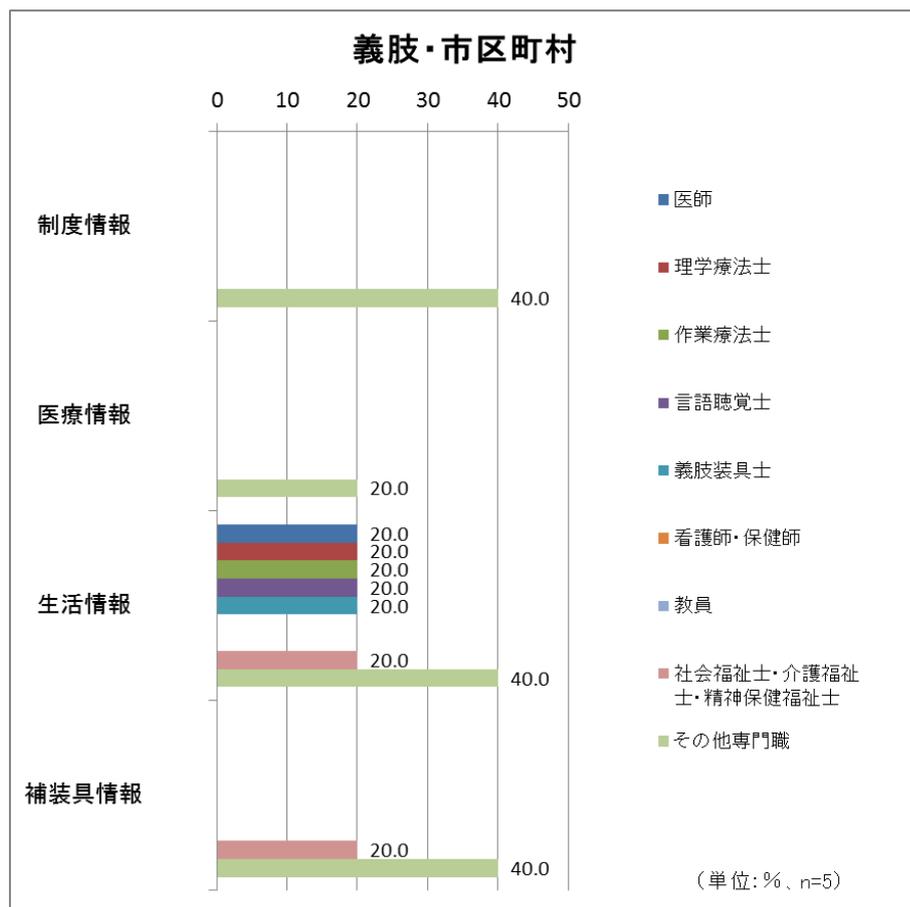
④補装具業者→P123

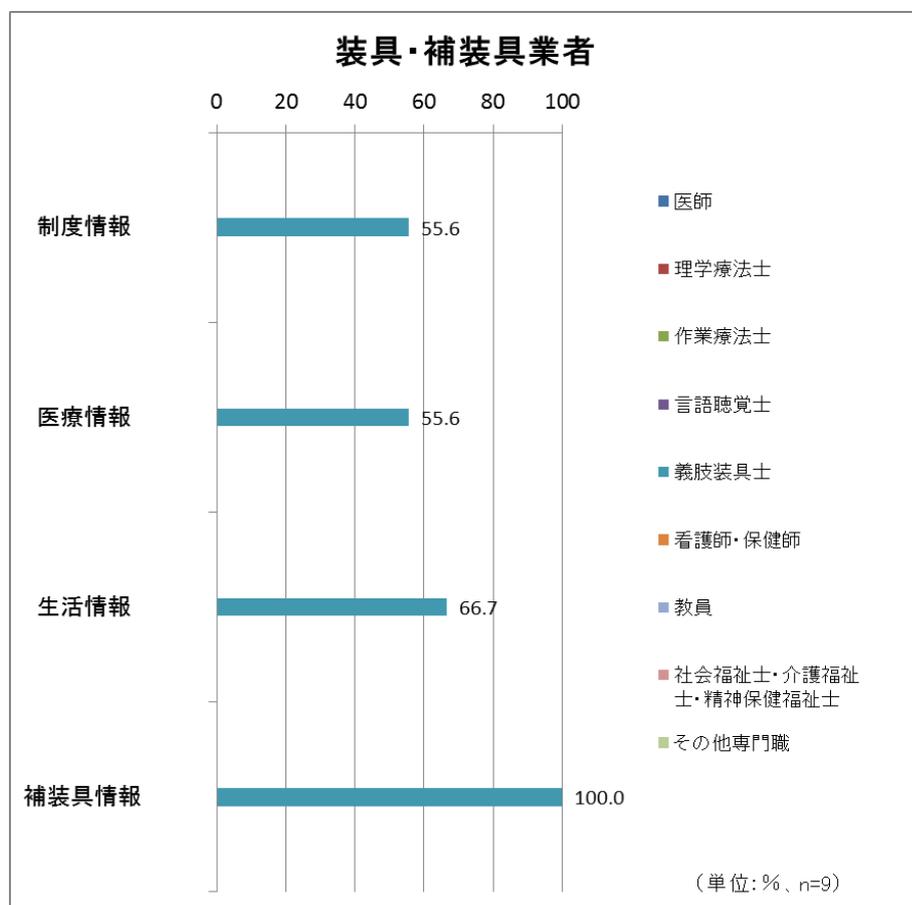
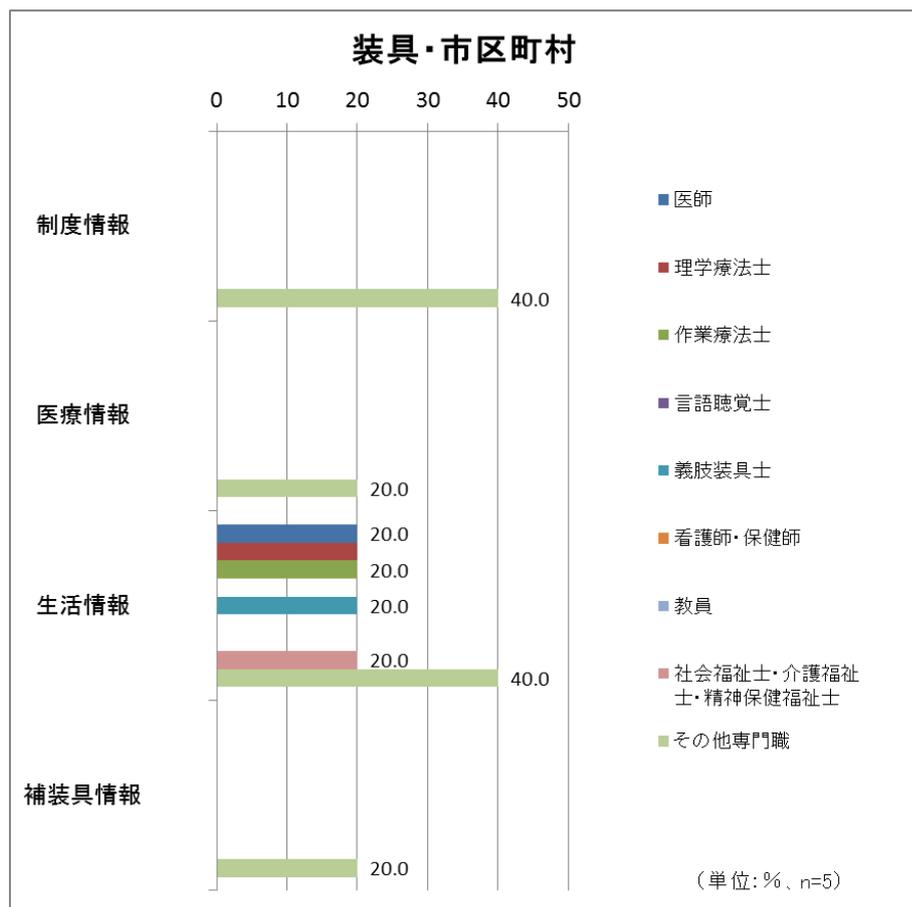
身体障害者更生相談所

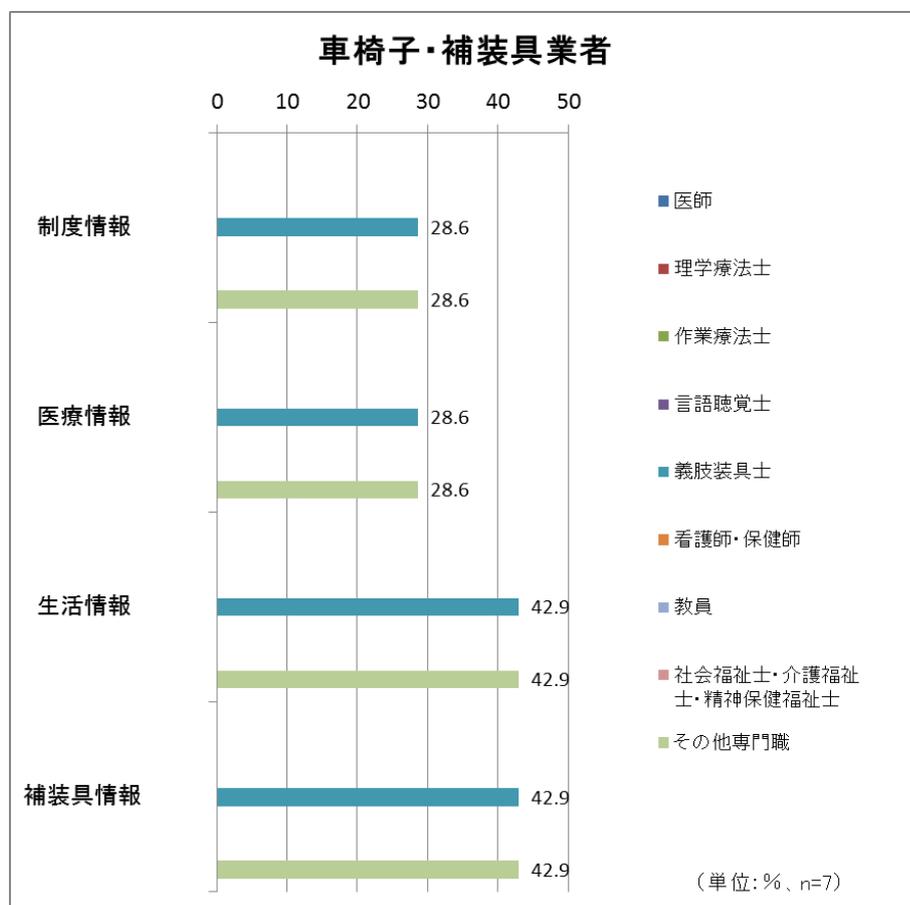
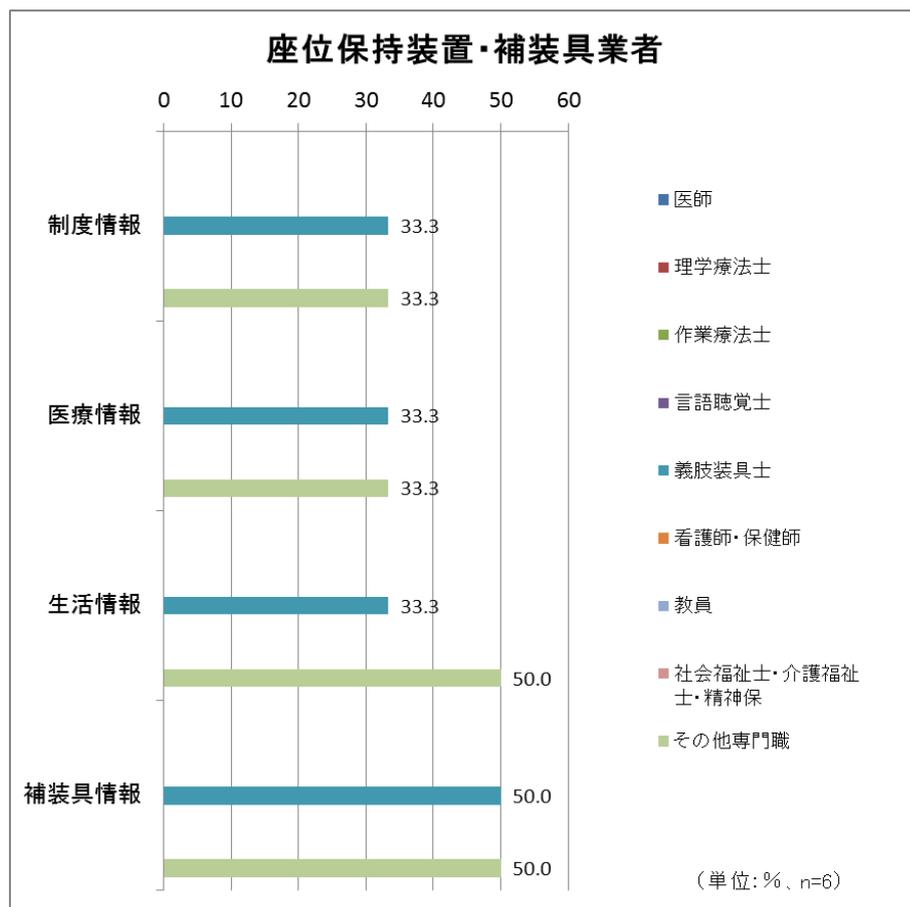
【その他の機関】

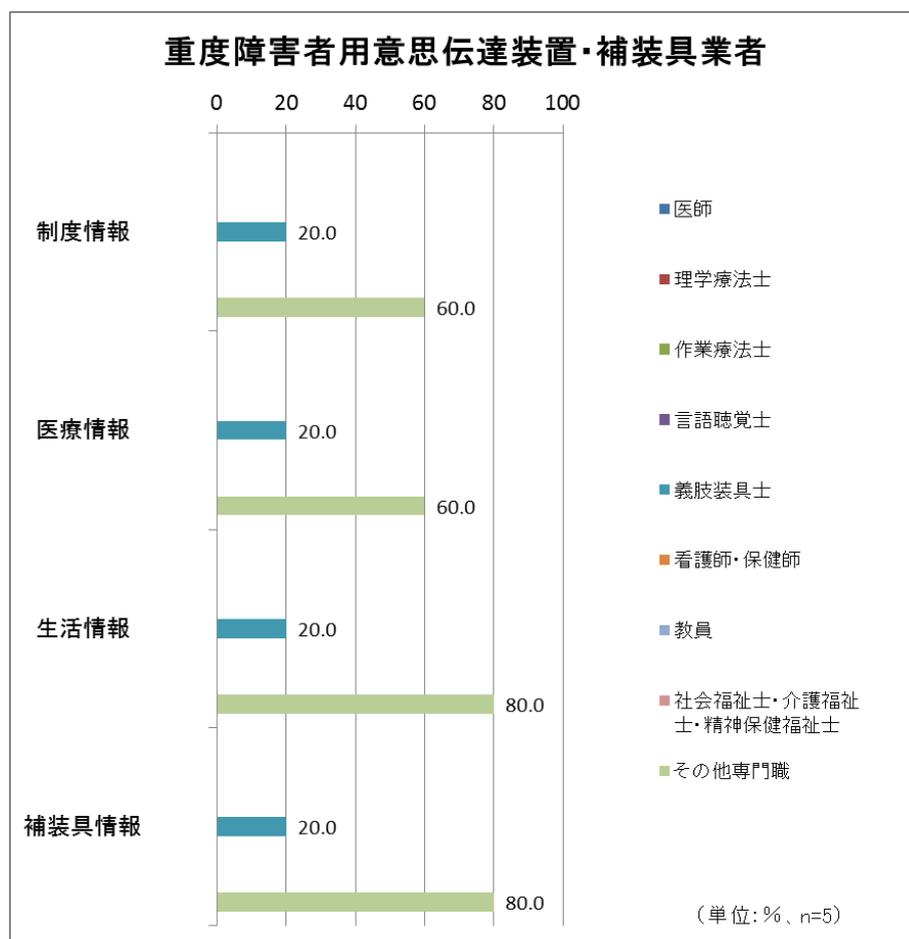
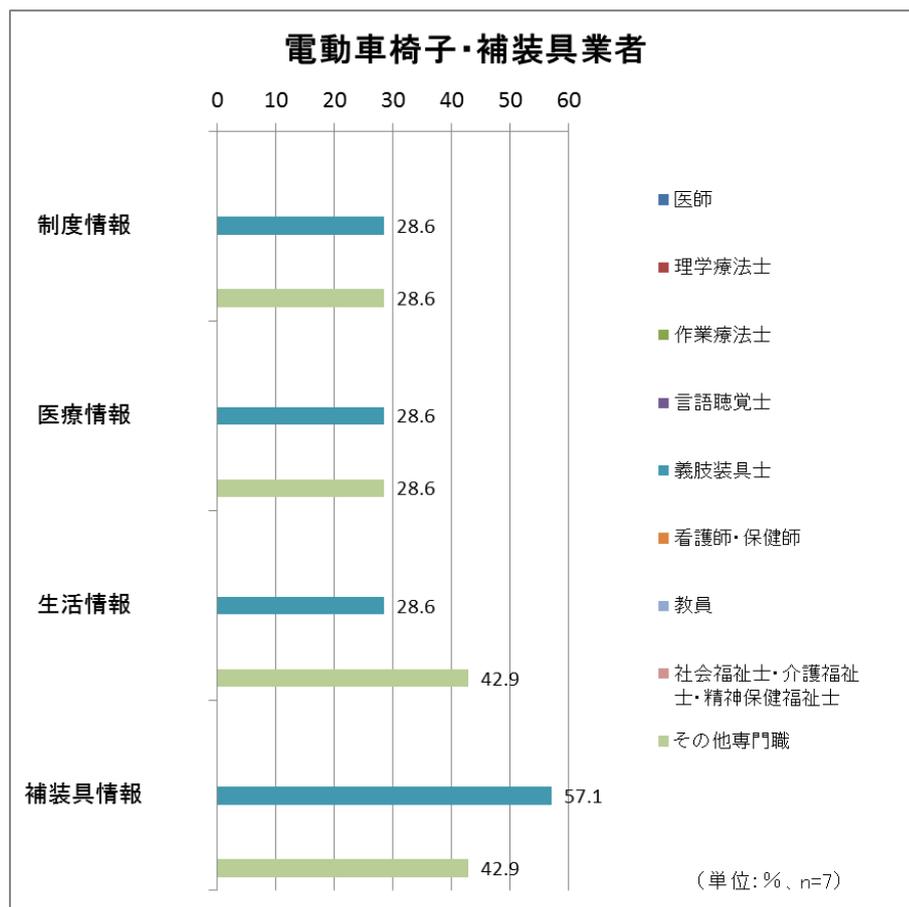
補装具種目	機関	件数
重度障害者用意思伝達装置	総合リハビリテーションセンター	1
	福祉用具プラザ	1

Q10 で、フォローアップにおいて身体障害者更生相談所が 50%以上連携している（黄色着色）と回答した補装具について、連携先の機関、専門職と 4 つの情報（制度・医療・生活・補装具）の連携状況をグラフ化した。

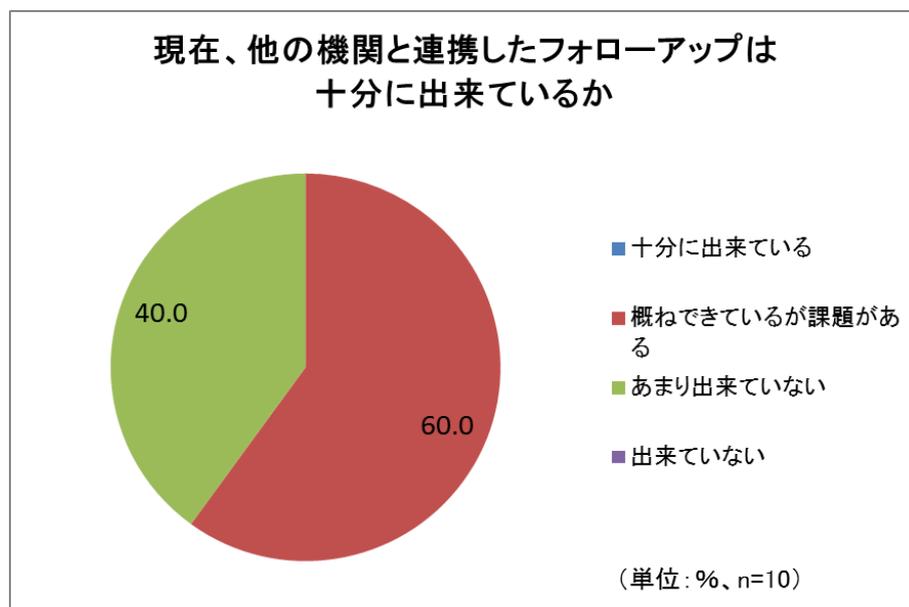








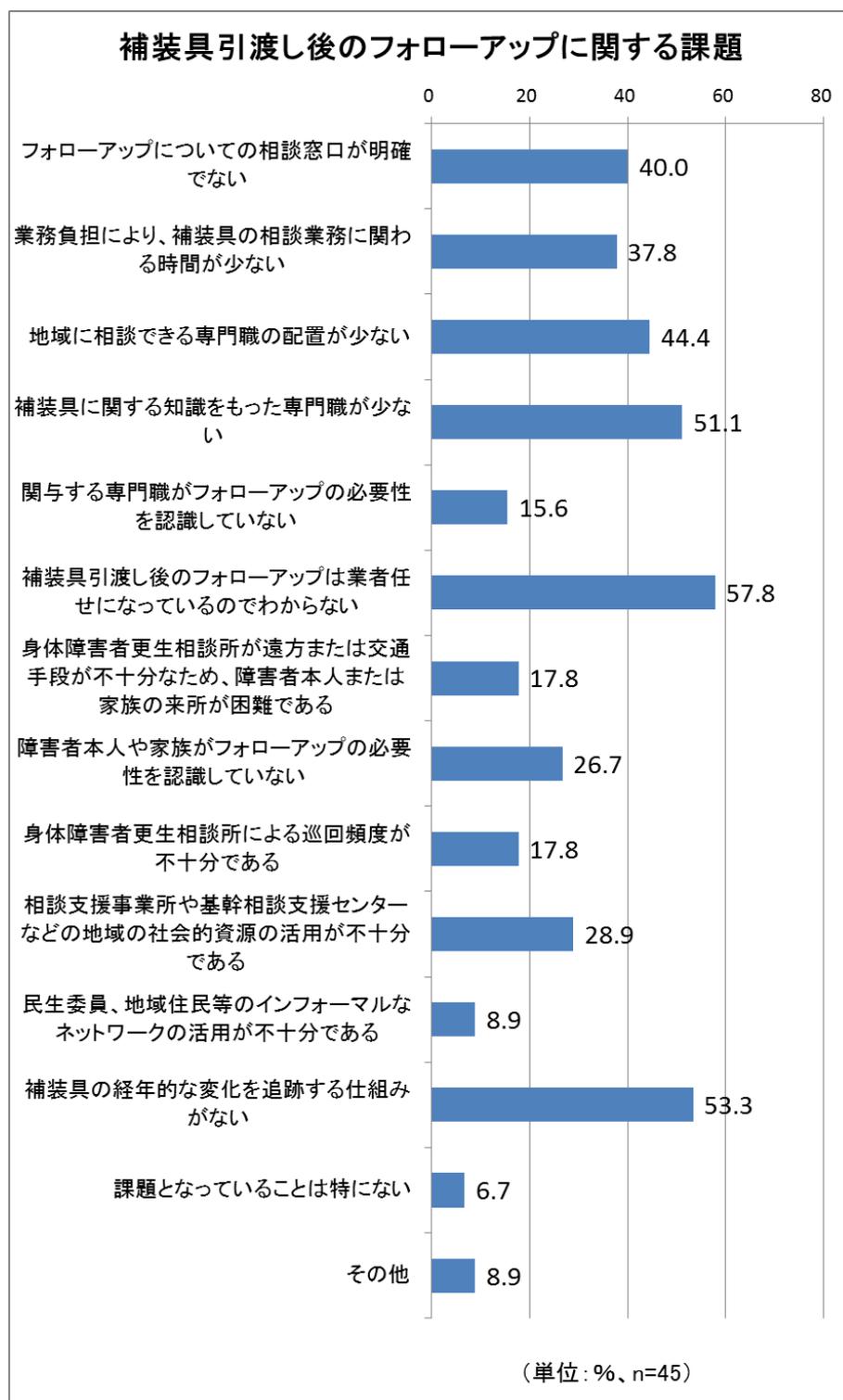
Q11：現在、他の機関と連携したフォローアップは十分に出来ていますか。当てはまるものをお選びください。



Q12：現在、他の機関と連携したフォローアップは「1. 十分出来ている」とご回答された方にお伺いします。他の機関と連携したフォローアップの具体的な事例について、ご記入ください。(中心となってフォローアップをしている機関をふくめご記入ください。)

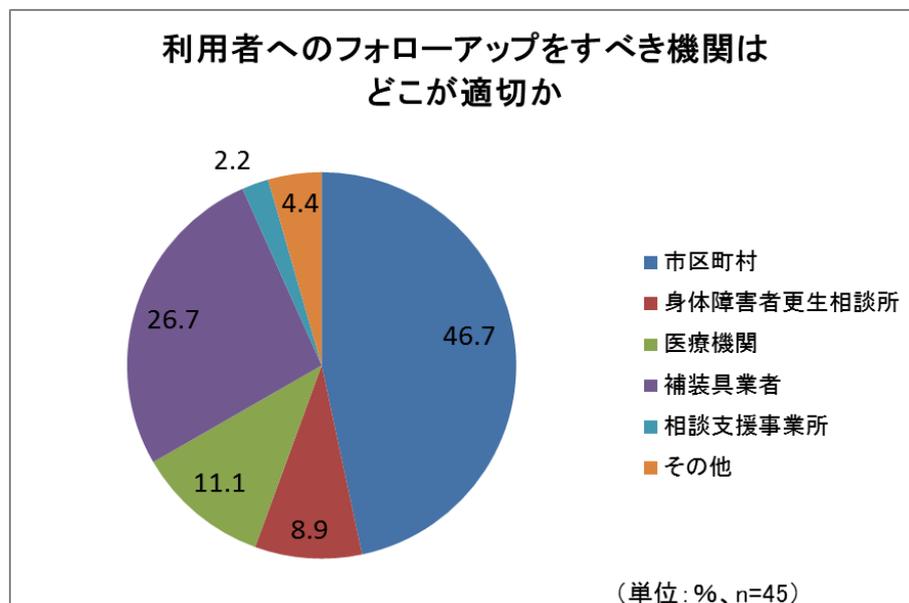
・Q11で「十分に出来ている」の回答がなかったため、当該設問の回答はなかった。

Q13：補装具引渡し後のフォローアップに関して、課題となっていることを全てお選びください。
 (複数選択可)

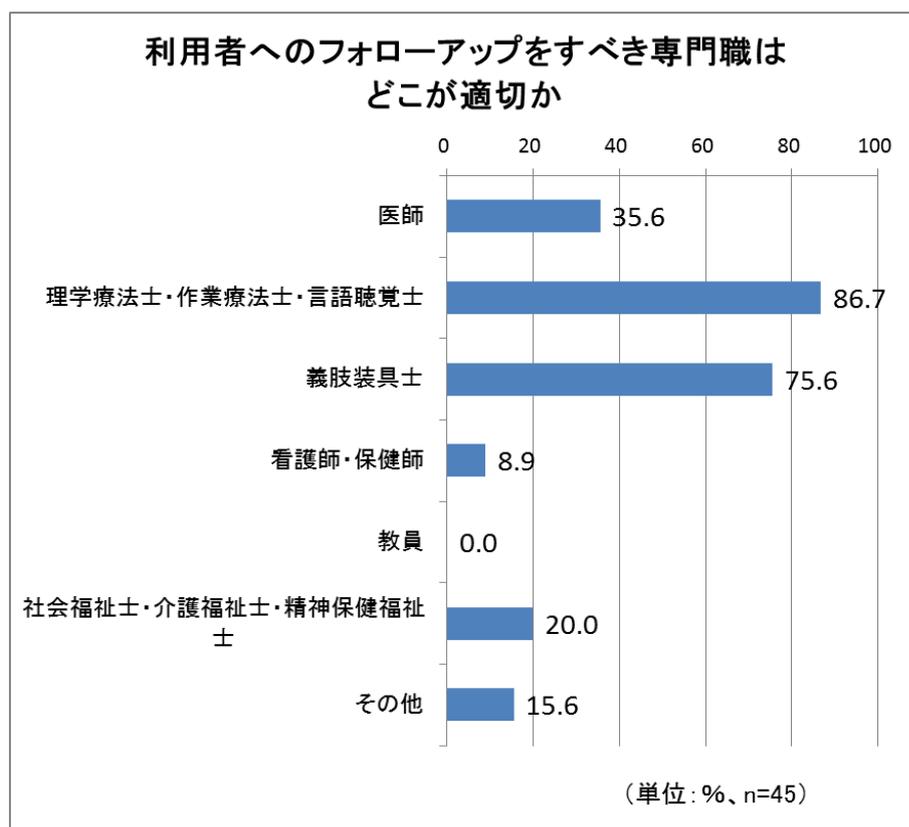


身体障害者更生相談所

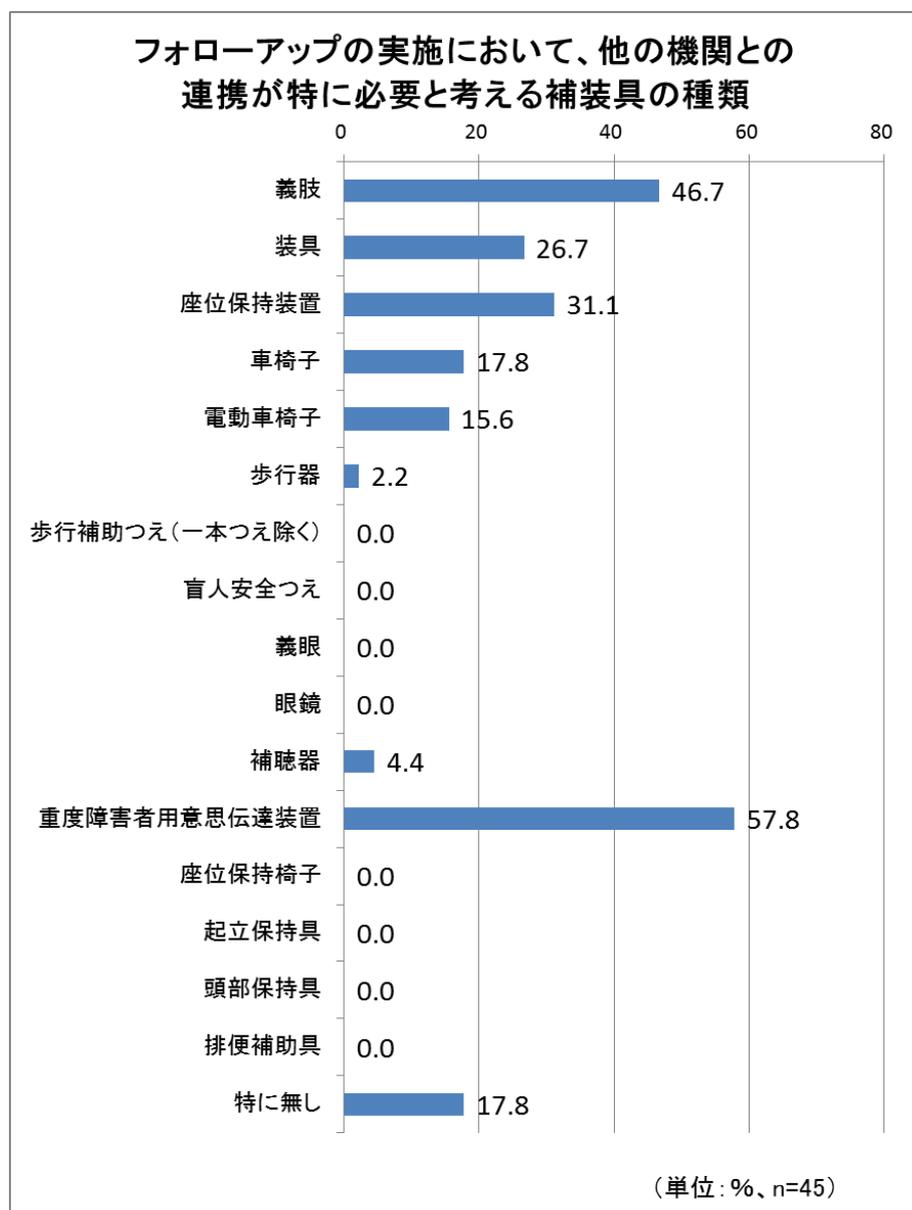
Q14：引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの機関が中心となって実施することが適切と考えますか（＝利用者へのフォローアップをすべき機関はどこが適切と考えますか）。当てはまるものを一つお選びください。



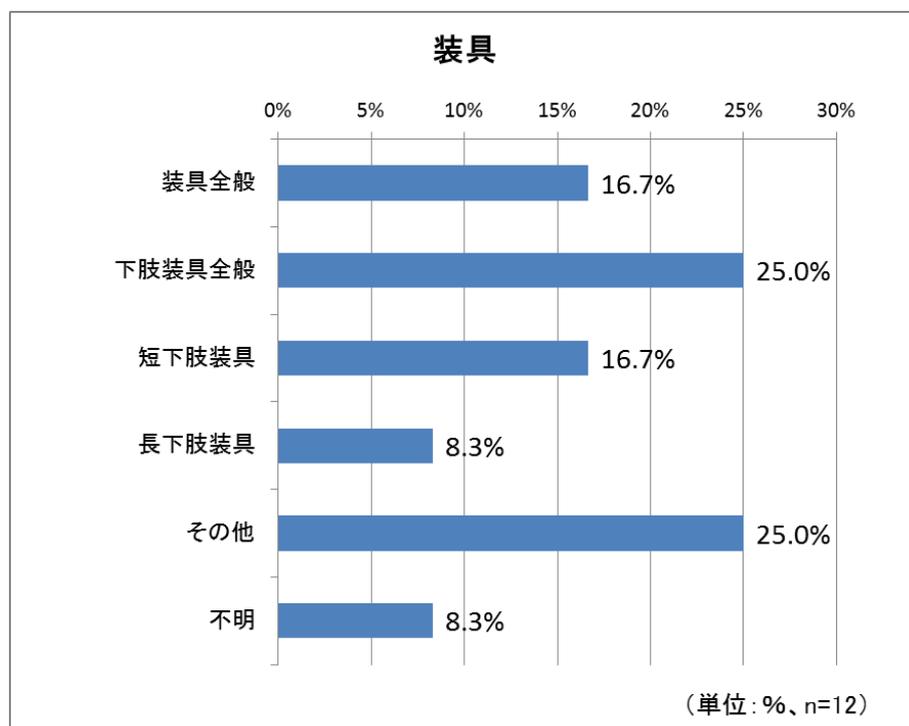
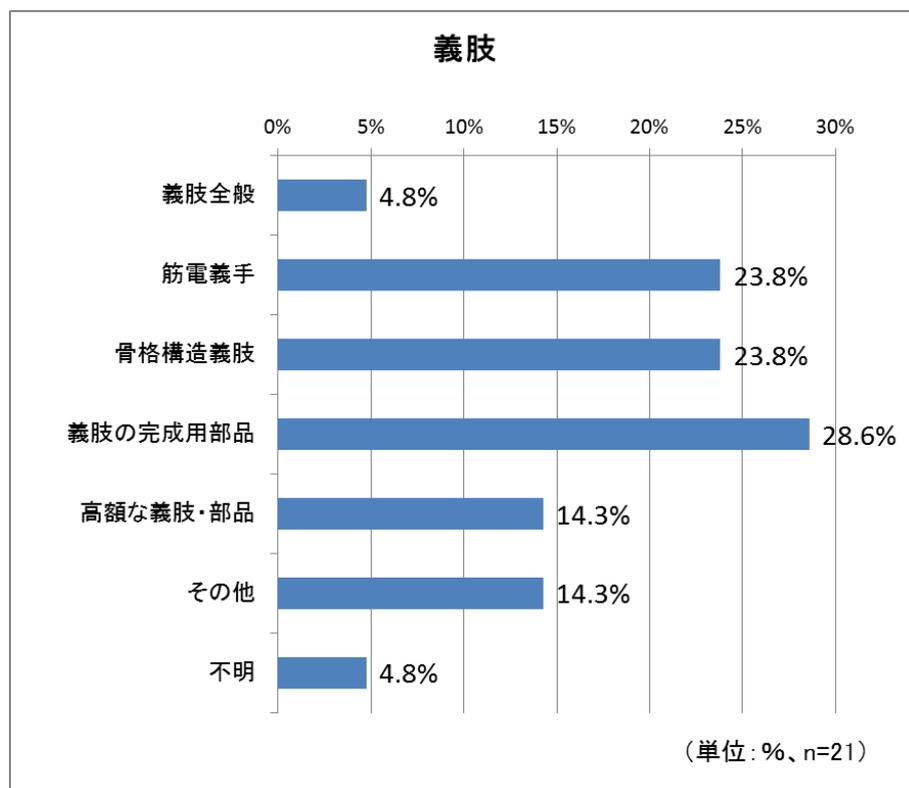
Q15：引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの専門職が中心となって実施することが適切と考えますか（＝利用者へのフォローアップをすべき専門職はどこが適切と考えますか）。当てはまるものを最大3つまで選んでください。※最低1つ以上お選びください

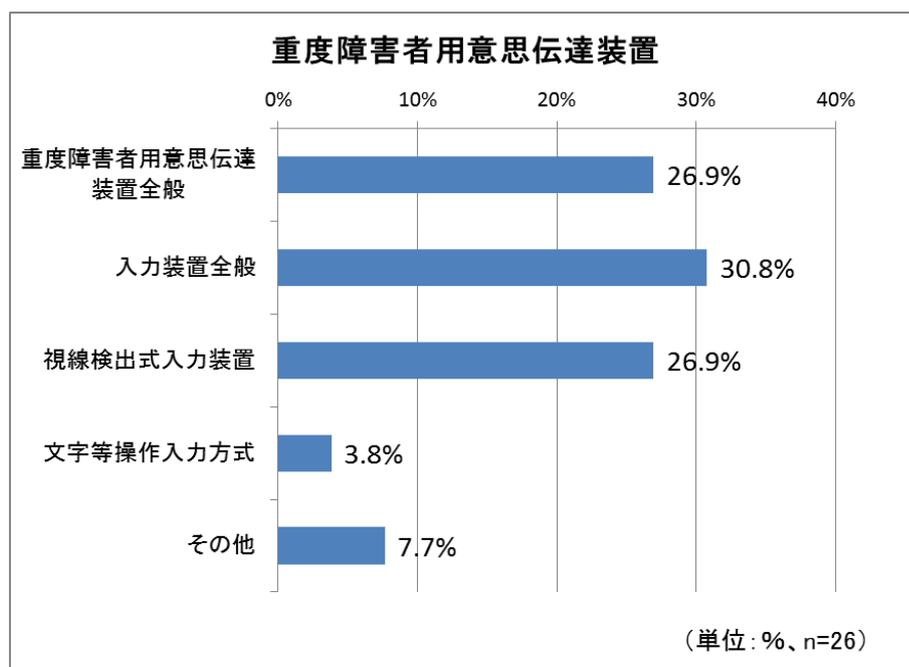
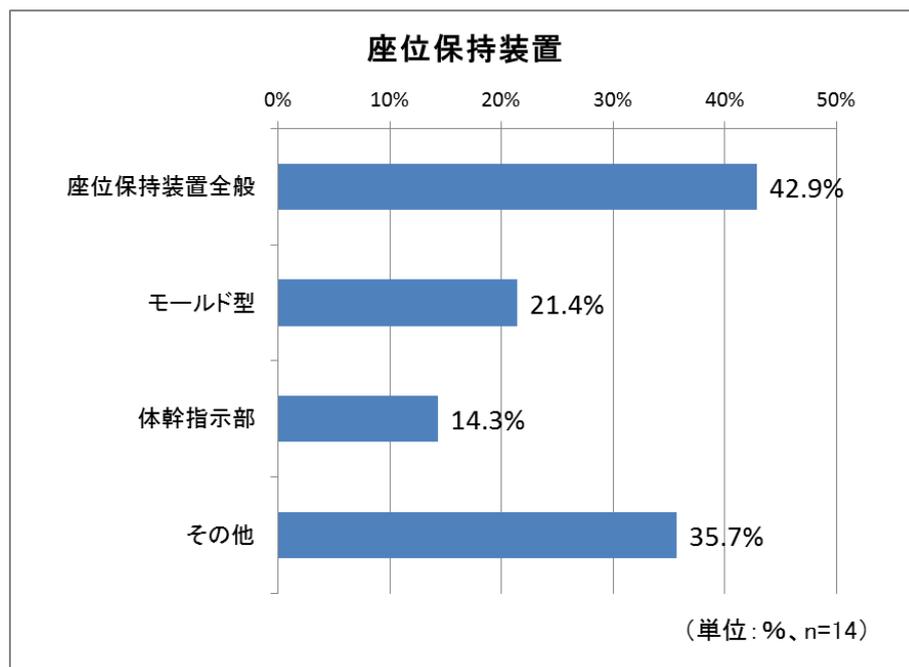


Q16：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の種類を最大3つまでお選びください。※最低1つ以上お選びください



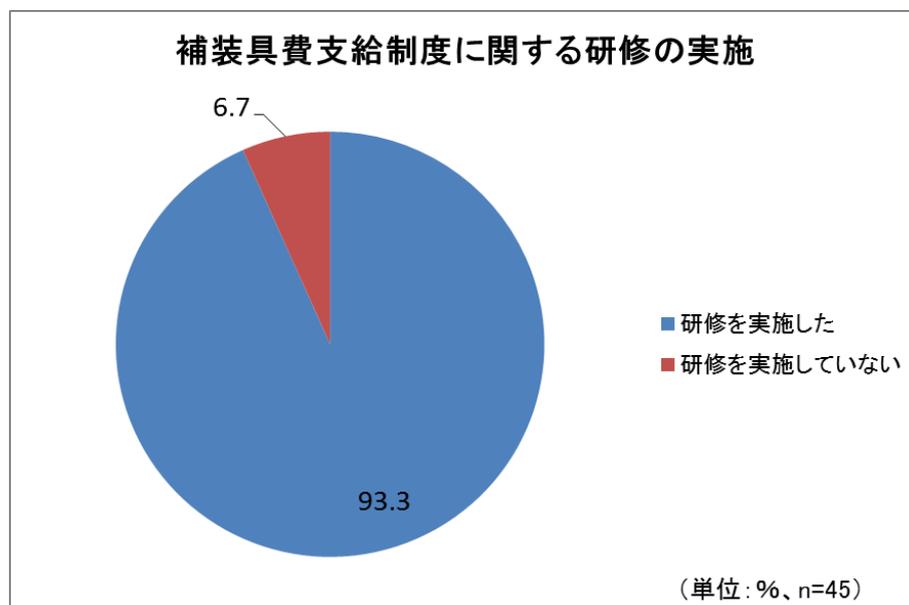
Q16-1：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の内、補装具の具体的な名称をそれぞれ記載ください。（自由記述）





⑤ その他

Q17: 貴所が主催となって、補装具費支給制度に関する研修を平成30年度に実施されましたか。当てはまるものを一つお選びください。



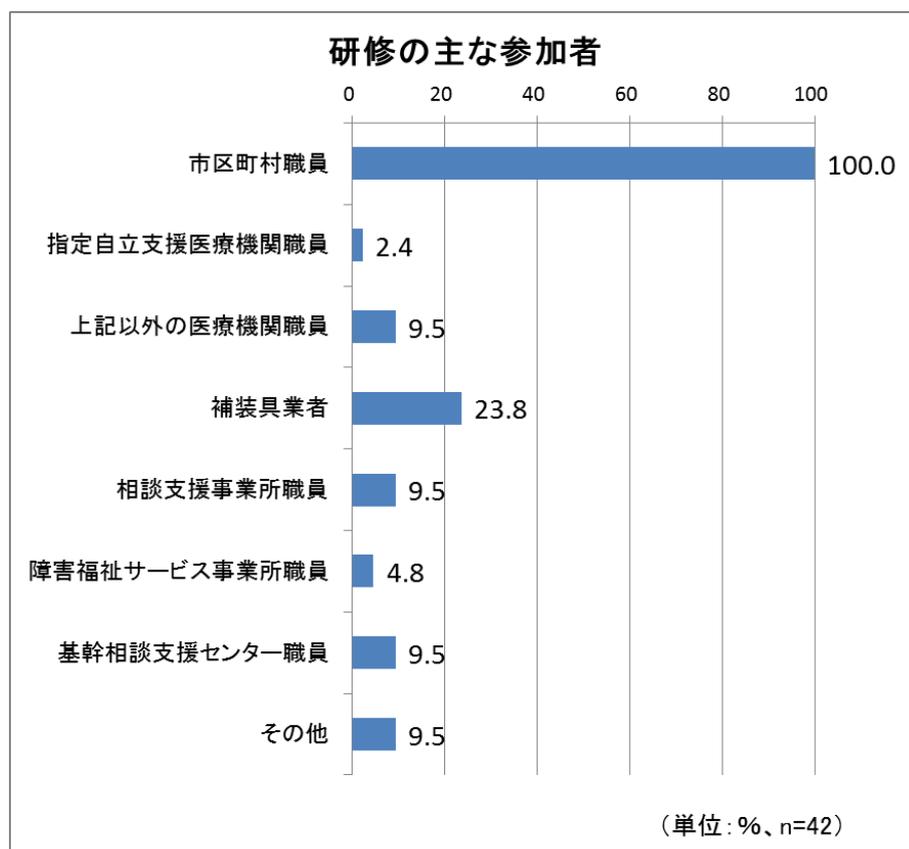
Q18: 平成30年度に主催した補装具費支給制度に関する研修の実施回数をご記入ください。

	全体	1回	2回	3回	4回	5回以上	最小値	最大値
実施回数	42	19	14	3	2	4	1	21

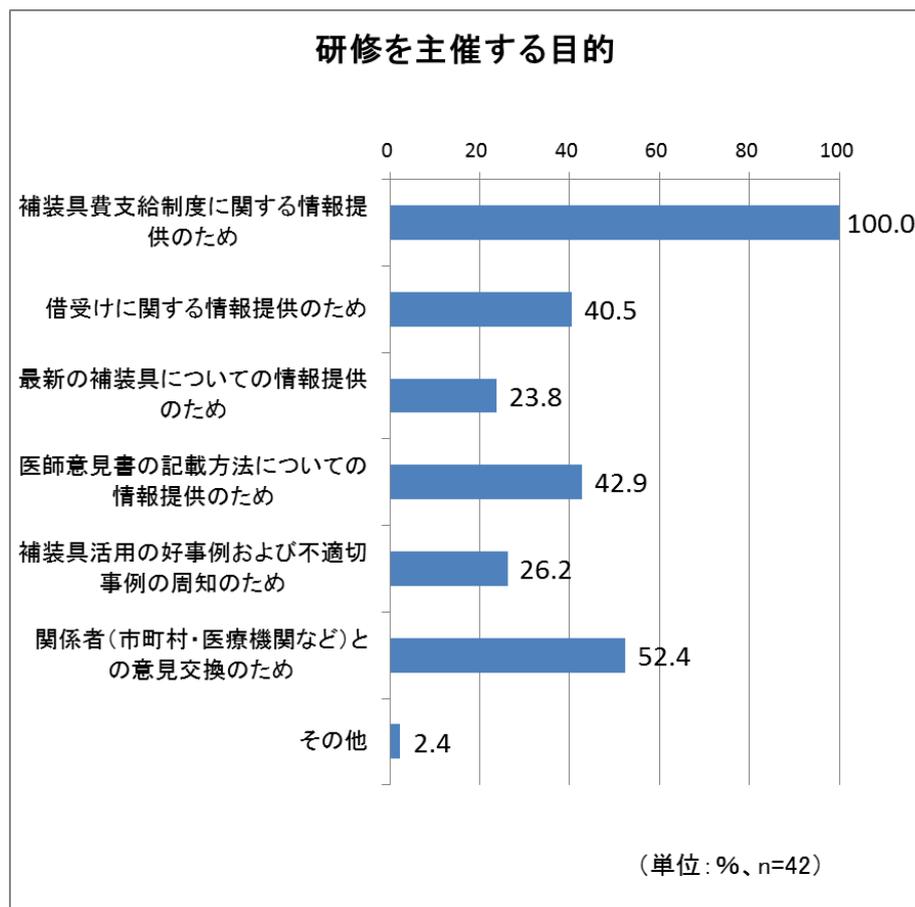
Q18-1: 平成30年度に主催した補装具費支給制度に関する研修の平均参加人数をご記入ください。

	全体	1~20人	21~40人	41~60人	61~80人	81人~100人	100人以上	最小値	最大値
平均参加人数	42	13	13	10	2	3	1	6	110

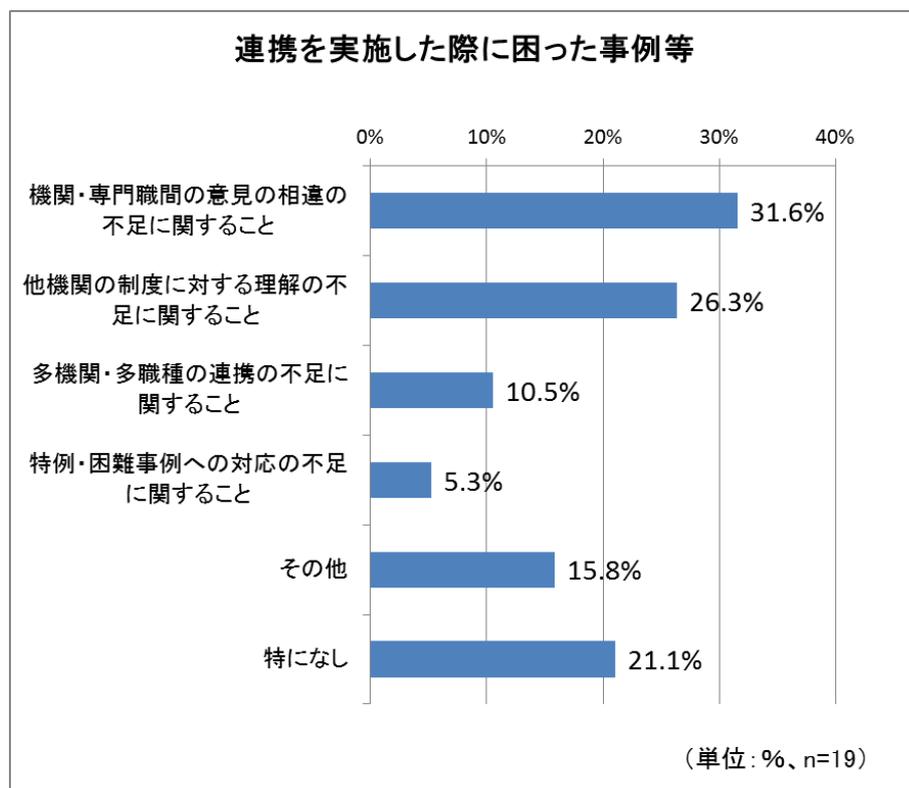
Q19：平成30年度に主催した補装具費支給制度に関する研修の主な参加者について、当てはまるものを全てお選びください。（複数選択可）



Q20：貴所が研修を主催する目的について、当てはまるものを全てお選びください。



Q21：補装具費支給判定にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、困った事例等ありましたら、ご記入ください。（自由記述）



（具体例）

- ・市町村が、実態を十分把握しないで判定依頼してくる事例が多い。
- ・適合判定に関して他県の業者に連絡を取ったところ、当県のやり方にスムーズに従ってもらえなかったこと。
- ・医師による補装具医学意見書の記載内容の不備があること。

Q22: 補装具支給判定にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、適切な支給につながった好事例ありましたら、ご記入ください。(自由記述)

<多機関連携に関するもの>

- ・ 巡回相談に来られた短下肢装具の再交付を希望された方に対し、足部の適合が困難であったために、医療機関と連携し、より適合性の高い補装具を交付することができた。
- ・ 重度障害者用意思伝達装置の支給については、判定の際の訪問調査を必須としているが、医療機関の専門職と連携を図ることで本人の障害状況、残存能力を生かした適切な支給を行えている。また、その際、補装具費支給制度の説明を行い、適切なフォローアップにつながっている。

<多職種連携に関するもの>

- ・ 指定自立医療機関との医師や専門職との連携によって高額な歩行器の必要性について統一した方針を共有する事が出来た。
- ・ 利用者にかかわる医療機関や訪問サービスステーションに在籍する専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）からの情報提供により、迅速な判定につながった。
- ・ 多職種に対して、必要な情報を提供、精査依頼した結果、必要性を明確にでき支給に繋がれたケースがある。

<情報の共有に関するもの>

- ・ 医療機関や訪問リハ等に在籍する専門職からは、選択までに至るプロセスについて、情報提供を受けることにより、適切な判断を行うことができた。また、他の機関と情報共有することで、適切な支給につながることは多いものとする。
- ・ 保育、幼稚園や学校で使用する補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置等）の実態調査では、本人・家族、教員、保育士、看護師、製作者、身体障害者更生相談所職員等の専門職が集まることで、補装具使用の目的や注意点、それぞれの思いなどの情報共有ができることで、よりよい補装具の支給につながっている。

<訓練に関するもの>

- ・ 筋電義手の支給申請にあたり、事前に医療機関で訓練、評価を実施してもらうことができたので判定がスムーズに行なえた。

<その他>

- ・ 重度障害者用意思伝達装置については、チームで関わっているため、円滑に進めることができていると思う。

Q23：補装具費支給制度において、独自の取り組みやツールがありましたら、ご記入ください。

（自由記述）

<独自の取り組み>

- ・ 特例補装具の判定にあたり、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、ケースワーカー、事務職員等、多職種で、支給可否について検討している。
- ・ 県補装具組合が主体となり身体障害者更生相談所職員（県・市）をオブザーバーとして加え、「補装具に関する連携会議」を実施。補装具業者や関係機関との情報共有、連携強化や研修会開催による知識・技術の向上を図り、より良いサービス・環境作りを目的としている。現在、「義肢・装具」分野と「車椅子・座位保持装置等」分野の2分野の会議を行っている

<独自のツール>

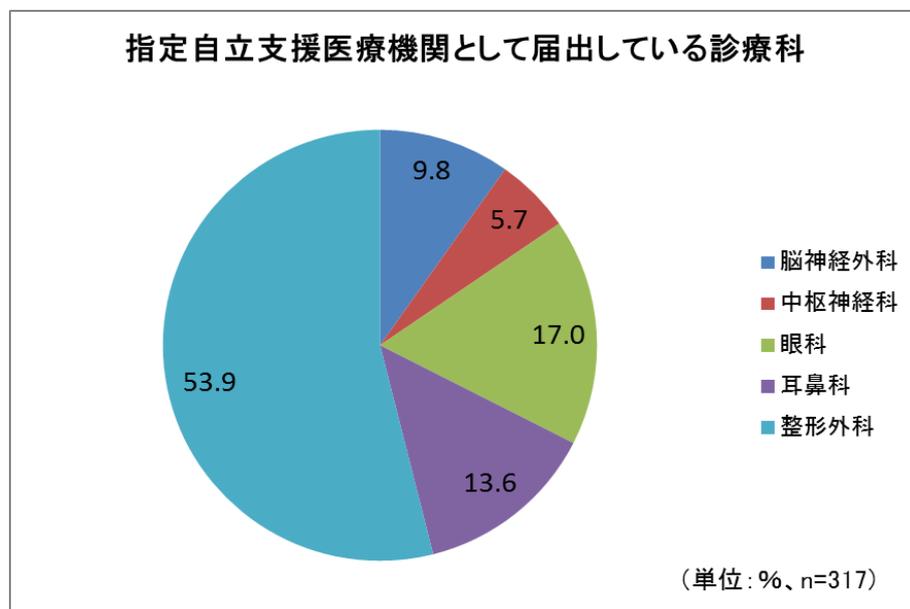
- ・ 区役所職員向けの事務手引き（判定事務処理の手引きや支給判定基準に関する具体的なマニュアル等）を作成（3件）
- ・ 車椅子・電動車椅子・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置に関しては独自の評価票を使用し、かかりつけの医療機関の医療専門職種（医師・理学療法士・作業療法士など）にその種類や付属品の必要性を記載してもらっている。
- ・ 筋電電動義手、重度障害者用意思伝達装置（視線入力、特例補装具）支給要否において内規を定めている。
- ・ 「補装具の手引き」というマニュアルを作成して、市町村、業者との共通ツールにしている。
- ・ 補装具適正利用相談支援事業として、「義肢・装具管理手帳」の運用等を実施している。

指定自立支援医療機関

(3) 指定自立支援医療機関

① 現状について

Q1：指定自立支援医療機関として届出している診療科について、当てはまるものを一つお選びください。



指定自立支援医療機関

Q2：補装具費支給意見書作成の業務に関わっている専門職の職種・人数をご記入ください。

(平成31年度4月現在)。

【常勤】

	全体	0人	1～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41人以上	最小値	最大値
医師	317	27	259	22	5	1	3	0	50
看護師	317	234	79	1	1	-	2	0	128
理学療法士	317	212	67	23	9	1	5	0	77
作業療法士	317	248	61	6	1	1	-	0	36
言語聴覚士	317	262	53	1	1	-	-	0	22
義肢装具士	317	301	16	-	-	-	-	0	10
社会福祉士	317	278	38	1	-	-	-	0	14
介護福祉士	317	311	5	-	-	-	1	0	53
精神保健福祉士	317	312	5	-	-	-	-	0	9
福祉用具専門相談員	317	314	3	-	-	-	-	0	9
介護支援専門員	317	313	4	-	-	-	-	0	9
一般事務職	317	182	133	2	-	-	-	0	14
その他①	317	251	64	1	1	-	-	0	30
その他②	317	305	12	-	-	-	-	0	9

【非常勤】

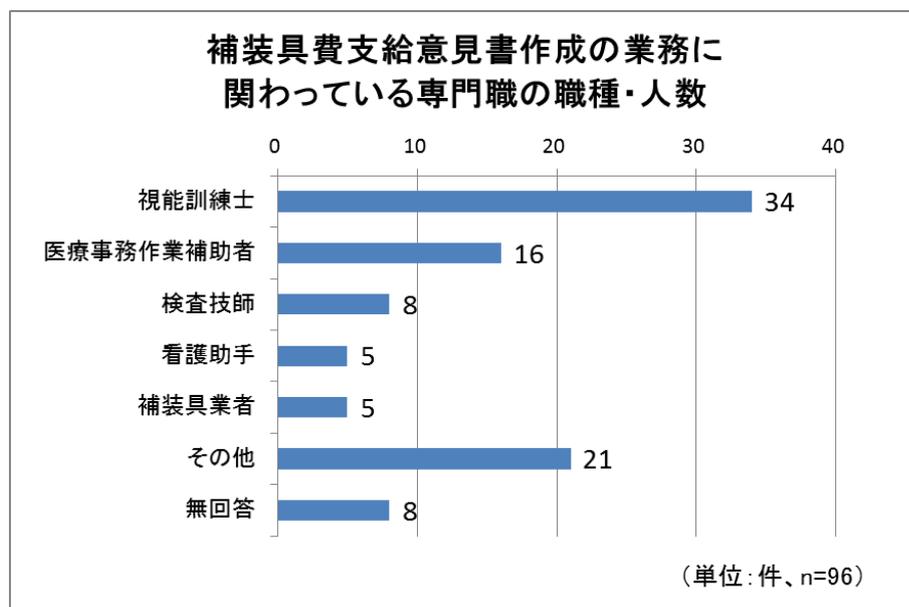
	全体	0人	1～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41人以上	最小値	最大値
医師	317	222	92	2	1	-	-	0	27
看護師	317	284	33	-	-	-	-	0	10
理学療法士	317	302	15	-	-	-	-	0	10
作業療法士	317	306	11	-	-	-	-	0	9
言語聴覚士	317	305	12	-	-	-	-	0	9
義肢装具士	317	284	33	-	-	-	-	0	9
社会福祉士	317	309	8	-	-	-	-	0	9
介護福祉士	317	312	5	-	-	-	-	0	9
精神保健福祉士	317	314	3	-	-	-	-	0	9
福祉用具専門相談員	317	314	3	-	-	-	-	0	9
介護支援専門員	317	314	3	-	-	-	-	0	9
一般事務職	317	289	28	-	-	-	-	0	9
その他①	317	297	20	-	-	-	-	0	9
その他②	317	311	6	-	-	-	-	0	9

【兼務】

	全体	0人	1～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41人以上	最小値	最大値
医師	317	300	15	2	-	-	-	0	13
看護師	317	308	9	-	-	-	-	0	9
理学療法士	317	306	10	1	-	-	-	0	11
作業療法士	317	308	8	1	-	-	-	0	11
言語聴覚士	317	310	7	-	-	-	-	0	9
義肢装具士	317	311	6	-	-	-	-	0	9
社会福祉士	317	313	4	-	-	-	-	0	9
介護福祉士	317	314	3	-	-	-	-	0	9
精神保健福祉士	317	314	3	-	-	-	-	0	9
福祉用具専門相談員	317	313	4	-	-	-	-	0	9
介護支援専門員	317	311	6	-	-	-	-	0	9
一般事務職	317	305	12	-	-	-	-	0	9
その他①	317	312	5	-	-	-	-	0	9
その他②	317	314	3	-	-	-	-	0	9

指定自立支援医療機関

その他①またはその他②を1人以上と回答された場合、具体的な専門職の職種名をご記入ください。(自由記述)



Q3: 補装具費支給意見書の作成件数(平成30年度実績)をご記入ください。

【障害児】

	全体	0件	1~10件	11~20件	21~30件	31~40件	41件以上	不明	最小値	最大値
義肢	317	289	26	2	-	-	-	-	0	13
装具	317	253	33	4	5	4	16	2	0	668
座位保持装置	317	268	26	2	6	5	9	1	0	171
車椅子	317	257	34	2	7	6	10	1	0	109
電動車椅子	317	285	30	1	-	-	-	1	0	11
歩行器	317	280	33	-	2	-	1	1	0	53
歩行補助つえ(一本つえ除く)	317	297	19	-	-	-	-	1	0	53
盲人安全つえ	317	312	5	-	-	-	-	-	0	9
義眼	317	308	9	-	-	-	-	-	0	9
眼鏡	317	296	17	2	-	-	2	-	0	100
補聴器	317	286	23	2	3	-	3	-	0	52
重度障害者用意思伝達装置	317	313	4	-	-	-	-	-	0	9
座位保持椅子	317	279	23	4	3	5	2	1	0	69
起立保持具	317	289	24	-	2	-	1	1	0	67
頭部保持具	317	299	15	-	2	-	-	1	0	30
排便補助具	317	312	5	-	-	-	-	-	0	9

【障害者】

	全体	0件	1~10件	11~20件	21~30件	31~40件	41件以上	不明	最小値	最大値
義肢	317	271	43	2	-	-	1	-	0	60
装具	317	211	63	18	5	4	13	3	0	1218
座位保持装置	317	289	25	2	1	-	-	-	0	26
車椅子	317	232	71	9	2	2	1	-	0	45
電動車椅子	317	294	23	-	-	-	-	-	0	9
歩行器	317	293	22	2	-	-	-	-	0	20
歩行補助つえ(一本つえ除く)	317	292	22	3	-	-	-	-	0	20
盲人安全つえ	317	309	8	-	-	-	-	-	0	10
義眼	317	296	21	-	-	-	-	-	0	9
眼鏡	317	275	28	8	-	-	6	-	0	207
補聴器	317	260	41	10	4	-	2	-	0	52
重度障害者用意思伝達装置	317	307	10	-	-	-	-	-	0	9

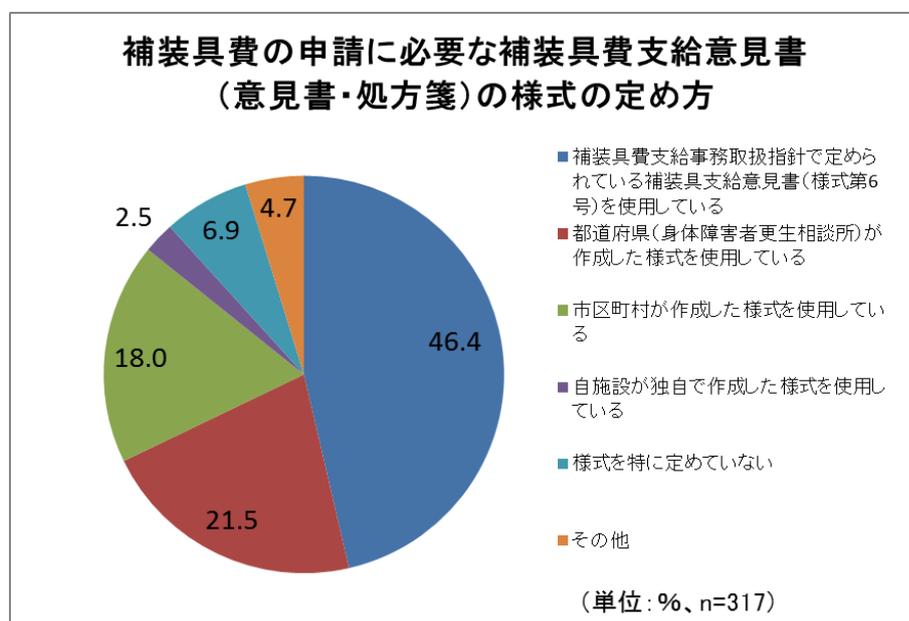
指定自立支援医療機関

Q4：借受けにかかる補装具費支給意見書の作成件数（平成30年度実績）をご記入ください。

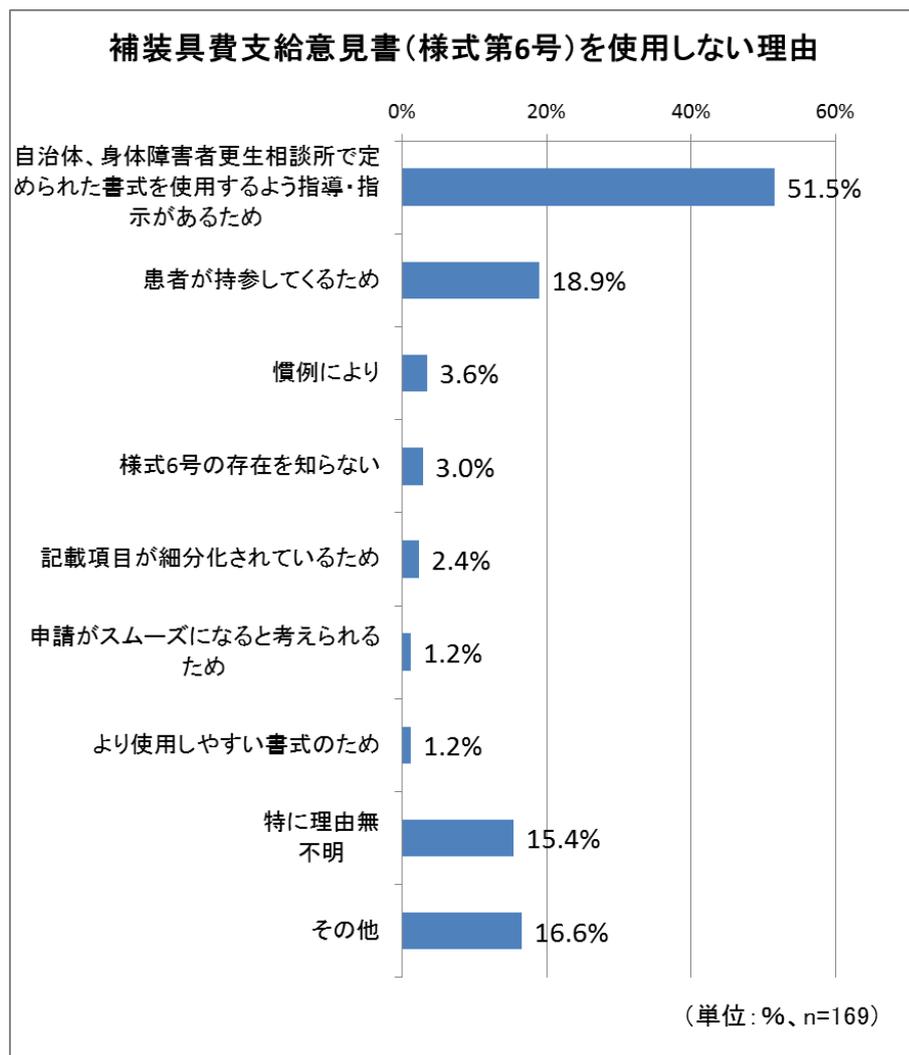
※0件の場合は、0とご記入ください。

	全体	0件	1件	2件	3件	4件	5件以上	最小値	最大値
義肢の完成用部品	317	307	3	-	-	3	4	0	9
装具の完成用部品	317	305	3	-	-	-	9	0	87
座位保持装置の完成用部品	317	311	1	1	-	-	4	0	9
重度障害者用意思伝達装置(本体)	317	312	1	-	-	1	3	0	9
歩行器	317	310	2	-	-	-	5	0	10
座位保持椅子	317	312	1	-	-	-	4	0	9

Q5：貴機関では、補装具費の申請に必要な補装具費支給意見書（意見書・処方箋）の様式をどのように定めていますか。



Q6：補装具費支給意見書（様式第6号）を使用しない理由をお教えてください。（自由記述）



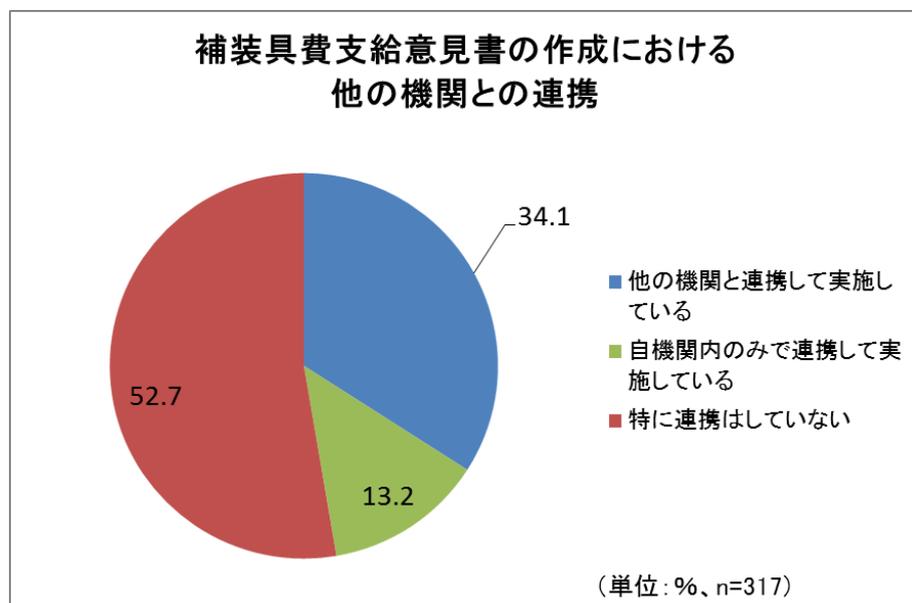
Q7：自施設で独自に作成している意見書・処方箋の書式をお送りください。

・メールに添付または FAX にて、送付いただいた。

指定自立支援医療機関

② 補装具費支給意見書（医師の意見書）の作成における連携状況と課題について

Q8：貴機関では補装具費支給意見書の作成において、他の機関と連携していますか。当てはまるものを一つお選びください。※他の機関とは、自機関以外のすべてを含みます。



指定自立支援医療機関

Q9：補装具費支給意見書の作成にあたり、他の機関と連携をしている補装具及びその連携先を全てお選びください。

③指定自立支援医療機関	全 体	市 区 町 村	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	指 定 自 立 支 援 医 療 機 関	そ の 他 医 療 機 関	補 装 具 業 者	相 談 支 援 事 業 所	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	そ の 他 機 関
義肢	108 100.0	19 17.6	12 11.1	1 0.9	9 8.3	49 45.4	2 1.9	- -	1 0.9	- -
装具	108 100.0	23 21.3	14 13.0	4 3.7	10 9.3	67 62.0	5 4.6	5 4.6	1 0.9	2 1.9
座位保持装置	108 100.0	17 15.7	10 9.3	3 2.8	5 4.6	48 44.4	2 1.9	7 6.5	1 0.9	3 2.8
車椅子	108 100.0	25 23.1	12 11.1	3 2.8	8 7.4	55 51.0	4 3.7	8 7.4	1 0.9	3 2.8
電動車椅子	108 100.0	24 22.2	13 12.0	5 4.6	5 4.6	41 38.0	4 3.7	5 4.6	1 0.9	3 2.8
歩行器	108 100.0	20 18.5	9 8.3	3 2.8	6 5.6	48 44.4	4 3.7	7 6.5	1 0.9	2 1.9
歩行補助つえ(一本つえ除く)	108 100.0	16 14.8	6 5.6	2 1.9	3 2.8	36 33.3	2 1.9	3 2.8	1 0.9	1 0.9
盲人安全つえ	108 100.0	3 2.8	1 0.9	- -	- -	9 8.3	- -	1 0.9	1 0.9	1 0.9
義眼	108 100.0	3 2.8	1 0.9	- -	1 0.9	13 12.0	- -	- -	- -	- -
眼鏡	108 100.0	8 7.4	3 2.8	- -	2 1.9	14 13.0	2 1.9	2 1.9	- -	1 0.9
補聴器	108 100.0	12 11.1	9 8.3	4 3.7	4 3.7	29 26.9	2 1.9	- -	- -	3 2.8
重度障害者用意思伝達装置	108 100.0	13 12.0	6 5.6	2 1.9	4 3.7	16 14.8	3 2.8	- -	1 0.9	- -
座位保持椅子	108 100.0	16 14.8	6 5.6	4 3.7	5 4.6	34 31.5	3 2.8	6 5.6	1 0.9	3 2.8
起立保持具	108 100.0	14 13.0	6 5.6	3 2.8	4 3.7	33 30.6	2 1.9	3 2.8	1 0.9	2 1.9
頭部保持具	108 100.0	14 13.0	5 4.6	3 2.8	2 1.9	28 25.9	2 1.9	2 1.9	1 0.9	3 2.8
排便補助具	108 100.0	8 7.4	4 3.7	1 0.9	2 1.9	15 13.9	2 1.9	1 0.9	1 0.9	1 0.9

※指定自立支援医療機関が50%以上の連携があると回答した補装具種目と連携機関を黄色に着色した

(参照) 他機関の同じ情報掲載ページ

- ①市区町村→P6
- ②身体障害者更生相談所→P43
- ④補装具業者→P113

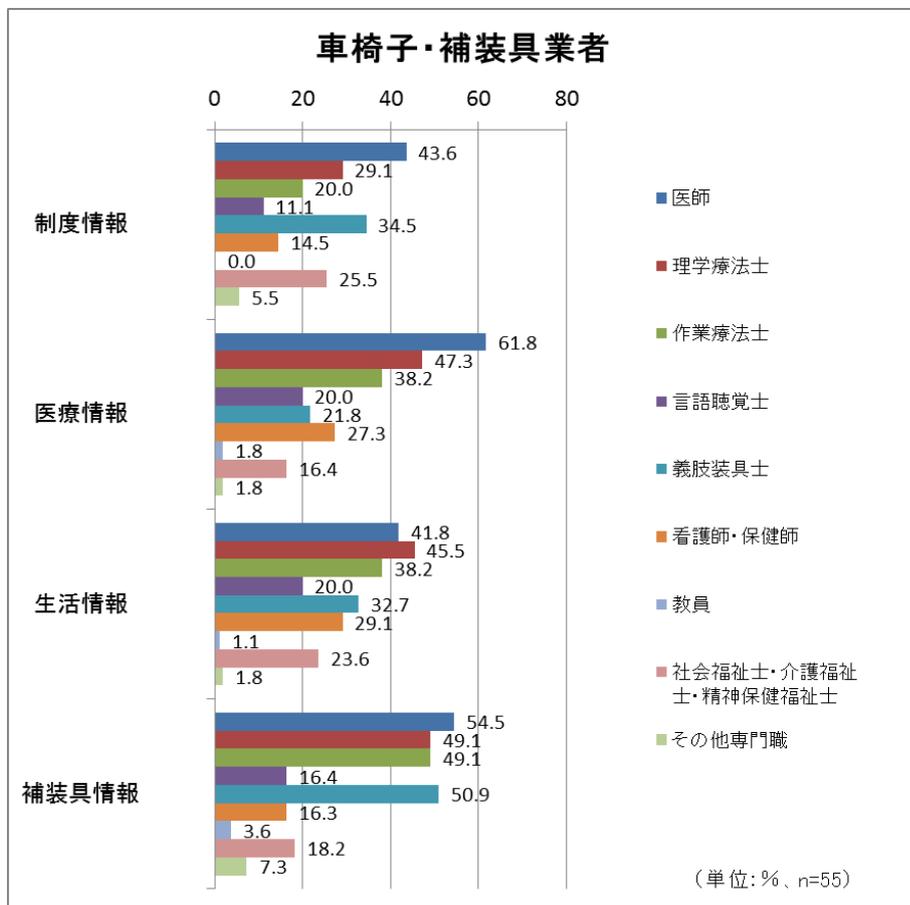
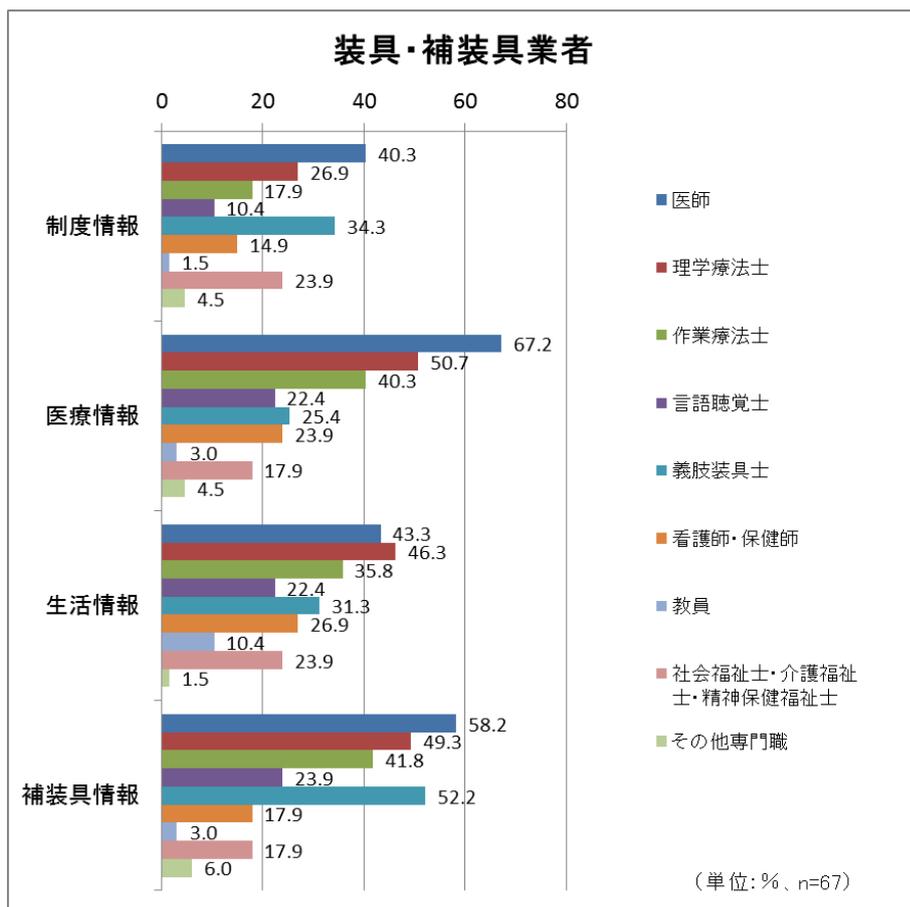
指定自立支援医療機関

【その他の機関】

補装具種目	機関	件数
装具	学校・園	2
座位保持装置	学校・園	3
車椅子	学校・園	3
電動車椅子	学校・園	3
歩行器	学校・園	2
歩行補助つえ	学校・園	1
盲人安全つえ	日本盲導犬協会	1
眼鏡	保育園等生活のかなりの部分を占める施設	1
補聴器	学校	3
座位保持椅子	学校・園	3
起立保持具	学校・園	2
頭部保持具	学校・園	3
排便補助具	学校	1

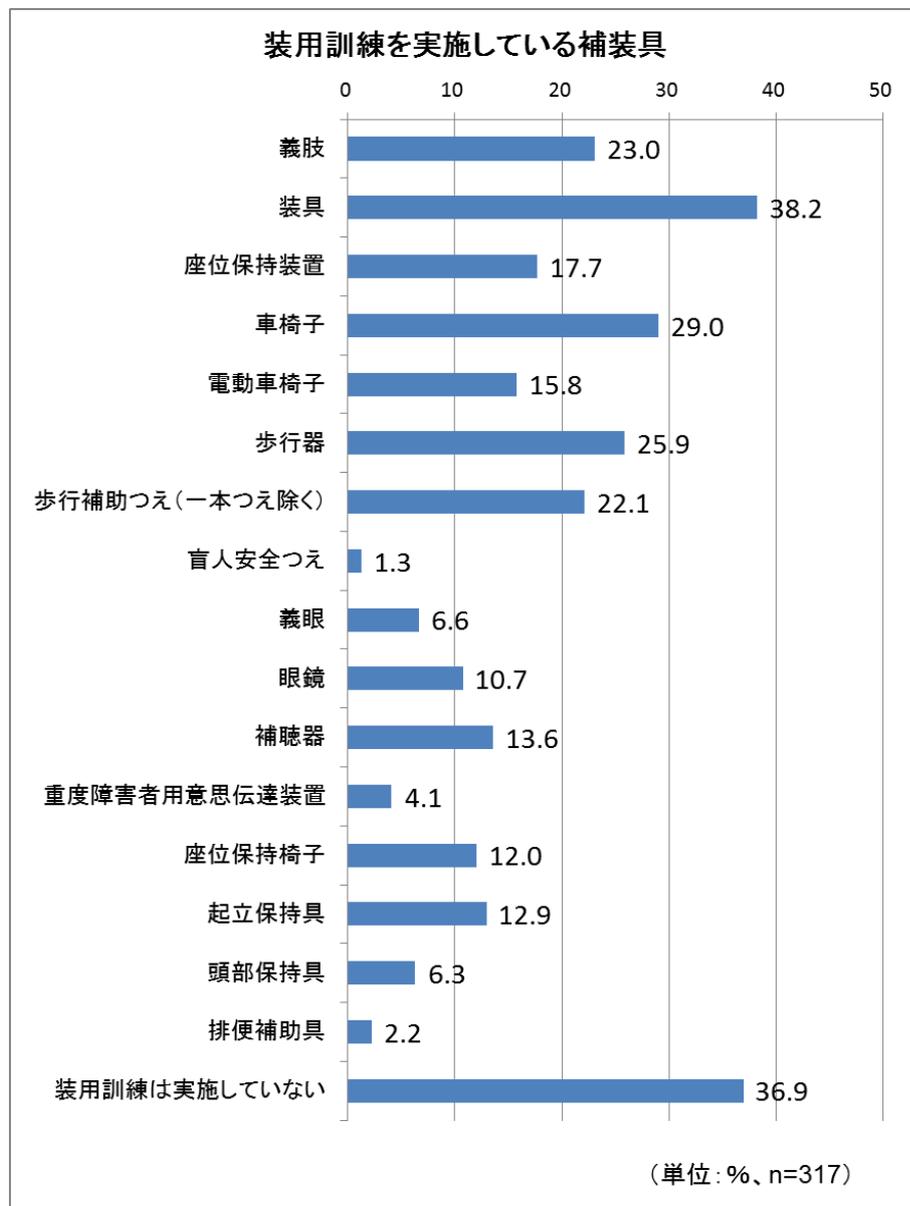
指定自立支援医療機関

Q9で、指定自立支援医療機関が50%以上連携している（黄色着色）と回答した補装具種目について、連携先の機関、専門職と4つの情報（制度・医療・生活・補装具）の連携状況をグラフ化した。

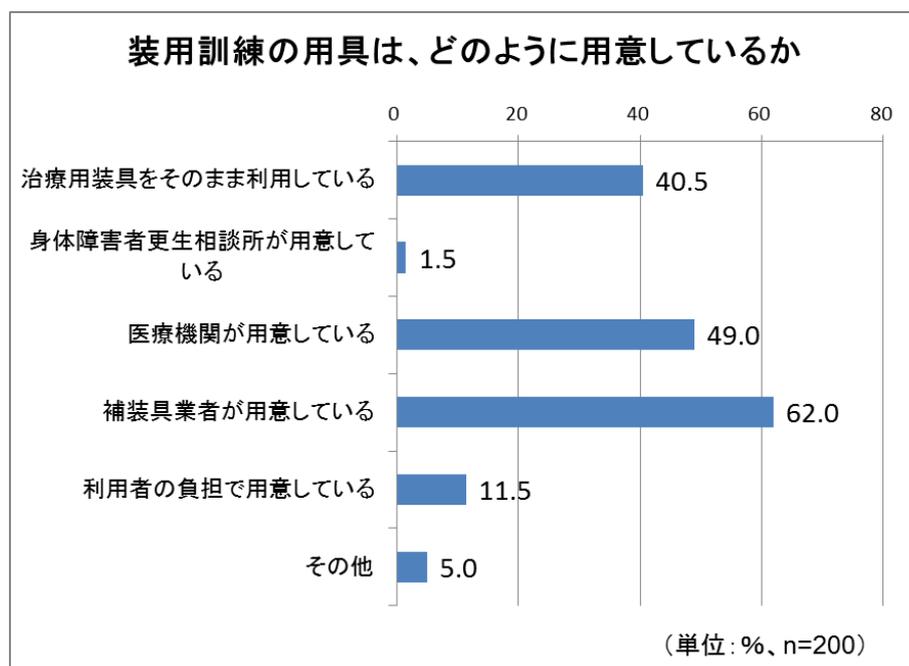


③ 装用訓練について

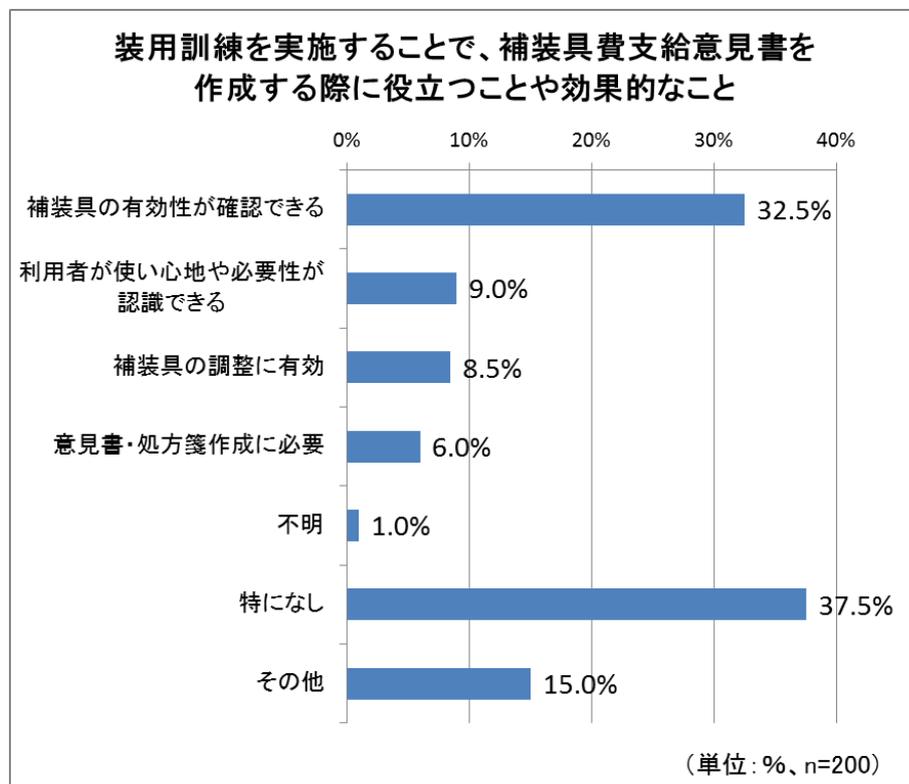
Q10：貴機関で装用訓練を実施している補装具を全てお選びください。（複数選択可）



Q10-2：装用訓練の用具は、どのように用意していますか？当てはまるものを全てお選びください。（複数選択可）



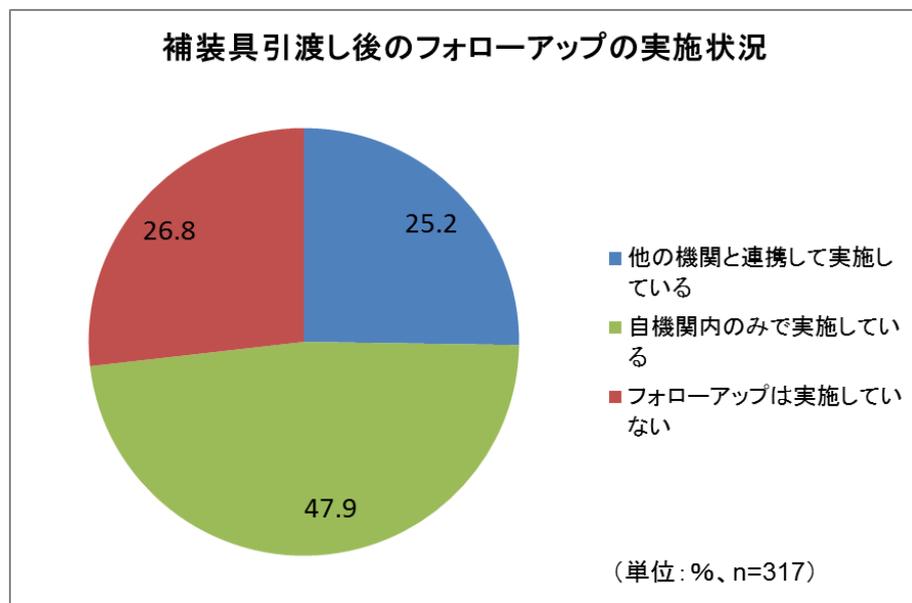
Q10-3：装用訓練を実施することで、補装具費支給意見書を作成する際に役立つことや効果的なこととして、貴機関がお考えになることを下記にご記入ください。（自由記述）



指定自立支援医療機関

④ 補装具引渡し後のフォローアップについて

Q11：補装具引渡し後のフォローアップの実施状況について、当てはまるものを一つお選びください。



指定自立支援医療機関

Q12：補装具引渡し後、他の機関と連携のうえ、フォローアップを実施しているまたは過去に実施したことがある補装具及びその連携先を全てお選びください。

③指定自立支援医療機関 (フォローアップ)	全 体	市 区 町 村	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	指 定 自 立 支 援 医 療 機 関	そ の 他 医 療 機 関	補 装 具 業 者	相 談 支 援 事 業 所	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	そ の 他 機 関
義肢	80 100.0	4 5.0	3 3.8	3 3.8	5 6.3	23 28.8	1 1.3	1 1.3	1 1.3	- -
装具	80 100.0	6 7.5	3 3.8	4 5.0	8 10.0	41 51.3	2 2.5	7 8.6	1 1.3	6 7.5
座位保持装置	80 100.0	6 7.6	3 3.8	4 5.1	6 7.6	27 34.2	1 1.3	6 7.5	1 1.3	6 7.5
車椅子	80 100.0	6 7.5	3 3.8	4 5.0	6 7.5	35 43.8	2 2.5	7 8.6	1 1.3	6 7.5
電動車椅子	80 100.0	5 6.3	3 3.8	3 3.8	5 6.3	25 31.6	1 1.3	5 6.3	1 1.3	4 5.0
歩行器	80 100.0	5 6.3	3 3.8	3 3.8	4 5.0	27 33.8	- -	5 6.3	1 1.3	5 6.3
歩行補助つえ(一本つえ除く)	80 100.0	5 6.3	2 2.5	2 2.5	4 5.0	21 26.3	- -	3 3.8	1 1.3	2 2.5
盲人安全つえ	80 100.0	- -	- -	1 1.3	- -	3 3.8	- -	1 1.3	- -	- -
義眼	80 100.0	- -	- -	1 1.3	2 2.5	9 11.3	- -	- -	- -	- -
眼鏡	80 100.0	1 1.3	- -	1 1.3	1 1.3	11 13.8	- -	- -	- -	- -
補聴器	80 100.0	3 3.8	2 2.5	3 3.8	4 5.1	16 20.0	- -	3 3.8	1 1.3	3 3.8
重度障害者用意思伝達装置	80 100.0	3 3.8	2 2.5	2 2.5	2 2.5	5 6.3	- -	1 1.3	1 1.3	1 1.3
座位保持椅子	80 100.0	6 7.6	3 3.8	3 3.8	5 6.3	21 26.6	1 1.3	4 5.0	1 1.3	6 7.5
起立保持具	80 100.0	4 5.1	2 2.5	3 3.8	5 6.3	18 22.8	1 1.3	4 5.0	1 1.3	4 5.0
頭部保持具	80 100.0	3 3.8	2 2.5	3 3.8	2 2.5	12 15.2	- -	2 2.5	1 1.3	3 3.8
排便補助具	80 100.0	1 1.3	- -	1 1.3	- -	6 7.6	- -	1 1.3	- -	1 1.3

※フォローアップにおいて、指定自立支援医療機関が50%以上の連携があると回答した補装具種目と連携機関を黄色に着色した。

(参照) 他機関の同じ情報掲載ページ

①市区町村→P20

②身体障害者更生相談所→P59

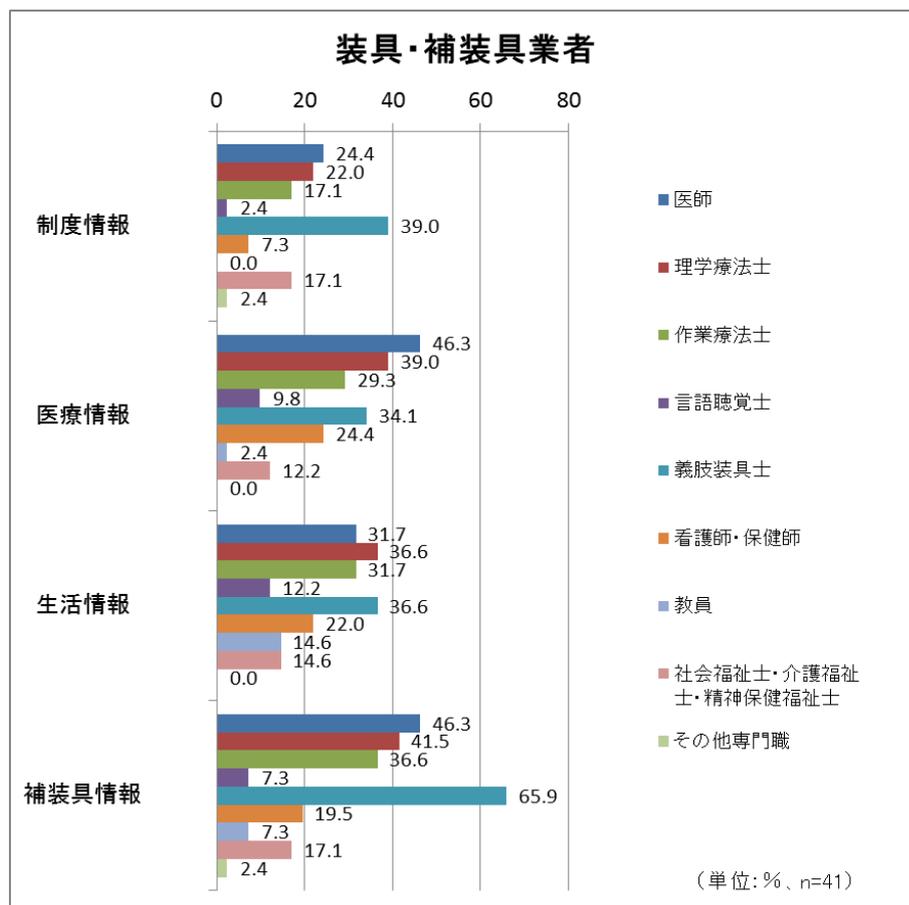
④補装具業者→P123

指定自立支援医療機関

【その他の機関】

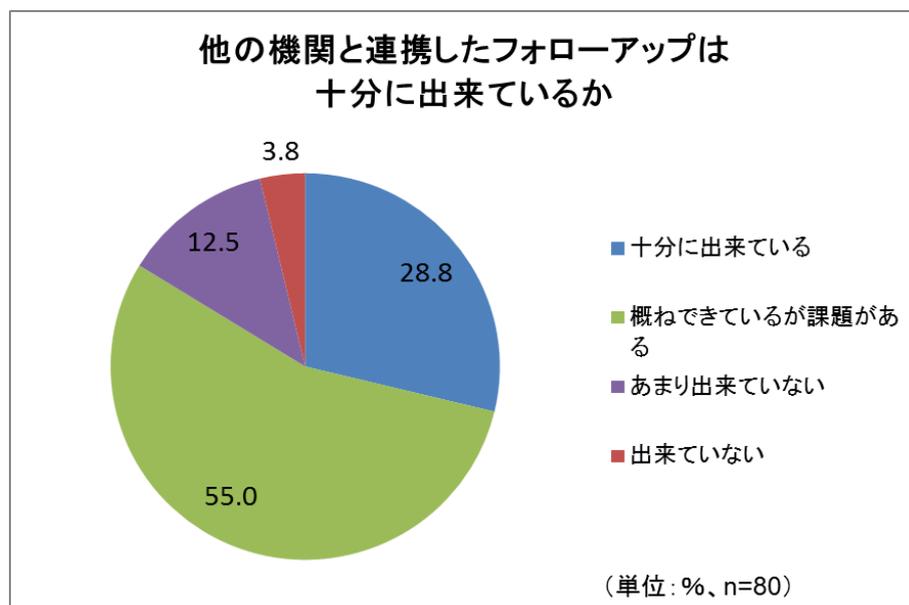
補装具種目	機関	件数
装具	学校・園	5
	詳細不明	1
座位保持装置	学校・園	5
	詳細不明	1
車椅子	学校・園	5
	詳細不明	1
電動車椅子	学校・園	4
歩行器	学校・園	5
歩行補助つえ	学校・園	2
補聴器	学校	3
重度障害者用意思伝達装置	学校	1
座位保持椅子	教育機関・学校	5
	詳細不明	1
起立保持具	学校・園	4
頭部保持具	学校・園	3
排便補助具	学校	1

Q12で、フォローアップにおいて、指定自立医療機関が50%以上連携している（黄色着色）と回答した補装具種目について、連携先の機関、専門職と4つの情報（制度・医療・生活・補装具）の連携状況をグラフ化した。

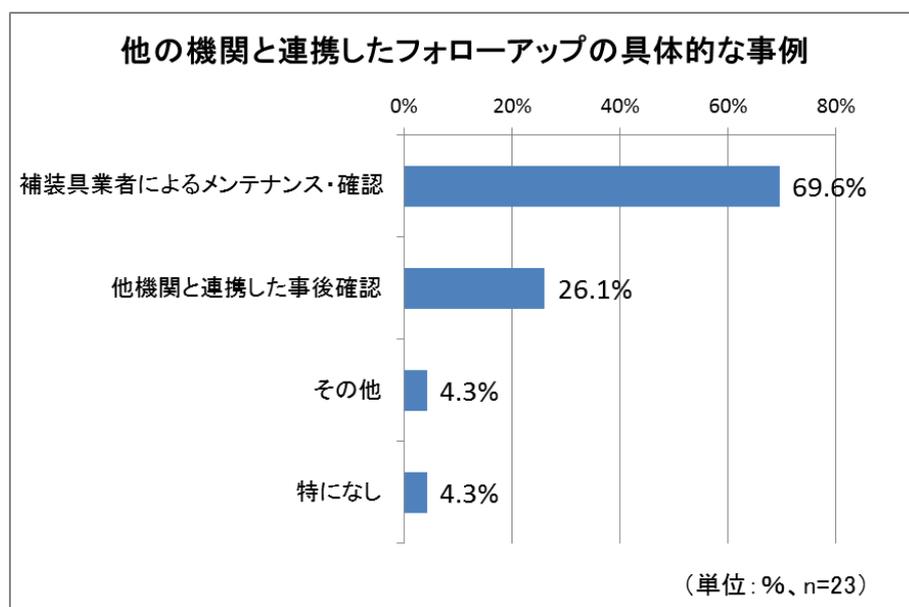


指定自立支援医療機関

Q13：現在、他の機関と連携したフォローアップは十分に出来ていますか。当てはまるものをお選びください。

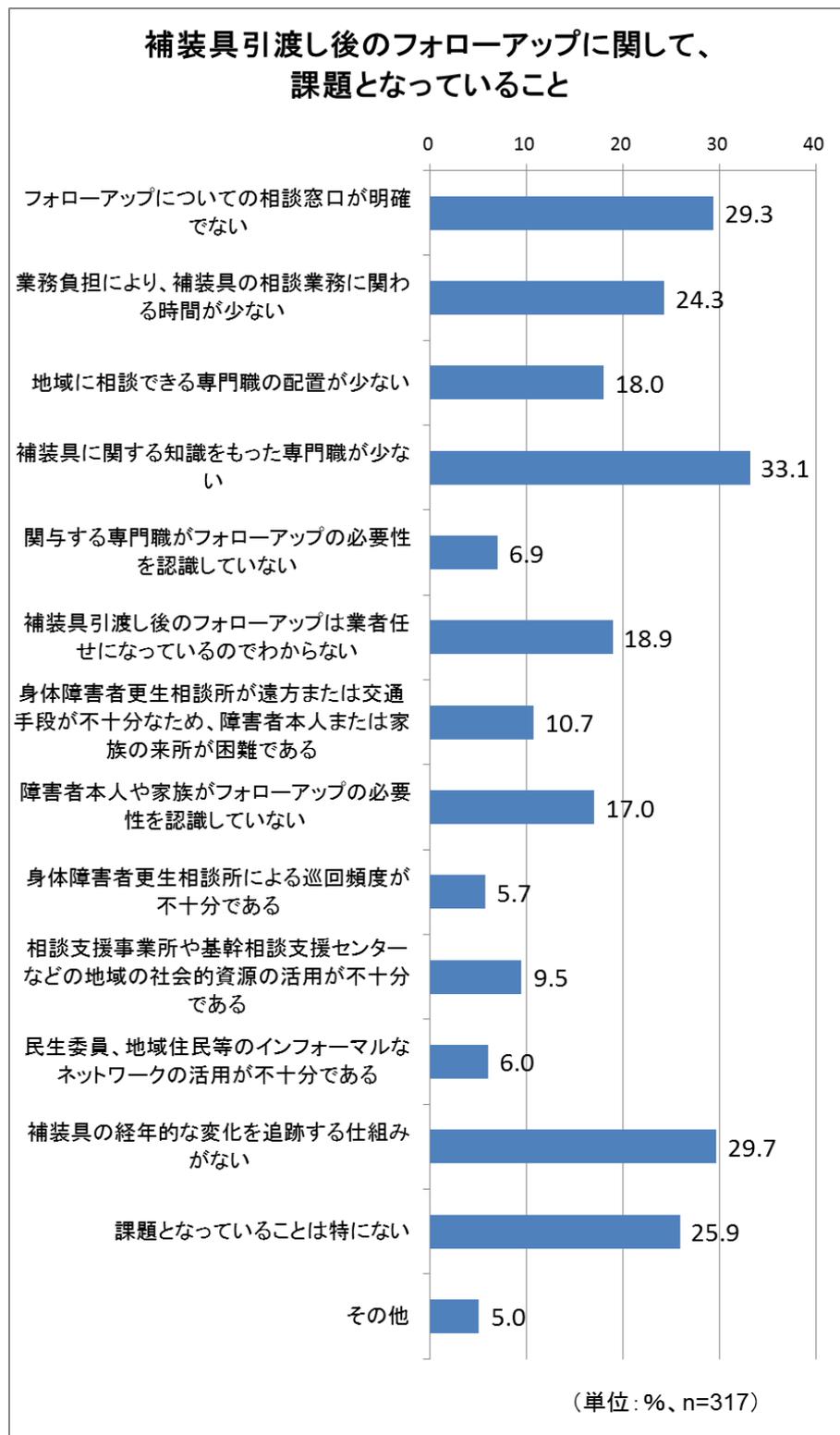


Q14：現在、他の機関と連携したフォローアップが「1. 十分に出来ている」とご回答された方にお伺いします。他の機関と連携したフォローアップの具体的な事例について、ご記入ください。
(自由記述)



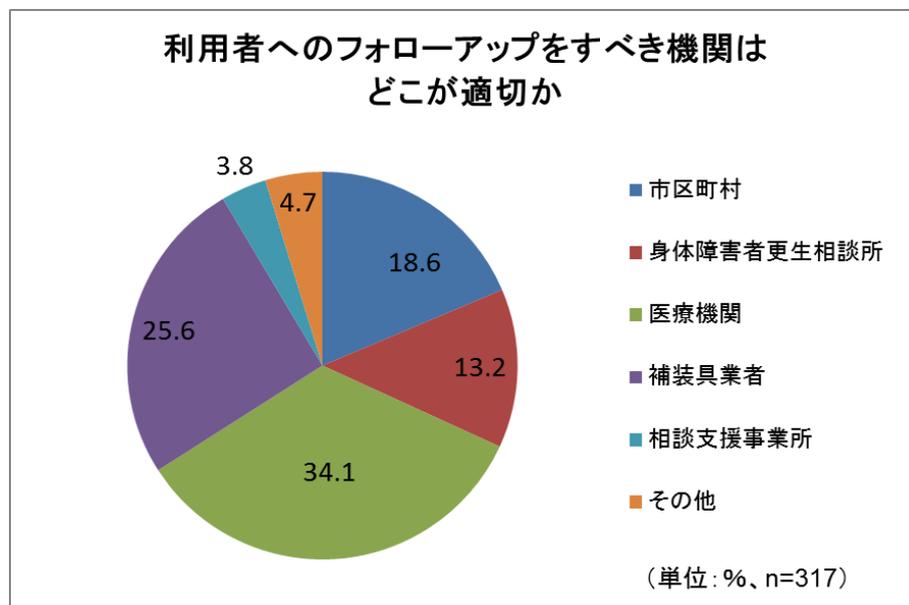
- ・ 当院の定期受診と当院内にて補装具業者（補聴器技能指定者）との相談日を設け、メンテナンス、相談等を行っている。
- ・ 補装具業者による定期的なメンテナンスの実施、教員などからの生活利用状況の確認している。
- ・ 地域の保健所や療育センターで当センターのPT、OT、STが巡回し確認している。

Q15：補装具引渡し後のフォローアップに関して、課題となっていることを全てお選びください。
 (複数選択可)

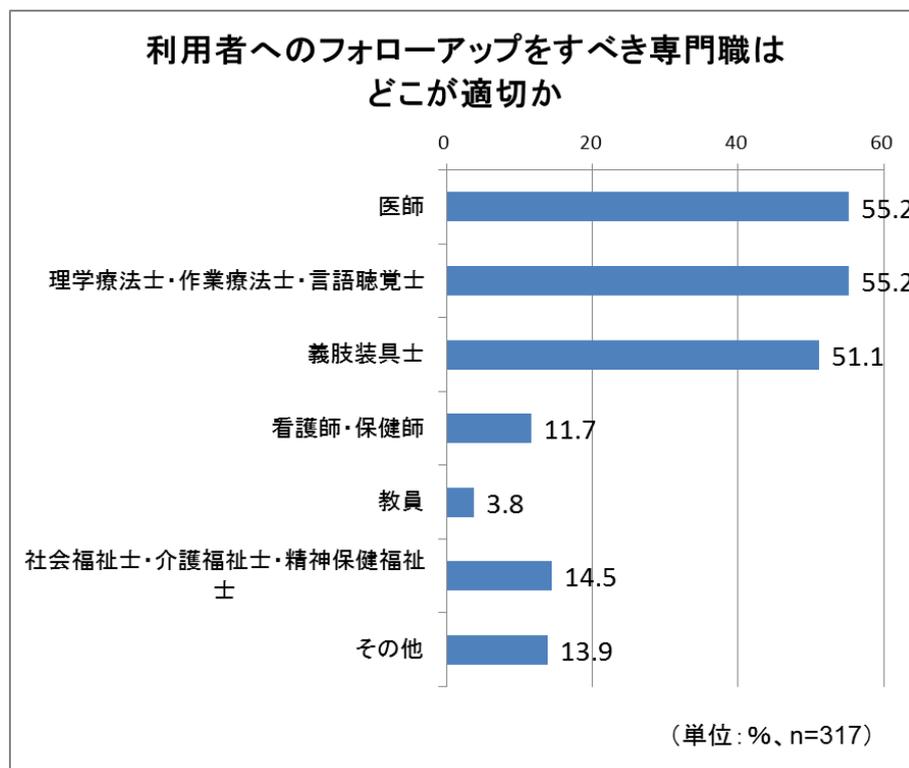


指定自立支援医療機関

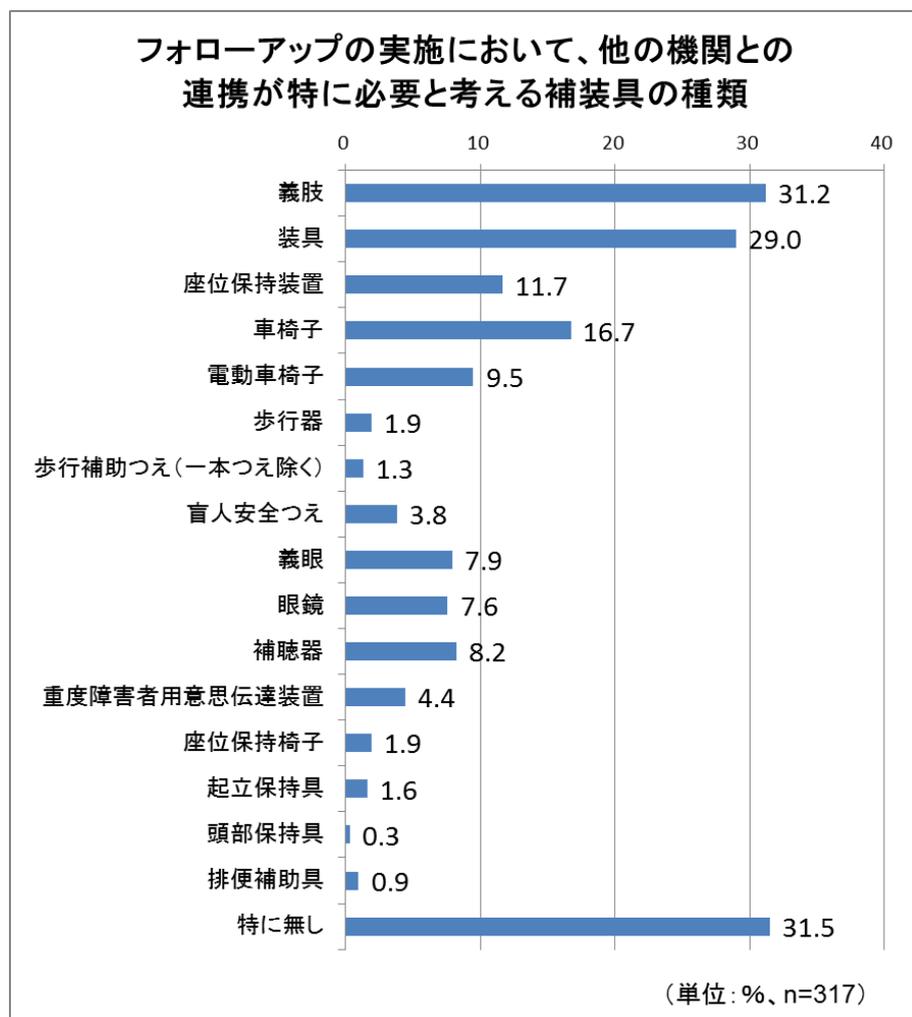
Q16：引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの機関が中心となって実施することが適切と考えますか（＝利用者へのフォローアップをすべき機関はどこが適切と考えますか）。当てはまるものを一つお選びください。



Q17：引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの専門職が中心となって実施することが適切と考えますか（＝利用者へのフォローアップをすべき専門職はどこが適切と考えますか）。当てはまるものを最大3つまで選んでください。※最低1つ以上お選びください

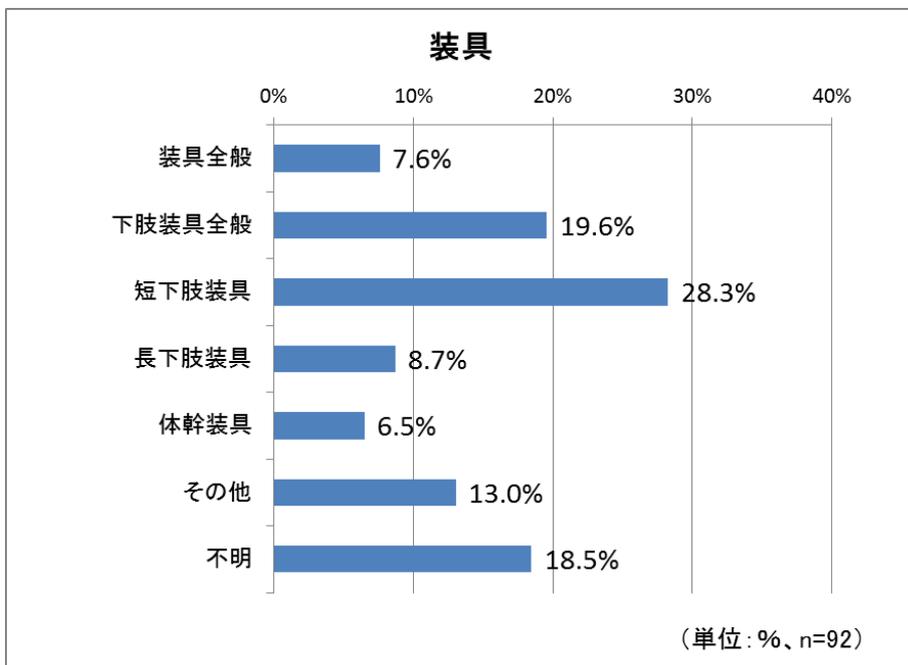
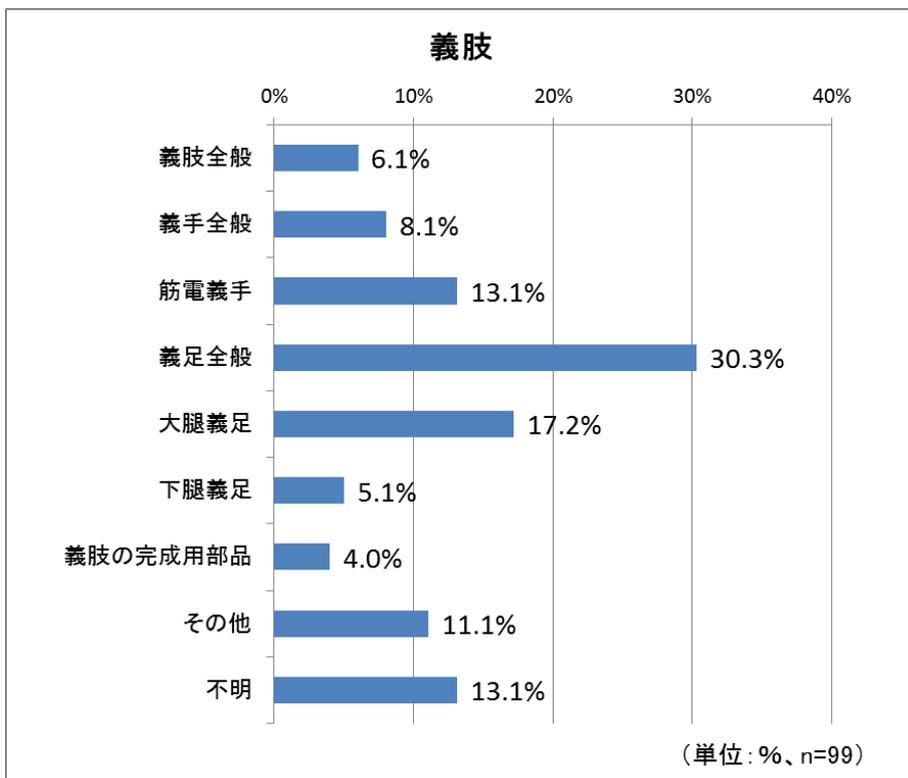


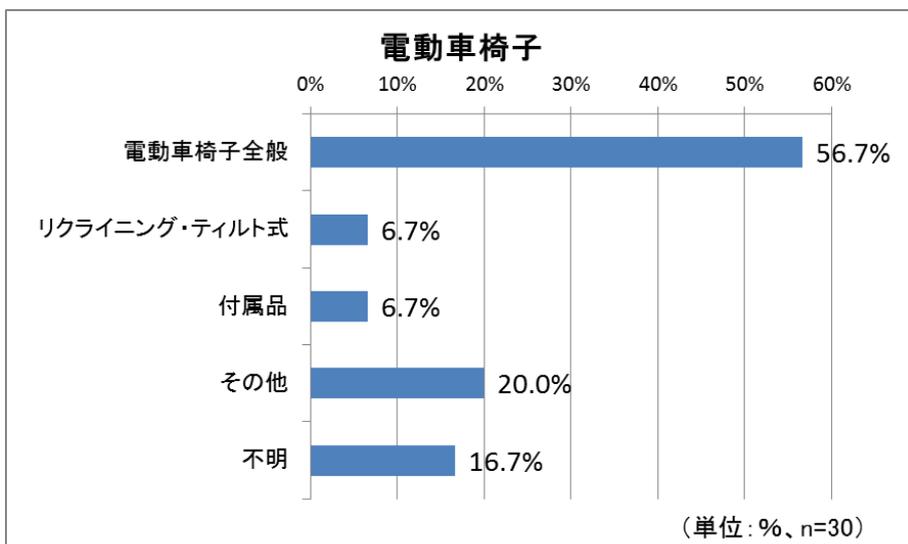
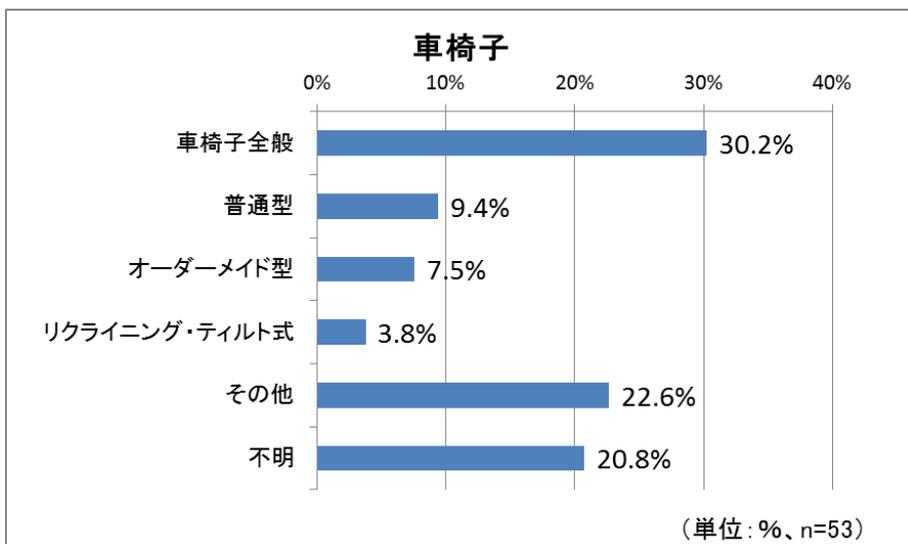
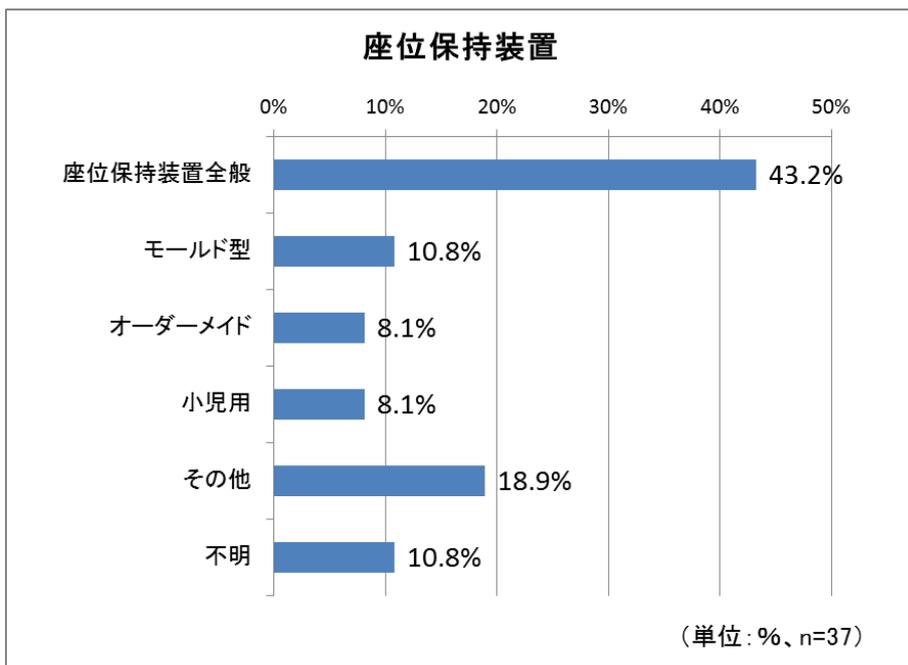
Q18：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の種類を最大3つまでお選びください。※最低1つ以上お選びください



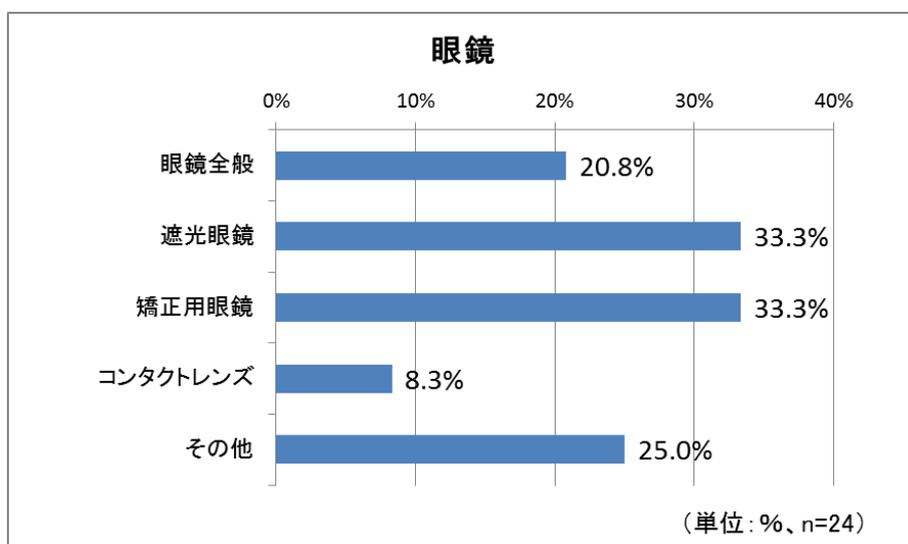
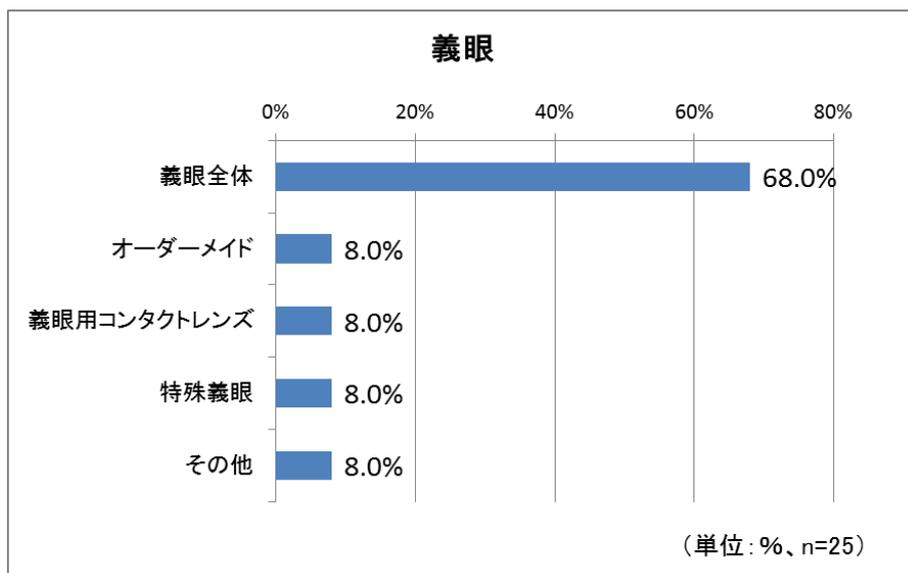
指定自立支援医療機関

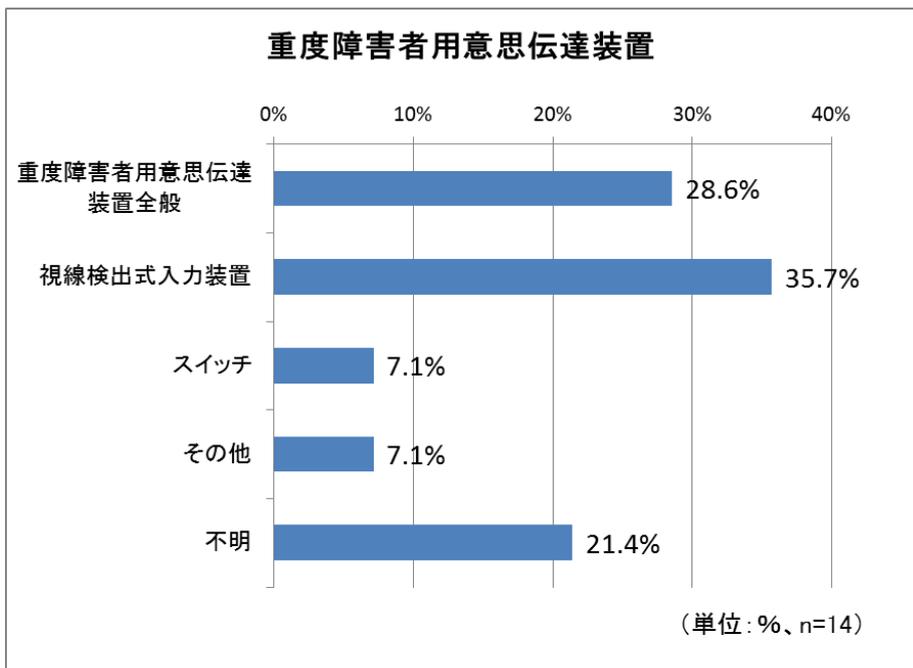
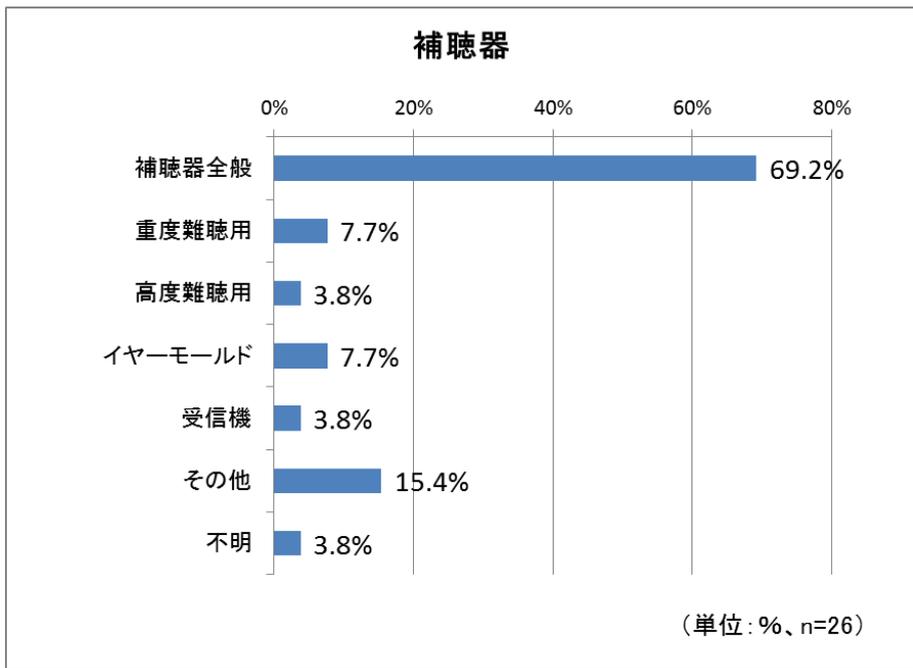
Q18-2：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の内、補装具の具体的な名称をそれぞれ記載ください。（自由記述）





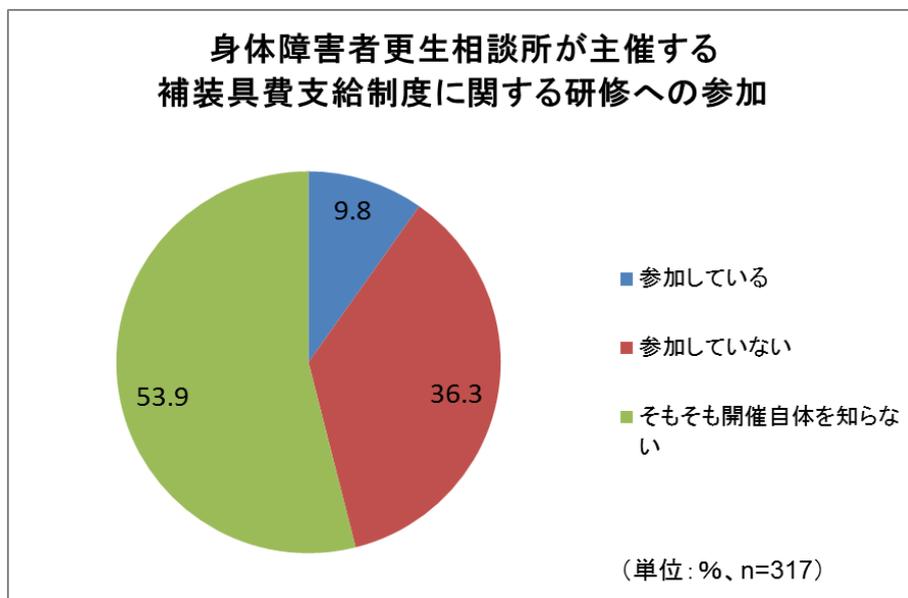
指定自立支援医療機関



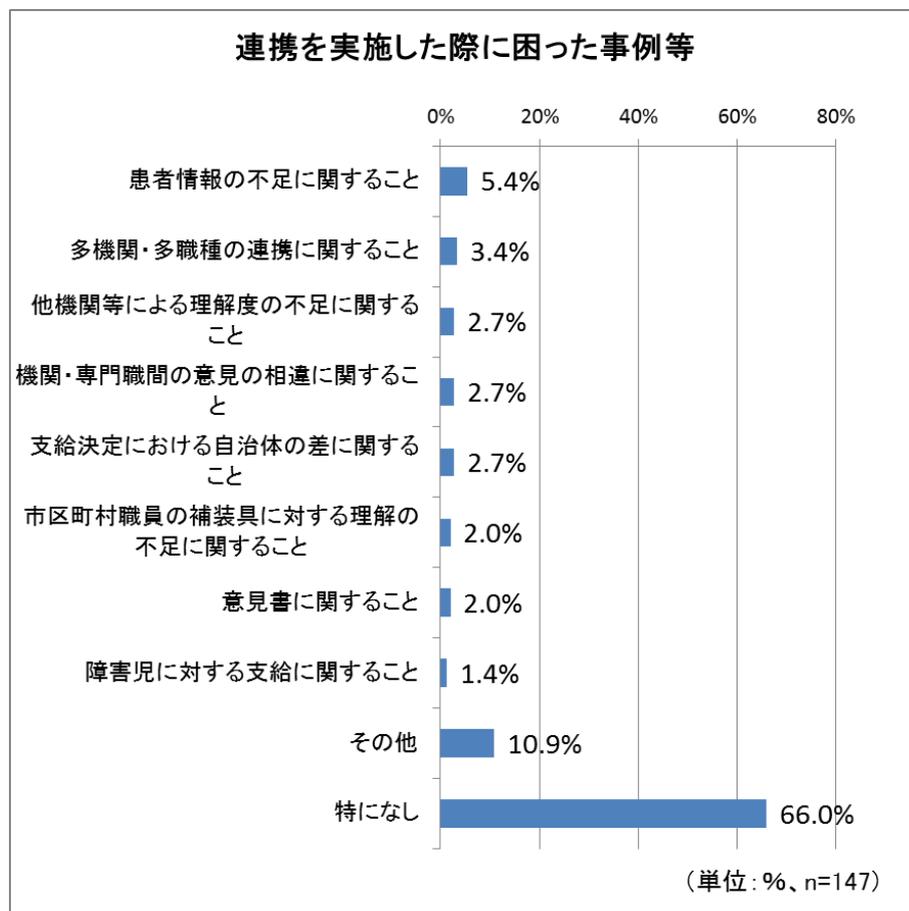


⑤ その他

Q19：身体障害者更生相談所が主催する補装具費支給制度に関する研修への参加の有無について、当てはまるものを一つお選びください。



Q20：補装具費支給意見書作成にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、困った事例等ありましたら、ご記入ください。（自由記述）



（具体例）

- ・ 医療機関（かかりつけ医）に相談なく連携が不十分なまま業者と患者間で市町村に申請相談される事例がある。
- ・ 連絡を取り合う事による、報酬が無いこと。
- ・ 処方後のフォロー体制不備。医師だけでは無理。圧倒的に人数の多い理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、権限を有する役職に就き、フォローを担うようなシステム構築が一手かもしれない。ただし、その場合、近年の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、補装具支給制度だけでなく、補装具自体に対しても知識が低下し、関心が薄れている傾向も感じる、そのことが大きなネックになると思う。
- ・ 特例補装具作成の際、窓口の方が作成や必要性についての理解が乏しいケースでは難渋することがある。
- ・ デイケアを担当している理学療法士がブレースクリニックに参加できなかったときに患者が今までと違う下肢装具を希望された。

Q21：補装具費支給意見書作成にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、適切な支給につながった好事例等がありましたら、ご記入ください。（自由記述）

<多機関連携に関するもの>

- ・ 就学期における児童の補装具作製においては、学校と医療機関の連携は必須である。
- ・ 特別支援学校で長時間使用した際の評価をフィードバックしていただくことで、作製がスムーズに進んだ。
- ・ 他の医療機関から医学的情報を得ることにより、より適合した補装具を提供できる。保護者のニーズに偏ることなく、より快適に生活できる補装具を提案できる。

<多職種連携に関するもの>

- ・ 装具の再作成の必要な患者をうまく在宅関連職種が見つけたとき。現状は装具の知識がまだまだ専門職に不足しているので上記は珍しい。
- ・ 装着訓練を行うにしても、当センターではセラピー時間内でしか試用できない。特別支援学校に理学療法士が在籍していることも大きなポイントになっている。
- ・ 一部の市町村では、特別支援学校の教員が熱心であり、障害児の補装具作製に当たり、医療機関の理学療法士、作業療法士の協力も得られたので、学校生活における座位保持装置、車椅子の作成を行うことができた

Q22：補装具具費支給制度や引渡し後のフォローアップについて、独自の取り組みやツールがありましたら、ご記入ください。（自由記述）

<独自の取り組み>

- ・ 下肢切断者について：大腿切断以上の県下の義足ユーザーに関しては、当院に出入りしている義肢装具業者の顧客情報も活用してフォローアップ施設を当院一極にするように努めている（理由は、膝継手や股継手などの専門的知識も必要なため）。ただし、その範囲は、連携している義肢装具製作者の商業範囲と一致するものであって、行政の定める地域とは一致しない。義肢を製作提供できる会社は県下に3つあるが、そのすべてに当方の考えが浸透できているわけではない。

<独自のツール>

- ・ 市と学校側とで補装具（特に座位保持、車椅子）の作成に関して、独自のマニュアルを用いている。

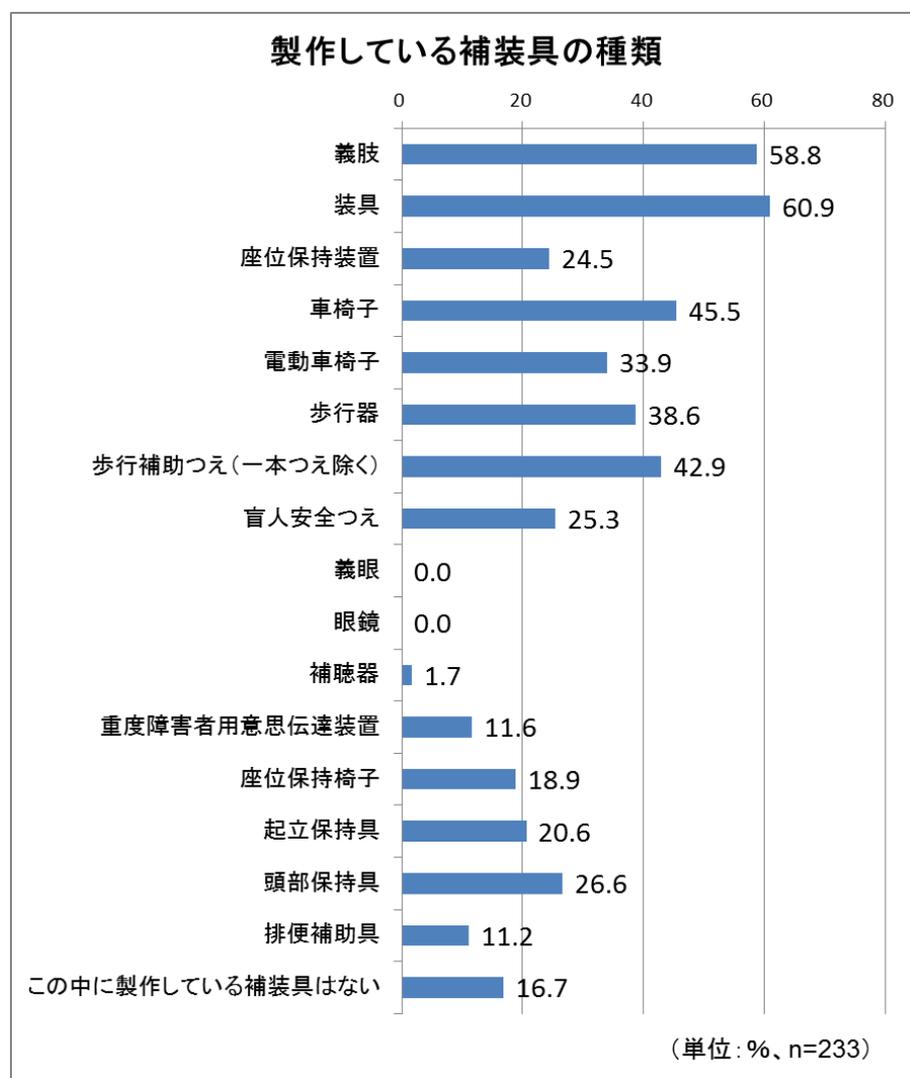
補装具業者

(4) 補装具業者

① 現状について

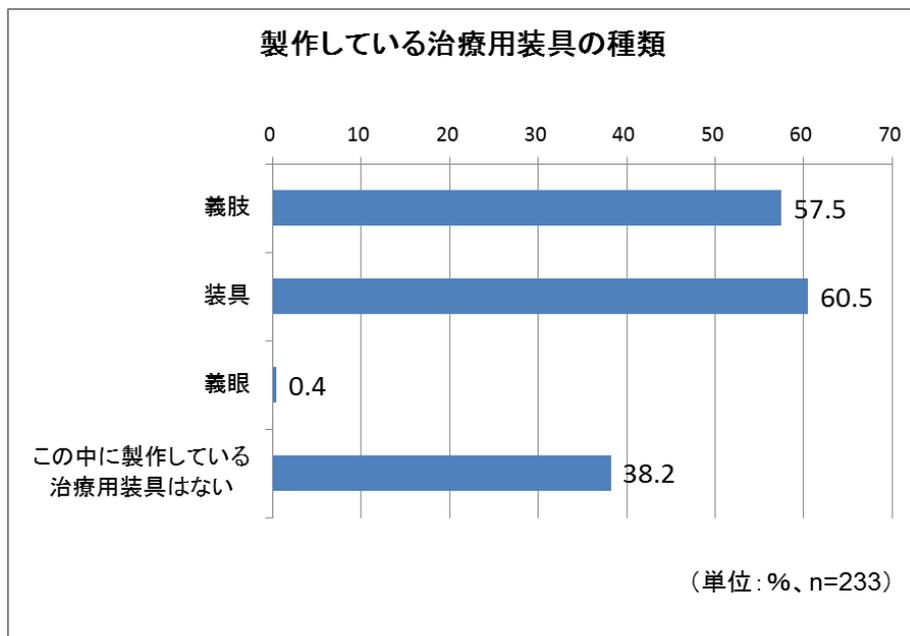
Q1-1：貴事業所で製作されている補装具の種類について、該当するものを全てお選びください。

(複数選択可)



補装具業者

Q1-2：貴事業所で製作されている治療用装具の種類について、該当するものを全てお選びください。（複数選択可）



Q2-1：補装具費支給制度における補装具の製作件数をご記入ください。（平成30年度）

【障害児】

	全体	0件	1~200件	201~400件	401~600件	601~800件	801件以上	最小値	最大値
義肢	137	101	35	-	-	-	1	0	7300
装具	142	67	68	5	1	-	1	0	1236
座位保持装置	57	13	40	3	-	1	-	0	640
車椅子	106	57	44	3	2	-	-	0	419
電動車椅子	79	49	30	-	-	-	-	0	91
歩行器	90	45	45	-	-	-	-	0	78
歩行補助つえ（一本つえ除く）	100	81	19	-	-	-	-	0	29
盲人安全つえ	59	59	-	-	-	-	-	0	0
義眼	-	-	-	-	-	-	-	-	-
眼鏡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補聴器	4	3	1	-	-	-	-	0	2
重度障害者用意思伝達装置	27	24	3	-	-	-	-	0	30
座位保持椅子	44	9	35	-	-	-	-	0	117
起立保持具	48	20	28	-	-	-	-	0	67
頭部保持具	62	29	33	-	-	-	-	0	69
排便補助具	26	20	6	-	-	-	-	0	98

補装具業者

【障害者】

	全体	0件	1~200件	201~400件	401~600件	601~800件	801件以上	最小値	最大値
義肢	137	7	126	4	-	-	-	0	274
装具	142	5	120	6	4	1	6	0	8027
座位保持装置	57	16	41	-	-	-	-	0	78
車椅子	106	20	81	4	-	1	-	0	730
電動車椅子	79	23	56	-	-	-	-	0	106
歩行器	90	55	35	-	-	-	-	0	15
歩行補助つえ（一本つえ除く）	100	33	67	-	-	-	-	0	56
盲人安全つえ	59	30	29	-	-	-	-	0	21
義眼	-	-	-	-	-	-	-	-	-
眼鏡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補聴器	4	2	2	-	-	-	-	0	98
重度障害者用意思伝達装置	27	21	6	-	-	-	-	0	100

Q2-2：治療用装具の製作件数をご記入ください。（平成30年度）

	全体	0件	1~200件	201~400件	401~600件	601~800件	801件以上	最小値	最大値
義肢	134	28	105	-	-	-	1	0	2995
装具	141	10	19	9	5	5	93	0	67373
義眼	1	-	-	1	-	-	-	-	218

Q3：補装具費支給制度における補装具の製作に携わっている、雇用している専門職の人数をご記入ください。（平成31年度4月末現在）

【常勤】

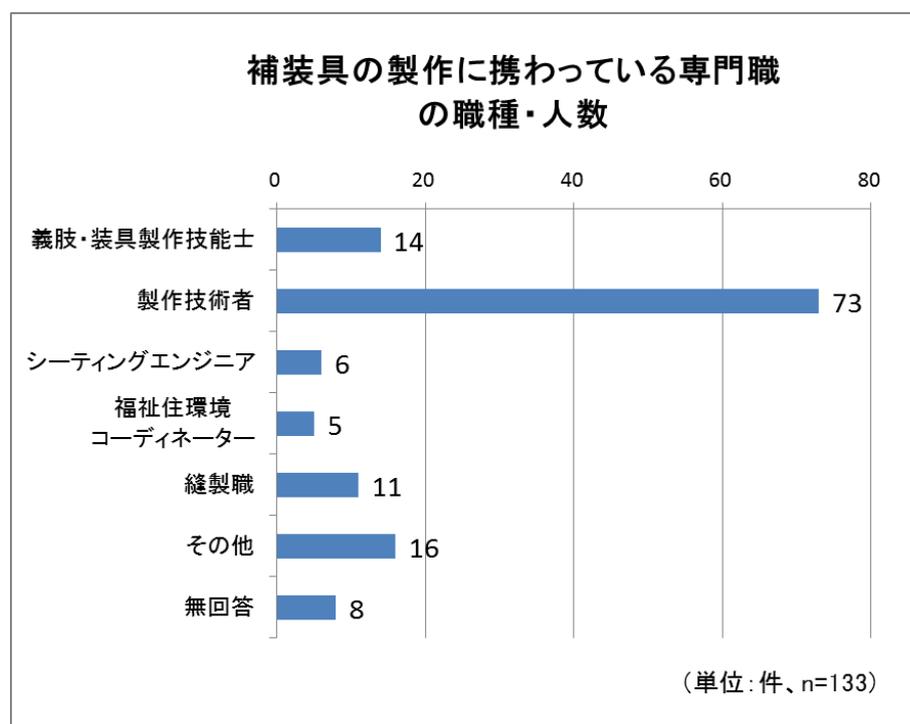
	全体	0人	1~10人	11~20人	21~30人	31~40人	41人以上	最小値	最大値
医師	233	231	2	-	-	-	-	0	8
看護師	233	225	8	-	-	-	-	0	3
理学療法士	233	227	5	1	-	-	-	0	20
作業療法士	233	229	4	-	-	-	-	0	3
言語聴覚士	233	232	1	-	-	-	-	0	2
義肢装具士	233	88	105	29	6	2	3	0	142
社会福祉士	233	229	4	-	-	-	-	0	1
介護福祉士	233	227	6	-	-	-	-	0	1
精神保健福祉士	233	233	-	-	-	-	-	0	0
福祉用具専門相談員	233	187	40	4	1	-	1	0	45
介護支援専門員	233	228	5	-	-	-	-	0	3
一般事務職	233	101	128	2	2	-	-	0	30
その他①	233	130	94	4	3	1	1	0	88
その他②	233	215	17	1	-	-	-	0	13

補装具業者

【非常勤】

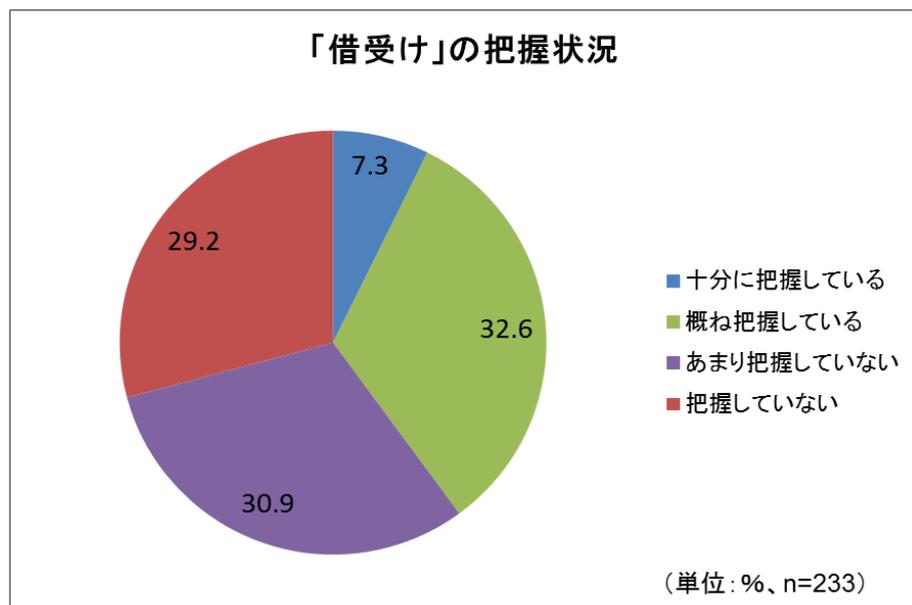
	全体	0人	1~10人	11~20人	21~30人	31~40人	41人以上	最小値	最大値
医師	233	233	-	-	-	-	-	0	0
看護師	233	232	1	-	-	-	-	0	1
理学療法士	233	232	1	-	-	-	-	0	1
作業療法士	233	233	-	-	-	-	-	0	0
言語聴覚士	233	233	-	-	-	-	-	0	0
義肢装具士	233	216	17	-	-	-	-	0	4
社会福祉士	233	233	-	-	-	-	-	0	0
介護福祉士	233	232	1	-	-	-	-	0	1
精神保健福祉士	233	233	-	-	-	-	-	0	0
福祉用具専門相談員	233	231	2	-	-	-	-	0	2
介護支援専門員	233	232	1	-	-	-	-	0	1
一般事務職	233	196	37	-	-	-	-	0	4
その他①	233	203	29	1	-	-	-	0	13
その他②	233	225	8	-	-	-	-	0	2

その他①またはその他②を1人以上と回答された場合、具体的な専門職の職種名をご記入ください。(自由記述)

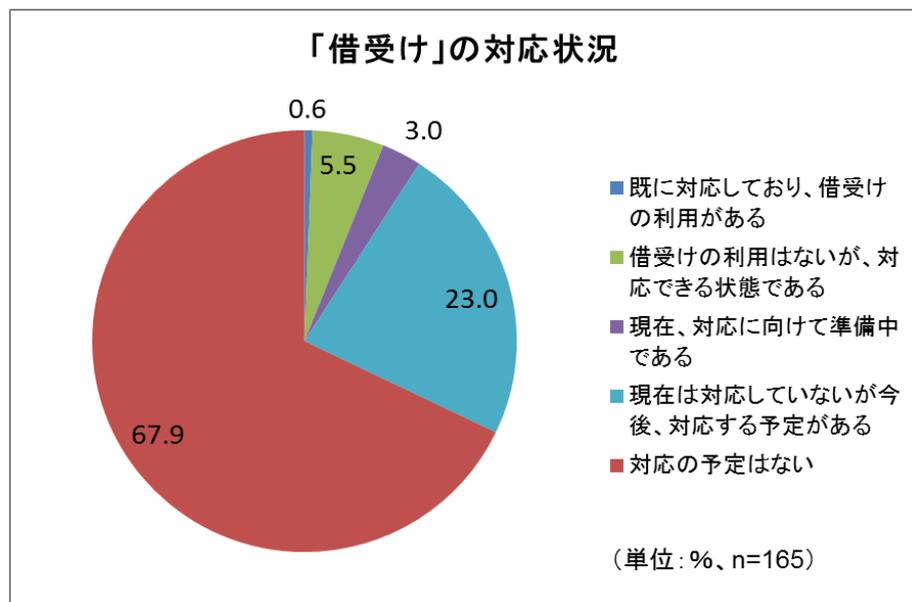


補装具業者

Q4：平成30年4月より導入された「借受け」の把握状況について、当てはまるものを一つお選びください。



Q5：前問で、「借受け」について「十分に把握している」「概ね把握している」「あまり把握していない」と回答した方にお伺いします。「借受け」の対応状況として、当てはまるものを一つお選びください。

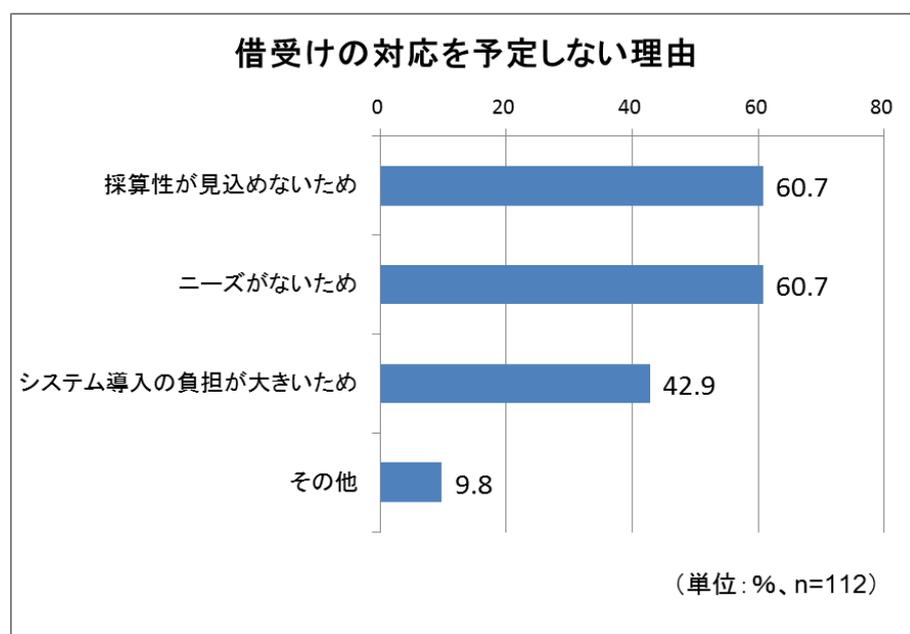


補装具業者

Q6：前問で「既に対応しており、借受けの利用がある」と回答した方にお伺いします。借受けの件数をご記入ください。（平成30年度実績）（半角数字のみ）※0件の場合は、0とご記入ください。

	全体	0件	1件	2件	3件	4件	5件以上	最小値	最大値
義肢の完成用部品	1	1	-	-	-	-	-	0	0
装具の完成用部品	1	-	-	-	-	-	1	8	8
座位保持装置の完成用部品	1	1	-	-	-	-	-	0	0
重度障害者用意思伝達装置(本体)	1	1	-	-	-	-	-	0	0
歩行器	1	1	-	-	-	-	-	0	0
座位保持椅子	1	1	-	-	-	-	-	0	0

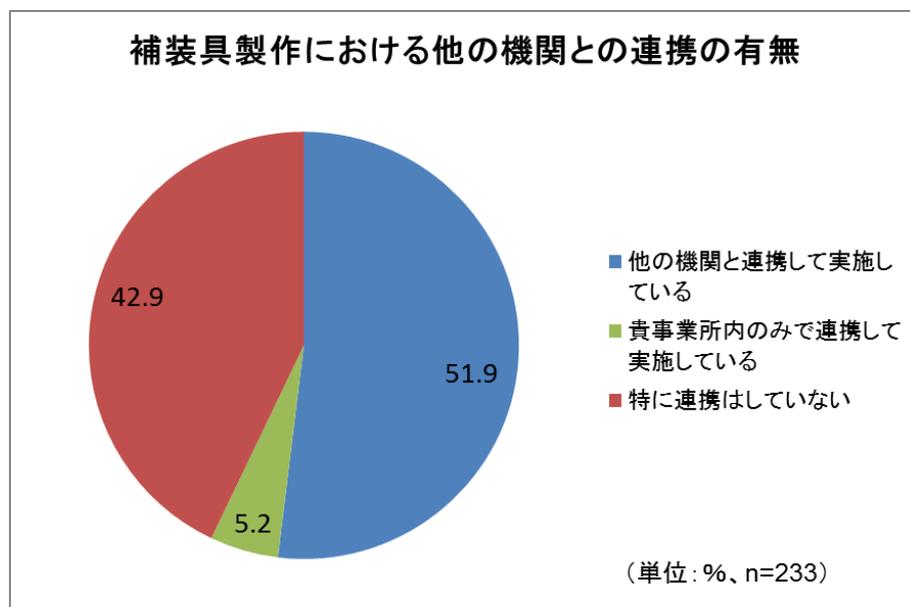
Q7：「借受け」について「対応の予定はない」と回答した方にお伺いします。貴事業所で、借受けの対応を予定しない理由として、当てはまるものを全てお選びください。



補装具業者

② 補装具製作における連携状況と課題について

Q8：補装具費支給制度における補装具の製作において、他の機関と連携していますか。当てはまるものを一つお選びください。※他の機関とは、貴事業所以外のすべてを含みます。



補装具業者

Q9：補装具費支給制度における、補装具の製作にあたり、他の機関と連携をしている補装具及びその連携先を全てお選びください。

④補装具製作事業者	全 体	市 区 町 村	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	指 定 自 立 支 援 医 療 機 関	そ の 他 医 療 機 関	補 装 具 業 者	相 談 支 援 事 業 所	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	そ の 他 機 関
義肢	121 100.0	67 55.4	74 61.2	32 26.4	56 46.3	22 18.2	7 5.8	15 12.4	5 4.1	1 0.8
装具	121 100.0	66 54.5	73 60.3	33 27.3	65 53.7	21 17.4	9 7.4	17 14.0	6 5.0	2 1.7
座位保持装置	121 100.0	38 31.4	47 38.8	33 27.3	38 31.4	20 16.5	14 11.6	23 19.0	7 5.8	7 5.8
車椅子	121 100.0	61 50.4	68 56.2	38 31.4	56 46.3	36 29.8	17 14.0	30 24.8	11 9.1	7 5.8
電動車椅子	121 100.0	52 43.0	60 49.6	35 28.9	48 39.7	30 24.8	16 13.2	25 20.7	10 8.3	5 4.1
歩行器	121 100.0	48 39.7	45 37.2	34 28.1	45 37.2	24 19.8	11 9.1	18 14.9	7 5.8	6 5.0
歩行補助つえ(一本つえ除く)	121 100.0	44 36.4	30 24.8	24 19.8	32 26.4	20 16.5	7 5.8	12 9.9	5 4.1	6 5.0
盲人安全つえ	121 100.0	27 22.3	13 10.7	6 5.0	9 7.4	11 9.1	3 2.5	7 5.8	4 3.3	5 4.1
義眼	121 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
眼鏡	121 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補聴器	121 100.0	1 0.8	1 0.8	-	1 0.8	-	-	-	-	-
重度障害者用意意思伝達装置	121 100.0	17 14.0	19 15.7	11 9.1	18 14.9	7 5.8	6 5.0	11 9.1	7 5.8	4 3.3
座位保持椅子	121 100.0	27 22.3	31 25.6	25 20.7	28 23.1	17 14.0	6 5.0	11 9.1	4 3.3	2 1.7
起立保持具	121 100.0	29 24.0	31 25.6	24 19.8	30 24.8	17 14.0	7 5.8	12 9.9	5 4.1	3 2.5
頭部保持具	121 100.0	34 28.1	32 26.4	18 14.9	32 26.4	17 14.0	10 8.3	15 12.4	7 5.8	3 2.5
排便補助具	121 100.0	14 11.6	16 13.2	9 7.4	15 12.4	5 4.1	4 3.3	5 4.1	4 3.3	1 0.8

※補装具業者が50%以上の連携があると回答した補装具種目と連携機関を黄色に着色した

(参照) 他機関の同じ情報掲載ページ

- ①市区町村→P6
- ②身体障害者更生相談所→P43
- ③指定自立支援医療機関→P84

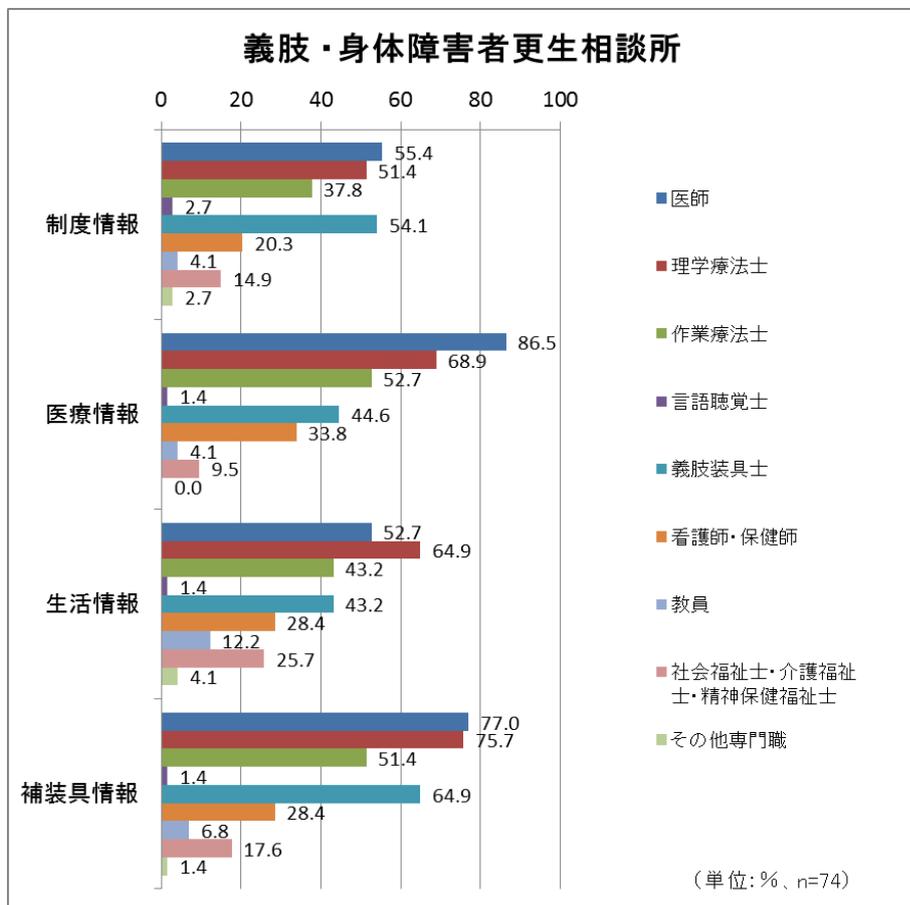
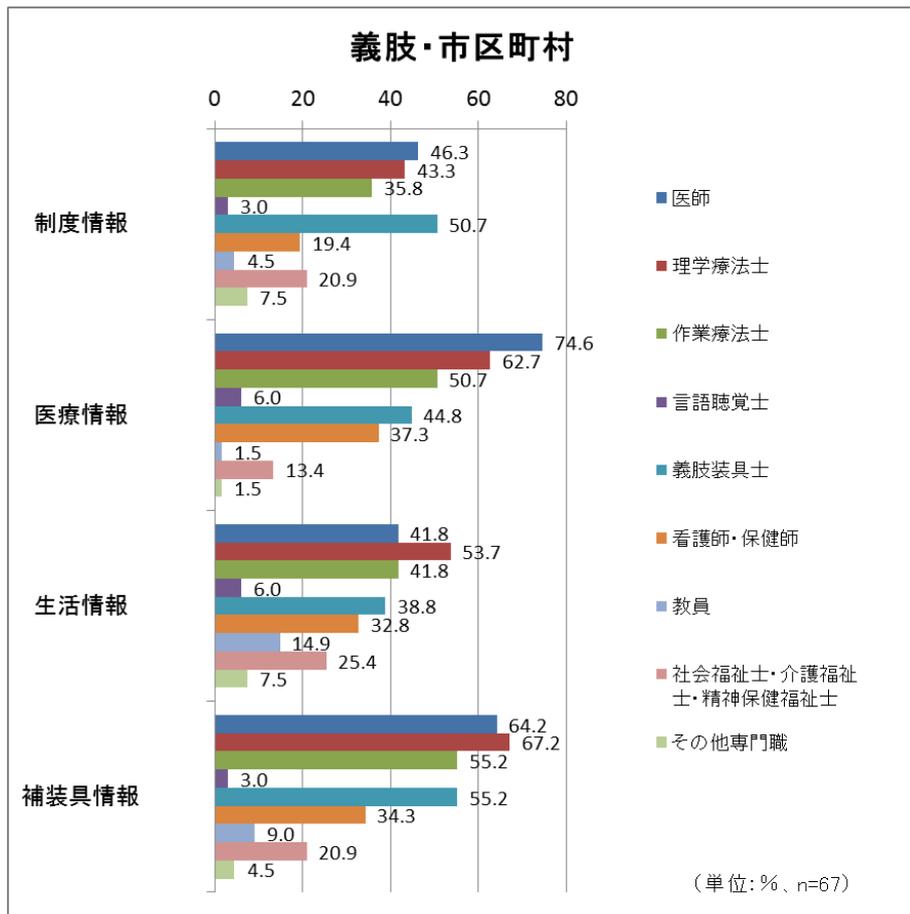
補装具業者

【その他の機関】

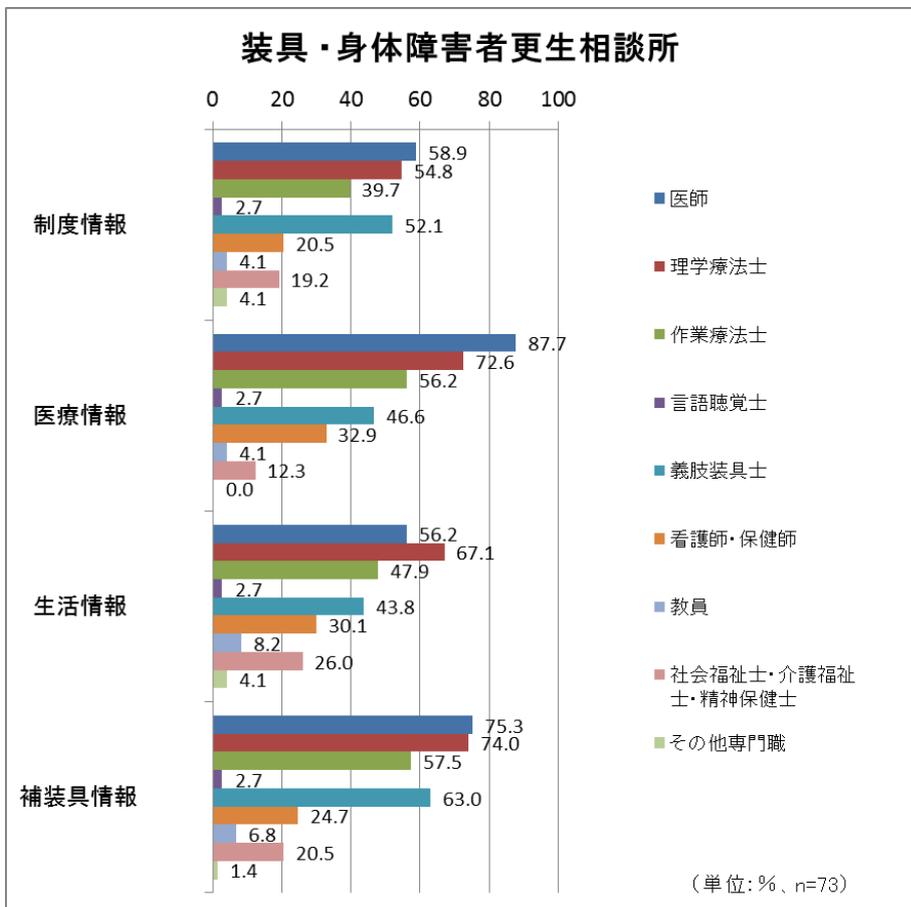
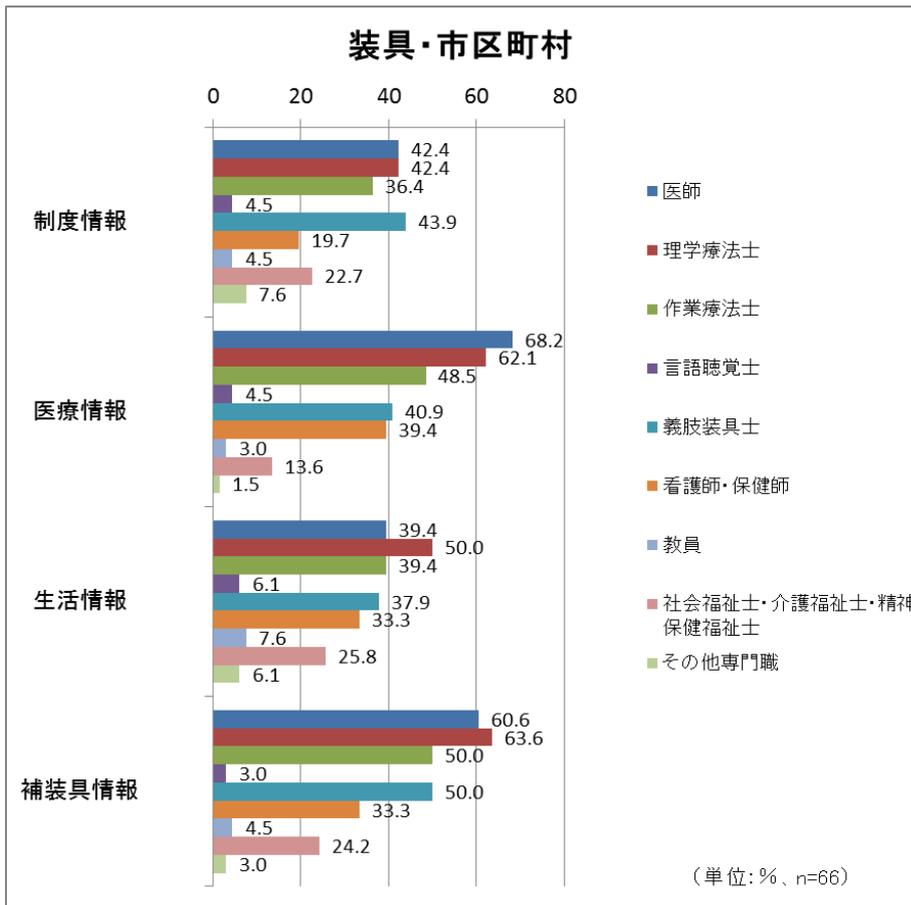
補装具種目	機関	件数
義肢	居宅介護支援事業所	1
装具	居宅介護支援事業所	2
座位保持装置	教育機関（特別支援学校含む）	6
	リハビリテーションセンター	1
車椅子	教育機関（特別支援学校含む）	4
	心身障害者リハビリセンター	1
	居宅介護支援事業所	1
	リハビリテーションセンター	1
電動車椅子	教育機関（特別支援学校含む）	4
	リハビリテーションセンター	1
歩行器	教育機関（特別支援学校含む）	4
	リハビリテーションセンター	1
	施設、家族等	1
歩行補助つえ	リハビリテーションセンター	1
	デザイン会社	1
	施設、家族等	1
	具体名非公開	3
盲人安全つえ	視覚障害者協会	1
	盲導犬協会	1
	視覚特別支援学校	1
	リハビリテーションセンター	1
	施設、家族等	1
重度障害者用意思伝達装置	リハビリテーションセンター	2
	施設、家族等	2
座位保持椅子	特別支援学校	1
	リハビリテーションセンター	1
起立保持具	教育機関（特別支援学校含む）	2
	リハビリテーションセンター	1
頭部保持具	リハビリテーションセンター	1
	施設、家族等	1
	特別支援学校	1
排便補助具	具体名非公開	1

補装具業者

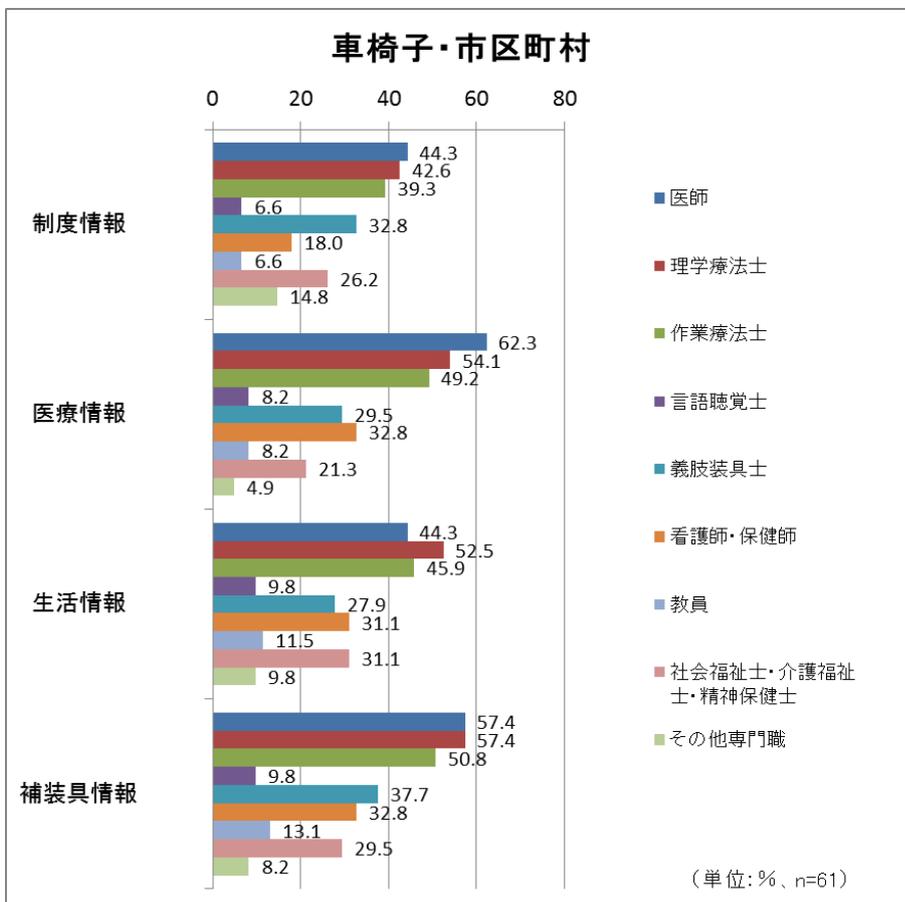
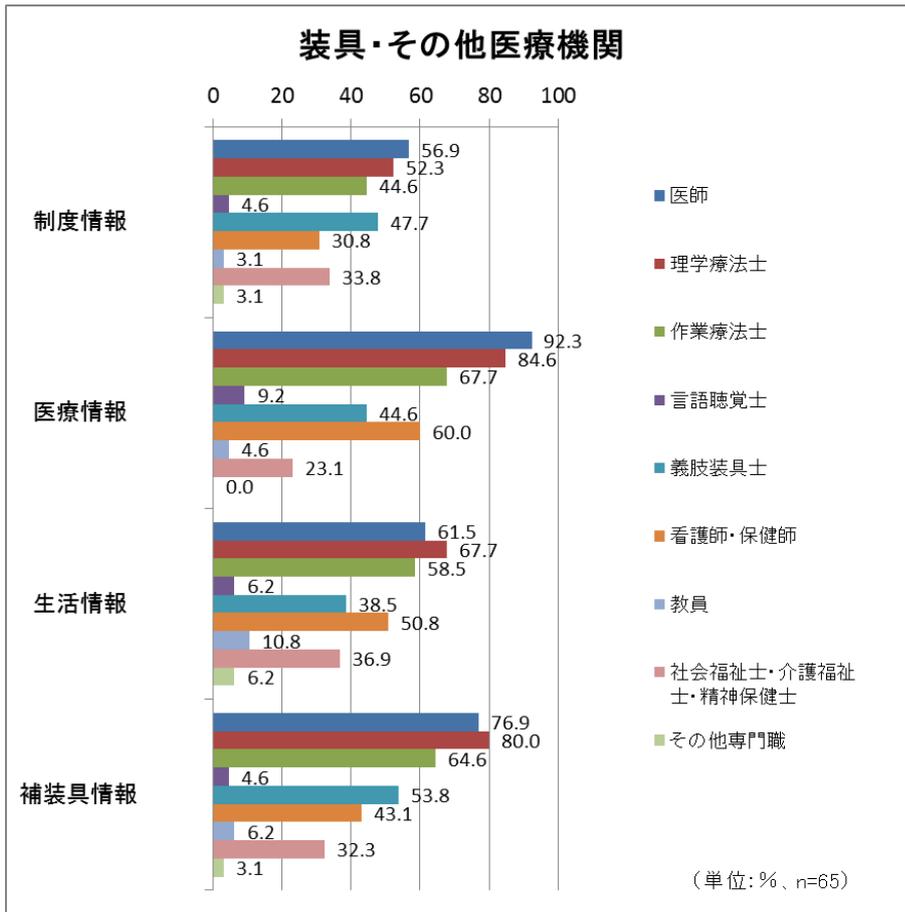
Q9で、連携があると回答があった補装具種目の連携先機関で50%以上のもの（黄色着色）について、専門職と4つの情報（制度・医療・生活・補装具）の共有をグラフ化した。

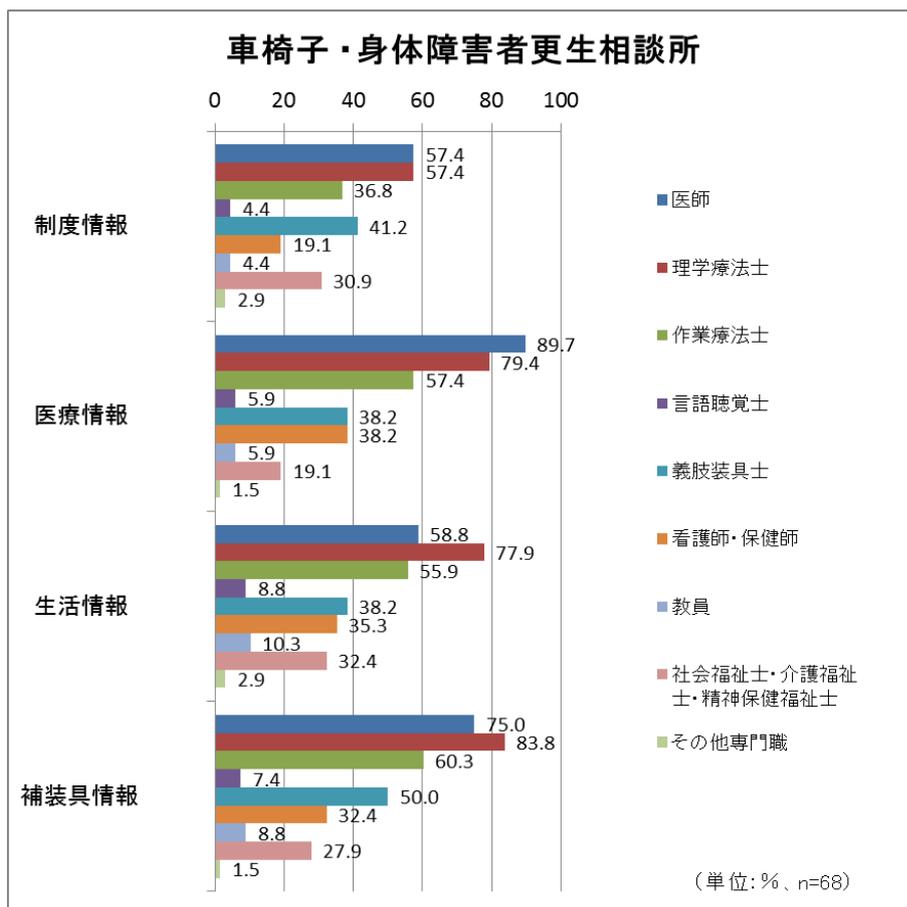


補装具業者



補装具業者

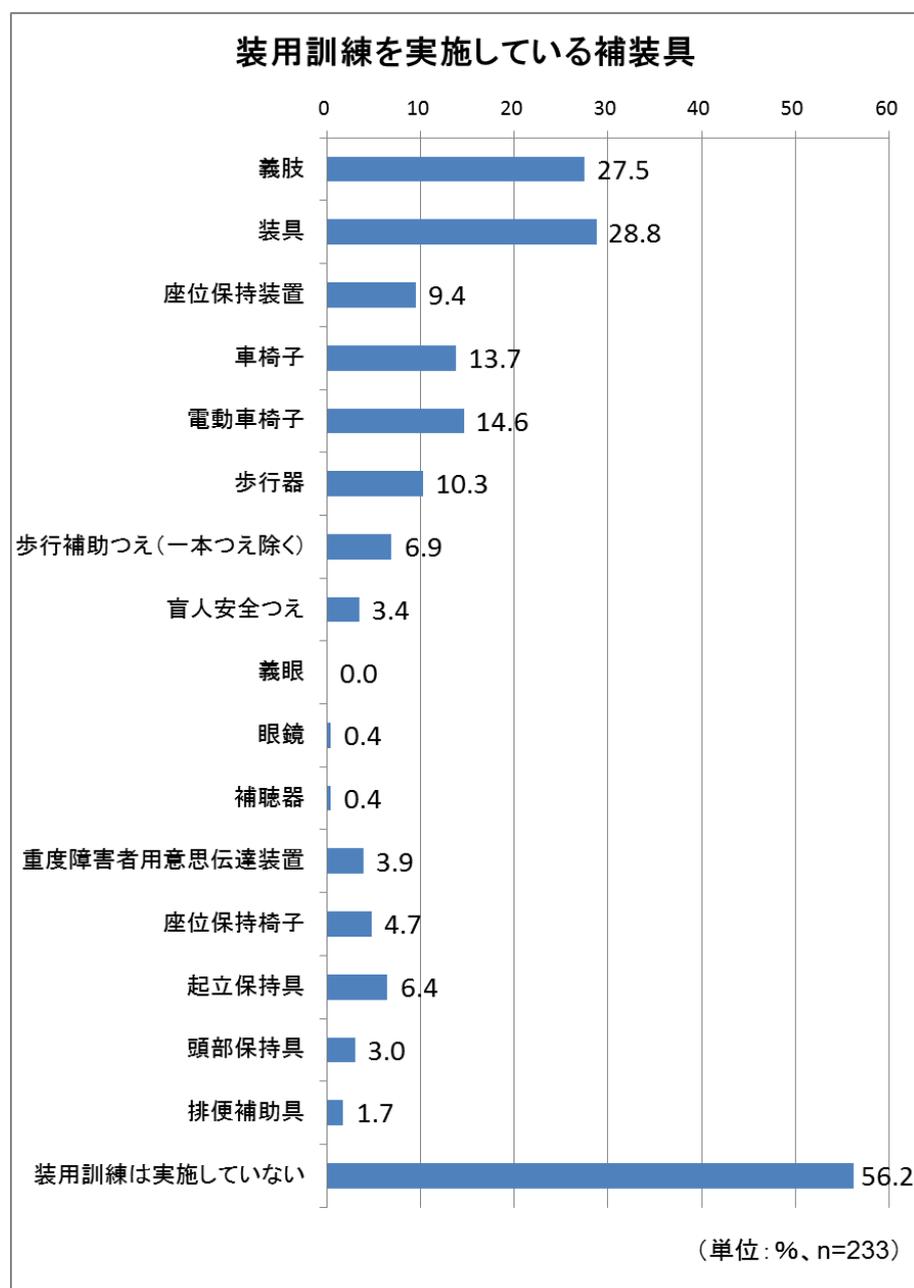




補装具業者

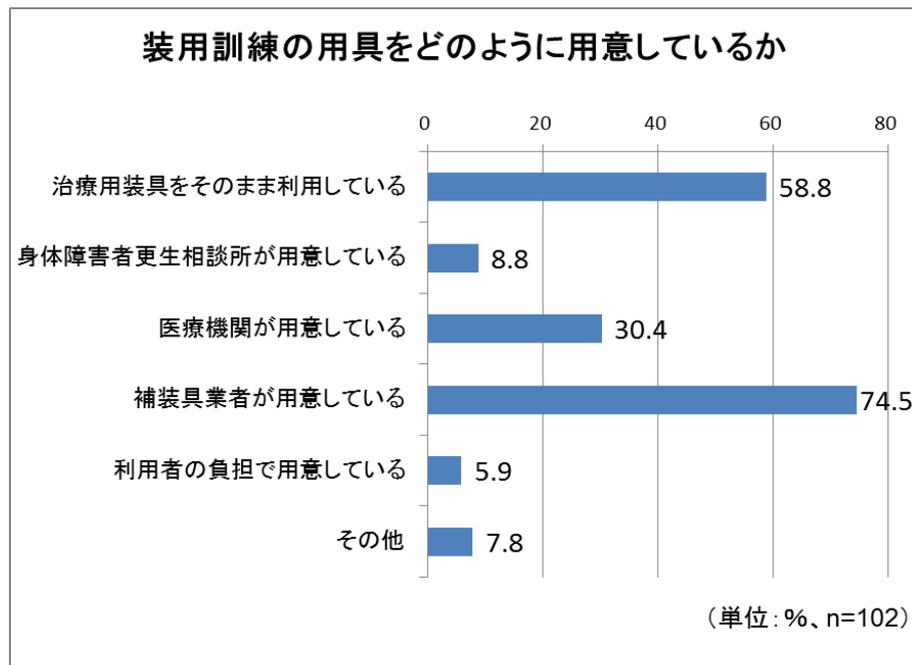
③ 装用訓練について

Q10-1：貴事業所で装用訓練を実施している補装具を全てお選びください。（複数選択可）

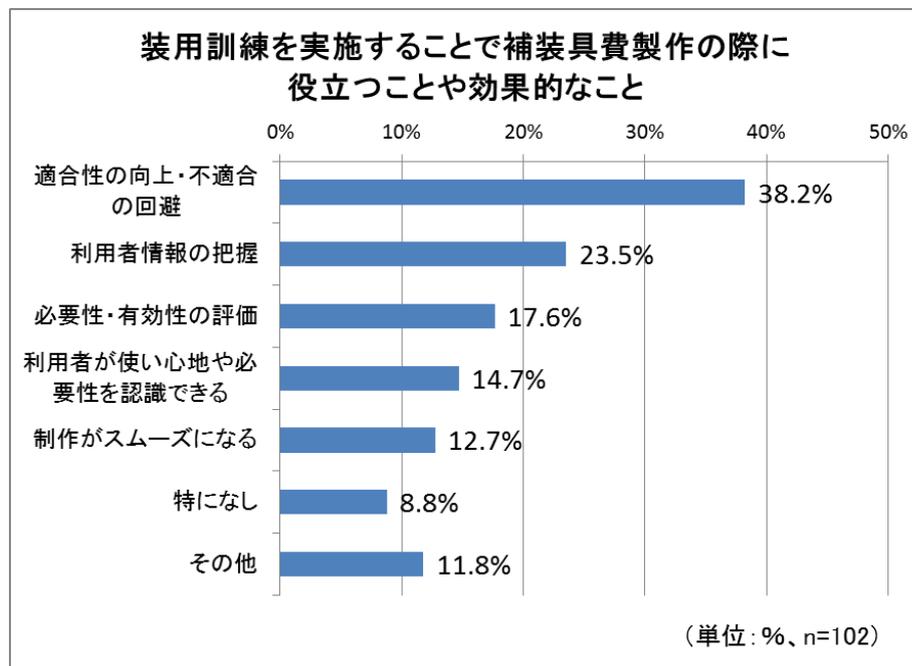


補装具業者

Q10-2：装用訓練の用具は、どのように用意していますか？当てはまるものを全てお選びください。（複数選択可）



Q10-3：装用訓練を実施することで、補装具費製作の際に役立つことや効果的なこととして、お考えになることを下記にご記入ください。（自由記述）

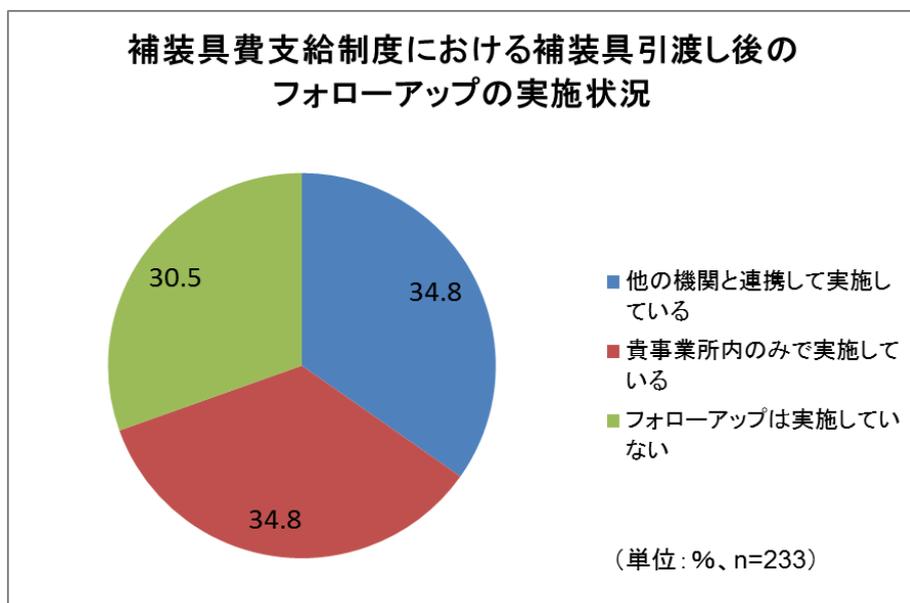


- ・ 製作すべき装具の設定が的確になるユーザーの完成した装具の受入れが容易になる。
- ・ 装具の装着使用方法についてあらかじめ修得できる。
- ・ 適切な装具をチョイスできる。無駄がない。
- ・ 製作費は自前ですから寄付みたいなもので患者さんの機能に何が役に立つか適合するのは何かを調べる為に提供している。

補装具業者

④ 補装具引渡し後のフォローアップについて

Q11 補装具費支給制度における補装具引渡し後のフォローアップの実施状況について、当てはまるものを一つお選びください。



補装具業者

Q12：補装具引渡し後、他の機関と連携のうえ、フォローアップを実施しているまたは過去に実施したことがある補装具及びその連携先を全てお選びください。

④補装具製作者 (フォローアップ)	全 体	市 区 町 村	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	指 定 自 立 支 援 医 療 機 関	そ の 他 医 療 機 関	補 装 具 業 者	相 談 支 援 事 業 所	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	そ の 他 機 関
義肢	81 100.0	21 25.9	23 28.4	23 28.4	43 53.1	13 16.0	7 8.6	15 18.5	4 4.9	3 3.7
装具	81 100.0	23 28.4	24 29.6	24 29.6	49 60.5	13 16.0	8 9.9	19 23.5	5 6.2	3 3.7
座位保持装置	81 100.0	13 16.0	15 18.5	22 34.6	22 27.2	6 7.4	5 6.2	9 11.1	3 3.7	5 6.2
車椅子	81 100.0	19 23.5	23 28.4	30 37.0	32 39.5	15 18.5	7 8.6	16 19.8	6 7.4	5 6.2
電動車椅子	81 100.0	16 19.8	19 23.5	27 33.3	27 33.3	11 13.6	6 7.4	12 14.8	4 4.9	5 6.2
歩行器	81 100.0	14 17.3	15 18.5	24 29.6	20 24.7	11 13.6	3 3.7	10 12.3	5 6.2	4 4.9
歩行補助つえ(一本つえ除く)	81 100.0	13 16.0	11 13.6	14 17.3	15 18.5	8 9.9	2 2.5	6 7.4	3 3.7	-
盲人安全つえ	81 100.0	10 12.3	7 8.6	7 8.6	7 8.6	6 7.4	1 1.2	3 3.7	2 2.5	-
義眼	81 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
眼鏡	81 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補聴器	81 100.0	-	-	-	-	1 1.2	-	-	-	-
重度障害者用意思伝達装置	81 100.0	5 6.2	6 7.4	8 9.9	7 8.6	5 6.2	2 2.5	3 3.7	2 2.5	1 1.2
座位保持椅子	81 100.0	11 13.6	11 13.6	22 27.2	18 22.2	9 11.1	4 4.9	6 7.4	4 4.9	4 4.9
起立保持具	81 100.0	9 11.1	8 9.9	19 23.5	14 17.3	7 8.6	3 3.7	5 6.2	3 3.7	4 4.9
頭部保持具	81 100.0	13 16.0	11 13.6	15 18.5	17 21.0	8 9.9	5 6.2	8 9.9	4 4.9	3 3.7
排便補助具	81 100.0	7 8.6	5 6.2	8 9.9	8 9.9	3 3.7	1 1.2	2 2.5	1 1.2	2 2.5

※フォローアップにおいて、補装具業者が50%以上の連携があると回答した補装具種目と連携機関を黄色に着色した

(参照) 他機関の同じ情報掲載ページ

①市区町村→P20

②身体障害者更生相談所→P59

③指定自立支援医療機関→P91

補装具業者

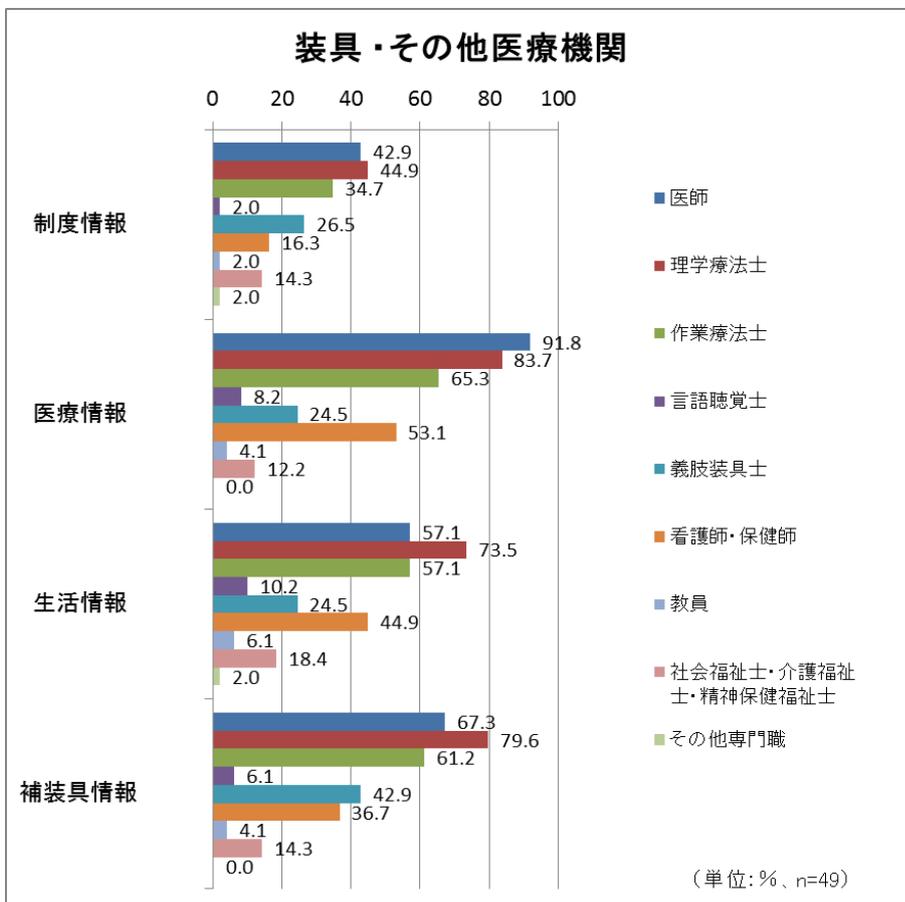
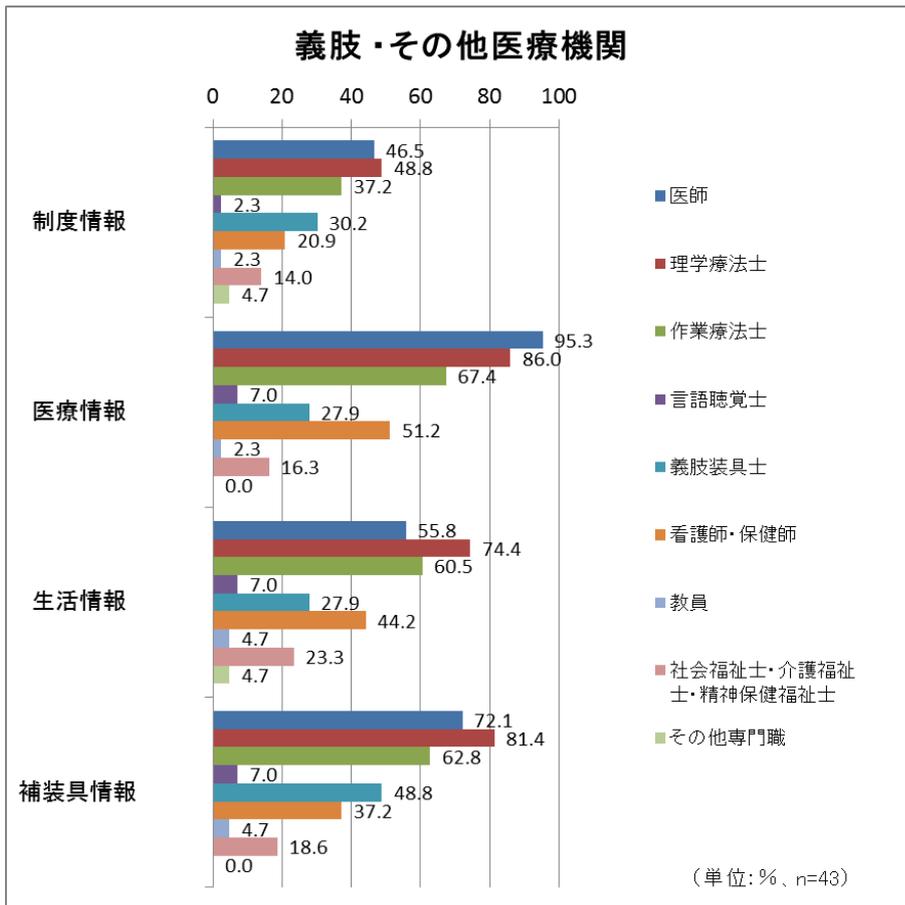
【その他の機関】

補装具種目	機関	件数
義肢	通所リハビリ	1
	学校	1
	居宅介護支援事務所	1
装具	通所リハビリ	1
	学校	1
	居宅介護支援事業所	1
座位保持装置	教育機関・学校	4
	非公開	1
車椅子	教育機関・学校	4
	居宅介護支援事業所	1
電動車椅子	教育機関・学校	4
	居宅介護支援事業所	1
歩行器	教育機関・学校	4
重度障害者用意思伝達装置	総合リハビリテーションセンター	1
座位保持椅子	教育機関・学校	4
起立保持具	教育機関・学校	4
頭部保持具	学校	3
排便補助具	学校	1
	非公開	1

補装具業者

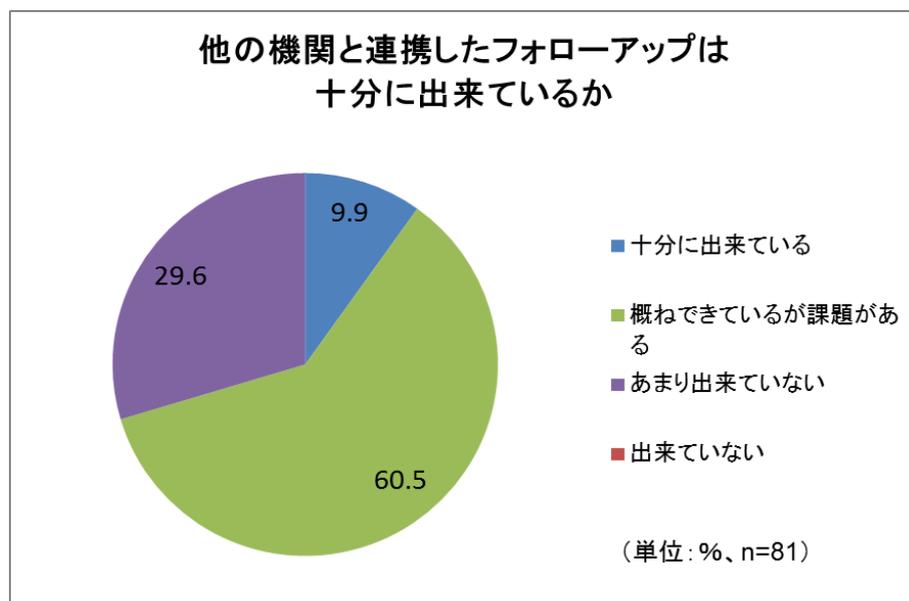
Q12で、フォローアップにおいて、補装具業者が50%以上連携している（黄色着色）と回答した補装具種目について、連携先の機関、専門職と4つの情報（制度・医療・生活・補装具）の連携状況をグラフ化した。

補装具業者

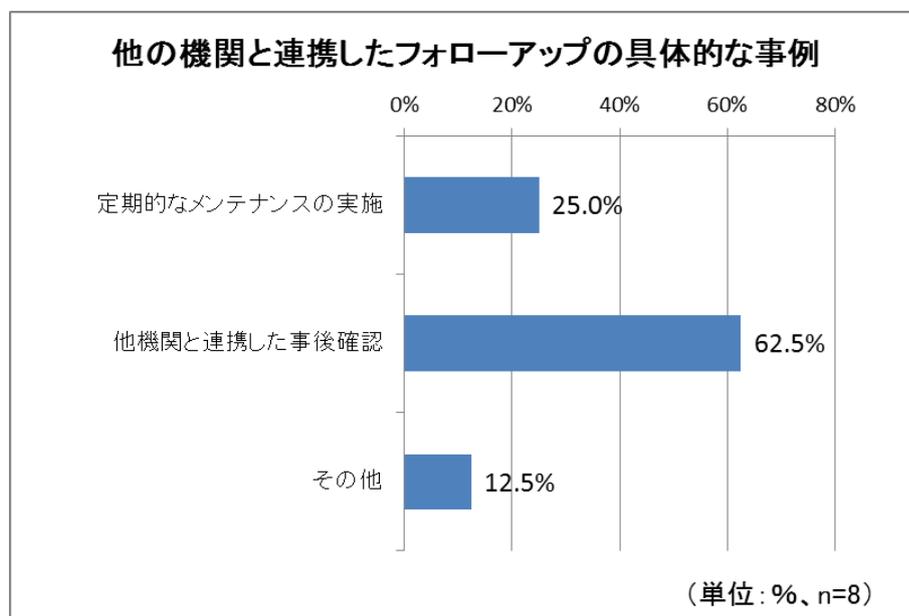


補装具業者

Q13：現在、他の機関と連携したフォローアップは十分に出来ていますか。当てはまるものを一つお選びください。



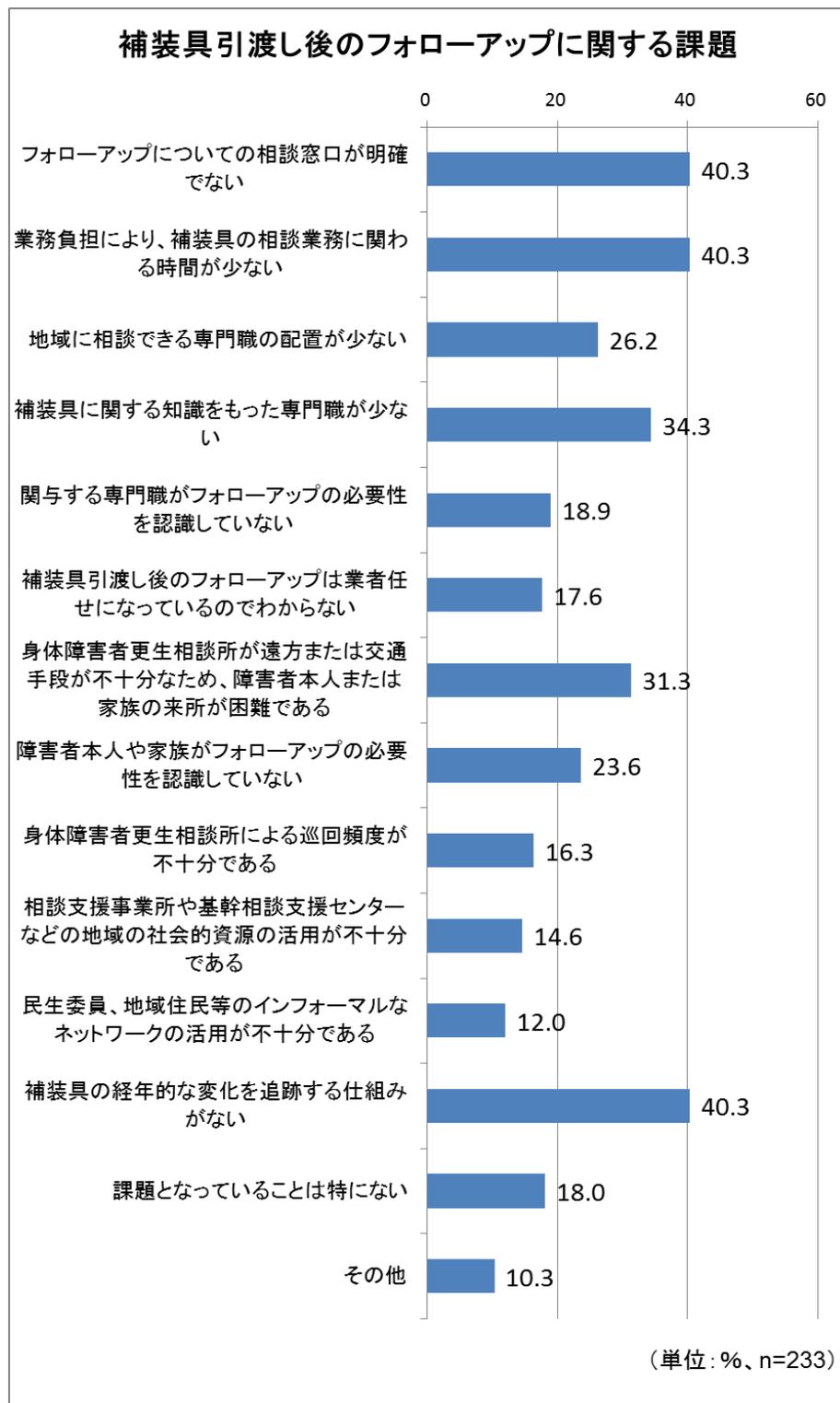
Q14：現在、他の機関と連携したフォローアップが「1.十分に出来ている」とご回答された方にお聞きます。他の機関と連携したフォローアップの具体的な事例について、ご記入ください。
(自由記述)



- ・装着訓練、使用方法、申請など病院スタッフと連携し実施。
- ・身体障害者更生相談所、福祉事務所、及び本人より連絡があれば、各々と連携し対処している。
- ・緊急対応が必要な故障等が発生した場合に、連絡を取り合い早く対応できる方が対応。他の機関（リハ工学エンジニア）が一次対応で応急処置をし、当社が二次対応で正式な修理などを実施している。

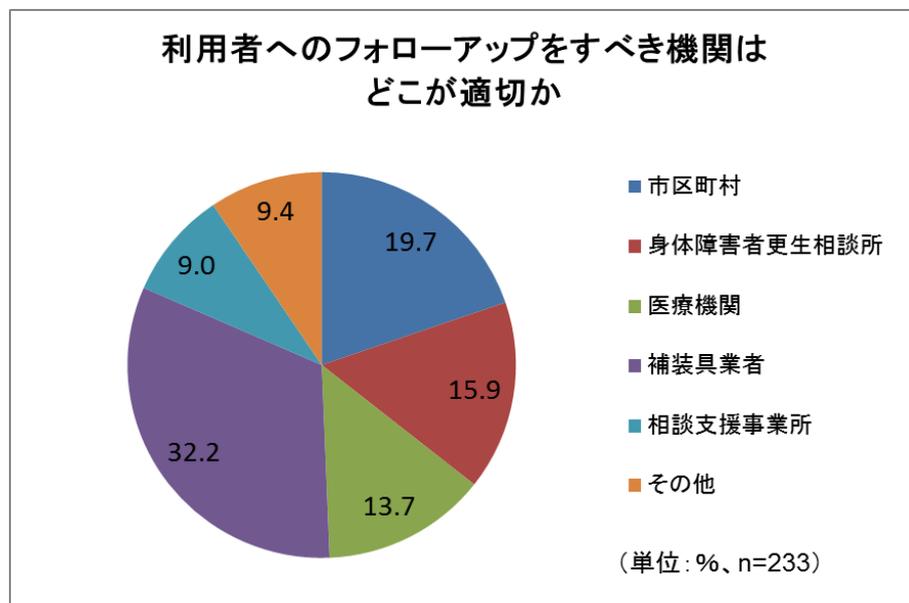
補装具業者

Q15：補装具引渡し後のフォローアップに関して、課題となっていることを全てお選びください。
（複数選択可）

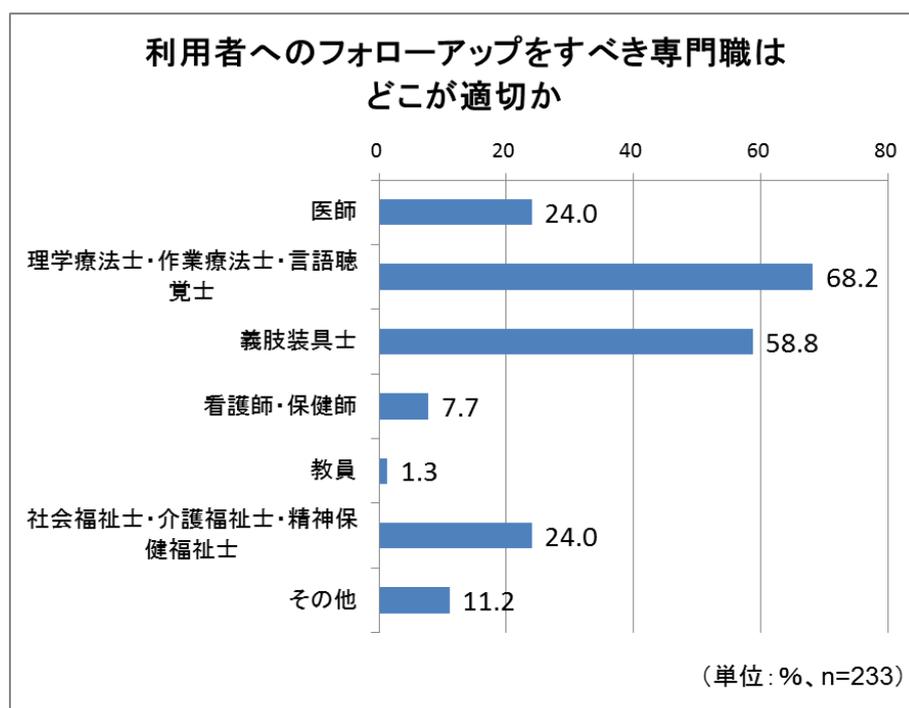


補装具業者

Q16：引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの機関が中心となって実施することが適切と考えますか（＝利用者へのフォローアップをすべき機関はどこが適切と考えますか）。当てはまるものを一つお選びください。

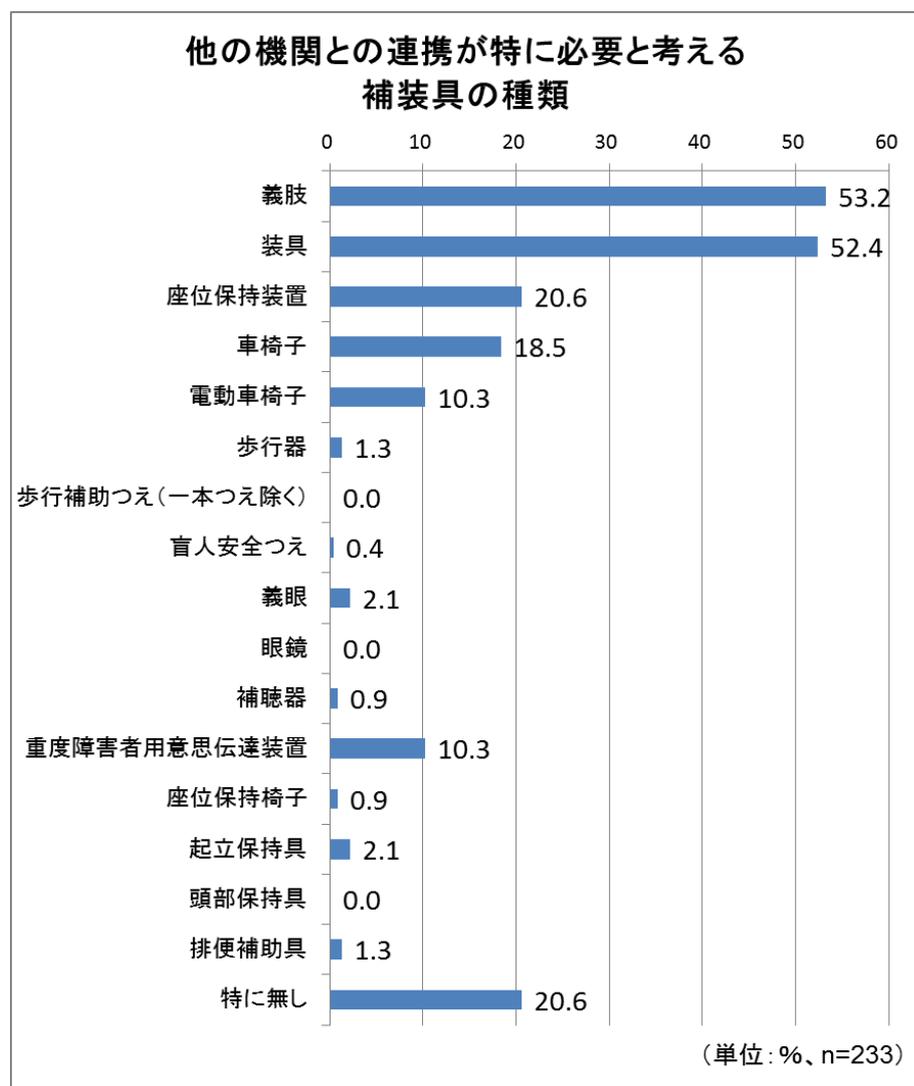


Q17：引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの専門職が中心となって実施することが適切と考えますか（＝利用者へのフォローアップをすべき専門職はどこが適切と考えますか）。当てはまるものを最大3つまで選んでください。※最低1つ以上お選びください



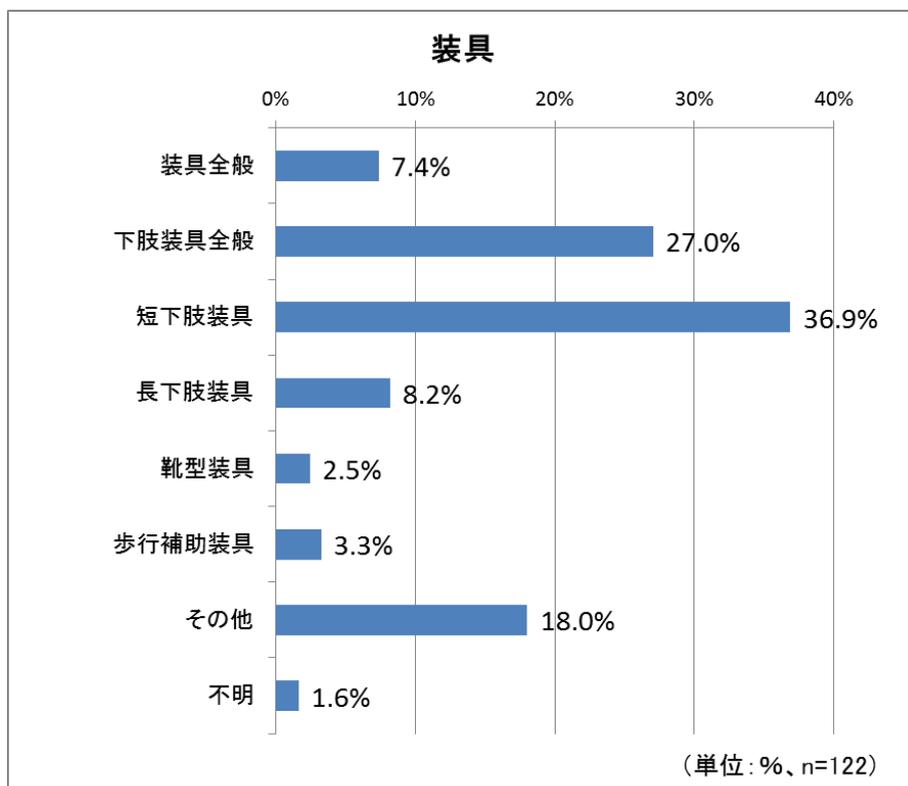
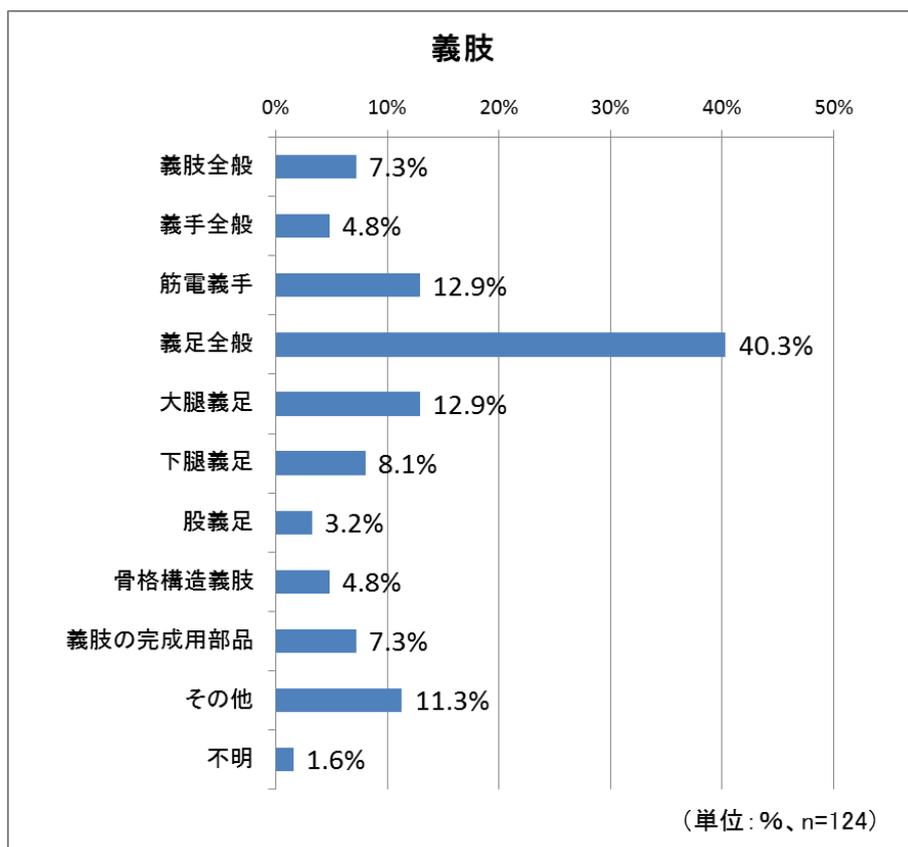
補装具業者

Q18：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の種類を最大3つまでお選びください。※最低1つ以上お選びください

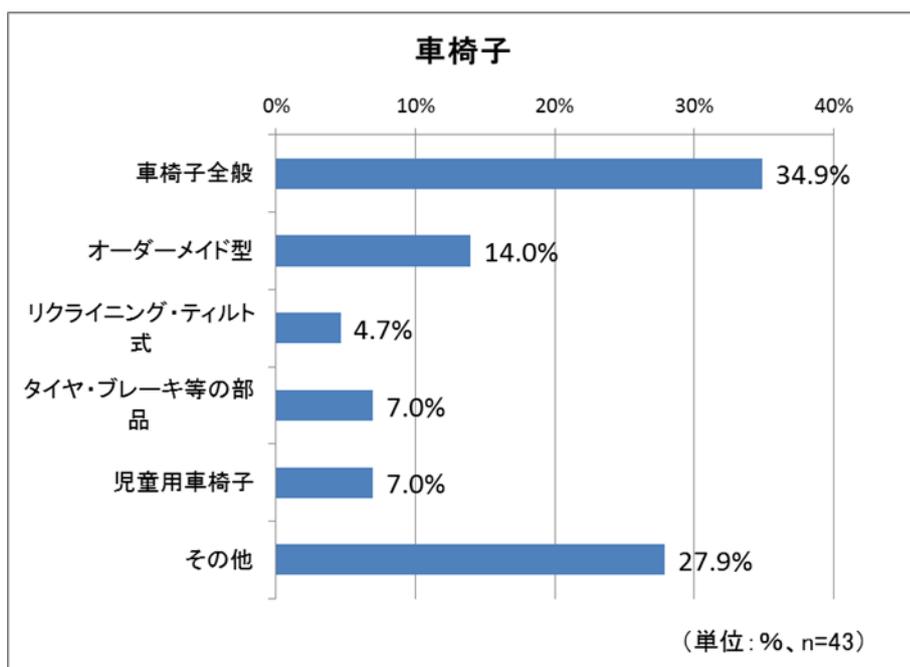
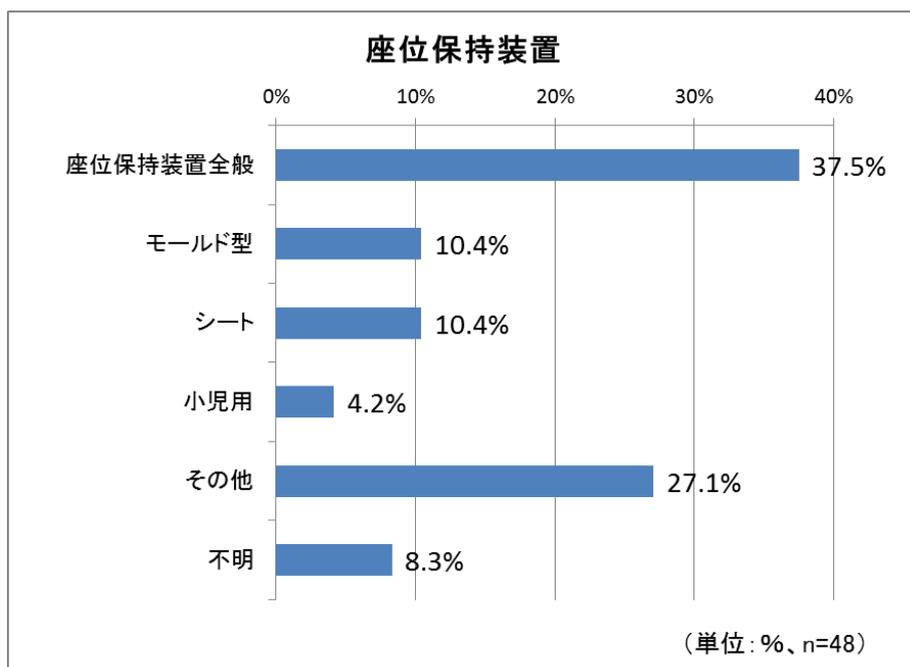


補装具業者

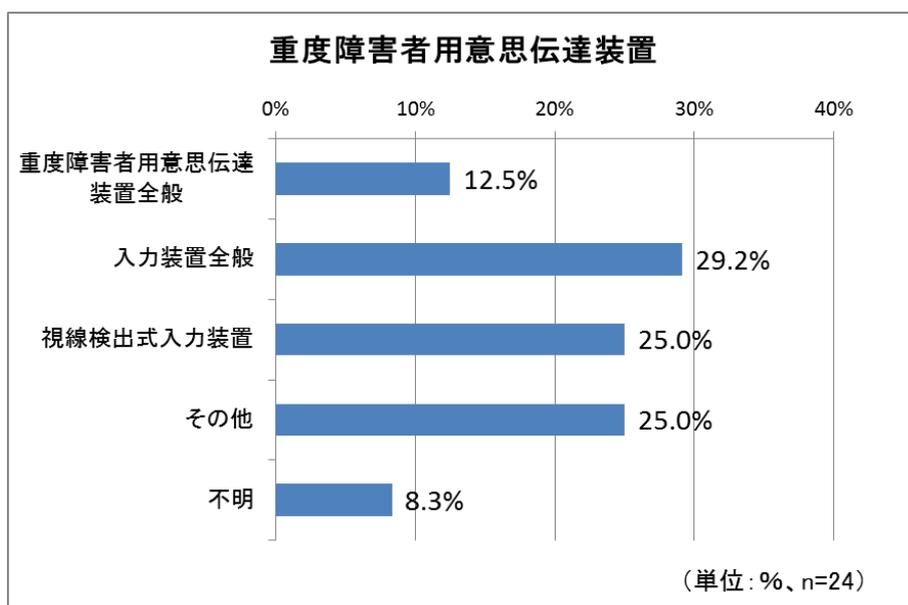
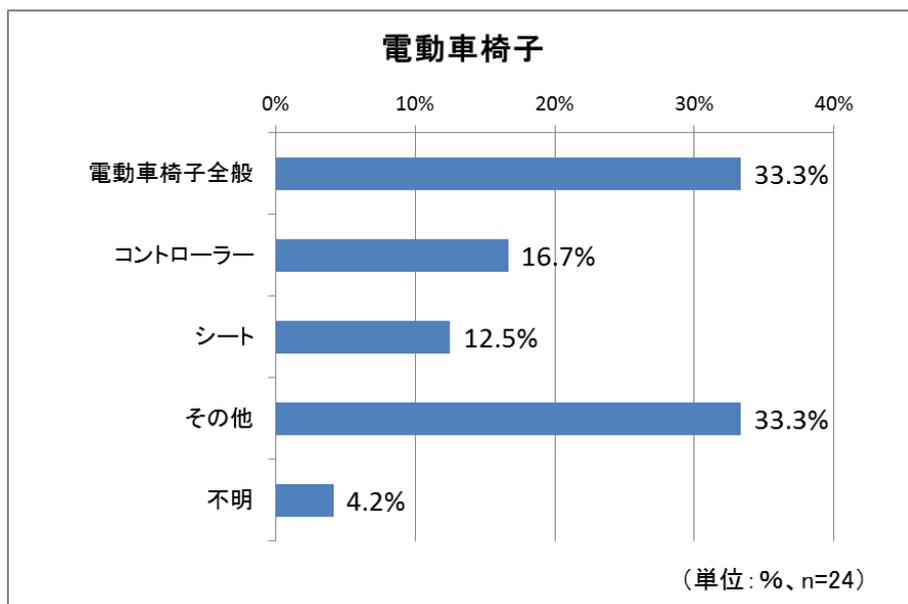
Q18-2：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の内、補装具の具体的な名称をそれぞれ記載ください。（自由記述）



補装具業者



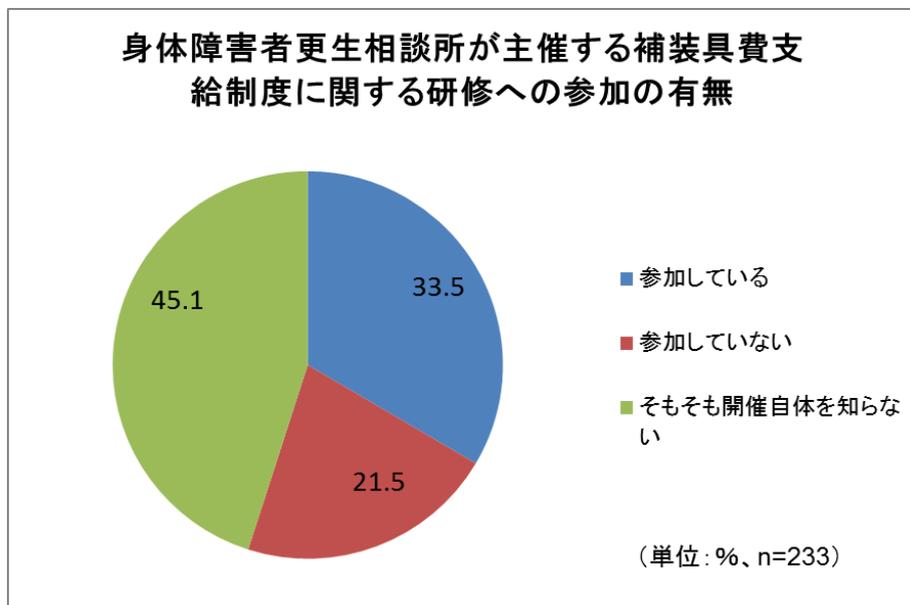
補装具業者



補装具業者

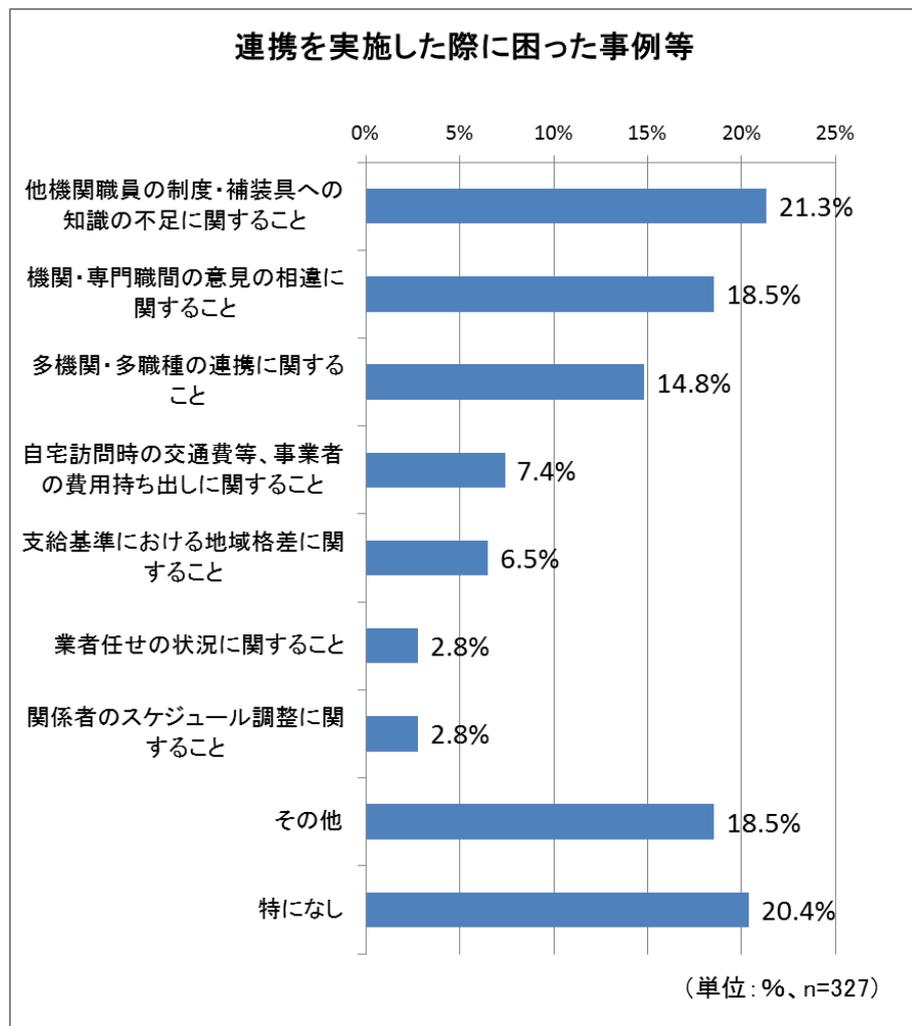
⑤ その他

Q19：身体障害者更生相談所が主催する補装具費支給制度に関する研修への参加の有無について、当てはまるものを一つお選びください。



補装具業者

Q20：補装具費支給制度における補装具製作にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、困った事例等ありましたら、ご記入ください。（自由記述）



（具体例）

- ・義肢装具士がかかりつけ医師が必要と思う加算要素を削除することが多々あるが、その判断根拠が明確ではない。
- ・難しいことがある時は身体障害者更生相談所へ行って相談しアドバイスを受けることがある。

補装具業者

Q21：補装具費支給制度における補装具製作にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、適切な支給につながった好事例等がありましたら、ご記入ください。

（自由記述）

<多機関連携に関するもの>

- ・ 他機関からの紹介で製作した補装具の具合が良好だった。
- ・ 保健所、市役所、販売店、メーカーが連携し、重度障害者用意思伝達装置本体の支給に至った。制度上のルールでは給付が難しいケース（直近で利用歴あり）であったが、保健所、市役所の意見と本人の実情に身体障害者更生相談所が理解を示し、支給に至った。
- ・ 他の医療機関と連携をとり、適切な支給ができています。進行性の病気であれば、早めに支給をしている。
- ・ 事業者単体では困難症例における試用、評価は時間や経費の面で限界がある。石川県リハビリテーションセンターや金沢福祉用具情報プラザの専門職との連携により試用、評価を経て利用者にとって真に必要とされる特例補装具の支給を得ることが出来た。

<多職種連携に関するもの>

- ・ 訪問リハを行っている理学療法士が、補装具の不具合に気づき連絡がきて、障害支援担当の相談をすることを伝え、迅速な対応で、再製作が可能となった。
- ・ 耐用年数の理解や装具適合の良・不良に関して、装具使用者と義肢装具士だけではなく、使用者のADLを理解している理学療法士など第三者の意見が重要で、使用者の装具に対する理解と納得が得られやすい。
- ・ 歩行器について、相談支援事業所からの紹介で、訪問リハビリの理学療法士とともに保育園を訪問し、保育士さんと日中の活動の様子（生活環境情報）などを共有することで、引渡しのフォローアップが図れている。
- ・ 東京都の児童の事例で、判定機関で、医師やセラピストが中心となり、補装具製作にあたってのプランや指示がされている。完成チェックも同じスタッフの元行われるため、一貫した対応ができています。体制が構築されている。
- ・ ソーシャルワーカーの方が介在してくださり、装具の必要性や効果、使用法などを利用者の生活を通して説明してくださり、申請の手続きや装具の受け入れ等がスムーズにできた。

補装具業者

Q22：補装具具費支給制度や引渡し後のフォローアップについて、独自の取り組みやツールがありましたら、ご記入ください。（自由記述）

<独自の取り組み>

- ・ 訪問リハビリ理学療法士やケアマネジャーと連携している

<独自のツール>

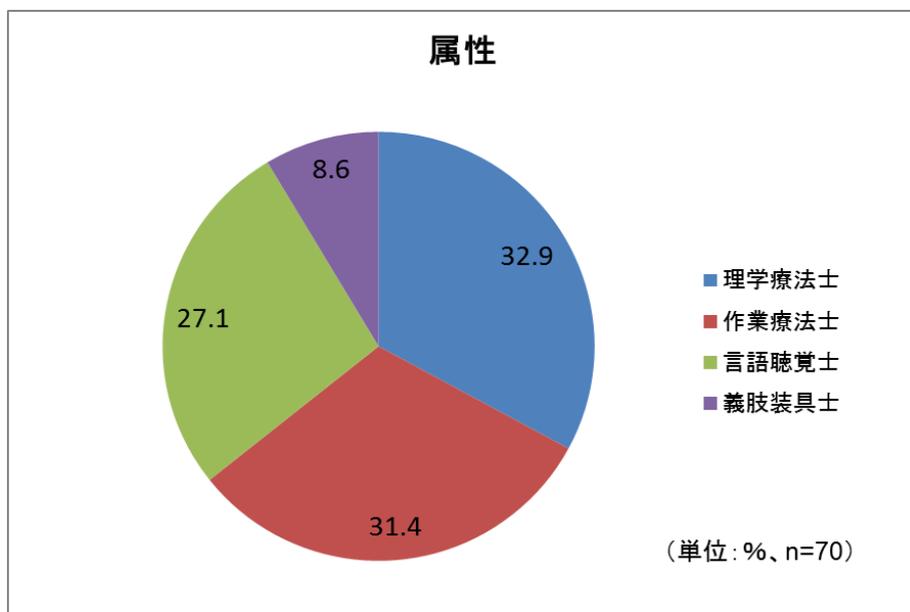
- ・ 糖尿病、下肢救済関連の装具手帳を運用準備中
- ・ QRコードラベルによる装具及び装着者の管理
- ・ 装具ノート、装具装着カード、DMの活用

職能団体

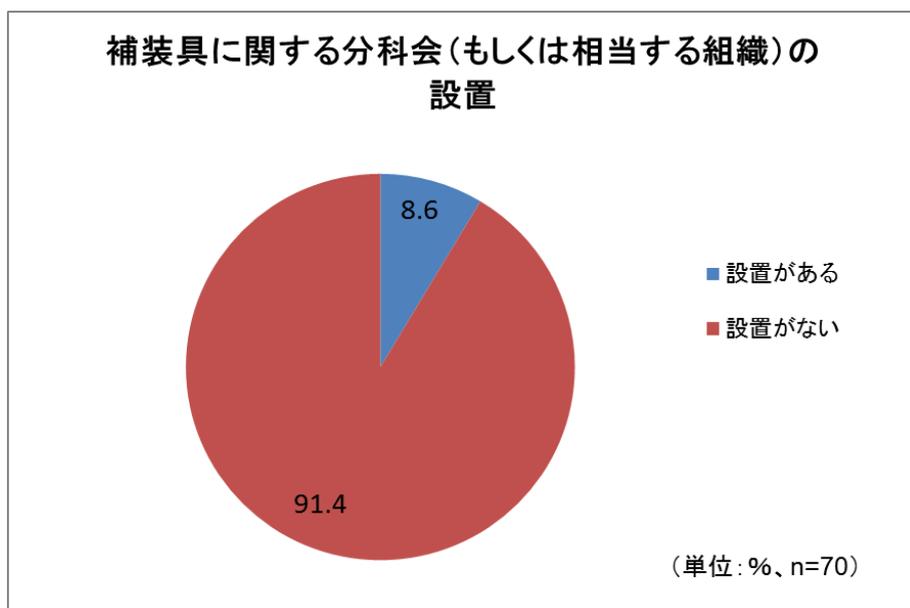
(5) 職能団体

① 現状について

Q0-1：はじめに、アンケートにご回答いただく貴会・ご担当者様の情報を、それぞれ該当する欄にご記入ください。



Q1：貴会において補装具に関する分科会（もしくは相当する組織）の設置について、当てはまるものを一つお選びください。

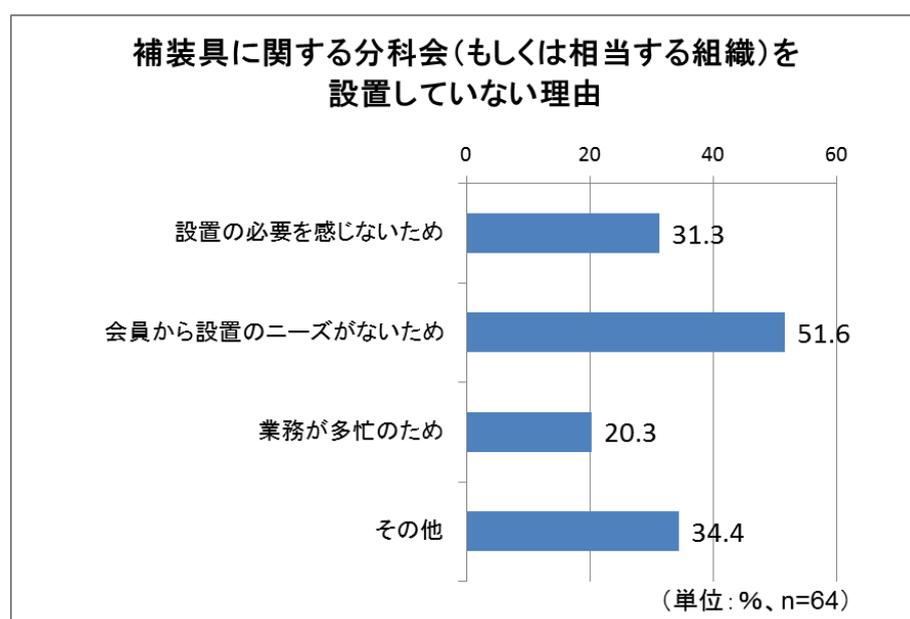


職能団体

Q2：補装具に関する分科会（もしくは相当する組織）の主たる研究テーマを、簡潔にご記入ください。

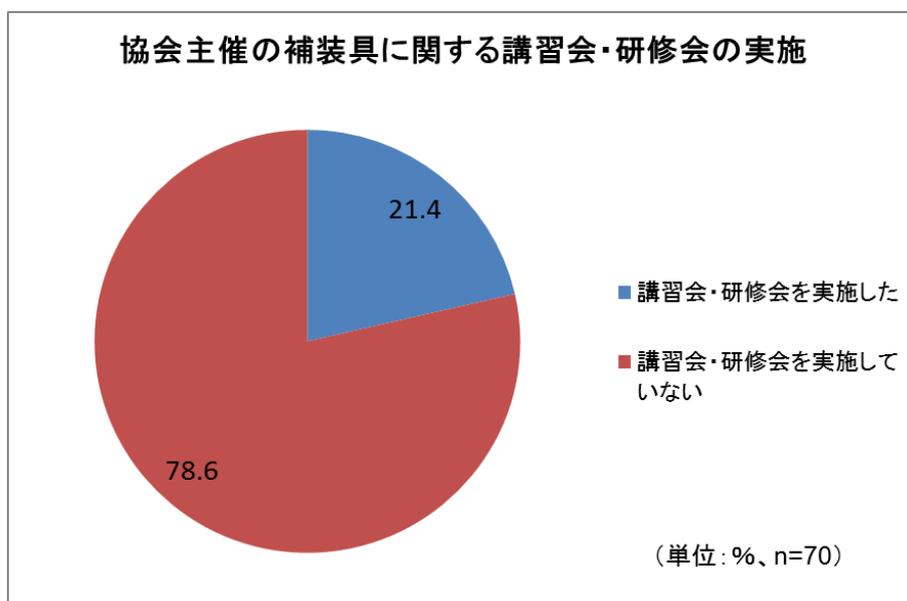
- ・装具に関する知識、歩行介助アプローチ、職域別の連携などについて
- ・重度障害者用意思伝達装置の適応判断
- ・在宅療養している高齢者等が使用している補装具のフォローアップ
- ・中枢神経疾患、運動器疾患や小児領域等における装具療法による臨床や生活支援の実践、適応、効果検証、適合や開発等に関連する臨床的研究
- ・義肢の効果検証、適合や義肢パーツの開発、切断者スポーツ等に関する臨床および基礎的研究
- ・車椅子、自助具、介護や福祉用具の適応、住環境整備における福祉工学的支援およびロボティクス、技術の導入、機器開発に関する研究や産学官との連携による学際的研究活動の推進
- ・義肢装具、福祉用具等に関する支給制度、社会的資源の活用や情報提供等、社会的啓発活動の促進とこれらに関連する研究の推進ならびに地域における支援工学の展開
- ・ユニバーサルデザイン、バリアフリーの促進等、街づくりに関する支援工学の展開
- ・義肢装具、車椅子福祉用具により急性期、回復期、維持期（生活期）、終末期の各病期での介入の効果の検証や開発等を基盤とする基礎研究の推進とEBMの構築を図り、障害者の生活の自立支援を促進するための住環境整備への関わり、ロボティクス技術による運動療法機器や福祉工学的支援としての介護機器の活用、新たな開発や効果検証など幅広い領域を網羅しています。さらに運動器、脳血管障害や脊髄損傷をはじめとする中枢性神経障害、内部障害や虚弱高齢者等を対象として、関連する領域との横断的臨床研究活動の実践、障害者（児）、高齢者の活動・参加とノーマライゼーションの促進、さらに隣接する理学療法学会との積極的連携を図りながら、包括的理学療法サービスの展開とQOL向上に寄与することを目的としている。

Q3：補装具に関する分科会（もしくは相当する組織）を設置していない理由を、該当するもの全てお選びください。（複数選択可）



職能団体

Q4：貴協会の主催で補装具に関する講習会・研修会を実施しましたか。当てはまるものを一つお選びください。（平成30年度）



Q5：平成30年度の補装具に関する講習会・研修会の実施回数についてお答えください。

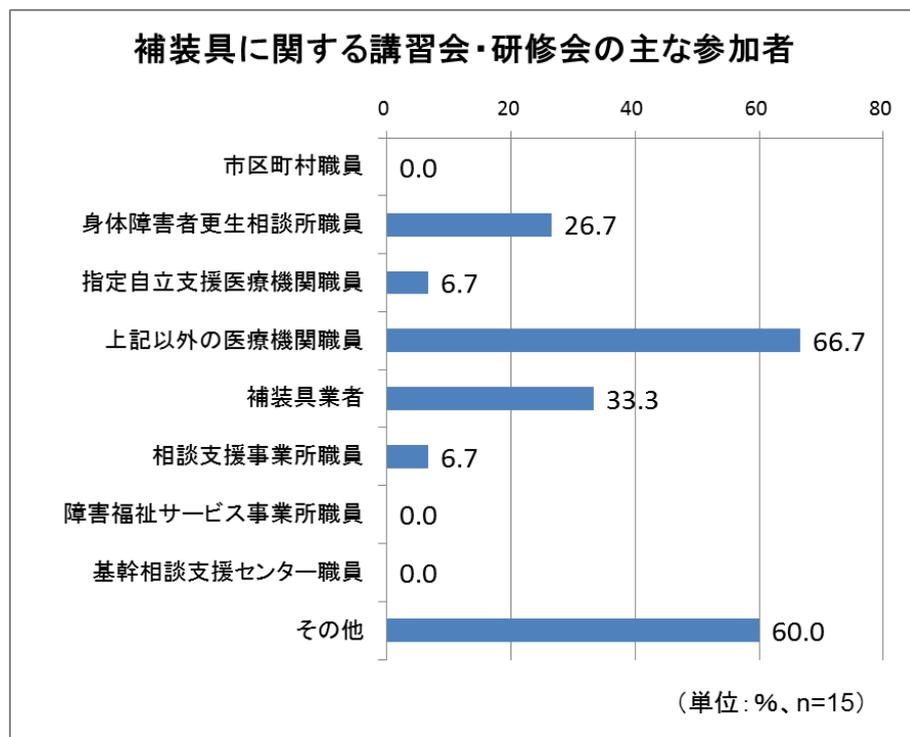
	全体	1回	2回	3回	4回	5回以上	最小値	最大値
実施回数	15	8	2	-	1	4	1	7

Q5-1：平成30年度の補装具に関する講習会・研修会の平均参加者人数についてお答えください。

	全体	1~20人	21~40人	41~60人	61~80人	81人~100人	100人以上	最小値	最大値
平均参加人数	15	-	9	-	4	1	1	26	423

職能団体

Q5-2：平成30年度に主催した補装具に関する講習会・研修会の主な参加者について、当てはまるものを全てお選びください。(複数選択可)



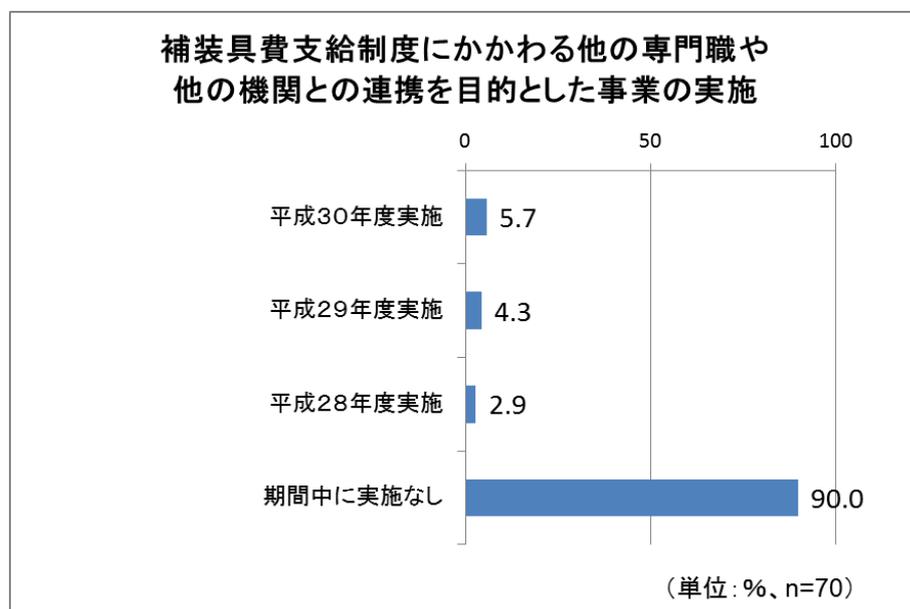
職能団体

Q6：前問でお答えいただいた、貴協会が主催した補装具に関する講習会・研修会の主たる目的を簡潔にご記入ください。

- ・補装具の知識、症例検討、作成・カットオフの時期など
- ・認定理学療法士（補装具）の取得に必要となる研修会
- ・重度障害者用意思伝達装置の普及啓発
- ・脳血管障害に対するリハビリテーション 脳卒中患者の股関節・肩関節のみかたとアプローチ
- ・脳卒中片麻痺患者における装具療法の実践 下肢の装具療法について
- ・補装具について基本的な理解を深め、臨床場面で役立つ情報の共有
- ・補聴器や重度障害者用意思伝達装置への理解を深め、実務に活かす目的により開催
- ・補装具（補聴器）の基礎知識の研修
- ・側弯症についての理解や側弯症用装具の採型・適合に関する知識・技術
- ・自己評価方法を学ぶ為
- ・地域包括ケアへの東北での取り組みについて
- ・障害福祉領域における補装具の制度、最新の情報の習得
- ・作業療法士が、重度障害者用意思伝達装置の最新機器、適合調整、支給制度等の知識を習得するため
- ・聴覚障害への対応方法とその重要性について
- ・補装具の使用方法 最新情報
- ・中枢神経疾患、運動器疾患や小児領域等における装具療法による臨床や生活支援の実践、適応、効果検証、適合や開発等に関連する臨床的研究の推進
- ・車椅子、自助具、介護や福祉用具の適応、住環境整備における福祉工学的支援およびロボティクス、技術の導入、機器開発に関する研究や産学官との連携による学際的研究活動の推進
- ・義肢装具、福祉用具等に関する支給制度、社会的資源の活用や情報提供等、社会的啓発活動の促進とこれらに関連する研究の推進ならびに地域における支援工学の展開

職能団体

Q7：貴協会が実施した調査研究事業において、平成28年度から平成30年度までの間に、補装具費支給制度にかかわる他の専門職や他の機関との連携を目的とした事業を実施しましたか。当てはまるものを全てお選びください。※他の専門職・他の機関とは、例えば日本理学療法士協会の場合、理学療法士の職能団体以外の専門職や機関とします。



Q7-1：前問で、「補装具費支給制度にかかわる他の専門職や他の機関との連携を目的とした事業を、平成28年度から平成30年度の間実施した」と回答した方にお聞きします。その実施した事業について、各年度ごとに具体的な事業名を最大3つまでご記入ください。

【平成30年度】

- ・地域包括ケアシステム推進協議会地域リハビリテーション推進部会
- ・「補装具適正化部会（ワーキンググループ）研修会
- ・特別支援教育と作業療法フォーラム
- ・装具連携手帳、下肢装具のしおりについて
- ・理学療法講習会

【平成29年度】

- ・障害者自立支援機器の活用のための支援体制構築の活性化に向けた調査研究事業
- ・特別支援教育と作業療法フォーラム
- ・生涯学習部研修会「脳血管障害者に対する装具療法の考え方

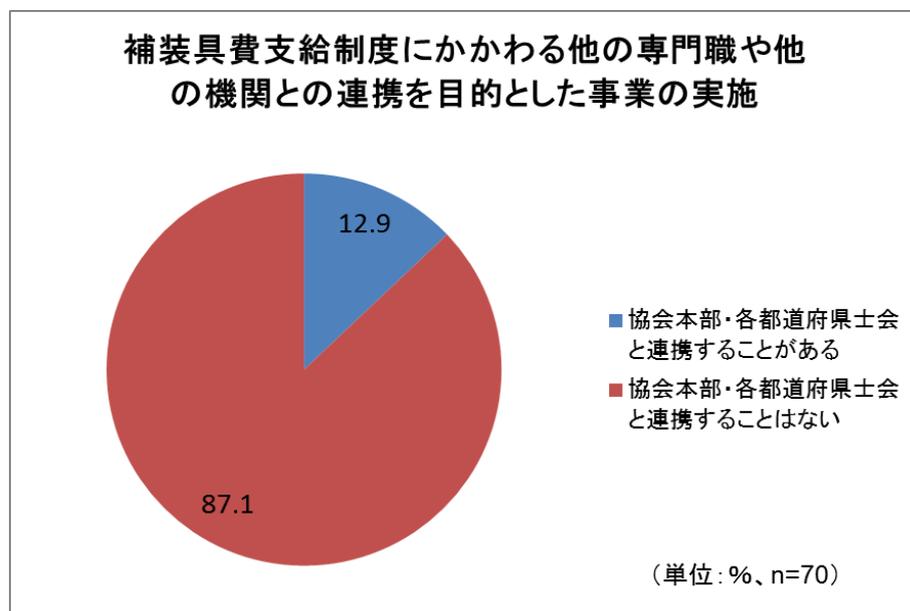
【平成28年度】

- ・障害者における支援機器の活用による効果検証およびシームレスな支援体制の在り方に関する調査研究事業
- ・臨床理学療法研究会

職能団体

② 補装具費支給制度における連携状況について

Q8：貴職能団体が補装具費支給制度に関連することで、協会本部と都道府県士会が連携すること
はありますか。当てはまるものを一つお選びください。

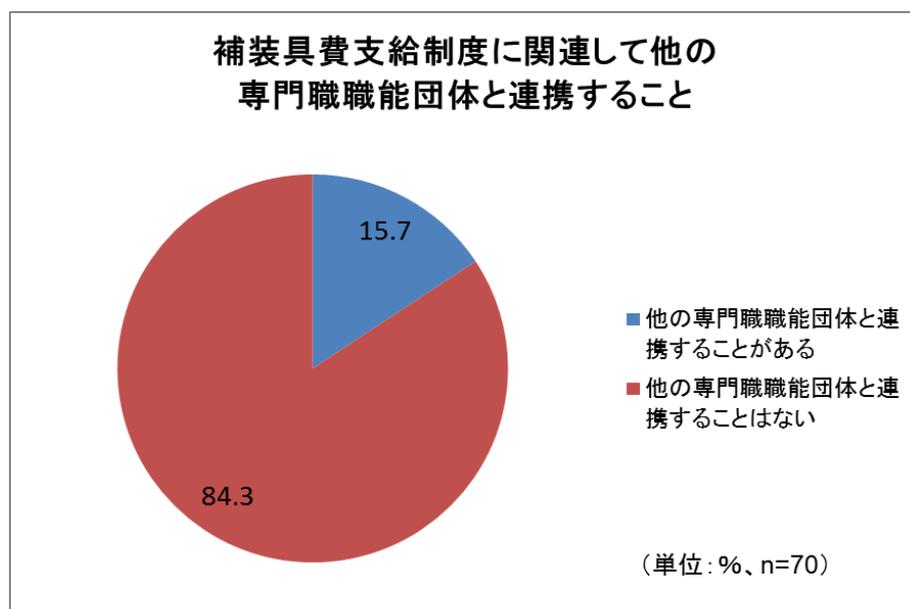


Q9：前問でお答えいただいた、協会本部・各都道府県士会との連携の具体的な事例等を簡潔にご記入ください。

- ・研修会・勉強会・学会等の開催等
- ・日本支援工学理学療法学会での学術活動 講習会や研修会の開催
- ・講習会の開催・生涯学習制度(単位の取得)
- ・福祉用具相談支援システム運営での相談案件(補装具を含む)について
- ・IT 機器レンタル事業に関する講習会開催
- ・研修会の開催や補装具に関する情報共有
- ・協会から研修会等の依頼があった場合には協力をします。
- ・日本理学療法士協会が主体となり、各都道府県では生涯学習教育の一貫として、治療用装具、更生用装具などを中心とした補装具の支給制度に触れる研修会

職能団体

Q10：貴職能団体が補装具費支給制度に関連することで、他の専門職職能団体と連携することはありますか。当てはまるものを一つお選びください。



Q11：前問でお答えいただいた、他の専門職職能団体と連携の具体的な事例等を簡潔にご記入ください。

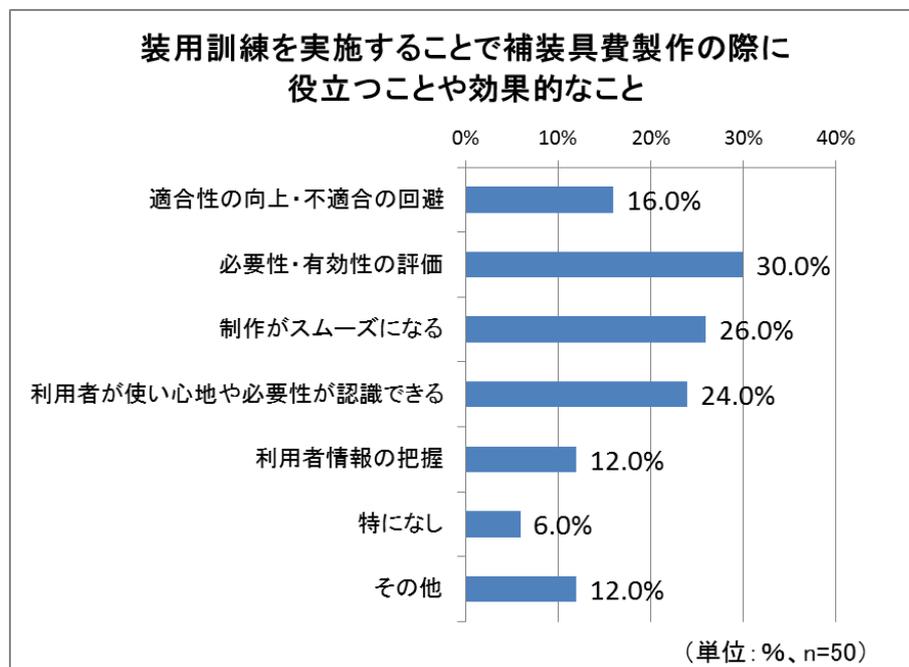
- ・ 展示会や研修会の後援等
- ・ 研修会や勉強会の開催等
- ・ 日本支援工医学療法学会や日本義肢装具学会等への出席
- ・ 研修会の実施 委託事業の実施
- ・ 具体的な研修会等は開催していないが会議等で出会った際に情報交換を実施
- ・ ケアマネジャー等に対して、在宅の療養者が使用している下肢装具等の相談へ対応できる体制を検討
- ・ 介護支援専門員会、義士装具士会と連携し支給に関する情報交換会や各研修会相互に講師の派遣

Q12：補装具費支給制度において、他の専門職職能団体との連携における好事例がありましたら、関与する専門職の名称を含めて簡潔にご記入ください。

- ・ 好事例はあげられなかったが、「教員・理学療法士・言語聴覚士」との専門職の名称があがった。

③ 装用訓練について

Q13：装用訓練を実施することで、補装具費支給申請の際に役立つことや効果的なことがありましたら、ご記入ください。（自由記述）

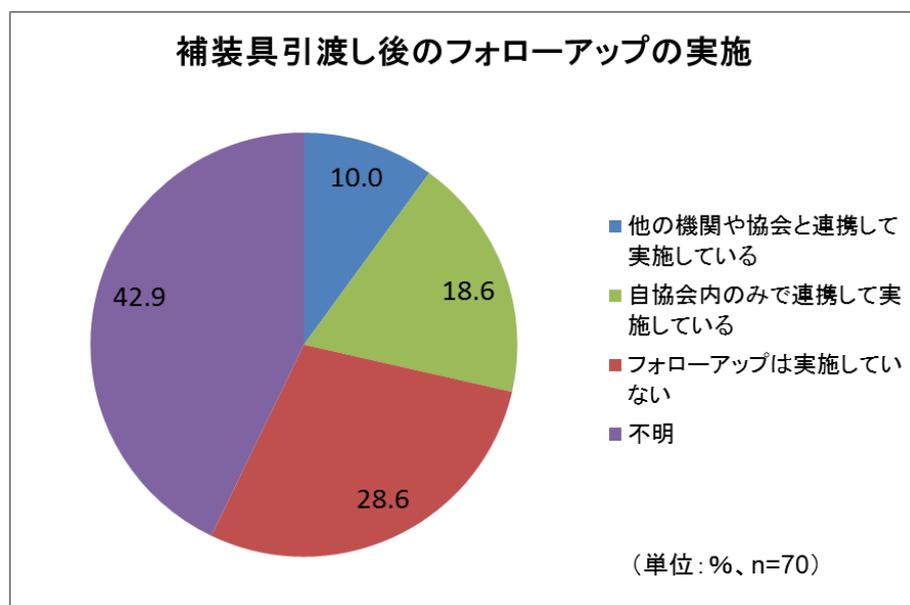


- ・重度障害者用意思伝達装置や電動車椅子などの使用には訓練があった方が望ましい。
しかし、デモ機が不足していること、デモを行う場合は、業者負担になっている部分が、装用訓練が進んでいかない部分にもなると思います。
- ・行政側としては無駄がなくなる。対象者側としては補装具の具体的なイメージがつかめる。
- ・使用者の装着希望ではなく、補装具装着により活動レベルが実用化されることで補装具費支給申請時の判定がより現実的なものとなると思います。
- ・セラピストと患者間で具体的なイメージを共有することが出来る。
- ・申請時の医師の意見書に反映されやすく、支給後もスムーズに使用が可能となる。
- ・施設によってはモジュールタイプの長下肢装具を具備しており、補装具費支給申請前に装具の適正な評価を行った上で製作する流れは、対象者のニーズに応えることや医療費削減にもつながる取組と思われる。
- ・下肢切断の方において高機能パーツや今まで使ったことのない製品を検討に入れる場合は、実際それらのパーツが使用者にとって有用であるかを図るために一定期間使用していただく場合がある。
- ・訓練をすることで当事者の補装具に対する理解が得られ、目標達成までの時間の短縮が図られる。
- ・理学療法士が主に関わる装具や義足の補装具支給申請前には、既に治療用装具を製作している場合が多いため、申請前の装用訓練が行うことは多くないと思われる。

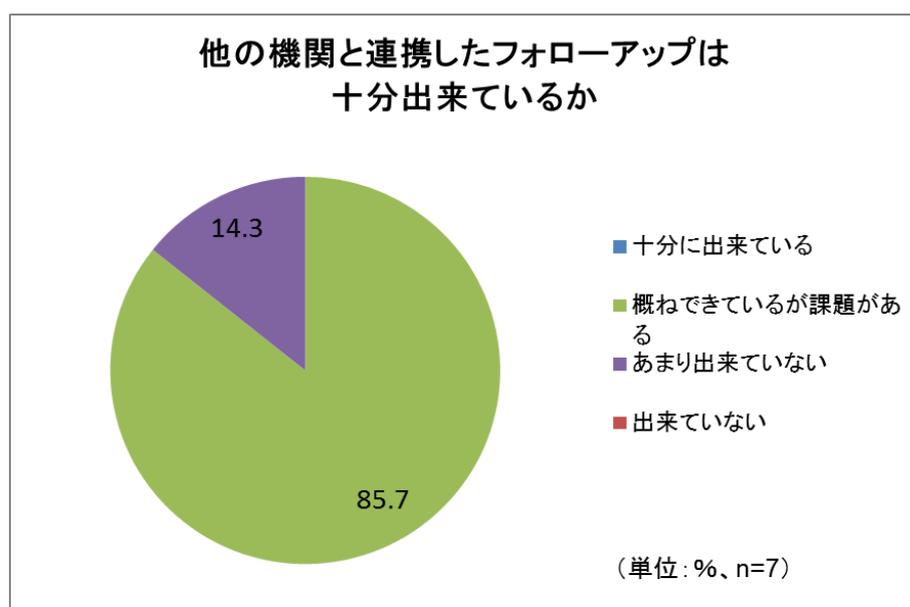
職能団体

④ 補装具引渡し後のフォローアップについて

Q14：補装具引渡し後のフォローアップを、貴協会の専門職は実施していますか。当てはまるものを一つお選びください。

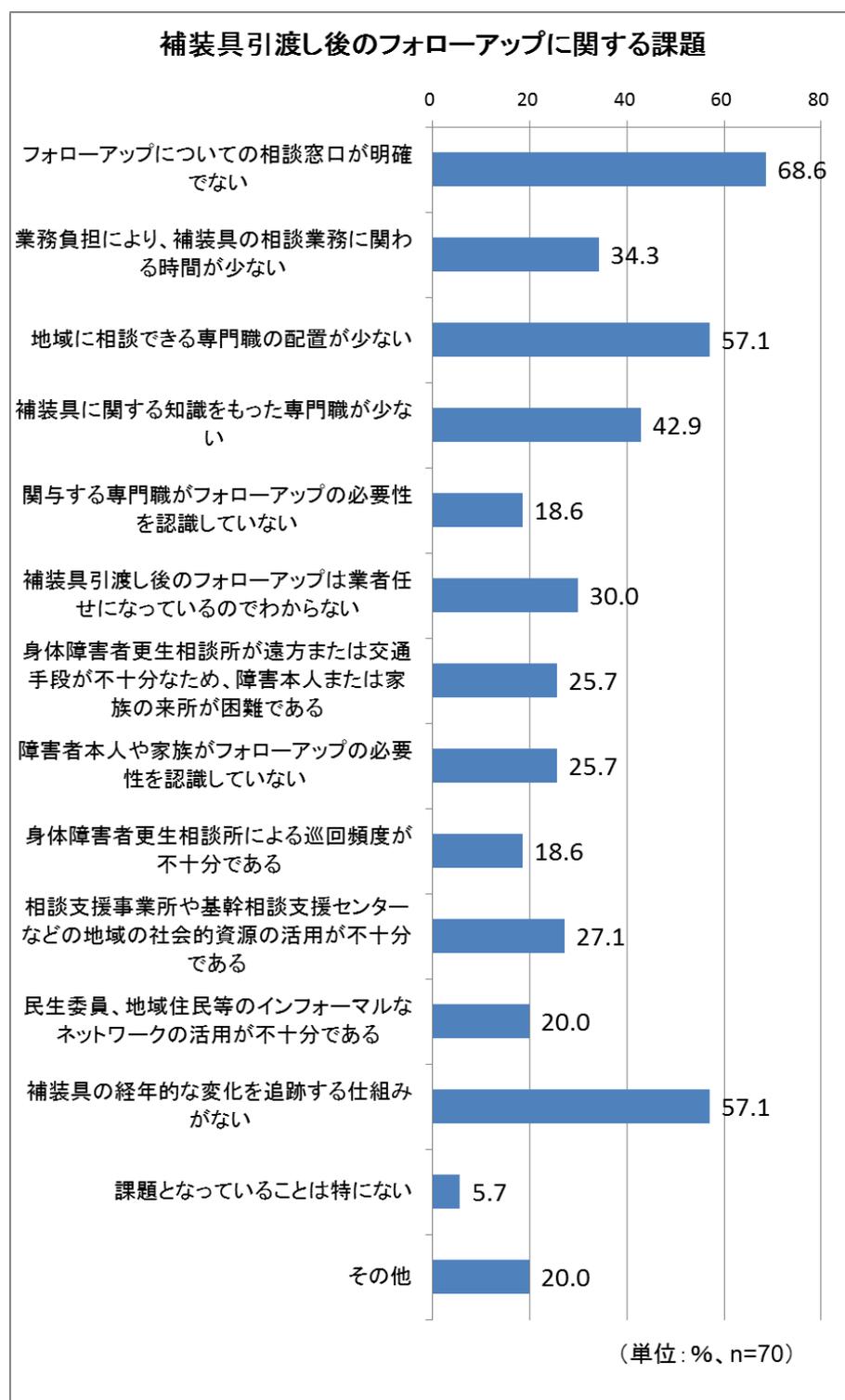


Q15：Q14 で「他の機関や協会と連携して実施している」とご回答された協会にお聞きします。現在、貴協会の専門職は他の機関と連携したフォローアップは十分出来ていますか。当てはまるものを一つお選びください。



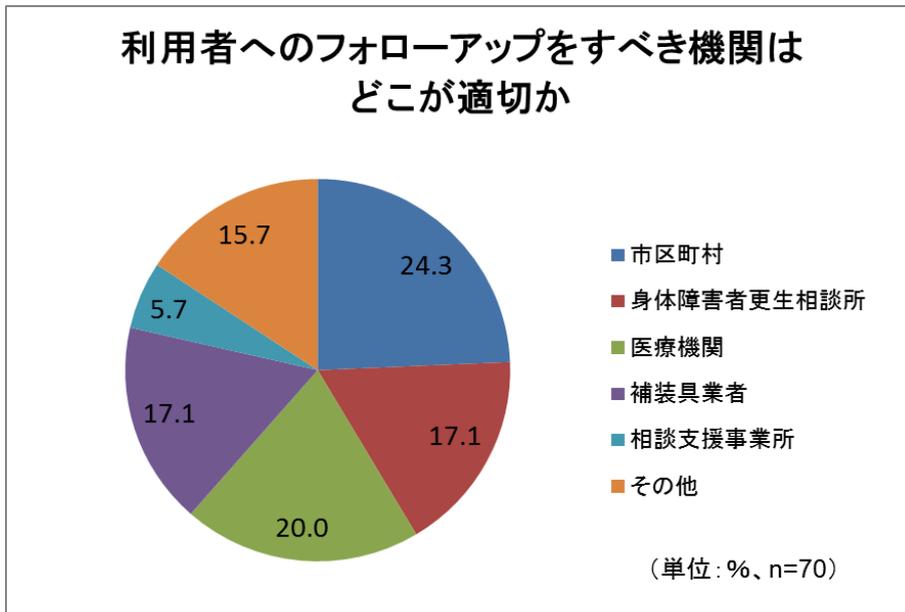
職能団体

Q16：補装具引渡し後のフォローアップに関して、課題となっていることを全てお選びください。
（複数選択）

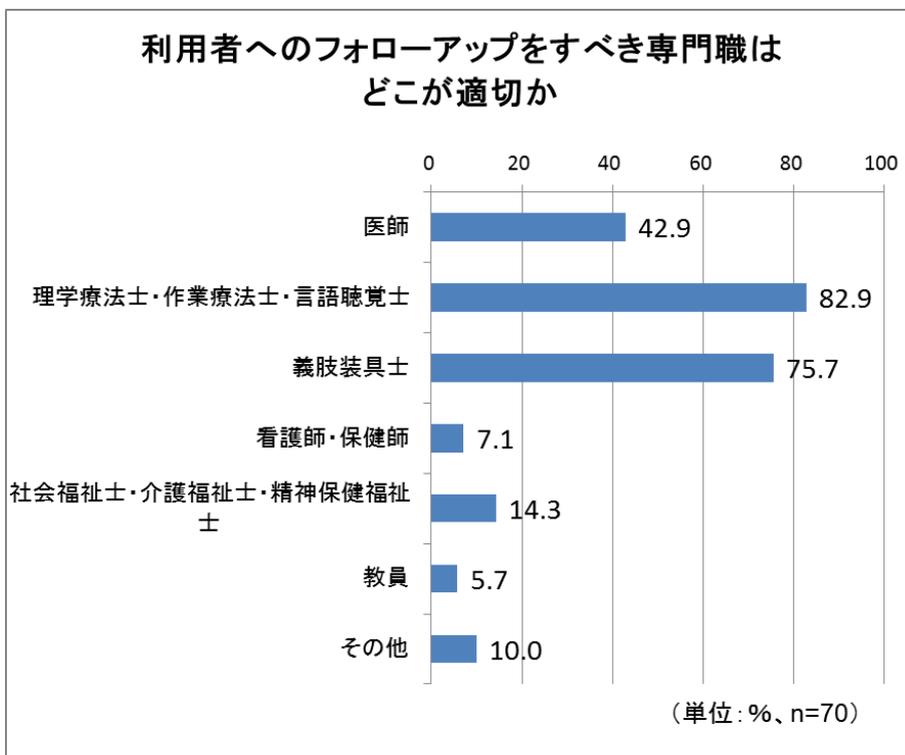


職能団体

Q17：補装具引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの機関が中心となって実施することが適切と考えますか。当てはまるものを一つお選びください。

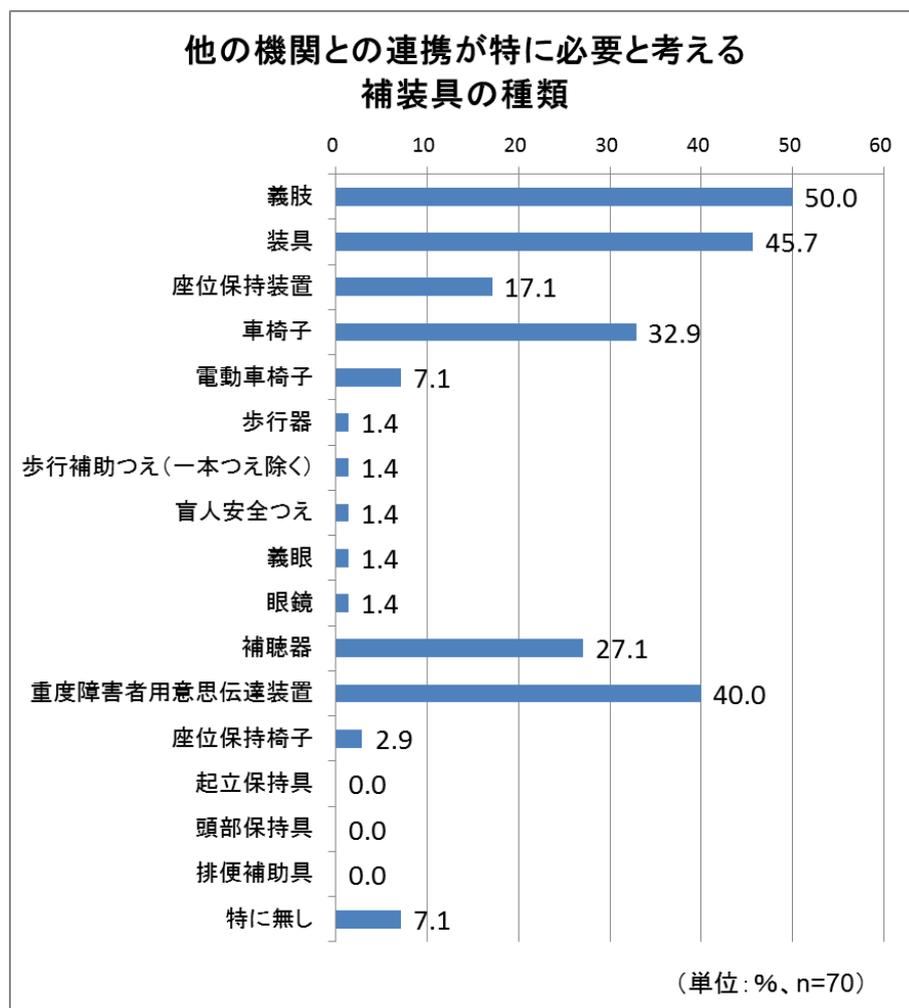


Q18：補装具引渡し後の補装具の使用状況を追跡して管理することは、どの専門職が中心となって、実施することが適切と考えますか。当てはまるものを最大3つまでお選びください。※最低一つ以上お選びください



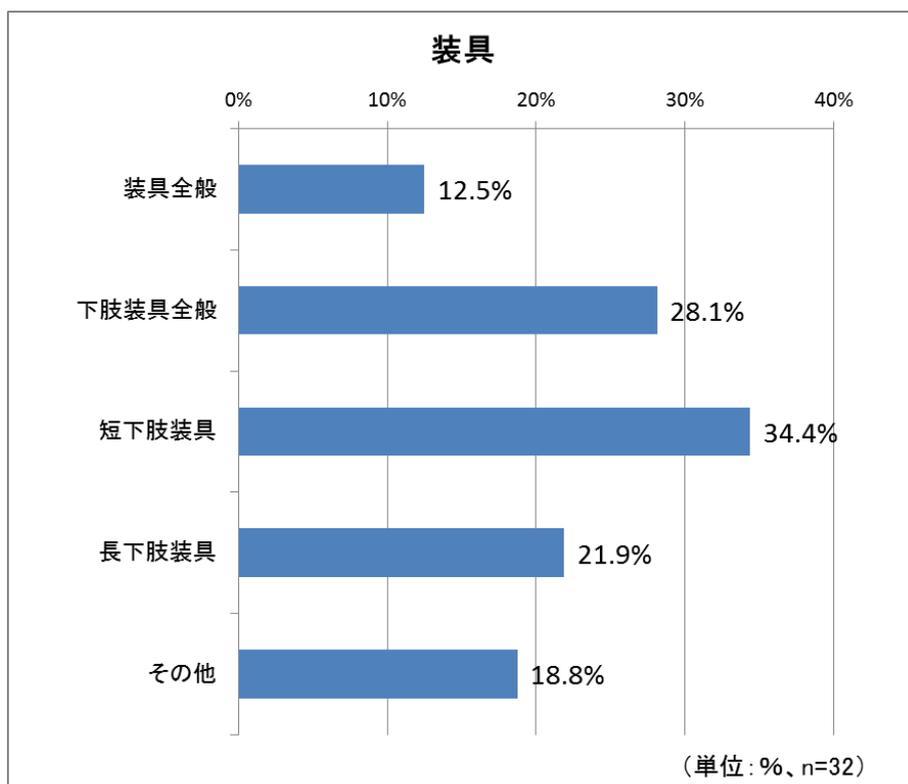
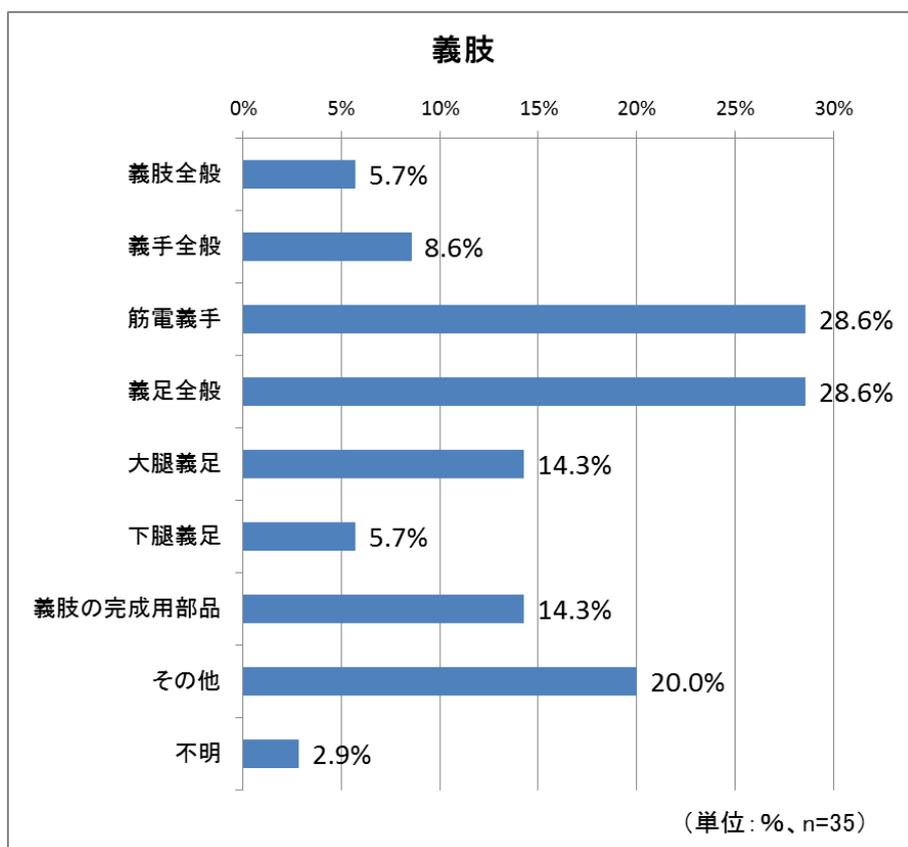
職能団体

Q19：補装具引渡し後のフォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の種類を最大3つまでお選びください。※最低1つ以上お選びください

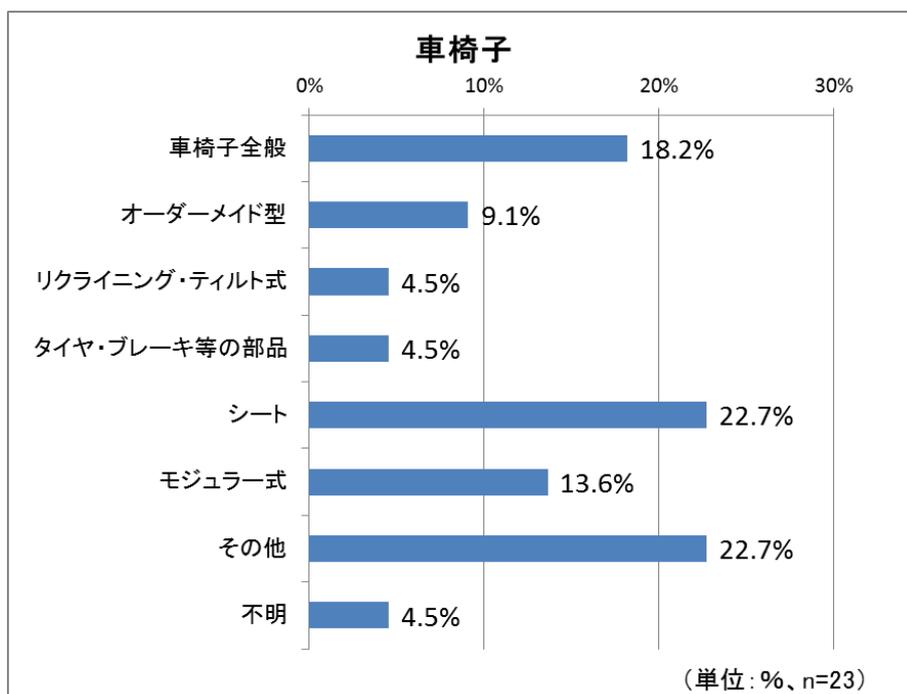
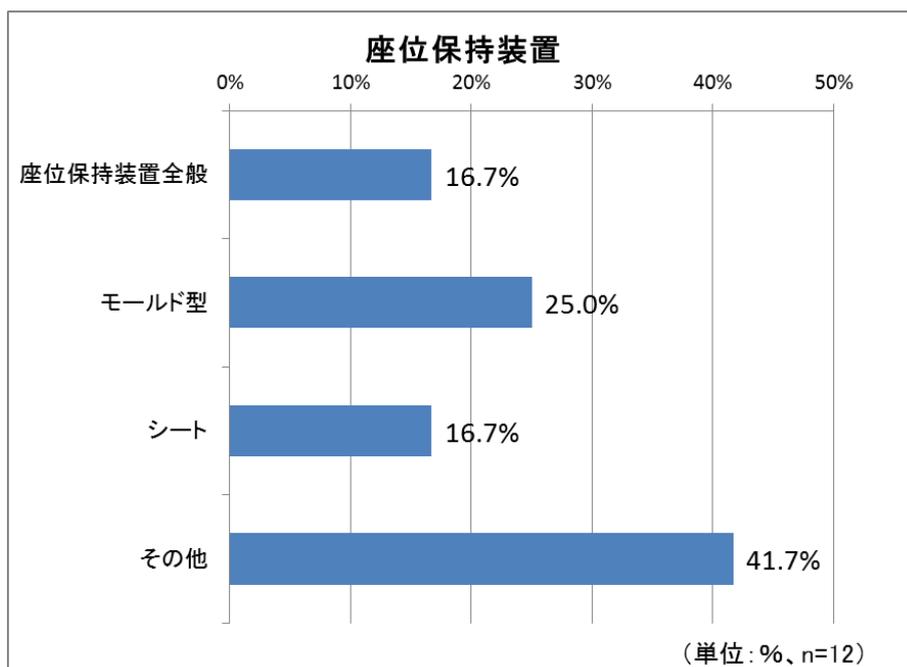


職能団体

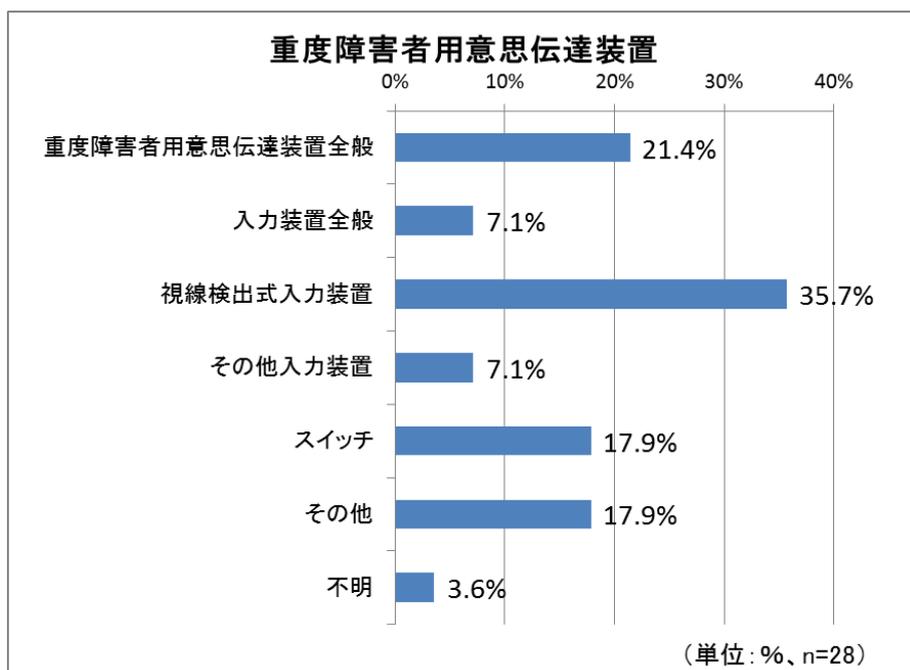
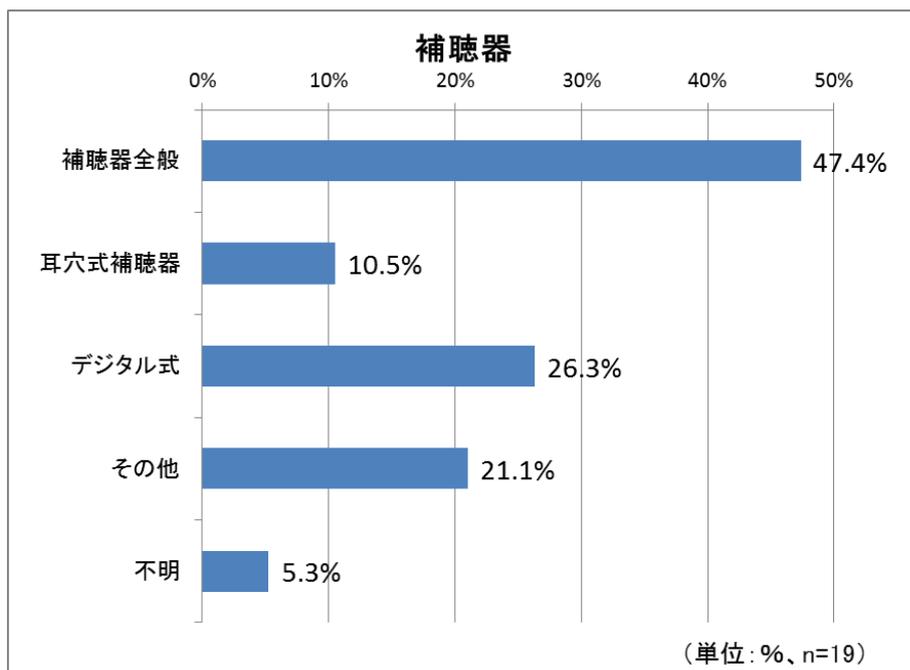
Q19-1：フォローアップの実施において、他の機関との連携が特に必要と考える補装具の内、補装具の具体的な名称をそれぞれ記載ください。（自由記述）



職能団体



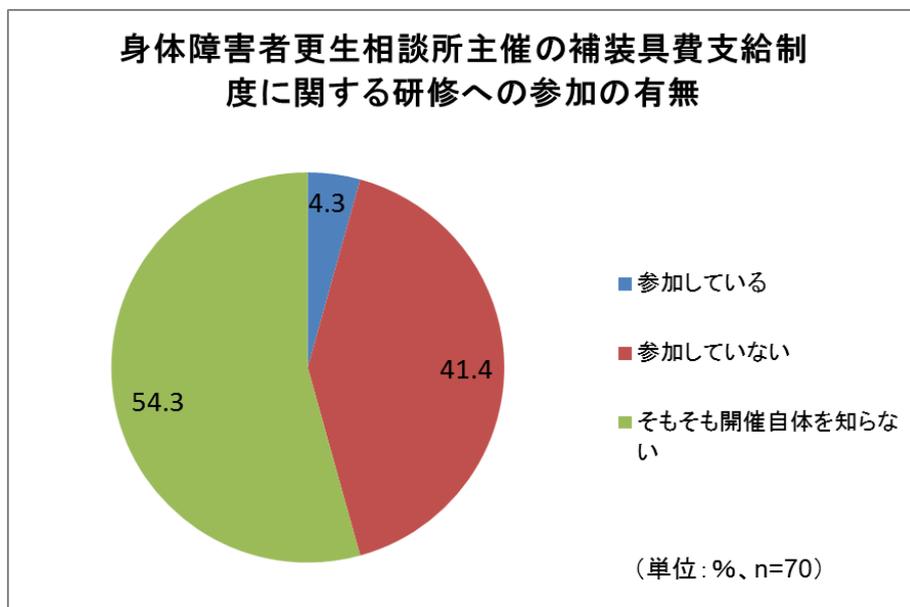
職能団体



職能団体

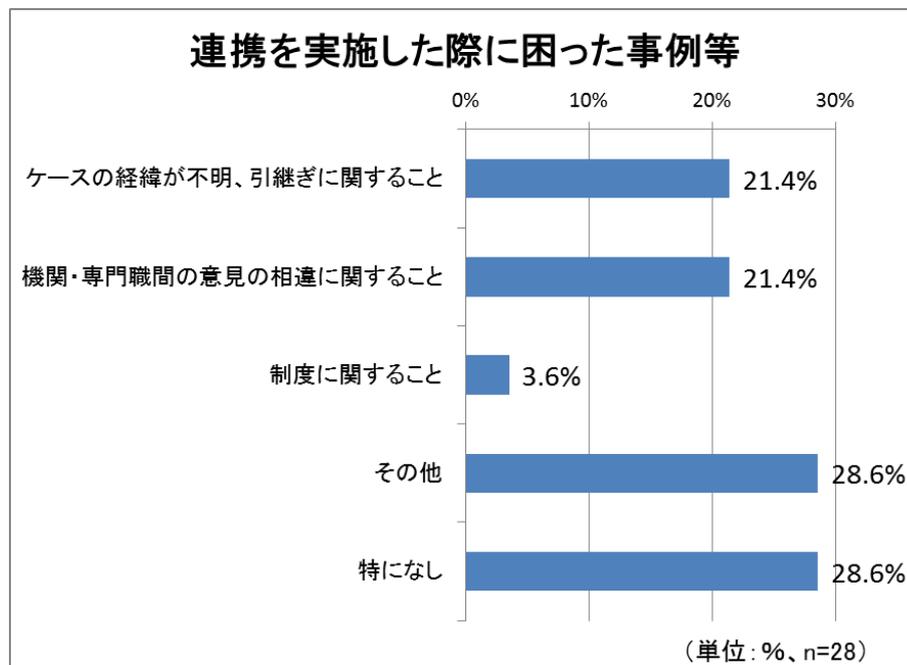
⑤ その他

Q20：身体障害者更生相談所主催の補装具費支給制度に関する研修への参加の有無について、当てはまるものを一つお選びください。



職能団体

Q21：補装具費支給制度にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、困った事例等ありましたらご記入ください。（自由記述）



（具体例）

- ・対象者の年齢や病気の経過により違いが多い。
- ・完成してきた装具や車椅子が実際には患者様に適合できていないもので、すべて最初から作り直したことがあります。
- ・補聴器や座位保持などは、コミュニケーションを円滑にするために必要な道具です。コミュニケーションは、視線を合わせることが重要なため、これら補助できる機器の支給制度は、必ず国民のためになるものと考えます。
- ・理学療法士の養成校では補装具支給制度について学ぶことはないため、医療・介護施設へ入職してから制度について知ることが多く初めは手続き等に手間がかかる。
- ・「義肢装具士と理学療法士との臨床における連携活動に関する調査」にて、理学療法士に対する義肢装具士の要望、課題が明らかになった。
- ・病院退院後の対象者のフォローアップ等の際に、病院に勤務するリハ専門職が多く、連携を図るための時間を確保することが困難。医療機関で処方した場合に退院後の責任の所在が曖昧となる。
- ・対象者の年齢や病気の経過により違いが多い。
- ・前回作製した装具の日付・業者名が分からない。
- ・一部業者の義肢装具士と装具ノートを活用して情報を共有しているが、過去に他院で作成したもの等のフォローが患者任せになっていることがある。

職能団体

Q22：補装具費支給制度にあたり、他の機関や他の機関に在籍する専門職との連携を実施した際に、適切な支給につながった好事例等がありましたらご記入ください。（自由記述）

<多機関連携に関するもの>

- ・ カーボン装具が支給制度の基準として認められた。連携した機関は、日本義肢装具学会、日本義肢協会、ポリオ患者会である。

<多職種連携に関するもの>

- ・ 労災で、切断後の能動義手訓練まで実施されていた患者、筋電義手支給に関する説明がなく生活されていた方が、義肢装具士の訪問指導で支給対象であることを知らされ、電動義手の製作および訓練に至った事例があった。
- ・ 重度障害者用意思伝達装置の処方にあたり、保健所保健師が「難病患者地域支援対策推進事業」を用いて専門職を召集してくれたことで、関係する多職種が集まって適合調整や操作訓練ができた。

<その他>

- ・ 市町村レベルで急性期と回復期の連携が図られている地域において、急性期病院で長下肢装具を製作し、回復期病院に転院した後に短下肢装具へカットダウンするケースなどシームレスに連携し、対象者の早期在宅復帰に繋がるケースが見受けられた。

職能団体

Q23：補装具費支給制度において、独自の取り組みやツールがありましたら、ご記入ください。

(自由記述)

<独自の取り組み>

- ・ 地域で装具連携の会を立ち上げ、各病院とつながりを持ち、地域の方のサポートをしていく予定である。相談窓口などの体制作りを検討している。
- ・ 急性期・回復期・生活期の装具連携に関する講習会を開催し、各病期における役割や連携について意見交換する機会を設けた。今後は、各支部さらには各市町村レベルの病期での情報交換会を企画し、統一した評価ツールの構築や装具手帳の運用などについて、検討していきたい。

<独自のツール>

- ・ 連携のための「装具手帳」を試作段階だが進めている。
- ・ 下肢装具の「しおり」をHP上で公開している。
- ・ 病院内での「装具手帳」を検討している
- ・ 3年毎に発刊する「義肢装具士白書」にて、義肢装具の支給件数、義肢装具士のフォローアップ状況の調査を実施している。
- ・ 一般財団法人日本作業療法士協会において、会員向けサービスとして「福祉用具相談支援システム」及び、ICT・コミュニケーション支援に特化した「あいていたいむ」というシステムを構築し、補装具を含む福祉用具などの相談に対応している。

2. ヒアリング調査結果の詳細

アンケート調査の結果から、先進的な取り組みを行っていると考えられる機関を対象にヒアリング先を抽出した。多機関多職種との連携状況、フォローアップの現状と課題、各機関が実施している独自の取り組みなどについて聴取した。以下、特徴的な回答について記載した。

(1) 市区町村

【多機関との連携】

- ・ 申請内容に疑義が生じた際には、身体障害者更生相談所の職員へ必ず助言依頼を行っている。
- ・ 市の障害者福祉センターで常勤リハビリ職による相談事業を委託したり、毎月市医師会に補装具の相談対応可能な15条指定医を派遣依頼している。
- ・ 市内の主要な医療機関や介護保険事業所、障害福祉事業所に所属している理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の任意職能団体と毎月定例会を開催し、補装具に関する理解促進研修会の実施や実際の補装具製作時の支援を行っている。職能団体のメンバーには、二次医療圏域に設置されている地域リハビリテーション支援センターの委託を受けている医療機関の職員もおり、医師の意見書に困った時などの相談にも対応してもらっている。
- ・ アセスメントが不十分と思われる場合は、市として補装具費の支給を認めていないため、関係する担当者に不足している情報を提出させている。
- ・ 特例補装具など、身体障害者更生相談所の判断が必要なものについては判定依頼し、補装具業者と市で整合性の取れた対応をするようにしている。
- ・ 補装具費支給は職員2名体制で取り仕切っており、医療機関・業者等関係機関間の連絡等はすべて市が間に入って調整している。当市においては、身体障害者更生相談所と病院が直接やり取りをしていることはない。
- ・ 市で支給決定できるものについては身体障害者更生相談所と特に連携はしていない。
- ・ 身体障害者更生相談所で判定に不足している情報があった場合は、市に照会がある。市より関係者に確認し、それを身体障害者更生相談所にフィードバックを行う流れができており、確認方法は主に電話で行うことが多い。
- ・ 不足している情報として、身体障害者更生相談所から依頼があるのは「医療情報」と「生活情報」であることが多い。また、「生活情報」の入手先は家族、児童であれば学校の先生であることが多い。

【多職種との連携】

- ・ 装用訓練についてはケースに関わっているセラピストに依頼をしている。補装具費を新たに支給する際には、原則セラピストや技術的支援者の関与を確認している。また、支給券を送付する際に適合報告書の提出を依頼している。
- ・ 地域内に多職種間の円滑なネットワーク形成が出来ているかどうかで、補装具が有効に使用されるかどうかを左右されると考えている。
- ・ 補装具費支給において必要な専門職としては在宅生活をアセスメントできる福祉職、障害を医学的根拠に基づいてアセスメントできる医療職、補装具の構造等をアセスメントできる工

学系エンジニア(義肢装具士含む)、補装具制度に精通した行政職が最低限必要と考えている。更に、児童については上記の職種に学校生活をアセスメントできる教員職も必要である。

【特に連携が必要な補装具】

《義肢》

- ・ 特に筋電義手。職場での使用等について相談を受けるケースがある。利用者から聴取すべき情報は、身体障害者更生相談所と連携し聴取する仕組みが出来ている。

《装具》

- ・ 特に短下肢装具。一人の利用者に対して、セラピストによって提案する短下肢装具の機種が違ふことがある。在宅で複数のセラピストが関与している場合、意見が統一できないケースがあり、相談員が対応に苦慮している。また、本人が希望する機種と障害の程度や生活場面から必要と考えられる機種が異なるケースもあり、連携が必要となることが多い。

《車椅子》

- ・ 電動車椅子を含め、本人と補装具業者の要望のみで製作するケースが多く見られ、適切なアセスメントが実施されないために実際の生活では使えないというケースが多い。結果として支給して1～2年で再製作を求めてくることもある。特に、児童補装具については、「生活情報」のアセスメントが不十分な状態での製作が多い。

【フォローアップ】

- ・ フォローアップについても補装具製作に関与したセラピストや事業所、補装具業者に責任を持たせている。必要に応じて、市町村は後方的な立ち位置としての相談対応を行っている。
- ・ セラピストや義肢装具士、補装具業者等の予後予測やアセスメントが不十分で再製作を求めてくる場合でも、補装具の不具合を理由として申請がなされることが多く、課題と感じている。その都度、アセスメント不足の指摘と補装具費制度の説明を行い、再考させるようにしている。
- ・ 引渡し後に相談を受けることはあるが、不具合について、修理対応可能なのか、再作製が必要なのかは、市には専門職がないのでわからないので、補装具業者に引き継いでいる。
- ・ 巡回相談の場で補装具の不具合の相談を受けることはある。
- ・ フォローアップに関しては利用者からの要望がなく、制度上の必要性も特には感じてはいない。また、実際にあったとしても業務多忙なため、対応は困難である。
- ・ 要員が限られており、利用者の使用する補装具の経年劣化まで把握できていない状況である。
- ・ 利用者から相談がない限り、引渡し後の状況の把握はできていないのが実情であるが、利用者の周辺にいるケアマネジャーやソーシャルワーカーから相談が来ることはある。
- ・ 病院や理学療法士などの機関・専門職との連携も特段なく、包括的に連携を図れる場面がないのが現状である。

【独自の取り組み】

- ・ セラピスト向けの補装具制度を簡潔にまとめた説明資料や市民に向けた補装具の案内書類を作成し、必要に応じて渡している。
- ・ 補装具を希望したセラピストに、判定に必要な情報をまとめる作業（身体障害者更生相談所へ提出する情報提供書の作成）を依頼し、都合がつけば支給判定に同行いただき、製作からフォローアップまで一貫して行ってもらうようにしている。一人のセラピストがPDCAの流れを実際に経験することで、補装具費支給制度の理解を深めてもらうようにしている。

【借受け】

- ・ 借受けは現時点では希望者はいない。児童の成長対応で該当しそうなケースはあるが、医師意見書で全て購入の指示となっている。起立保持具などは学校内の限られた場面でしか利用しないにも関わらず、高額な海外製品を申請されるため、対応に苦慮している。実際に支給しても、2～3年後には成長対応として新たな起立保持具の再支給を要望されることがある。
- ・ 仮受けは現状申請依頼もない。身体障害者更生相談所が研修で周知を実施したが、問い合わせもほぼない。また、市区町村としてもオーダーメイドである補装具に仮受けの考え方は難しいと考えている。

【その他】

- ・ 県外で支給判定されたものが、県内では支給されないという、判定内容が変わったケースがあった。統一的な判定基準が明確に示されると利用者も混乱せず、市区町村としても助かる。

(2) 身体障害者更生相談所

【多機関との連携】

- ・ 意見書、処方箋の情報が不十分な場合は、判定ができないため医療機関や補装具業者に確認を取ることが多い。判定が困難な場合は、近県ブロック会議で相談している。ブロック内に専門家がいるため、相談しやすい。
- ・ 医師意見書から収集する情報はあくまで「医療情報」であり、「生活情報」は市区町村が収集していると認識している。
- ・ 判定会において、市区町村担当者、補装具業者、判定医が一同に集まるため、情報の交換や連携、質問、指導などを直接行っている。
- ・ 判定会は年間計画を作成し、3 か月ごとにスケジュールを県のホームページや市政だよりに掲載し周知している。年間 90 日程度開催している。
- ・ 市のユーザーが、県の更生相談所内の施設に入所している場合がある。その場合、市と県の身体障害者更生相談所が連携し対応することがある。
- ・ 義肢、装具に関しては、病院に入院中から情報連携を行っている。
- ・ 相談支援センターからユーザーの「生活情報」を聞くケースがある。
- ・ 身体障害者更生相談所としては、多機関との連携はほとんどない。必要時は、基本的に全て市区町村を通して確認、対応依頼をしている。市区町村が多機関と連携し、確認作業を行っている。主に「医療情報」の詳細を入手することが多い。
- ・ 判定困難時は、メールでブロック内の他の身体障害者更生相談所に相談している。情報を得ることはできるが、最終判断は自機関で実施するので判断に苦慮している。より明確な国の指針があると助かる。

【多職種との連携】

- ・ 書類に書かれていない不足情報を把握するために、医療機関の理学療法士や作業療法士に「生活情報」や「補装具情報」を確認している。
- ・ 補装具の相談会に参加する利用者に同行しているケアマネジャーや相談支援事業所の担当者と連携するケースがある。
- ・ 意見書作成に当たり、医師との連携が重要だが、医師が制度を十分に理解していない場合もある。
- ・ 処方する医師が処方箋について勉強する時間もなく、情報共有がなかなかできないため、処方情報を補装具業者から聴取する場合もある。
- ・ 判定医は非常に協力的で、判定会で補装具の本来の目的という視点で指導していただけるので、「医療情報」について質問しやすい。
- ・ 専門的知識を持っている職員が少ないため、補装具業者の協力を得ている。特に車椅子等は、デモ機を製作し、使用状況を動画で撮影してきてくれるため、判定に役立っている。
- ・ 難病申請の重度障害者用意思伝達装置の場合、保健師と利用者情報を共有し、導入に繋がったケースがある。

【特に連携が必要な補装具】

《義肢》

- ・ 義足は部品が多く、異なるメーカーの部品を組み合わせる場合があるので、判定業務が困難となり、義足に詳しい職員に確認するが多い。
- ・ 膝接手は難しいため、十分な連携が必要と考えている。

《車椅子》

- ・ 仕様に関する希望が多いため、情報収集が重要。仕様に必要な情報（障害の状況や変化等）は必ず身体障害者手帳にも記載してもらっている。

《歩行器》

- ・ 支給価格設定が低いのか、特例になりがちな傾向がある。

《座位保持装置》

- ・ 座位保持装置は細かい情報が必要である。例えば、家や学校では使用できるが、移動の車に入らない等の事例もあるため、「生活情報」の十分な把握が重要と考えている。
- ・ 子供が小さい時は親が抱えて移動させていたが、大きくなると動かせないため、時間の経過と状況も含めた情報や判断が必要である。

《補聴器》

- ・ 補装具の支給は1つが原則なので、両耳補聴器は判定が必要となり、両耳にする必要性についての情報を把握する必要がある。
- ・ 特例対応の場合は、市区町村や補装具業者との連携が必要である。
- ・ 補装具業者に所属している認定補聴器技能者や言語聴覚士との情報共有を希望しているが、実際は補装具業者内で判断するため、必ずしも認定補聴器技能者が対応するとは限らない。
- ・ 市区町村からの要望、実際の効果、障害特性に合うという3つの条件が重要なため、市区町村、業者、医療施設の連携が必要になる。
- ・ どうしても判定が困難な場合は、地域ブロック内で相談している。最近では軟骨電動補聴器のケースで相談を実施した。
- ・ 音が聞こえても、音自体の意味が分からないこともあり、稀にはあるが製作できないケースがある。また、口元の動きと合わせれば言葉として理解できる状況等、書面だけでは見えてこない情報も多々ある。
- ・ 障害児の補聴器は左右2個支給することが多い上、市区町村で判定するため特に連携が必要と考えている。

《重度障害者用意思伝達装置》

- ・ 視線検出式が基準に追加になったことで申請が多くなった。手が動く人も視線検出式で申請するケースがあるが、その必要性についても意見書に記載して欲しい。
- ・ 進行性の疾患の場合、書類への細かい状況記載が必要である。
- ・ 在宅の場合、身体障害者更生相談所から確認に行くが、ALS協会の方が事前確認してくれる場合もある。

【フォローアップ】

- ・ 地域包括支援センターでフォローアップできればいい、という意見もあるが、現状はできていない。
- ・ 民生委員やケアマネジャー等地域にいる人達と協力できるといいと考えている。
- ・ 補装具業者がメンテナンスやフォローアップを実施しており、利用者自身が市区町村に申請しているのが現状である。
- ・ 施設等を利用している利用者については、ソーシャルワーカーや相談支援専門員から情報が入手できるため、彼らとの連携が重要になる。
- ・ 補装具のフォローアップという考え方があることを今回の調査で初めて知った。今まで考えたことはなかった。

【研修】

- ・ 研修案内は県内の市区町村、補装具業者を対象に実施している。参加できなかった市区町村に対しては、研修会の資料を後送している。
- ・ 指定自立支援医療機関や15条指定医への研修は、立場上難しいと考えている。学会等に働きかけて、点数制などにしないと身体障害者更生相談所主催の研修会には出席しないと考えている。
- ・ 市区町村の担当者は、ほとんど1年程度で異動するため、基本的な内容での研修を行っている。また、判定会で質問や照会があった事項を共有している。

【独自の取り組み】

- ・ 国の指針を参考に独自に作成した研修会の資料（補装具の基礎知識と留意点）がわかりやすいという評価を受け、「補装具の手引き」の作成に繋げて市区町村や補装具業者に開示し利用してもらっている。
- ・ 「補装具の手引き」は、Q & Aの追加や留意点の見直し等を年1回実施し、改訂をしている。
- ・ 市区町村からの問い合わせ時は、「補装具の手引き」をまず確認したうえで電話照会するように依頼している。手引きの何ページを参照と回答することで、スムーズな対応に繋がっている。
- ・ 職員の異動も多いため「補装具の手引き」を利用することで、経験の浅い職員でも問い合わせへの対応がしやすく、対応の平準化と業務時間の効率化につながっている。
- ・ 医師意見書と処方箋以外にも独自の判定表を作成し、情報が不足しないようにしている。
- ・ 地域ケア連携会議などで、研修会、ワークショップ、意見交換会を行っている。地域包括支援センターや県内各事業所に連絡し、「障害者が地域で生活するために何をするか」や「何ができるのか」を検討している。大学病院の医師等も参加しており、対象テーマは、高次脳障害や脳性麻痺等を扱っている。医療的な内容の研修会等は、医療施設へも参加を呼びかけている。
- ・ 児童福祉、身体障害、精神保健、発達障害についての相談部門を県福祉総合相談支援センターとして一か所にまとめ、連携を図りやすくした。具体的な連携に向けた運用はこれからである。

- ・ 補装具協同組合が主体の意見交換会に身体障害者更生相談所も参加している。現場の意見を聞く機会が少ないため、業者を通して利用者の声を聞けるいい機会となっている。みんなでどう解決していくかを検討できる場でもある。お互いの要望のぶつけ合いではなく建設的に検討を実施している。

【借受け】

- ・ 借受け対象になりそうなケースはあるが、補装具業者が受けられない状況である。1か月ごとの評価やメンテナンスが義務のため、手間がかかるが見合った報酬がないことが主な理由として挙げられている。
- ・ 重度障害者用意思伝達装置のスイッチ検討のために借受けしたいと市町村から照会があったが、詳細を詰める前に補装具業者に対応できないと回答されたことがある。
- ・ 借受けのためには、補装具業者が多く在庫を抱えておく必要があるが、現実的には困難であり対応できない、といわれている。

【装用訓練】

- ・ 判定は装用訓練の実施を前提としている。市町村からの情報で、装用訓練を実施していないことが分かった場合、確認するよう差し戻す場合もある。

【その他】

- ・ 国の指針のもと、(公財)テクノエイド協会が出している資料やツールがあるが、各県で対応が少しずつ違う。全国统一したものがあればいいと思う。
- ・ 補装具費支給制度自体がまだ十分認知されていないと感じる。
- ・ 各身体障害者更生相談所に専門家を設置することは困難だと思うが、地域ブロック単位に必要な専門家が設置されると相談がしやすくなり、有効な連携ができると考えられる。
- ・ 補装具は原則1個支給という制度の説明が不足している。児童の補装具は、医療機関の判断で学校と家庭等、複数製作されることもある。18歳に達し、身体障害者更生相談所が初めて関わり、補装具は1個であることを説明するとトラブルになりやすい。
- ・ リハ専門職の教育カリキュラムや実習項目に、補装具や判定会について触れる機会を作るといいと思う。当県では、判定会にリハ専門職学生が実習で参加している。
- ・ 高額部品判定時は、「医療情報」で判定をしているが、厚労省に相談しても個々の判断と言われ困っている。もう少し詳細な情報提供をしてほしい。
- ・ 「試用訓練が必要と認められた場合に」と規定されている補装具について、詳細の確認方法が決まっていないため、補装具業者が労災病院と連携し、労災病院の基準を参考にしたことがある。
- ・ 隣県の身体障害者更生相談所と判定基準が違うことがあるため、補装具業者から判定基準が整合性のないことに対して苦情を受けている。
- ・ 公費での支給であることから必要最低限の適正な支給にしなければいけないため、何が適正かを十分に検討する必要がある。

(3) 指定自立支援医療機関

【多機関との連携】

- ・ 補装具業者と連携することが多い。
- ・ 意見書の作成については、補装具業者と相談し、日常の「生活情報」を含め記載している。
- ・ 身体障害者更生相談所からの連絡は、セミナーのお知らせや指示が中心である。
- ・ 身体障害者更生相談所の役割や機能が周知されていないため、身体障害者更生相談所内に誰がいるのかも分からない。連絡を取りたくても取れず、病院側から相談したくても相談できないのが現状である。他県の身体障害者更生相談所の話を知ると、顔が見え、直接判定依頼をするなど連携できていると聞くので、地域によって対応が異なると感じている。
- ・ 病院の意見書を身体障害者更生相談所に提出しても通らず、意見書の何が問題なのか不明のまま差し戻しになることがある。
- ・ 身体障害者更生相談所からの連絡は、セミナーのお知らせや指示が中心である。
- ・ 医療機関と身体障害者更生相談所の連携を図るには、県職員である専門職を人事異動などでローテーションできると、補装具に関する知識や経験が効率的に共有でき、連携が深まるのではないかと思う。

【多職種との連携】

- ・ 主に連携しているのは、補装具業者の義肢装具士である。
- ・ 補装具に関して、理学療法士・作業療法士等、リハビリ専門職間の連携は、自施設内でもあまりない。他機関との連携は、全くないと聞いている。
- ・ 理学療法士は医師の指示の下、義足の装着状況を確認することはある。
- ・ リハビリ職の役割分担は、補装具毎で異なるが、担当する補装具の種類も専門職の人数も多い理学療法士が関わることが多い。一方、車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置などは作業療法士が関わっている。

【特に連携が必要な補装具】

《義肢：義足高機能接手》

- ・ パフォーマンスがよくスムーズに作業ができる利用者の場合、可能な限りの接手を製作したい。そのため、「生活情報」を詳細に意見書に記載し、必要性を伝えられるよう心掛けている。
- ・ 部品が高額であるため、いくらまで支給できるのかといった情報があれば、金額を明確に利用者に説明しやすい。利用者自身に選択の余地ができるよう補装具ごとの支給金額についての連携があるといい。

【フォローアップ】

- ・ 身体障害者更生相談所が中心になって実施することが望ましいのではないかと考えている。
- ・ 地域の支援者によるフォローも必要と考えている。
- ・ 病院での診察や業者のフォローが不要な利用者は定期的に連絡し、検診のようなシステムを作ると有効ではないか。

- ・ 補装具の情報や購入・修理の履歴を把握できるQRコードやシールの貼付があると、補装具の経歴がわかり、医師としても判断が容易になる。最低限、身体障害者手帳に補装具の履歴を記載してもらいたい。
- ・ 耐用年数は、ガイドライン（補助が可能な期間）と実際の補装具の対応状況に違いがあるため、患者が認識できるように指導し、患者自らが不具合を訴えられるシステムが構築できるといい。
- ・ 国の政策として、現在は「医療」と「福祉」を分けているが、地域包括ケアシステムを推進するうえで「医療」と「福祉」の連携が必要であると考えている。

【独自の取り組み】

- ・ 補装具（特に義肢）に不具合があった場合、知識が豊富である補装具業者に直接見てもらっている。
- ・ 利用者へは、まず補装具業者に相談するよう指導しているため、医師の判断のもと、補装具業者に直接見てもらい、補装具業者の判断で病院に連絡が来る流れができている。

【装用訓練】

- ・ 医師と義肢装具士でフィッティングチェックをすることはあるが、装用訓練は自主訓練が中心となっている。
- ・ デモ機をメーカーから借りる場合もあるが、仮義足のようにトライアルができるといい。

【その他】

- ・ 補装具費支給制度においては、身体障害者更生相談所が中枢機関と考えているため、機能を明確にし、身体障害者更生相談所の医師と直接相談できるシステムがあるといい。施設職員に聞いても伝言ゲームになってしまうことがあり、また、医療機関の役割も明確になっていないため、調整が必要と考える。
- ・ 他県の申請者の依頼で意見書を作成した時、県が違うことで認められないケースもあった。各自自治体の連携も必要ではないか。特に近隣県では共通の情報が必要と考える。
- ・ 機関間連携システムを先に整え、多職種連携はその先の段階ではないだろうか。
- ・ 身体障害者更生相談所に常勤医を置き、積極的に理学療法士の関与を促すことができればいいのか。
- ・ 過去にあった事例で、補装具の意見書作成に慣れていない他科の医師は、必要のない部品までつけていた場合があった。現在は病院のリハビリ科医師が完成補装具の最終確認を実施しているが、病院内で完成補装具の最終確認ができない病院もあるので、身体障害者更生相談所が最終確認を実施できるといい。
- ・ 意見書の作成に手間がかかる。補装具の支給申請件数が少なく、特化した医師がいないことも意見書作成が困難な理由である。一方、介護保険の意見書の記載項目は、わかりやすいため、意見書の内容の見直しが必要ではないか。

(4) 補装具業者

【多機関との連携】

- ・ 補装具製作にあたり、医療機関からの指示を事前に身体障害者更生相談所に相談し、処方後の変更や作り直しを少なくできるように対応している。
- ・ 身体障害者更生相談所や医療機関のそれぞれの機関との連携、また、利用者との懸け橋をしている。
- ・ 県内に対応する補装具製作事業者が少ないため、他県の市区町村からも質問を受ける。
- ・ 製作する補装具については事前に連絡してもらうことで、補装具業者から市区町村の担当者に相談するようにしている。いきなり利用者が市区町村に行かないようにしている。
- ・ 障害福祉サービス事業所から直接相談を受ける場合もある。
- ・ 各機関との連携は、病気の進行を踏まえながら、機器の導入について一緒に考えていくというスタンスで行っている。
- ・ 利用者紹介は、役所、患者家族、ALS協会、病院、保健所（看護師・保健師）から受ける。
- ・ 本人の状況を支給決定する市区町村と共有し、共通認識を持つことが重要と考える。

【多職種との連携】

- ・ 医療機関の理学療法士や作業療法士、メディカルソーシャルワーカーから、情報を入手することが多い。
- ・ 児童の場合は、家族を通して、通学を含む学校での「生活情報」を収集する。
- ・ 利用者のニーズを考え適正な補装具を製作するためには、「制度情報」や「医療情報」以上に「生活情報」が重要と考えている。
- ・ 学校の先生は、学校での使い勝手だけで判断することも多い。
- ・ 医師がスムーズに処方箋を作成できるように、制度については熟知し、対応できるようにしている。
- ・ 「こういう風に使ったら自分達の生活が良くなる」という風に、患者側の立場に立って発言してくれる人がいると良い。そうしたアピールが少ないのでQOL向上にチャレンジできない現状があると感じる。
- ・ 利用者が補装具を2つ持っているケースがあったが、経緯が不明だったため、利用者の生活に介入しているソーシャルワーカーに状況を確認したことがある。
- ・ 判定機関に義肢装具士がいると利用者に必要な補装具の判定が過不足なく収集できるのではないかと。現状、補装具業者の義肢装具士任せになっている。
- ・ 理学療法士は補装具製作においては基本的に関与しない。「装具屋さんの方でいいものを作って」と依頼される。絶対に確認しなければいけない生活環境の情報等は、理学療法士に聞いているが、情報を求めなければ入ってはこないのが現状である。
- ・ 病院の場合、理学療法士から情報を得ることはできる。
- ・ 制度内、制度外も含め、補装具業者に在籍する義肢装具士が中心となって連携している。
- ・ 学校にも障害児の情報と補装具の情報、両方の情報を把握しているソーシャルワーカーがいると連携しやすい。

- ・ 利用者から訴えがあり、メディカルソーシャルワーカーやケアマネジャー等を通じて情報が上がってくることもある。
- ・ 連携する専門職としては作業療法士で、重度障害者用意思伝達装置のスイッチ（入力装置）のフィッティングの場面で連携している。
- ・ 重度障害者用意思伝達装置は一人では使えないため、コミュニケーション（メールやSNS）の相手が必要であり（多くは家族）、その方々がキーマンとなる。キーマンが重度障害者用意思伝達装置で何かしたいのかをどのように考えているかも重要である。

【特に連携が必要な補装具】

《義肢》

- ・ 部品が多く、組み立ても複雑で特に難しい。

《装具》

- ・ 片麻痺など状態変化の伴うものは、治療用装具を製作後、状態が落ち着いたら補装具を製作する。

【フォローアップ】

- ・ 介護保険には点検の義務があるが、補装具は点検の義務がないこともフォローアップが進まない理由の一つと感じている。
- ・ 基本的に補装具が利用者本人に適合しているかが分からないと介入できないが、利用者の周囲にいる人は補装具に対する知識が乏しいので、補装具が利用者にあっているかも分からない。たまたま周囲の状況で、誰かしらが動いてくれた時に対応するしかない。
- ・ 製作した補装具を引渡す際に、不具合や修理などについて連絡する手段と情報（補装具の緊急連絡先）を利用者本人に伝えるようにしている。
- ・ 利用者から連絡がこないと対応できない。一方で補装具の不具合を自発的に訴える利用者は少なく、色々な機関とかかわっていない場合、壊れていてもそのままになっているため、相談しやすい環境づくりが必要である。
- ・ 製作した補装具に関しては、会社としてフォローをすることはなく、補装具を製作した製作者本人が個人で確認することはある。
- ・ 補装具の状況が悪くなってからの連絡は多々ある。修理や耐用年数について説明すると知らなかったと話される。状況の回避のために必要なことは、身体障害者手帳を交付するときに連絡先や耐用年数を説明する等を市区町村で実施した方がいい。
- ・ 病院にかかっていない脳卒中の利用者などは、早い段階で補装具チェックができれば症状が悪化する前に対応ができるため、フォローアップは重要と考えている。
- ・ 現状では補装具の情報を十分に拾いきれていない。
- ・ 補装具手帳など、目に見えるツールを作成したことは、一部の病院で実施していたと聞いている。手間がかかるため、現在は実施していない。
- ・ 施設などに通っている障害者もいるので、地域のリハビリテーションセンターでの情報が入手できればいいと思う。
- ・ 地域包括支援センター等で、利用者からの情報を入手できる仕組みがあるといいと思う。

- ・ 利用者先の訪問や補装具の送料等、支給対象外の費用が多く発生する。利用者に請求しようにも今まで無料だったこともあり、言いづらさがある。制度として、サービスの範囲を明確にしてほしい。

【研修】

- ・ 毎回参加している。また、市区町村を対象に補装具について講師を依頼される場合もある。
- ・ 製作している補装具が異なるので、補装具の種目を分けた研修会を行っている。県内で福祉をメインにしている担当者が、利用者の意見を中心に困っていることを相談、検討して問題解決の場としている。

【借受け】

- ・ 装具の部品は、劣化、消耗あり、金属疲労もあるため、利用が困難と思う。
- ・ 借受けの実施についての具体的な指示がない。
- ・ 現状出来ない。貸し出すためには、必要なもの（部品等）を全て揃えないといけないため、負担が大きい上にメリットがない。
- ・ 個人の足に合わせたオーダーメイドであるため、義肢は無理だと考えている。

【独自の取り組み】

- ・ 身体障害者更生相談所が実施する研修会への参加はもちろんのこと、平成30年から補装具協同組合が主体となり、実務者中心の補装具業者説明会（義肢・装具と車椅子の連携会議）を実施している。意見交換や補装具への理解を深めている。行政職員や医師が参加する場合もある。
- ・ 補装具協同組合との連絡会議であがった課題に対し、「緊急対応マニュアル」を整備することができた。元々、緊急修理があった場合、諸手続きを行った後に修理していたため、時間がかかっていた。会議で検討後、電話での対応が可能になるようルールを見直し、「緊急対応マニュアル」を作成することができた。

【装用訓練】

- ・ 病院の車椅子で訓練を実施するので、実際の生活には適応していない。現状、退院日が決定しないと補装具が製作できないため、入院中に補装具の装用訓練ができる制度があるといい。

【その他】

- ・ 身体障害者更生相談所で作成している「補装具の手引き」は必要な情報が整理されており、非常に見やすい。ツールがあることで、余計な連絡をする必要がない。
- ・ 補装具手帳等のツールがあれば利用者にはいいが、補装具業者は人手が足りず、対応できない業者も多いので一律的に整備することは現実的には難しいのではないか。
- ・ 補装具費支給制度における国の指定額と現物の金額の実状とがあっていないと感じる。調整のために頻回の訪問やデモ機の送料等制度外の費用が多くかかる。それらに対しても支援制度があるとよい。

- ・ 修理項目を細かく設定してほしい。特に車椅子は利用者から注文が多いわりに意見書や処方箋の項目が少なく、確認作業が増えてしまう。例えば、多くの児童が制度上は設定のない車椅子に荷物をかけるフックを希望される。
- ・ 世の中の状況的には、補装具の材料が進歩し利用者のニーズに応えられるもができていますが、制度は変わらないため、この制度で利用者ニーズに応える製作、提供は難しい。
- ・ 治療用装具と補装具の両方を製作しているが、補装具の製作には時間と手間がかかり、難しいものが多い。
- ・ 車検のような共通の評価制度がないため、義肢装具士の力量に左右される。
- ・ 補装具業者の判断により、補装具の性能が左右される。利用者に合う補装具を手間と時間をかけて製作する業者もあれば、最低限の補装具を製作、提供する業者もある。
- ・ 補装具の修理や試用の申請方法をもう少し簡単にできるといい。加工などの調整が必要な場合に、見積もりを変えてまで対応できない。
- ・ 以前は判定表を確認することができ、経緯を見ながら可否判断でき無駄な作業を回避できていたが、業者への開示が一部になってしまい十分な情報収集ができなくなった。補装具の調整作業や支給費の無駄を省くためにも、以前のように開示してほしい。
- ・ 判定表が開示されなくなったので、判定会の情報を業者側で全て記録に残すようにしている。イラスト等も入れておくと後でわかりやすい。
- ・ 出先で評価、調整できることは一部である。細かい調整は、自施設で行うことが望ましく、来所いただく場合もあり、一人では来所できず送迎せざるを得ないことも稀にある。来所するために補装具調整用タクシー券などを必要回数提供してもらえると利用者の負担も減る。
- ・ やむを得ず、訪問による対応をする場合もあるが、トラブルにもなる可能性もあり、リスクが高いと感じる。
- ・ 治療用装具を使い続ける状況がある。補装具費支給制度の情報を伝えることも義肢装具士が行っている。

厚生労働省

令和元年度障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度における多職種・多機関連携に関する調査研究報告書

別冊（実態調査の詳細結果）

発 行 令和2年3月

発 行 者 MS & ADインターリスク総研株式会社

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町 2-5 ワテラスアネックス

TEL 03-5296-8976 FAX 03-5296-8941

この事業は、令和元年度障害者総合福祉推進事業の一環として厚生労働省から補助金の交付を受けて実施したものである。

禁無断転載